

令和七年

第三回定例会

第三回臨時会

令和7年 第3回定例会 第4回臨時会

瀬戸内町議会会議録

令和7年 9月10日 開会

令和7年 9月26日 閉会

令和7年10月27日 開会

令和7年10月27日 閉会

瀬戸内町議会会議録

瀬戸内町議会

瀬戸内町議会会議録目次

令和7年第3回瀬戸内町議会定例会

会期日程	3
第1日（9月10日）	
1. 議事日程	7
1. 本日の会議に付した事件	7
1. 開 会	9
1. 会議録署名議員の指名	9
1. 会期の決定	9
1. 議案第65号 令和7年度瀬戸内町一般会計補正予算(第3号)について	9
1. 議案第66号 令和7年度瀬戸内町巡回診療施設特別会計補正予算(第2号)について	35
1. 議案第67号 令和7年度瀬戸内町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について	36
1. 議案第68号 令和7年度瀬戸内町介護保険特別会計補正予算(第2号)について	38
1. 議案第69号 令和7年度瀬戸内町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)について...	39
1. 議案第70号 令和7年度瀬戸内町船舶交通事業特別会計補正予算(第2号)について	40
1. 議案第71号 瀬戸内町農林水産物直売所の設置及び管理に関する条例の一部改正について	47
1. 議案第72号 農泊推進型施設における指定管理者の指定について	47
1. 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	52
1. 認定第 1号 令和6年度瀬戸内町一般会計決算の認定について(説明)	53
1. 認定第 2号 令和6年度瀬戸内町巡回診療施設特別会計決算の認定について(説明)	53
1. 認定第 3号 令和6年度瀬戸内町国民健康保険特別会計決算の認定について(説明)	53
1. 認定第 4号 令和6年度瀬戸内町介護保険特別会計決算の認定について(説明)	53
1. 認定第 5号 令和6年度瀬戸内町後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について(説明)	53
1. 認定第 6号 令和6年度瀬戸内町屠畜場事業特別会計決算の認定について(説明)	53
1. 認定第 7号 令和6年度瀬戸内町船舶交通事業特別会計決算の認定について(説明)	53
1. 認定第 8号 令和6年度瀬戸内町古仁屋港上屋事業特別会計決算の認定について(説明)...	53
1. 認定第 9号 令和6年度瀬戸内町農業集落排水事業会計決算の認定について(説明)	53
1. 認定第10号 令和6年度瀬戸内町簡易水道事業会計決算の認定について(説明)	53
1. 認定第11号 令和6年度瀬戸内町水道事業会計決算の認定について(説明)	53
1. 散 会	56

第2日(9月11日)

1. 議事日程	59
1. 本日の会議に付した事件	59
1. 開 会	61
1. 令和6年度瀬戸内町各会計決算総括質疑	61
1. 令和6年度瀬戸内町各会計決算審査特別委員会設置, 付託及び委員の選任	100
1. 散 会	100

第3日(9月12日)

1. 議事日程	103
1. 本日の会議に付した事件	103
1. 開 会	105
1. 一般質問	105
○柳谷昌臣議員	105
○永井しずの議員	113
○里山正樹議員	118
○中村洋康議員	125
1. 散 会	136

第4日(9月16日)

1. 議事日程	139
1. 本日の会議に付した事件	139
1. 開 会	141
1. 一般質問	141
○栄克人議員	141
○元井直志議員	150
○伊東さおり議員	156
○泰山祐一議員	165
1. 散 会	179

第5日(9月26日)

1. 議事日程	183
1. 本日の会議に付した事件	183
1. 開 会	185
1. 認定第 1号 令和6年度瀬戸内町一般会計決算の認定について(表決)	185
1. 認定第 2号 令和6年度瀬戸内町巡回診療施設特別会計決算の認定について(表決)	185
1. 認定第 3号 令和6年度瀬戸内町国民健康保険特別会計決算の認定について(表決)	185
1. 認定第 4号 令和6年度瀬戸内町介護保険特別会計決算の認定について(表決)	185
1. 認定第 5号 令和6年度瀬戸内町後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について (表決)	185
1. 認定第 6号 令和6年度瀬戸内町屠畜場事業特別会計決算の認定について(表決)	185
1. 認定第 7号 令和6年度瀬戸内町船舶交通事業特別会計決算の認定について (表決)	185
1. 認定第 8号 令和6年度瀬戸内町古仁屋港上屋事業特別会計決算の認定について (表決)	185
1. 認定第 9号 令和6年度瀬戸内町農業集落排水事業会計決算の認定について(表決)	185
1. 認定第10号 令和6年度瀬戸内町簡易水道事業会計決算の認定について(表決)	185
1. 認定第11号 令和6年度瀬戸内町水道事業会計決算の認定について(表決)	185
1. 所管事務調査「こども育成環境整備に関する調査」委員長報告(文教厚生常任委員会)	191
1. 所管事務調査「第三セクターの運営についての調査」の中間報告(総務経済常任委員会)	193
1. 議案第73号 令和7年度瀬戸内町一般会計補正予算(第4号)について	194
1. 議案第74号 令和7年度瀬戸内町巡回診療施設特別会計補正予算(第3号)について	195
1. 議案第75号 令和7年度瀬戸内町簡易水道事業会計補正予算(第1号)について	197
1. 議案第76号 令和7年度瀬戸内町水道事業会計補正予算(第1号)について	200
1. 議案第77号 道路改修(補助金)工事(R7節子1工区)請負契約の締結について	202
1. 議案第78号 道路改良(補助金)工事(R7節子2工区)請負契約の締結について	203
1. 議員派遣の件	204
1. 防衛事業と地域共生調査特別委員会(特別委員会)	204
1. 所管事務調査 第三セクターの運営についての調査(総務経済常任委員会)	204
1. 所管事務調査 瀬戸内町の持続可能な介護に関する調査(文教厚生常任委員会)	204
1. 本会議の会期日程等議会の運営に関する事項(議会運営委員会)	204
1. 閉 会	205

令和7年第3回瀬戸内町議会臨時会

会期日程	209
第1日(10月27日)	
1. 議事日程	210
1. 開 会	212
1. 会議録署名議員の指名	212
1. 会期の決定	212
1. 議案第79号 令和7年度瀬戸内町一般会計補正予算(第5号)について	212
1. 議案第80号 公立学校情報機器(端末)整備事業費補助金に係る物品売買契約の 締結について	216
1. 議案第81号 古仁屋小学校校舎解体工事請負契約の締結について	220
1. 議案第82号 瀬戸内町災害被害者に対する町税減免条例の一部改正について	222
1. 閉 会	223

令和7年第3回瀬戸内町定例会

会 期 日 程

令和7年第3回瀬戸内町議会定例会会期日程

令和7年9月10日開会～9月26日閉会、会期5日間

月	日	曜日	会議別	会議の内容	備考
9	10	水	本会議	○開会 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○議案上程 ○決算総括説明	
	11	木	本会議	○令和6年度各会計決算総括質疑 ○令和6年度各会計決算審査特別委員会設置等	
	12	金	本会議	○一般質問(4名) 通告1 柳谷 昌臣 議員 通告2 永井しずの 議員 通告3 里山 正樹 議員 通告4 中村 洋康 議員	
	13	土	休会		
	14	日	休会		
	15	月	休会		敬老の日
	16	火	本会議	○一般質問(4名) 通告5 栄 克人 議員 通告6 元井 直志 議員 通告7 伊東さおり 議員 通告8 泰山 祐一 議員	
	17	水	休会	(令和6年度各会計決算審査特別委員会)	
	18	木	休会	(令和6年度各会計決算審査特別委員会)	
	19	金	休会	(令和6年度各会計決算審査特別委員会)	
	20	土			
	21	日			
	22	月	休会		
	23	火			秋分の日
	24	水	休会	(予備日)	議会運営委員会
	25	木	休会		
	26	金	本会議	○令和6年度各会計決算審査特別委員長審査報告 ○常任委員会委員長報告 ○議案上程 ○議員派遣の件 ○閉会中の継続審査・調査申出 ○閉会	

令和7年第3回瀬戸内町定例会

第 1 日

令和7年9月10日

令和7年第3回瀬戸内町議会定例会

令和7年9月10日（水曜日）午前9時30分開議

1. 議事日程（第1号）

○開会の宣告

○開議の宣告

○日程第 1 会議録署名議員の指名

○日程第 2 会期の決定

○日程第 3 議案第65号 令和7年度瀬戸内町一般会計補正予算(第3号)について

○日程第 4 議案第66号 令和7年度瀬戸内町巡回診療施設特別会計補正予算(第2号)について

○日程第 5 議案第67号 令和7年度瀬戸内町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について

○日程第 6 議案第68号 令和7年度瀬戸内町介護保険特別会計補正予算(第2号)について

○日程第 7 議案第69号 令和7年度瀬戸内町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)について

○日程第 8 議案第70号 令和7年度瀬戸内町船舶交通事業特別会計補正予算(第2号)について

○日程第 9 議案第71号 瀬戸内町農林水産物直売所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○日程第10 議案第72号 農泊推進型施設における指定管理者の指定について

○日程第11 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○日程第12 認定第 1号 令和6年度瀬戸内町一般会計決算の認定について(説明)

○日程第13 認定第 2号 令和6年度瀬戸内町巡回診療施設特別会計決算の認定について(説明)

○日程第14 認定第 3号 令和6年度瀬戸内町国民健康保険特別会計決算の認定について(説明)

○日程第15 認定第 4号 令和6年度瀬戸内町介護保険特別会計決算の認定について(説明)

○日程第16 認定第 5号 令和6年度瀬戸内町後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について(説明)

○日程第17 認定第 6号 令和6年度瀬戸内町屠畜場事業特別会計決算の認定について(説明)

○日程第18 認定第 7号 令和6年度瀬戸内町船舶交通事業特別会計決算の認定について(説明)

○日程第19 認定第 8号 令和6年度瀬戸内町古仁屋港上屋事業特別会計決算の認定について(説明)

○日程第20 認定第 9号 令和6年度瀬戸内町農業集落排水事業会計決算の認定について(説明)

○日程第21 認定第10号 令和6年度瀬戸内町簡易水道事業会計決算の認定について(説明)

○日程第22 認定第11号 令和6年度瀬戸内町水道事業会計決算の認定について(説明)

※ 散 会

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

令和7年第3回瀬戸内町議会定例会 9月10日(水)

○出席議員は、次のとおりである。(10名)

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	栄 克人 議員	2番	里山正樹 議員
3番	伊東さおり 議員	5番	中村洋康 議員
6番	泰山祐一 議員	7番	永井しずの 議員
8番	柳谷昌臣 議員	9番	元井直志 議員
10番	池田啓一 議員	11番	向野忍 議員

○欠席議員は、次のとおりである。(0名)

○職務のため会議に出席した事務局職員の職・氏名

事務局長	義永将晃	事務局次長	喜屋武純仁
庶務議事係	宮原美子		

○地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	鎌田愛人	保健福祉課長	信島浩司
副町長	福原章仁	建設課長	浜田高仁
教育長	盛島正行	水道課長	栄順二
総務企画課企画補佐	田原章貴	商工交通課長	勇忠一
総務企画課財政補佐	茂野清彦	水産観光課長	保島弘満
総務企画課人事補佐	勝田忠広	農林課長兼農委局長	永井健一郎
総務企画課DX推進室長	中島淳弥	会計管理者兼会計課長	保岡直人
税務課長	林敬郎	教育委員会総務課長	徳田義孝
町民生活課長	保岡忠洋	社会教育課長	昇憲二

△ 開 会 午前 9時30分

- 議長（向野 忍議員） ただいまから、令和7年第3回瀬戸内町議会定例会を開会いたします。
これより、本日の会議を開きます。
本日の日程は、お手元に配布の議事日程第1号のとおりであります。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（向野 忍議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
議席3番、伊東さおり議員並びに議席5番、中村洋康議員を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

- 議長（向野 忍議員） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。
本定例会の会期は、本日から9月26日までの17日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（向野 忍議員） 異議なしと認めます。
よって、会期は、本日から9月26日までの17日間にしたいに決定しました。

△ 日程第3 議案第65号 令和7年度瀬戸内町一般会計補正予算（第3号）について

- 議長（向野 忍議員） 日程第3、議案第65号、令和7年度瀬戸内町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。
- 町長（鎌田愛人） おはようございます。議案第65号、令和7年度瀬戸内町一般会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。
本予算は、2号補正予算成立後、新たに生じた事態に対処するため、所要の措置を行おうとするものですが、その主な内容は次のとおりであります。
まず、歳出について申し上げます。総務費に2億8,846万3,000円、民生費に1億4,493万9,000円、衛生費に4,778万1,000円をそれぞれ追加したこと。
次に、歳入について申し上げます。繰越金に4億2,544万3,000円、国庫支出金に1億361万3,000円、県支出金に3,769万7,000円をそれぞれ追加したこと。
次に、第2表について申し上げます。事業等の決定により、追加および変更を行ったことによるものです。
ご審議のうえ議決くださいますようお願いいたします。
- 議長（向野 忍議員） これから、質疑を行います。
質疑はありませんか。

○7番（永井しずの議員） 2点ほど質問させていただきます。

14ページ，2款1項18目12節委託料220万5,000円とあります。これは毎年変動するものでしょうか，固定化されているものでしょうか，伺います。

○総務企画課企画補佐（田原章貴） お答えいたします。本委託料は地域おこし協力隊の委託料となっております。

○7番（永井しずの議員） じゃ，固定化されているということですね。はい，ちょっと私のほうで勘違いしました，すみません。

次に，30ページ，10款4項2目12節，これも委託料ですが，新しい事業だと思いますが，その中身の説明をお願いいたします。

○教育委員会総務課長（徳田義孝） 幼稚園送迎業務委託の79万9,000円のことだと思いますが，これはひかり幼稚園のほうに加計呂麻のほうから通園されている園児が5名ほどおりまして，その子どもたちをフェリーまで朝早く迎えに行ったり，また預かり保育等が終わって夕方送ったり，その1時間程度，合わせても2時間程度以内だと思いますが，そこに係る送迎の部分をシルバー人材センターのほうに委託をしております，そこに係る経費を計上したものでございます。

○7番（永井しずの議員） ひかり幼稚園の職員の方が，歩いて子どもたちを送ったりする姿を見かけましたが，そのシルバー人材に委託されたのはいつからですか。

○教育委員会総務課長（徳田義孝） この7月の終りごろからであります，今年度に係る経費として計上したところでございます。

○7番（永井しずの議員） はい，了解しました。以上です。

○議長（向野 忍議員） ほかに質疑はありませんか。

○8番（柳谷昌臣議員） おはようございます。それでは，何点か質問させていただきます。

まず，14ページ，2款1項13目広報費の中のラジオ放送設備の委託料が減になっておりますが，そちらの要因について伺います。

○総務企画課DX推進室長（中島淳弥） お答えいたします。先日から議会答弁でもお答えしておりますが，当該法人瀬戸内ラジオ放送から7月11日付けで，7月3日付けですね，解散届が役場のほうに出されました。それを受けまして役場上層のほうで協議した結果，協定解除ということに判断いたしました。それによって，今年度予定していた委託料とラジオ放送に係る機器類の保守料，そちらの減となっております。以上です。

○8番（柳谷昌臣議員） はい，分かりました。解除というのは先日の説明のほうでも受けましたので，了解はしております。その上で，やはり町民の皆様，防災関係のですね，情報もですね，しっかりと，今後どうなのか心配している部分もありますので，そちらのほうはしっかりフォローできるように，また体制のほう，組んでいただきたいと思っております。また，その中で機材のほうが残っているかと思われませんが，そちらのほうの今後の利活用についてはどのように考えているんですか。

○総務企画課DX推進室長（中島淳弥） これまで放送業務に係る機器類につきましては，瀬戸内町

から法人のほうに無償貸与していたものがございます。こちらにつきましては、8月の19日に事業所と私たちと双方で、原状回復の確認を行って、返還を受けたところです。これから先は、廃棄するもの、売却するもの、保管するもの、3区分に整理し、適切に対応してまいりたいと考えております。以上です。

○8番（柳谷昌臣議員） 分かりました。今、廃棄するもの、売却するもの、保管するものということでしたが、もちろん使えなくなる機材もあるかと思えます。やっぱり売却できるやつは、それがどういう売却か分からないですけど、しっかりと売却先を決めていただきたいと思いますけど、あと保管するものもあるということですが、それはどのような利活用をお考えですか。

○総務企画課DX推進室長（中島淳弥） まだ具体的にどの機器類が保管されるかというのは、種別ごとにはしてないんですけども、前回の議会でお答えしていました、災害時に緊急で放送できる、ラジオ放送ができるという機器類がありまして、そちらは小さい機械なんですけど、今現在、役場の2階の放送室にも置けるような機材ですので、そちらのほうは保管することになると思います。そういった活用できるものについては活用していくということでございます。以上です。

○8番（柳谷昌臣議員） 分かりました。あと、あそこのラジオ放送をしていた場所、ありますけど、そちらのほうの今後の利活用についてはどのように今、なっておりますでしょうか。

○商工交通課長（勇 忠一） ラジオ放送のスペースのその後の利用についてですけども、まだ現在、片付けが済んでおりませんので、その片付けが済んだ後にですね、どういうふうに利用するか、公募等をしてテナントを募集するのか、そこら辺を決めて有効に利用する予定であります。

○8番（柳谷昌臣議員） 分かりました。あそこの場所で今、そのラジオ放送をしていたから、そういうふうには町民の方、また観光客の方々、やられていたと思えます。それで次に利用するということに、どういうふうにするのかということも、利用されている町民の方、観光客の方々も気になっているところだと思いますので、是非ですね、その有効活用、また、どういう使い方をすればいいかというのをしっかりと関係者、関係各所で協議して進めていただきたいと思います。

それでは、続きまして15ページいきます、15ページの2款1項24目、こちら物価高騰対策の給付金事業で扶助費を組んでおりますが、そちらのほうの内容説明をお願いします。

○税務課長（林 敬郎） お答えいたします。昨年、定額減税が実施され、減額しきれない金額があると見込まれる方に当初調整給付金として給付を実施しました。今回の給付は不足額給付として2種類あります。一つ目は不足額給付1として令和6年所得税及び定額減税の実施額が確定し、本来給付すべき所要額と当初調整給付金との間で差額が生じた方に不足額給付費として支給する予定にしております。対象となり得る例としては、令和5年の所得が令和6年と比べて少なくなった方ですね。そのほかに子供出生等により扶養親族が増えた方などが対象となり得ます。次に、不足額2として次の条件を全て満たす方になります。令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税所得割ともに定額減税前税額が0、本人が定額減税対象外の人となります。それと制度上、扶養親族から外れてしまう事業専従者や合計所得が48万を超えた方。次に、低所得者向け給付金令和5年、令和6年実

施の非課税給付金などの対象世帯の世帯主又は世帯主に該当しない方が対象となります。今回の総額給付に該当する方へは郵送にてお知らせしますので、そちらのほうを確認していただきたいと思っています。

○8番（柳谷昌臣議員） 分かりました。該当される方もそこそこ多いのかなと、額も額ですし、思いますが、先ほど郵送されるということで、郵送のほうはもうこれからする予定、それとももうお済みですか。

○税務課長（林 敬郎） 不足額1のほうの一部についてはですね、お知らせの郵送は済んでおります。そのほかに関しては今から郵送する予定にしております。

○8番（柳谷昌臣議員） 分かりました。郵送そのお知らせに対しても素早い対応をしていただきたい、そしてしっかり間違わずにさせていただきたいというのがありますが、それを郵送した後の給付される時期については、いつ頃を予定されておりますか。

○税務課長（林 敬郎） 本日議案として上がりましたので、こちらのほうで可決されればですね、すぐ支給のほうに入れるようにしていきたいと思っております。最終的な支給目標としては、10月末までに全ての支給が終わればいいかなというふうに考えております。

○8番（柳谷昌臣議員） 最終的に12月、10月下旬ということですので、ぜひそちらのほうをですね、10月下旬までにしっかりとそのお支払いのほうは終えるように、また努力していただきたいと思っています。

続きまして、18ページのほうの3款2項7目の補助金の中の給食支援事業というのがありますが、そちらの説明のほうを伺います。

○町民生活課長（保岡忠洋） 議員の質問にお答えします。この給食支援事業、これ民間の認可保育所、かな保育園と潤生会保育園、こちらのほうにですね、物価高騰の対策としての追加給付になります。以上です。

○8番（柳谷昌臣議員） はい、分かりました。このかな保育園と潤生会の二つの保育園ということですが、高丘のほうは、これは物価高騰の分は補助しなくても、まだいける状態でしょうか。

○町民生活課長（保岡忠洋） 高丘保育所につきましては、公立ですので補助の対象外となっておりますが、別でまかない材料費の増額を今回補正をお願いしているところでございます。以上です。

○8番（柳谷昌臣議員） はい、了解しました。続きまして20ページになります。4款1項10目の環境衛生費の中の報償費、ハブの買上げ、こちら460万3,500円という結構な高額だと思いますが、こちらについての内容を伺います。

○町民生活課長（保岡忠洋） こちらはですね、4月から7月までの一応ハブの買上げが前年度をかなり上回っております。昨年がですね、ハブの買上げで4月から7月までで1,008匹でしたが、今回4月から7月までで2,395匹になっております。おおよそ1.9倍になっている状況でございますので、今回補正をお願いしているところでございます。以上です。

○8番（柳谷昌臣議員） 分かりました。単純に考えて、やはり今年はハブが去年に比べて増えてい

るのかなと、今のもので思っておりますので、買上げもありますが、この注意喚起というのも、実際必要になってくるかと思えます。併せて町内のほうにハブが増加しているというような注意のほうもしていただきたいと思えます。

次に、その下になります、11目火葬場の中ですね、委託料、こちら253万組んでおります。こちらの説明をお願いします。

○町民生活課長（保岡忠洋） お答えします。この残骨灰、当然火葬をして、遺族が収骨をした後、残骨が残るわけですね。この部分が処理されずに納骨堂とかに納められていますので、この分の処理を行うための費用でございます。

○8番（柳谷昌臣議員） この項目、この費用というのは、あまり今まで見かけなかったと思われるんですけど、こちらは何年に1回とか、そういう決まっていらっしゃいますか。

○町民生活課長（保岡忠洋） これ恐らく、この残骨の処理というのがですね、ここ10年ぐらい、10年、15年ぐらいで出てきた話だと思います。以前していたかという、以前はしていないというふうに思っています。今回は初めてでございます。

○8番（柳谷昌臣議員） この処理というのもすごく重要になってくるかと思えますが、こちら処理をする場所のほうはどちらのほうになりますでしょうか。

○町民生活課長（保岡忠洋） これに付随してですね、残骨灰の中にある金属とかというお話にもなってくると思えますが、場所としては一応九州管内のできる事業者というふうに考えております。

○8番（柳谷昌臣議員） はい、分かりました。しっかりとしたその処分、できる場所のほうに運んでいただきたいと思えますし、また、残骨の処理をしましても、今後また出てくるかと思えます。10年20年に1回でいいのか、それとも何年か、また分けてしたほうがいいのか等も、また協議しなければいけないと思えますので、そちらのほうもしっかりと詰めていただきたいと思えます。

それでは、続きまして21ページの4款3項1目上水道施設費の中の繰出金で、簡易水道会計、水道会計のほう、特別分ということで予算を組んでおります。こちらのこの財源のほうですが、多分、歳入のほうを見ますと物価高騰対策費のほうを使っていると思えますが、こちらについての内容を伺います。

○水道課長（栄 順二） お答えいたします。今回の物価高騰対策支援といたしまして、水道の基本料金の減免、免除、免除措置というものを今現在調整行っております。今回のこの交付金及び交付金による限度額がございまして、そこからまた財政のほうと調整いたしまして、財源のほうを水道会計のほうに繰り入れていただき、そして実行に移すというような形で計画を今、しております。

○8番（柳谷昌臣議員） はい、分かりました。水道料の基本料金のほうの免除を、今計画しているということですね。私、一般質問のほうでも、この物価高騰対策を上げていますので、また中身については一般質問でお伺いしたいと思えます。

続きまして、23ページ、6款1項9目農地費の中の農用水資源開発調査ということで組んでおりま

すが、そちらの内容についてお伺いします。

○農林課長兼農委局長（永井健一郎） この農用水資源開発調査ですけど、嘉鉄地区の農業用水が完全に水不足となっています。今現在ですね、自然流下と地下水、2カ所から取水をしていますけど、それでもですね、水が足りない。今、時間制限で散水を行っている状態であります。それで、令和6年度に県のほうの事業でですね、地下水の水脈調査を探索でやりまして、今現在、農業をやられている耕作地に水脈が見つかったものですから、今年ですね、県のほうでボーリング調査を行いまして、水量、水質の調査を行いまして、農業用水で適しているかということ調査の費用となっております。

○8番（柳谷昌臣議員） はい、分かりました。嘉鉄地区ね、農業をされている方は、以前よりこの農業用水の問題で困っていらっしゃいましたし、要望のほうも上がってきたかと思います。それでこの調査をするのは、かなり前へ進んだと思いますが、こっちは調査のみで、この1,250万ということでもよろしかったでしょうか。

○農林課長兼農委局長（永井健一郎） ボーリング調査費がですね、事業費で2,500万されています、県営事業です。そのうちの負担金が50%の1,250万が町の負担金となります。以上です。

○8番（柳谷昌臣議員） はい、分かりました。調査も結構お金が掛かるんだなということを、また改めて分かりましたが、この調査をして、これ、農業用水として使えそうだなということが分かったときに、いつ頃からその工事に入られる予定でしょうか。

○農林課長兼農委局長（永井健一郎） 農業用水として使用が可能であればですね、町のほうとしては早速令和8年度から事業の実施を要望したいと思っています。以上です。

○8番（柳谷昌臣議員） はい、分かりました。そっちは調査のほうがスムーズに進んで、しっかり工事のほうまでつなげていけて、嘉鉄の農業をされている方々が一刻も早く、困りごとがなくなるように願っておりますので、よろしくをお願いします。

続きまして、25ページの7款1項3目の観光費の中でですね、修繕料、施設維持費に入っておりますが、こちらの場所はどちらになりますか。

○水産観光課長（保島弘満） 7款1項3目の修繕料の施設維持費80万6,000円の補正についてなんですけれども、これはその上の需用費、消耗品の25万とか、加計呂麻島展示体験交流館費の修繕料8万と関連がありますので、まとめて説明しますけども、まず加計呂麻島展示体験交流館のトイレのフロアの修繕が80万円程度必要になってきました。その加計呂麻島展示体験交流館の修繕料が少なかつたために、観光費の需用費と消耗品費から流用をしたということで、今回、修繕料施設維持費の80万6,000円の補正については、その流用した分の補填額ということになります。以上です。

○8番（柳谷昌臣議員） 加計呂麻島展示体験交流館の補修ということで理解してよろしいですか。

○水産観光課長（保島弘満） はい、そうですね、加計呂麻島展示体験交流館の修繕料、修繕をしたために、この款項目費、7款1項3目の修繕料の維持費がなくなったために、そこに補填をしたということなんです。

○議長（向野 忍議員） 場所はどこですかと聞いています。

○水産観光課長（保島弘満） そうですね、加計呂麻島展示体験交流館のトイレのフロア修繕です。

○8番（柳谷昌臣議員） はい、分かりました。これは加計呂麻島展示体験交流館の補修ですと、この5目になるのかなということですが、こちらの款項目で組んだということによろしかったですか。

○水産観光課長（保島弘満） すみません、説明がなかなかへたで申し訳ないんですけども、流用したために、加計呂麻展示体験交流館のフロア修繕のために観光費のほうから修繕料が必要になったために流用した分、その分を今回補正で補填したということです。

○8番（柳谷昌臣議員） その加計呂麻体験交流館に使った分を、この観光費から使ったので、そこにまた今度観光費の中に流用したということで分かりました。じゃ、この場所は加計呂麻体験交流館ということでよかったですか。了解しました。

続きまして、その下のほうになります、8款2項1目の土木施設管理費の工事請負費1,300万組んでおります。そちらの内容を伺います。

○建設課長（浜田高仁） お答えいたします。1,300万の内訳ですが、1,300万の内800万がですね、町道の阿木名伊須蘇刈線、海岸線の防護柵が腐食、老朽化で腐食してしまっていて、その補修修繕でございます。残りの500万がですね、加計呂麻のほうですが於斉諸鈍線、最近、イノシシ等で法面の土砂が道路のほうに流れ出ているというところがありまして、その除去はまた別で重機借上げ等でやるんですが、その後の法面のメンテナンスフリーとして張りコンクリートですね、を計画してまして、それに係る経費でございます。以上です。

○8番（柳谷昌臣議員） はい、了解しました。阿木名伊須蘇刈線のほうもですね、観光客のほうですが、例えばザ・シーンのほうに向かうときには、ナビを付けたら、あそこの道を結構やるみたいですので、海岸線のその防護柵、確かにちょっと錆びているとか、危険な箇所がありましたので、そちらもすぐ対応していただけるということで、それはもう本当に安心できると思いますし、於斉諸鈍線も土砂のほう flowed ということですので、今後、例えば道路もそうですけど、例えばイノシシとか、対策にもなるのかなと思いますので、是非そちらのほうもしっかりと着実に進めていただきたいと思います。

続きまして、26ページの8款6項1目住宅管理費の中の委託料、設計業務で組んでおります、そちらの内容を伺います。

○建設課長（浜田高仁） お答えいたします。この委託料200万はですね、高丘口の1号棟から5号棟に関して浄化槽の老朽化に伴う改善工事に伴う計画の委託でございます。令和8年度、今回の状況を踏まえて令和8年度に工事を行う予定としておりますが、それは結果次第でございますので、不具合があった場合には令和8年度で工事着手ということでございます。以上です。

○8番（柳谷昌臣議員） 分かりました。高丘の口の1号棟から5号棟の浄化槽の老朽化に対する確認の委託ということですね。新たに新しい住宅を造るという設計じゃないですね、はい、分かりま

した。そちらのほうもですね、しっかりと確認のほうはしていただきたいと思います。

それでは、続きまして30ページにいきます。先ほども質疑ありましたが、10款4項2目の中の幼稚園の送迎業務の委託料、こっちはひかり幼稚園の加計呂麻から来られるお子様の朝・夕方の送迎ということで、シルバー人材ということでしたが、この信愛幼稚園のときにもそれはしていたかと思えますけれども、このひかり幼稚園に変わって、この委託するまでは、その加計呂麻から通っていた子供たちは、どのように通園していらっしゃいました。

○教育委員会総務課長（徳田義孝） こちらに委託する前ということでありましてけれども、預かりの保育に入る支援員の方とかですね、園の先生方が行かれることもあったかと思えますけれども、預かり保育にあたる職員の確保ということからもですね、40人程度の子供を預かりながら、そこを抜けて送迎するというようなことも難しいこともありましたので、相談をして、この送迎業務の委託を総務課とも話したうえでですね、決定したところであります。

○8番（柳谷昌臣議員） はい、とても重要だと思います。幼稚園のこどもたち、歩かすのも危険ですし、またその預かり保育されている方々も、やっぱり仕事量が増えてきている部分もあるかと思えますので、こちらは是非していただきたいと思いますが、ひかり幼稚園はそういうふうにしておりますが、例えば附属幼稚園のほうはどうなっておりますでしょうか。

○教育委員会総務課長（徳田義孝） 附属幼稚園のほうはですね、現在、加計呂麻のほうからフェリーを利用して通園という子供はいないので、現在は実施しておりません。

○8番（柳谷昌臣議員） 分かりました。附属幼稚園も多分、に通う子が出てきたら、多分そうしないといけないのかなとも思えますので、そちらのほうも合わせてですね、今後また協議していただきたいと思えます。

あと、幼稚園だけじゃなく、例えば保育所に通われているお子様で、加計呂麻のほうから通われているお子様はいらっしゃいますか。

○町民生活課長（保岡忠洋） 高丘保育所が該当すると思うんですが、高丘保育所に加計呂麻から通っている園児は、現在おりません。

○8番（柳谷昌臣議員） 確かに加計呂麻のほうにもへき地保育園ありますし、その保育園児が加計呂麻から通うというのも、ちょっとやっぱり体力的にもきついものがあるかなと思えますので、いらっしゃるかどうかの確認でございました。はい、以上です。

○議長（向野 忍議員） ほかに質疑ありませんか。

○5番（中村洋康議員） 質問いたします。歳入についてはですね、歳出のほうの財源内訳のところ併せて質問したいというふうに思いますが、まず、13ページですね、13ページの地方債120万というふうにありますけれども、これは庁舎管理の修繕料に充当しているのかなと思えますけれども、何か、新設で何か設置されるんでしょうか、お伺いします。

○総務企画課財政補佐（茂野清彦） この一般管理費の120万の起債は、緊急防災減災債となっております。この起債が令和7年度までの期限で、今使える状況になっておりますけれども、これを歳出

側としては庁舎管理の修繕料のほうに当てています。これは今、企画課の改修を災害対策本部兼会議室という形で取り扱っております。その関係上、災害対策本部に関しての起債が対象となるということで、財源を付けさせていただいております。あと、その横の100万が、実際220万のものになるんですけども、ここも公共施設維持管理基金を当てて220万になっております。先ほどのすみません、220万なんですけれども、災害対策本部だけではなくて、今後の機構改革に併せて変化するような対応も、一応考えております。

○5番（中村洋康議員） ですから、現在あるものが老朽化して、修繕が必要だからというんじゃなくて、新設で何かを設置するというようなことなのかなということをしているんですけどね。

○総務企画課財政補佐（茂野清彦） 新たな新設というよりは、今ある企画課の部屋等を改修するということになります。

○5番（中村洋康議員） それでは14ページです。14ページの2款1項の4目ですね、これもその他の120万の財源、これは何なのかを質問いたします。

○総務企画課財政補佐（茂野清彦） お答えいたします。財産管理費の120万は、公共施設維持管理基金のほうを充当しております。歳出側の委託料、伐採業務についてですけども、ここは住民から依頼のあった町道とかではなく里道とか、財産管理側で管理している道、その他施設等に関しての対応になっております。

○5番（中村洋康議員） 次ですね、15ページの18目ですかね、企業立地雇用創出の促進費ということで、先ほども質疑ありましたけれども、この地域おこし協力隊業務の220万5,000円ですね、これはいわゆるチーム西方による持続可能な町づくり事業という中でのものだというふうに思いますが、これは指定管理者ということですね、その管理運営については委託料という形でありまして、これとは別に、この地域おこし協力隊という、任命されるんでしょう。その辺のことをですね、任命されていく、個別に業務委託するということについての説明を求めます。

○総務企画課企画補佐（田原章貴） お答えいたします。この地域おこし協力隊は委託型となっております。通常地域おこし協力隊は、自治体が会計年度任用職員として採用する、雇用するパターンが多いんですけども、今回は、今うちのほうで進めております農泊推進型施設の指定管理者と連動した形で、この協力隊が地域おこしに従事してもらうということを考えております。雇用形態としましては、町と隊員の間で業務委託契約を締結しまして従事してもらうという流れになっております。以上です。

○5番（中村洋康議員） 先ほども申し上げましたけれども、この施設を全体のですね、設置管理運営を指定管理者として委託するということになりますけれども、その場合にですね、やはりこの地域おこし協力隊、今度は管理が別だと、町のほうで委託なので、先ほど連動、連携するという話ではありますけれども、結構、連携がうまくいけばいいけどなということですね、少し危惧したりするんですけども、具体的にこのチーム西方にあらとんとんのですよね、施設でどのような業務につかれる方を、この地域おこし協力隊として業務委託するんでしょうか、伺います。

○総務企画課企画補佐（田原章貴） お答えいたします。この地域おこし協力隊の業務としまして、農泊推進型施設のほうに食事処を整備しております、そちらのほうで飲食の提供業務を軸に行ってもらおうと、もう一つが、西方エリアの地域資源を活用した食の提供ということで、各集落集落に様々な郷土料理等もあるんですけども、そちらのほうも伝承というか、教育にもつなげたりですね、そういった古くからある食を、今後継承していくための取組というのもしてもらいたいと考えております。

○5番（中村洋康議員） 中身については分かりました。いわゆるその調理人の責任者という形で業務委託するということになるんだろうと思いますけども、やはりあそこで料理の提供をする場所というのは、その宿泊と合わせて大きなウエイトを占めると思いますので、それを何というんでしょうね、すごく良くしようと思ったらその分、この方の業務委託はこれで済むんでしょうけれども、管理運営として新たなというか、大きくですね、費用も掛かってくると思いますので、その辺はやはり連携をですね、是非町のほうで、担当のほうでですね、併せて取っていただくようにですね、していただきたいなというふうにお願いしたいと思います。

次いきます。15ページの24目物価高騰対策の給付金、先ほどの説明でよく分かりましたけれども、私も一般質問でやりますので詳しくは聞きませんが、令和6年度に定額減税、この給付があって、その調整というか、精算という部分でのですね、ことになるというふうに思いますけれども、全体的な世帯数としては、どういう見込みですか。どういう、何世帯というのが分かればお答えください。

○税務課長（林 敬郎） お答えいたします。まず先ほど2種類あるというお話をしましたが、不足額給付1というのでは、世帯というより対象者数が、現在分かっているところで720名ほど、金額にしまして2,273万ほどを予定しております。不足額給付2のほうですね、こちらのほうが50名ほどを予定しております、金額が200万ほどを予定しております。それとは別で、令和6年の1月2日以降に瀬戸内町に転入して来た方、こちらは基準日が令和7年の1月1日ですので、去年転入して来た方も不足額給付の対象者となります。ただし、今情報をですね、集めている段階で、何名が該当するか、または金額的にいくらになるかというのは、今からの情報収集の後に分かることになります。以上です。

○5番（中村洋康議員） 18ページです。4款1項の2目ですね、予防費のこの委託料ですね、带状疱疹ワクチン予防接種業務、そしてコロナワクチン予防接種という形で委託料がありますが、この内容説明とですね、あとこれは特定財源がなかったのかどうかということについて、併せてですね、お聞きしたいと思います。

○保健福祉課長（信島浩司） 中村議員の御質問にお答えいたします。この二つのワクチン予防接種でございますが、带状疱疹ワクチンと申しますのは、島でいう、いわゆるどうまきのことでございますが、これは幼いころに水ぼうそうに罹った症状が治った後にも体に残って、年を取ってから人によっては発症するという病気で、症状でございますが、これについてはですね、国のほうで2025

年度から65歳以上の方への予防接種を行うようにということが決まりました。予防接種法の中にもそれは明記してありますが、財源についてはですね、予防接種するよにということ示されているんですけども、財源のほうは自治体の手出しとなっております。財源については、この下のほうのコロナワクチンのほうもですね、同等でございますが、これにつきましては実績に応じて普通交付税の中に算定されるということでもありますので、実績に応じて申請していきたいと思ひます。帯状ワクチンにつきましては、65歳以上が対象となりまして、今年度は65歳から段階的にですね、5歳刻みで65、70、75と、100歳まで対象でございます。この5歳刻みといひますが、ワクチンの接種後5年間は有効に働くということ5年刻みとなっております。コロナワクチンにつきましても同様でございます、65歳以上の高齢者の希望者を対象としているところでございます。以上です。

○5番（中村洋康議員） もう一つ、その負担割合ですね、いわゆる個人負担とこの公費の支出している予算がありますがけれども、その割合をちょっと教えていただきたいと思ひます。

○保健福祉課長（信島浩司） 帯状疱疹ワクチンにつきましては、自治体のほうの負担とあります。コロナワクチンにつきましては、奄美本島側の5市町村で申し合わせをしまして、個人負担4,000円、自治体負担が1万1,600円でございますので、大体25%ほどの個人負担割合となります。

○5番（中村洋康議員） 帯状疱疹の場合は個人負担はなしということですか。

○保健福祉課長（信島浩司） 帯状疱疹のほうは、確認させてください、申し訳ないです。

○5番（中村洋康議員） 次いきます。21ページお願いします。21ページの4款3項1目ですね、簡水等水道事業会計への特別繰出しということで、先ほど説明もありました。基本料金の免除ということでもあります。先ほども少し調整中ということでもありましたけども、あのですね、物価高騰対策の支援ということですね、これは大きな町民に対する説明というか、施策の実施でありますけれども、これ、繰出しはするけれども、それぞれの特別会計の繰入れの予算は出ていないと、調整中ということでありましたけども、やはり、この予算編成上ですね、一般会計から特別会計へ繰出すのであれば、特別会計のほうでもそれを組んで繰り入れるというような措置があればですね、時期的なものは先にあったとしてもですね、何か、物価高騰での水道料金の基本料金の免除という形で施策をですね、町民の方にお知らせすることができると思ひんですけども、特別会計で補正予算措置しなかったということについては、どういうことなのか、説明をしてください。

○水道課長（栄 順二） お答えいたします。水道会計において予算措置をしてないのはどういうことかということでございますが、実際ですね、計画から実行に移すまでには、様々なちょっと調整といひますか、必要でありまして、実際にそれを時期ですね、どの時期に行うか、実際にその請求に対して免除を行うのを、何月するのか、何カ月するのか、そういったことの調整を今行っておりまして、実際、先ほど申し上げましたように、限度額ほうもございまして、それに対しまして3カ月調整した場合の不足分、また4カ月とした場合の不足分、そういったものをもろもろ考慮しながら検討している状態でございます。財政のほうでですね、その不足分に対しては、このぐらいの

調整できるのではないかとということが返答がおりまして、財政のほうが先にですね、補正予算のほうでは対応していただいているという形でございました。実際の補正予算通過後に実際に免除を行う月、また期間、そういったものをしっかりと決めて対応していきたいというふうに考えております。

○5番（中村洋康議員） その調整というのは、もちろん分かるんですけど、私が言っているのは、予算措置の問題であってですね、一般会計では繰出しをするのに特別会計では繰入れをしないということの、そのことについての質問ですので、今調整されているというのは重々分かっています。ですから、今回こういう形で繰出しをしたとしても、実際執行する特別会計では何も予算措置をしてないわけですので、次になると12月になるんでしょうかね、12月以降という形に、今鋭意調整中ということになるわけですよ。そうすると今、一般会計で物価高騰に対する水道減免の基本と、免除ということで繰出ししていたとしても、別にこれは今回する必要もなくですね、12月にあわせてしてもおかしくない話しであってですね、その辺の予算編成上のことをですね、是非会計ごとの調整を取っていただきたいなというふうに申し上げておきたいと思います。

次にいきます。24ページです。6款2項の4目ですかね、林道管理、これは想定はできるんですけど、このその他の特定財源の歳入を教えてくださいたいと思います。

○農林課長兼農委局長（永井健一郎） この歳入はですね、4月にですね、森林土木係が農林課に来まして、移管になったもんですから、当初予算でですね、林道、使用料ですね、道路占用使用料、それが建設課のほうの土木施設のほうに入っていましたので、今回補正でですね、林道管理のほうに歳入をさせてもらいました。

○5番（中村洋康議員） それでは最後ですけれども、29ページですね、の10款2項の2目ですね、教育振興費の加計呂麻留学の補助金780万4,000円を補正をしておりますけれども、これは対象者が増えたということになるのか、この内容の説明をお願いいたします。

○教育委員会総務課長（徳田義孝） 加計呂麻留学制度小学校の経費でございますが、おっしゃるようにですね、当初計上していた19人を想定して計上しておりましたけれども、5名ほど増えましたので、その子供たちの補助に係る経費を計上しております。

○5番（中村洋康議員） 以上です。

○議長（向野 忍議員） ほかに質疑はありませんか。

休憩します。再開は10時45分とします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時45分

○議長（向野 忍議員） 再開します。

○保健福祉課長（信島浩司） 先ほどの中村議員の御質問の中で、答弁できない部分がありましたので、改めてお答えいたします。

带状疱疹ワクチンの町負担と個人負担のところでございます。带状疱疹ワクチンには2種類ございます。一つが生ワクチンというものでございまして、これが全体額が8,860円で、個人負担のほうは3,000円、公費負担のほうは差額の5,860円でございます。これが生ワクチン。もう一つが不活化ワクチンというものでございます。これが少々高額でございまして、これがですね、2万2,000円から2万4,000円でございます。この金額に幅がありますのは、病院によって仕入れも異なるところの差額と、実際に病院で設定している金額ということでございまして、病院によってばらつきがございしますが、公費負担のほうを固定する形になります。これにつきましては公費の助成額を1万2,060円ということにしておりまして、それぞれの病院で設定している金額からの差額が個人負担ということになります。おおよそ1万から1万2,000円ほどの負担が発生するというところでございます。以上でございます。

○6番（泰山祐一議員） 質疑のほうをさせていただきます。まず、歳入のほうは10ページからお願いいたします。先ほどの質疑答弁の中でもあった箇所かと思いますが、改めて整理したいと思しますので、お聞かせいただきたいと思います。

14款2項1目のこちら、それぞれ重点支援の物価高騰対応地方創生臨時交付金の推奨事業837万円、そして不足額給付3,300,461万円ですね、それぞれどの事業に歳出で使っているのかという点、改めて確認させていただいてよろしいでしょうか。

○総務企画課財政補佐（茂野清彦） この二つの事業につきまして、まず最初の推奨事業の837万円は、予算書で21ページになります。21ページの4款3項1目の上水道費に充当しております。もう一つの3,346万1,000円不足額給付に関しましては、予算書では15ページになります。15ページの2款1項24目に充当をしております。

○6番（泰山祐一議員） はい、承知いたしました。続きまして、歳入の12ページのほうをお願いいたします。こちら20款諸収入の5項雑入のところになります。こちらの退職手当組合負担金精算金ですね、当初予算でも7億ほど上がってございましたが、今回、5,362万9,000円の減額となっております。その理由についてお尋ねしたいと思います。

○総務企画課財政補佐（茂野清彦） 今回、当初予算で約7億の歳入を組んでおりましたが、6年度の時点の精算額というのがその時点では分かっていませんでした。今回6年度の退職手当、退手組合から出していただいた分が差し引かれた分がこの5,300万になりましたので、ここで減額させていただきました。

○6番（泰山祐一議員） はい、分かりました。その1年間での部分で、この金額の差額があつての減額ということでしたので、ただ次回以降ですね、こういった部分がありましたら、是非この分ちょっと額が大きいのかなと思われましたので、その辺りのほうの算出方法のほうもですね、何か生かせる部分があれば御検討いただきたいと思います。

そしてその下、金額は小さいんですけども、歳出のほうと倣ってちょっとお話をさせていただき、聞かせていただきたいと思いますが、残骨灰処理に関するお話で、金属売払収入1,000円です

ね、というふうに書いております。そして歳出のほう、ちょっと見ながらお話したいと思いますが、先ほどもいろいろ質疑答弁もありました火葬場費のほうですね、20ページの4款1項11目となりますが、こちらのほう今回委託料で253万円組んでおります。そのところでちょっとお尋ねしたいんですけれども、今回のこの歳入で1,000円組んでいるところですね、ちょっとどういった理由なのかなというところから、ちょっと伺いたいなと思います。

○町民生活課長（保岡忠洋） 議員の質問にお答えします。このまず1,000円というのは、実際、金属がどれだけあるか、当時、売払い時の単価とか、そういった部分もございまして、想定がつかないということで、一応歳入はありますという項目で上げているものでございます。実質のところ、委託をして、処理して、初めて量とか金額とかが出てくるもので、ちょっと現在、我々では想像がつかなかったもんですから、予算上、一応1,000円というふうにさせていただいております。以上です。

○6番（泰山祐一議員） 今後、このあたりの部分を精査していただくということですね。その上で、この委託料の253万円ということで組んでおりますけれども、これは今火葬場のほうにある、この灰のところの量とかですね、それで算出していらっしゃるのか、ちょっと積算根拠のところを御説明いただきたいなと思います。

○町民生活課長（保岡忠洋） これについては、島内にですね、処理する施設がないと、当然、島外搬出ということで、調べたら鹿児島県内にもないと、一番最寄りが熊本であると、熊本に処理施設が、処理施設というかですね、民間企業ですけれども処理施設があるということで、熊本で処理する海上輸送費、それから陸路輸送費、そういった一応コンテナとして、コンテナで運ぶ、土嚢に入れてコンテナで運ぶ、一応計画になっておりますので、コンテナが大体7基分ぐらいのコンテナで運ぶ予定にしております。

○6番（泰山祐一議員） はい、承知いたしました。あとですね、是非この部分、今各自治体のほうでも同様に、今この処理をしながら、そして今言われていた部分での、何か貴金属類が出てきた際の売りの収入というような形で、財源として活用しております。その中で、当局として今回、流れとしてちょっと考えているところの、ちょっと・・・をちょっと確認したいんですけれども、瀬戸内町のほうから委託事業者のほうに委託をする。そして委託事業者のほうが今回の委託を受けて事業の方向になって、貴金属が出てきました。そうした際に、貴金属をその委託事業者が実際に換金等々をした中で、それが歳入として入ってくるのか。それとも、瀬戸内町のほうに貴金属の現物というものがきたうえで、町がその貴金属を売払いするというような形になるのかというところをどのようにお考えでしょうか。

○町民生活課長（保岡忠洋） 金属についてはですね、当然、委託をして処理して、その段階で出てくるものと考えております。これについては、委託業者に売買をお願いした形で数量と金額と単価含めてお願いをして、返していただくと、売買を含めてお願いをするという形を考えております。

○6番（泰山祐一議員） はい、分かりました。この、進めていくに当たってほかの自治体の事例で

すけれども、やはり、住民の皆様、いらっしゃる中で、全員が全員、そういった対応というものの中で、御納得をいただけるかどうかというようなところなども、この話を聞いた際にですね、いろいろなお気持ちを思う方もいらっしゃるということで、事前にアンケートを取られた中で、そして大半の方がこういった、今考えている瀬戸内町のような取組をやっていただきたいというような流れを取っているというような形で、丁寧に進めているところもございましたので、是非そういったところで、今回この事業を行って行くにあたって、是非そういったところの周知広報というところもですね、この事業を行った中で、この貴金属類がどのくらいの量あったのかとかですね、そういったところも是非今後結果としてお伝えしていただくような委託契約のほうを結んでいただきたいなと思いますので、そちらのほうよろしくお願ひしたいと思います。

では次のほう、行かせていただきます。次、話のほうもございましたラジオ委託のほうの話の減額の14ページに移りたいと思います。こちらのほうですけれども、ラジオ設立依頼十数年ですかね、行われて、今回新たに海の駅のほうに設置のほうを設けて、新たな事業者で数年ですね、行ったというような中で、瀬戸内町としても本意ではない形だとは思うんですけれども、今回、ラジオの事業ができなくなってしまったというようなことで、そして今回の減額のお話をいろいろ質疑、そして答弁の中で聞かせていただく限り、もう今後、このコミュニティラジオというものを実際瀬戸内町で、ちょっと再開する意向がないのかなというふうに感じたところなんですけれども、その辺りに関して、町長自身もですね、これまでこのコミュニティラジオに関して、施政方針等々でもいろいろ掲げられていたところだと思いますので、今後の方針、どのように町として固まっているのかという点、町長のほうに確認させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○総務企画課DX推進室長（中島淳弥） 回答いたします。施政方針には各公式SNSやコミュニティFM放送の特徴を生かした情報発信に努めるということを記載いたしました。コミュニティFM放送の特徴としましては、地域密着性の高さですとか、あと災害とか、防災上の緊急情報の伝達手段、そういった、あと地域コミュニティ活動の場、そういったところを強みだと思っております。今後はそういった強みをですね、ほかの媒体ですとか、そういったところで代替を図りながら情報発信に努めていくということになると思います。各種公式SNSですとか、あと広報紙ですとか、そういったところを活用して、足りないところは職員からアンケートを取ったり、住民の方からアンケートなどを取ったり、なるべくできる限り多くの住民の方に情報が届くようにしたいと思えます。あと、どうしても届かないというところにはですね、これまでどおり各囑託、各集落の囑託員ですとか、民生委員の方とか、そういったアナログ的な部分も活用しながら、対面での有用性、そういったところも重要視しながらですね、放送伝達手段、情報発信手段、そういったところには・・取り組んでまいりたいと思っております。以上です。

○6番（泰山祐一議員） 以前、議会のほうでいろいろ御答弁いただいた内容なども含めながら見解をいただきました。是非ですね、ちょっと町長のほうに、今回、このラジオの一件に関して、今担当のほうからもお話がございましたけれども、コミュニティラジオに関しての再開というものは、

もうしないというような意思決定をされているのかどうかというようなところについてですね、改めてお示しいただきたいなと思います。

○町長（鎌田愛人） 再開は考えておりません。

○6番（泰山祐一議員） はい、分かりました。この流れの中ですら、今奄美FMのほうで代表を勤めていらっしゃる方の記事のほうがございまして、やはりこういったコミュニティラジオを通して自分たちの島の文化というものを言語化していくというような目的を持たれながらですね、このコミュニティラジオのほうを経営等々も苦しい中、続けていらっしゃるというようなものを拝見させていただいたことがございます。非常にそういった部分でも、やはりこのコミュニティラジオを通して、実際に本町にいらっしゃる、特にラジオを必要とされる方は、普段農作業をしたり、何かお仕事中だったり、家にいる中で、自然と自分たちの耳に聞こえてくるというようなものが、もうなくなってしまふというようなことに関しては、やはり情報発信を、ことに関しては、それはそれでやっていただきたいところではあるんですけども、やはり地域とのつながり、今どういったことの暮らしが、今地元新聞だけではないものの中で聞こえてくるのかというようなことは、やはり非常にもの寂しいものがあるというようなところでの、町長がこれまでやっていきたいと思われていたので、何か施策として、大和村方式だったりとかですね、そういった形でラジオが続けられないものなのかなというふうに、私自身はこの1年ぐらいですかね、このやり取りをしながら感じていたところなんです。しかしながら、そういう意思決定をされたということですので、これからはじゃ、新しくその情報発信を通しながら、是非地域の方たちと、このコミュニティラジオがなくなっても、やはり瀬戸内町は何か新しい取組をしてくれたなというような肌感を持ってもらえるような取組にですね、是非DX推進室のほう並びにほかの担当課ともですね、つなげながら取り組んでいただきたいなと思います。また、こちらのほう、ラジオの今、跡地のところですね、先ほど商工交通課長のほうからもありましたが、今後要検討だと思いますけれども、ここに関しては、令和7年度中にはおおよそどんな活用の仕方をするのかというようなことは決まりそうなんでしょうか。

○商工交通課長（勇 忠一） ラジオスペースのその後の利用についてはですね、今月初めのほうに総務企画課、水産観光課と商工交通課交えて、いろいろ協議をしたところでありまして。まずは、海の駅の主管である商工交通課のほうへ、まだ中身のほうがありますので、それを返していただいております。その間で公募によるテナントを募集するのか、それとも庁舎内で協議のうえ、有効な利用方法とかですね、そういうのがあった場合にはそちらのほうに使用したいというふうに考えております。

○6番（泰山祐一議員） 是非そのあたりもですね、あの場所がやはり目立つ位置でもありますし、何か活用をできるようにですね、考えていただきたいとも思います。一つ、改めて知らない方もいらっしゃるかもしれないので、共有させていただきますと、令和3年度、コロナ禍のときですね、こちらの地方創生臨時交付金を活用して、今回、この1,200万円ほどですかね、を活用して、このラジオ移転というものを行いました。改修工事や開局の業務委託というものを行ったというような

議決のほうも行っております。やはりそうした中で、それだけの予算というものが、今、海の駅でラジオをやるというようにあるときにあったというような中で、今回、町としては本意ではない形だということは重々理解しておりますけれども、やはりこの部分をラジオに限らずですね、事業者に委託する際に、どう伴走していけばいいのかというようなことは、非常に大事なことだと思います。こちらは後ほど指定管理の議案のほうもございまして、そういった中で、本町がどういう形で委託事業者ともですね、向き合っていくのかというようなところに関しても、いろいろお尋ねできたらと思いますので、是非この部分、生かしていただきたいと思います。ラジオに関しては承知いたしました。

次ですね、チーム西方の、先ほどお話、何度も出ておりました。議案に関して、予算に関してお話を聞きたいと思います。同じ14ページの18目ですね、こちらの部分で地域おこし協力隊の委託型ですね、220万5,000円で予算のほうが今回組まれております。今回、まず確認ですけれども、これは何月から何月の委託契約を考えていらっしゃるのかというところを確認したいと思います。

○総務企画課企画補佐（田原章貴） お答えいたします。予算計上上ですね、7カ月分を計上しているんですが、この予算が議決いただきましたら、即公募のほうに入るんですけれども、その場合、6カ月間というふうになると考えております。以上です。

○6番（泰山祐一議員） はい、分かりました。今回、委託型を取られるということでございましてけれども、この議決後ですね、設置要綱等々は設ける予定というものはあるのかどうか、その点確認しておきたいと思います。

○総務企画課企画補佐（田原章貴） お答えします。はい、現在、地域おこし協力隊は会計年度任用職員の要綱がございまして、今回新たに委託型ということで、現在、設置要綱のほうを準備しているところです。

○6番（泰山祐一議員） はい、分かりました。その設置要綱の中に、案としてでも構いませんが、今、上限で期間は何年までというようなところをお考えなのかという点、確認したいと思います。

○総務企画課企画補佐（田原章貴） 通常、地域おこし協力隊の任用期間というようなものは、国が3年間というふうに定めてはいるんですけれども、この契約自体は単年度契約にしていきたいと考えております。

○6番（泰山祐一議員） はい、分かりました、その単年度契約というのは、最大の期限というものは設けなくても、委託型の地域おこし協力隊というものは活用できるという認識でよろしいのでしょうか。

○総務企画課企画補佐（田原章貴） 最長3年間という考え方でいきたいなと思います。

○6番（泰山祐一議員） はい、承知いたしました。その上でですね、ちょっと委託を進めていくにあたってですけれども、やはり町の会計年度任用職員にならないというようなところで、既にもいろいろと総務省のですね、お達し等々の資料も拝見していることかなと思うんですが、念のため一応お伝えしておきたいなと思います。やはり業務委託になると思いますので、その部分では地方

自治体と隊員との間には指揮命令の系統がないため、地域協力活動としての内容として隊員に確実に実施してもらいたいことをあらかじめ明確にし、できる限り具体的に契約書に記載し、隊員とも合意しておくことが重要です。そのほか、報償費等の活動経費の支払いに係るルールやスケジュール感、契約の解除、更新に係る考え方や手続についても、活動開始前にあらかじめ丁寧に説明しておくことがトラブルを防ぐことが可能ですというようなことだったり、株式会社等々の法人の業務に従事する場合の当該業務に伴う報償費等の原則としては、当該法人が負担すべきものになります。ただしということがありますが、地域住民と連携・協力して取り組む地域の課題解決に資する事業として、地方自治体が認める事業に従事する場合については、地域の理解を得たうえで当該業務に従事することを、地域協力隊活動として位置付けて、地域おこし協力隊制度を用いることは妨げられませんというふうに記されております。先ほど同僚議員のほうからも、少し指摘がございました。この部分で、今回やはり地域が認めていればというようなことをですね、やはりこの点、重要だと思っています。今回のじゃ、この事業者に地域おこし協力隊の委託制度を使っているのであれば、うちの事業も地域の貢献活動をしているよということで、いろいろな要望が来るかもしれません。是非そういった部分をですね、しっかりと説明することができる、ちゃんと根拠というものも持ちながら、今回の部分をですね、取り扱っていただきたいなと思います。その点について、ちょっと所見ですね、お答えいただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○総務企画課企画補佐（田原章貴） お答えいたします。今回のその委託型というものはですね、地域に密着した形で業務に遂行してもらおうということで、その点が会計年度任用職員で雇用する点と大きく違うところ、とにかく地域に密着して業務に邁進してもらおうというところが一つあります。その中で、議員も御指摘のとおり指揮命令系統がちょっと大丈夫かなというところなんですけども、そちらについては国のガイドラインにも示されているとおりですね、しっかりと業務契約書の中でしっかり仕様書を定めて、また月々の報告業務、その他業務の進捗状況については、町のほうも確認しながら進めていきたいと考えております。また、このような委託型の地域おこし協力隊についてはですね、町が進める重点的な重要施策に応じた形で、地域からそういった要望があればですね、検討していけるのかなと考えております。

○6番（泰山祐一議員） 是非ですね、この事例をまたほかにもですね、展開できるような形も踏まえながら、制度設計のほうをしていただきたいなと思います。こちらの件に関しては以上です。

次ですね、20ページのほうをお願いいたします。20ページの4款1項10目の環境衛生費のこちら、13節のほう、海岸漂着物等対策費の水産観光課の6万7,000円分の運賃ですね、こちらに関してはどこから何を運ぶ運賃なのかというところ、分かればお尋ねしたいと思います。

○水産観光課長（保島弘満） 4款1項10目の海岸漂着物対策費、使用料の6万7,000円の運賃の6万7,000円について説明します。これは加計呂麻島に漂着ごみの回収の情報がありますので、その加計呂麻島の漂着ごみを回収に伴うフェリー運賃の増となっております。

○6番（泰山祐一議員） はい、分かりました。これは加計呂麻の一島にあるそれぞれの全域を回ら

れて、海岸漂着物を回収するということでしょうか、特定の何か集落があれば、そういったところをお尋ねしたいなと思います。

○水産観光課長（保島弘満） 現時点で連絡を受けている地区については、薩川、実久、徳浜、西阿室の4地区となっておりますが、今後も増える見込みだと思っていますので、報告を受けて段取りをして回収に回りたいと思います。

○6番（泰山祐一議員） はい、分かりました。この部分ですね、今4集落ですかね、上げていただきました。これから増えるかもしれないということでしたが、もしかするとまだその囑託員の方しかり、集落の方も町のほうにお願いしたら、その漂着物のほうを回収して、処理のほうをしてくださるというようなことを、まだ知らない地域もあるんじゃないのかなと思います。始めて知ったというような方も以前いらっしゃったんですね。ですので、ちょっとこの部分に関しても、今回この事業を行って、実際回収をしているところの例えばお写真だったりとか、実績等々をですね、また広報紙などで載せていただいて、こういった地域がもしありましたら、担当課のほうにですね、お尋ねくださいというようなことの広報もしてみてもどうかと思うんですが、その点に関してはいかがでしょうか。

○水産観光課長（保島弘満） 水産観光課としては十分周知しているものだと思っていましたけども、今議員から質疑といいますか、御提案がありましたので、その件については受け止めて調査研究をしたいと思います。

○6番（泰山祐一議員） はい、承知いたしました。もう今、本当に各集落ですね、やはり高齢化が伴って若い担い手が少ないというようなことで、ごみを集めるので、もう精一杯というような中で、実際にじゃ、これをどう処理すればいいのかというようなので、溜まっている地域も少なくない状況です。是非そういったところですね、お時間が少しあけられる際にですね、是非各集落の海岸・・・していただくと、いろいろと思い、いろいろと集められているんだなというようなところも分かりますので、そういったところですね、今後の一つの課題として、今の広報などを通してですね、きれいな海岸を守っていただけたらなと思います。

次に、28ページのほう、移らせていただきたいと思います。28ページの9款1項4目ですね、防災無線施設費の委託料、全国瞬時警報システムJアラート597万2,000円、こちらについての委託内容についてお尋ねしたいと思います。

○総務企画課人事補佐（勝田忠広） ただいまの質問にお答えします。この予算については、Jアラートの緊急防災減災事業の起債でを使って行います。Jアラートの更新については5年更新という形になっておりますので、そのための予算でございます。以上です。

○6番（泰山祐一議員） はい、承知いたしました。その部分、更新ということですね、分かりました。

そして次のほうに移ります。30ページ、お願いいたします。先ほどもお話出ておりましたひかり幼稚園への送迎業務ですね、のところの話を少しお伺いしたいんですが、79万9,000円ということ

で、加計呂麻からの幼稚園生のほうですね、送迎していただいているということでございました。ちなみに、何か、この加計呂麻島は以前もそういうような形で対応していたというような流れだということは分かるんですけども、仮にほかの方々、父兄の方々自分たちのお車で、そして送迎をしているというような背景も一つございますが、この辺りに関して、同様に遠方の地域からひかり幼稚園に通われている方においても、こういった送迎業務というものは、今後何か検討する余地はあるのかどうかというふうに、ちょっと話を聞きながらですね、思ったものでして、そのあたりに関して、何か要望等は実際上がってきていないのかどうかという点、まず伺ってみたいと思います。

○教育委員会総務課長（徳田義孝） 加計呂麻地区以外の方、古仁屋市街地以外のところから通園されている方は、おっしゃるように保護者様が送迎されていらっしゃると思いますけれども、加計呂麻のほうはフェリーに乗って、更にそこから園児、自分たちで歩いて行くというのは、物理的にも無理だと思いますし、そのために保護者が毎日ということも無理、物理的に無理なので、幼稚園教育を受けたいというときに、その機会の確保をしないといけないということで、今対応させていただいておりますが、本島地区のほうはそこまで保護者のほうからはそういう要望は、今のところは上がっておりませんが、現在のところはそこは想定はしておりません。以上です。

○6番（泰山祐一議員） はい、承知いたしました。今後ですね、そういった御要望等ありましたら、是非ひとつ耳を傾けていただいて、御検討いただきたいと思います。以上です。

○議長（向野 忍議員） ほかに質疑はありませんか。

○10番（池田啓一議員） ちょっと目が悪くなったのか、タブレットが小さくて見えない。何ページかな、22ページ、6款1項3目その中の4節ですね、奄ソ、農林水産物輸送コスト支援事業についてお尋ねしますが、これはずっとあった水産の輸送コスト、農産の輸送コストだけだったものが、水産のほうもできるように鹿児島沖縄のほうにまで出せるようになったんですけども、これについてですけど、どうでしょうか、年々増えていっているのかな。

○農林課長兼農委局長（永井健一郎） 輸送コストについてですが、年々横這いな状態です。沖縄も認められていますけど、今農産物、林産物については、沖縄に輸送されていない状態です。以上です。

○10番（池田啓一議員） というのは、私心配するのは、この町の経済というか、地場産ですね、どのような形で支援しているのか。ですから、この農業、水産業、特に私自身が見ているんですけど、それについて、今回ちょっと質問していきたいと思います。

次の13節農業振興費、農業振興についてですけど、どのような形で進行しているのか、もちろんその支援事業、いろんな形の農業者を育てる営農要請という形もやっているんですけど、これ現在、その方たちが入って、また卒業して、農業している方々は増えてきているのか、お尋ねします。

○議長（向野 忍議員） 池田議員、補正予算について、この項目について質疑してください。

○10番(池田啓一議員) じゃ、その農業振興費の中で、安全講習会受講料というのがあるんですけど、この内容を説明をお願いします。

○農林課長兼農委局長(永井健一郎) この安全講習受講料ですね、草刈機の受講料となっています。

○10番(池田啓一議員) これは例えば以前お尋ねしました、そのIターン者も入るのかな。それとも農業をしている方だけ。

○農林課長兼農委局長(永井健一郎) これは役場職員が講習を受ける受講料になっています。

○10番(池田啓一議員) これは確か建設課のほうでもあったんじゃないですか。建設課は建設課で何名か出て、各課で何名かずつ上げて講習を受けているんですかね。

○農林課長兼農委局長(永井健一郎) これは一応ですね、各課で要望を取るんですけど、今回ですね、農林課のほうでですね、まだ草刈機を免許を持っていないという人がいましたので、その人がですね、主になってですね、講習を開催するように依頼しています。

○10番(池田啓一議員) 農林課に配属されてきますその職員の方々、例えば、3年したら異動しますよ。そうした新しい方々とか、それから会計年度職員に新しく入ってきた方という、そういう方々がこの草刈機の免許を取得するのかな。

○農林課長兼農委局長(永井健一郎) これは配属になったから取得するものではなくて、農業施設の伐採が必要ということで、個人個人の自由に考えて賛同を得て、もし伐採の業務に携わることができる方には受講してもらっています。

○10番(池田啓一議員) この1万3,000円というのは、何名、3名の分。

○農林課長兼農委局長(永井健一郎) これは1人です。

○10番(池田啓一議員) 1人であれば、もちろん龍郷のそこの受講施設まで行って受けるんですね、受けられるんですね。分かりました。

次に、その下の営農支援センター費の中の報酬ですね、会計年度任用職員、これの説明をお願いします。

○農林課長兼農委局長(永井健一郎) 農林課はですね、4月にですね、事務改善がありまして、農政係と営農畜産係が合併しております。その中でですね、人員がちょっと不足しているものですか、その分の時間外の手当をですね、計上させてもらっています。

○10番(池田啓一議員) 営農係と畜産が一緒になったということで、営農のほうも畜産のほうもやる方々がそれぞれ縮小されてきているから、ある意味一つになれたということを理解してもいいですか、そういう形で見てもいいんですか。

○農林課長兼農委局長(永井健一郎) 縮小じゃないです。職員数は減になっていますけど、個人個人のスキルは上がっていると思います。

○10番(池田啓一議員) 次に、23ページ、6款1項9目、その中の18節ですかね、先ほどの設計でも説明あったと思いますけど、この農用水質、農用水資源開発調査ということですけど、これボー

リング調査とか、そういうのも行っているのでしょうか。

○農林課長兼農委局長（永井健一郎） これは令和6年度事業です。地上より探査を行っています。水脈探査ですね。その水脈を見つけまして、今年度ですね、ボーリング調査をすることになっています。以上です。

○10番（池田啓一議員） 私が一番心配しているのは、先ほども言いましたけど、島の地場産がだんだん衰退していく中で、農地も少なくなり、休耕地がたくさん増えてきて、そして農業に携わる方々も少なくなっています。そういう中で、農林課、役場の方々、一生懸命支援事業をやっているけど、その効果が全く見えてこないですね。ただ、嘉鉄だけは、だけはと言ったら失礼ですけど、嘉鉄集落は瀬戸内町の中でも盛んに農業をやっている地域だと私自身も思っています。もちろん阿木名、網野子などもあるんですけど、その中で特に嘉鉄集落だけは山が急勾配で、雨が降ったら一気に流れてきて、なかなか水源が難しいところだと思います。そういった中で、こういう取組、地下ポンプアップとなると思いますが、安心して農業できるような、そういう地域の環境づくりというのは大事だと思っていますので、是非頑張ってください。一日も早いその開設を期待しています。

次に、その下、10日、このドローン登録とありますけど、ドローン登録をすることによって、地籍調査の効果をどのように考えているのか、お尋ねします。

○農林課長兼農委局長（永井健一郎） このドローンの更新料ですけど、3年に1度の更新を行わないといけないということで、その分の計上です。地籍調査についてですけど、以前からドローンは持っていました、3年前ですね。その中でですね、やはり最初、行けない土地の調査をやって、それからですね、踏査をやるという形でやっております。

○10番（池田啓一議員） このドローンの操作する、要するに分かりやすくいえば運転手ですね、は役場職員の中におられるんですね。

○農林課長兼農委局長（永井健一郎） はい、農林課にいます。

○10番（池田啓一議員） 了解しました。是非農林課でドローンを持っているのであれば、農地のほうもですね、是非そのような形で今後進んでいくと思いますので、また農薬配布など、これからスマート農法という形で出てくると思います。そういうのにも含めてですね、できるだけそのドローンの活用を広く考えて、またそれを使用できる職員も増えてほしいなと思っています。

○農林課長兼農委局長（永井健一郎） 農林課が所有しているドローンはですね、全般に撮影するだけですね。農地の撮影とか、森林の撮影、そういった形でしか、ちょっと使用できませんので、その運搬とか、ちょっとできませんので、そこら辺は御了承ください。

○10番（池田啓一議員） よく分かりました。また今後ね、そういう形で農業が支援できるようなことがあれば、農地が荒れている荒れていない、それからそこにイノシシが入ってきて荒らしているという部分も、写真だけでもせめて撮れば分かってくると思います。是非向こうを、遊休地を、また遊休地が荒れているところね、荒廃地のところなどもね、ここをこうすればという部分を

写真を撮って、また新たな農地ができるのであれば進めていけるような、Iターン者、Uターン者を求めていますね、是非土地の提供も貸し借りもしやすいような形もとれると思います。是非ドローンを活用していただきたい。

次に、11目島おこし産業振興、島おこし産業振興費とありますけど、すみませんけど、現在、島おこし、島おこしとよく言われるんですけど、その島おこし産業といったものがどういったものか、少し皆さん、私自身ももう忘れてしまっていますので、よろしくをお願いします。

○農林課長兼農委局長（永井健一郎） 島おこし産業とはですね、瀬戸内物産館のこの事業をやっています。物産館ですね、加工とか、いろいろな農産物の加工の施設を持っていますので、そこですね、地場産のやつを加工品として六次産業としてするような形で島おこしにつなげていきたいと思っています。

○10番（池田啓一議員） 了解しました。私自身が島おこしはもちろん、物産館も含めて、その原料となる農作物、水産物も含めたものかなとも思っていましたけど、加工だけなんですね、了解です。

次に、20目、同じページの6款1項20目、その中の17節POSレジスター、説明をお願いします。

○農林課長兼農委局長（永井健一郎） これはPOSレジスターといいまして、よく商店にありますレジですね、その更新を行います。平成27年に入れまして10年経過していると。それで老朽化がありますので、それを新しいものに導入するということです。

○10番（池田啓一議員） キャッシュレスというのかな、カードでできる、そういうレジじゃないんですね。

○農林課長兼農委局長（永井健一郎） これはちょっとキャッシュレスには対応しておりません。

○10番（池田啓一議員） 24ページ、6款2項1目、先ほどのドローンと一緒にですね、ドローン登録となっています。このことについてお尋ねします。

○農林課長兼農委局長（永井健一郎） 農林課のほうではですね、農林整備係、林業のですね、ドローンを1台持つ。だから、地籍が入りましたので、農林課でドローンが2台あるということです。

○10番（池田啓一議員） これは例えば林道災害とか、町道災害とか、そういうときにも使用できるんですね、調査に。

○農林課長兼農委局長（永井健一郎） これは令和5年久慈の災害、そこで活用させてもらいました。災害とかですね、いろんなほかの課からですね、依頼があればですね、お手伝いできると思っています。

○10番（池田啓一議員） 是非ですね、今課長の口からあったように、言葉で出ましたように、ほかの課とそういう部分の連携してもらってですね、是非活用を大いに活用していただきたい、活躍していただきたいと思います。是非連携していただきたい。

○農林課長兼農委局長（永井健一郎） 先ほども言いましたように、農林課が持っているドローンはですね、本当に撮影する程度ですので、それを見てですね、各課が判断をしてもらえればと思って

います。

○10番（池田啓一議員） 次に、24ページの6款3項1目水産業振興費、その、その下のブルーカーボン推進事業の事業内容をお願いします。

○水産観光課長（保島弘満） ブルーカーボン推進事業負担金の負担金44万5,000円について説明します。これは企業版ふるさと納税のほうでブルーカーボン協議会へ寄附ということでありましたので、予算化したということです。

○10番（池田啓一議員） そういうふうにしているんですね。分かりました。

次に、同じページ、7款1項1目18節指定航路運搬、補助金についてですけど、説明をお願いします。

○商工交通課長（勇 忠一） この指定航路運航費補助金につきましては、バスの通っていない知之浦集落、こちらに週3回海上タクシーを運航させております。それに対する補助金が若干足りないので、1万1,000円補正をしております。

○10番（池田啓一議員） 知之浦まで貸切船、海上タクシーは1往復で計算すると、いくらになって、1カ月いくらということが分かると思うんですけど、集落の方々は1週間で1度、出ることがあるんですか。フェリーをほとんど使っているんじゃないのかな。

○商工交通課長（勇 忠一） 確かに知之浦集落ですね、住民も数名しかおりませんので、ですけれども、利用されている方はいる。県の指定を受けまして、県の補助金をいただいて運航しているものです。細かい数字等についてはですね、決算時にお願ひしたいと思います。

○10番（池田啓一議員） 次に、25ページ、9目、5目ですね、の加計呂麻展示体験交流館費修繕の、先ほどありましたけど、これも思うんですけど、どうなんでしょう、加計呂麻展示体験交流館、今の状態でやっていけるのか、そこら辺を含めた、もう少しそのリニューアルとか、やり方、方針を考えることはできないでしょうか。

○議長（向野 忍議員） ちょっと補正から外れるんですけど、この予算から。この補正予算質疑から外れるので。

○10番（池田啓一議員） ただ私が思っているのは、この加計呂麻展示体験交流館、何と言うのかな、建設するときから、こういう形のものというのが、絶対町の負担に付いてくるなということを感じて、ずっと反対してきたんですけど、できました、できたからにはちゃんとやっていける運営であってほしいなと思っています。そして今、ここに修繕料が出てきましたので、今後もその修繕料を出して、ずっとやっていくことなのかなという思いで質問しましたが、どうなんですか。

○水産観光課長（保島弘満） 加計呂麻展示体験交流館は町の施設ですので、修繕等が発生すれば修繕したいと思います。

○10番（池田啓一議員） ですから、その修繕料ぐらいはね、自分たちで出せるぐらいのような、そういう施設であってほしいなと思って、私は先ほど質問しましたが、どうなんですか、これ

が関連が全くないという質問になるのでしょうか。

○水産観光課長（保島弘満） 加計呂麻島体験交流館は、加計呂麻島においての拠点施設だというふうに考えてはおります。その活用についても充実させたいとは思っていますけど、今、加計呂麻カフェのほうはすごく客も多くてですね、充実しているというふうに聞いておりますので、まずはそこから活性化して、いろんな施設についても活性化できるような、そういった使い道といいますか、そういったことも考えていきたいと思えます。

○10番（池田啓一議員） 了解しました、分かりました。これは私の思うところですけど、これは質問ではありませんので、加計呂麻島体験交流館はもっといろんな形で活用すればできると思っています。まして、実久地区からははっきり言って鎮西地区ばかりが観光施設が多くてという形でうらやましがられてもおります。そういった中で、大きな目玉である体験交流館が本当にそれほどの活用をされていないなど、すごく感じています。ただ、今言った飲み食いできる軽い喫茶店みたいなものがあって、観光客は若い子たち、夏、冬と多いときには活用があるんですけど、あとはほとんど入る客も少ないと思っています。そういうふうに見ています。そういう中で、今後、体験交流館がああ形のままでいいのかなと、すごく考えています。例えば、諸鈍湾もありますから、もっとこういった形で体験できる、例えばシーカヤックを体験させるためのシーカヤック揃えて置くとか、各学校が廃校になったところから集めてもいいですから、そういうものにも置いて体験させるとかというようなやり方もあると思いますので、是非あの体験交流館が加計呂麻の中の観光の拠点になれるような形であれば、私自身も誇らしいと思います。そういう形に考えられないかどうかの質問でしたけど、これはまた議長がおっしゃるように、質問外だということですので、私の思いでとどめます。

次に、これもですけどね、25ページ、8款1項2目、その中の備品購入費、17節車両購入でマイナス194万、これもまた関連になるんですけど、質問できるかどうか。私自身がずっと加計呂麻、町道、走っています。非常にもちろん草も多い、草が伸びるのが早い、そして先ほど課長もおっしゃいましたけど、イノシシがいろんな形で石や泥を落とす。また、木が道路に覆いかぶさって道路の路肩ですね、路肩にはいっぱい泥とそして落ち葉が溜っている。こういう形を建設課ともいろいろ相談しますが、なかなか予算面、また作業員面が厳しくて進まない。そのとき、私がずっと思うのは、ふるさとおこし事業で、せめて建設課に小型でもいいですから、タイヤショベル1基でもあればね、一気に進むんですけど、これがなかなかできない。その思いで今質問していますよ。備品購入費に関してですね、そういう形は取れないのか。そしてまたそれを重機の運転できる方、加計呂麻にたくさんいます。そういった方々が何か集まってやろうぜというときに、貸していただければ、少なくとも自分たちで邪魔だなと思うのは、財政に、要するに役場に負担をかけないで、自分たちでやりたいとも思います。その手段が今ない。加計呂麻に重機がない、貸してくれるところがない、借りようとしてもない。私はそういうところで一番いらいらしています。自分たちがやりたくてもできない。そしてその道路を見るたびに、観光客、いろんな方々が嫌な顔をします。この

町のビジョンが見えない中でね、観光でやっていくのであれば、道路ももちろんきれいにしなければならない。農業でやっていく、水産業でやっていく、地場産でやっていくのであれば、それなりの投資、そしてまたいろんな形のものを推進できる形を考えなければならない。そういうものが私には見えてこない。ですから、せめて自分たちができる部分でもしたいと思っています。それはこのタイヤショベルの小型でいい、ユンボの小型でいいです。どうにか備品購入できないのかどうか、それも検討していただきたい。

次に、26ページ、8款2項、8款6項住宅費ですね、住宅管理費、1目、ここも補正でこういうふうにして上げてきていますけど、私自身が、これも私の思いですので、質問じゃありません。

○議長（向野 忍議員） 質疑してください。

○10番（池田啓一議員） 質疑したいと思っていますけど、質疑に当たらないというので、じゃ、質疑に絡めていきます。この住宅管理費の中で、実際住んでいる方々に、特に今年ですね、加計呂麻の住宅に住んでいる方々に、もう1年契約が済みました、出て行ってくださいという通知がきました。これはとっても不安です。よくよく考えたら、よくよく思ったら、それはもう話のすれ違いであってね、そういうことがないように、住民が不安になるような投げかけの文書とかは、出してほしくないなど、または、もう少し丁寧な出し方があったんじゃないのかなど。住民の方々から私議員ですので、加計呂麻の方々に言われました、さんざん。でも、私はそれは契約なんでしょうと、契約があって初めて成り立つものに、私は突込みはできないよと言いました。よくよく考えたら、そういうことじゃなくて、契約も改めて更新という形もできたみたいで、皆さん、安心していきます。そういうものができるのであれば、この1年間で契約終了だから出て行ってくださいという文書じゃなくて、もうちょっとその住宅の様子を見て、本当、住める形であるならば、もう一度契約し直しましょうねという形が、まだ住民も安心できると思うんです。いろんな方が不安がって、そしてそこに住まわれている周りの集落の方々まで心配していました。是非今後、そういう部分では気をつけていただきたい。やはり一気に契約終了だから出て行ってくれじゃなくて、住宅が住めるかどうか点検しながら、契約更新しますかと部分も、そういう話を先に出しておけば、皆さん、不安がらないで生活できると思います。以上です。

○議長（向野 忍議員） ほかに質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍議員） これから、議案第65号を採決します。

採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍議員） 起立多数であります。

よって、議案第65号、令和7年度瀬戸内町一般会計補正予算（第3号）については、可決されました。

休憩します。再開は午後1時30分からとします。

休憩 午前 11時50分

再開 午後 1時30分

○議長（向野 忍議員） 再開します。

△ 日程第4 議案第66号 令和7年度瀬戸内町巡回診療施設特別会計補正予算（第2号） について

○議長（向野 忍議員） 日程第4、議案第66号、令和7年度瀬戸内町巡回診療施設特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人） 議案第66号、令和7年度瀬戸内町巡回診療施設特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本予算は、第1号補正予算成立後、新たに生じた事態に対処するため、所要の措置を行おうとするものですが、その主な内容は次のとおりであります。

まず、歳出について申し上げます。診療車事業費に387万円を追加したこと。

次に、歳入について申し上げます。繰入金に330万円を追加したこと。

御審議のうえ議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍議員） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○6番（泰山祐一議員） 7ページのほうをお願いいたします。備品購入費の遠隔診療システム330万円、こちらについての利活用について、どのような想定をされているのかという点、御説明をお願いします。

○保健福祉課長（信島浩司） 泰山議員の御質問にお答えいたします。この遠隔診療システム330万円は、与路島における遠隔診療のカメラ本体を含めたものを購入予定でございます。ただいま請・与路・加計呂麻島、あと西方地区につきましては、月に2回ずつ巡回診療を行っております。与路島につきましても、月2回の対面での巡回診療を実施しておりますが、悪天候時に医者の方が直接行けないときにですね、それに代わってこの診療機器を入れることによって、オンラインによる診療ができる体制を作っておきたいということでございまして、この330万の財源につきましては、公益社団法人上廣倫理財団というところが、様々な先駆的な研究とかの投資とか、あと文化の継承とかの支援を行っているところがありまして、最近では離島における遠隔診療に係る部分の

支援を積極的に行っているということで、こちらから相談しましたところ、向こうのほうでも採択されたということで、今回、寄附を受けて、それを財源として、この遠隔診療システムの機器一式を購入するというございます。

○議長（向野 忍議員） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第66号を採決します。

採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍議員） 起立多数であります。

よって、議案第66号、令和7年度瀬戸内町巡回診療施設特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第5 議案第67号 令和7年度瀬戸内町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） について

○議長（向野 忍議員） 日程第5、議案第67号、令和7年度瀬戸内町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人） 議案第67号、令和7年度瀬戸内町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本予算は、第1号補正予算成立後、新たに生じた事態に対処するため、所要の措置を行おうとするものですが、その主な内容は次のとおりであります。

まず、事業勘定の歳出について申し上げます。

諸支出金の償還金に1,119万6,000円を追加したこと。

次に、歳入について申し上げます。

繰越金に1,987万2,000円を追加したこと。

次に、直営診療施設勘定について申し上げます。

歳入の繰越金に164万2,000円を追加し、歳出の総務費に475万2,000円を追加したこと。

御審議のうえ議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍議員） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○6番（泰山祐一議員） 1点、質疑させていただきたいと思います。9ページ、お願いいたします。

9ページ、1款1項1目一般管理費の18節負担金子ども子育て支援金制度の円滑な施行に向けたシステム改修113万3,000円、こちらのほうに関して、子ども家庭庁のほうの条例、法律のほうなどの多分対応だと思うんですけども、今一度、ちょっとこちらのほうのシステム改修並びに子ども子育て支援金の制度ですね、に関して概要をですね、御説明いただけますでしょうか。

○保健福祉課長（信島浩司） 泰山議員の御質問にお答えいたします。この改修、まず改修につきましては、全額国の予算で措置されております、100%。改修に関しては国の責任をもって改修ということでございます。この改修の内容がですね、この制度をやるに当たって、全世代から財源を集めようというものでございます。社会保険に関しては、それぞれの保険税に一定の率を掛けまして、全世代から財源に当てるということで、3.2兆円ぐらいの財源を確保ということでございます。国保等に関しましては、そのシステムの中でですね、この子ども子育てに係る部分の割り振るための改修等になろうかと思っております。制度自体に関しましては、子ども家庭センターをつくることによって、子供の施策を一元化、今瀬戸内町でありますと、町民生活課と保健福祉課が行っている子供に関する施策等を集約して、効率よくやろうということで、そういうことによって、その子育て世代に手厚く対応することによって、ひいては少子高齢の対応で子供を増やしていくという、簡単に申しますとそのような制度設計になっております。以上です。

○6番（泰山祐一議員） そういったのを、取組が今後始まるというようなことで、やはりそういった意味合いでも、今後8年度に向けての子ども家庭センターの設置というようなところの役割というものが、やはり新たな財源というところも含めですね、今後、町としての独自政策というようなところも、是非考えていただきたいなと思いましたので、こちらのほうを御説明いただきまして、理解のほういたしました。また、このシステムの改修に関しては、国のほうが一括でこの負担金を納めて、国のほうのシステムを町のほうが使うというような形になるのか、それとも鹿児島県の管轄になるのかとか、ちょっとそのあたりも確認してよろしいですか。

○保健福祉課長（信島浩司） お答えいたします。まず、自治体のほうで国の補助をいただきまして、瀬戸内町のほうはトライエックスというシステムを使っておりますので、その業者のほうに支払うという流れになります。以上です。

○議長（向野 忍議員） ほかに質疑はありませんか。

○5番（中村洋康議員） 13ページをお願いします。13ページですね、その備品購入費、先ほどの巡回診療と一緒にですけども、同じだと思えますけれども、これは先ほど説明もありました。寄附金を受けて一般会計からそれぞれ330万の寄附ということで、この備品購入ということでもありますけど、巡回診療のところではですね、充当が特財充当になっているんですよ。ここは一般財源でなっているんですよ。ですから、私としては個人的なことを申し上げれば、次の補正にでもですね、特財に振り替えるなりしたらいいと思うんですけども、それ以外の見解があればお聞かせく

ださい。

○保健福祉課長（信島浩司） お答えいたします。今中村議員がおっしゃった手続にすべきでありますので、そのようにします。

○議長（向野 忍議員） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第67号を採決します。

採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍議員） 起立多数であります。

よって、議案第67号、令和7年度瀬戸内町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第6 議第案68号 令和7年度瀬戸内町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（向野 忍議員） 日程第6、令和7年度瀬戸内町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人） 議第案68号、令和7年度瀬戸内町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本予算は、第1号補正予算成立後、新たに生じた事態に対処するため、所要の措置を行おうとするものですが、その主な内容は次のとおりであります。

まず、歳出について申し上げます。

基金積立金に2,482万9,000円、諸支出金の償還金及び還付加算金に4,576万1,000円をそれぞれ追加したこと。

次に、歳入について申し上げます。

繰越金に9,288万3,000円を追加したこと。

御審議のうえ議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍議員） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第68号を採決します。

採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍議員） 起立多数であります。

よって、議案第68号、令和7年度瀬戸内町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第7 議案第69号 令和7年度瀬戸内町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（向野 忍議員） 日程第7、議案第69号、令和7年度瀬戸内町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人） 議案第69号、令和7年度瀬戸内町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本予算は、第1号補正予算成立後、新たに生じた事態に対処するため、所要の措置を行おうとするものですが、その主な内容は次のとおりであります。

まず、歳出について申し上げます。

後期高齢者医療広域連合納付金に1,118万2,000円を追加したこと。

次に、歳入について申し上げます。

後期高齢者医療保険料に716万1,000円を追加したこと。

御審議のうえ議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍議員） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第69号を採決します。

採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍議員） 起立多数であります。

よって、議案第69号、令和7年度瀬戸内町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第8 議案第70号 令和7年度瀬戸内町船舶交通事業特別会計補正予算（第2号） について

○議長（向野 忍議員） 日程第8、議案第70号、令和7年度瀬戸内町船舶交通事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人） 議案第70号、令和7年度瀬戸内町船舶交通事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本予算は、第1号補正予算成立後、新たに生じた事態に対処するため、所要の措置を行おうとするものですが、その主な内容な次のとおりであります。

まず、第1表の歳出について申し上げます。

船舶交通費のせとなみ費に538万8,000円を追加したこと。フェリーポート費に267万3,000円を追加したこと。船舶建造費に7,411万9,000円を追加したこと。

次に、歳入について申し上げます。

国庫支出金の国庫補助金に682万5,000円を追加したこと。諸収入の雑入に446万円を追加したこと。町債に7,180万円を追加したこと。

次に、第2表について申し上げます。

事業等の決定により追加及び変更を行ったことによるものです。

御審議のうえ議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍議員） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○6番（泰山祐一議員） いろいろ質問させていただきたいと思いますが、まず、9ページ、お願いいたします。9ページのほうの1款1項1目一般管理費の11節広告料15万円、こちらについての説明を求めます。

○商工交通課長（勇 忠一） 広告料について説明いたします。船員募集の新聞広告を何度か出しております。その資格有の甲板員やまた・・・等の募集のために、今後また予定があるので、その分の予算として計上しております。

○6番（泰山祐一議員） その人員の募集の話でございますけれども、現在の職員数、それぞれの専門職等ありますけれども、その中で不足している人数、もしくは今後不足しうるだろうという人数というところがあるのかなと思うんですけれども、そのあたりに関しての詳細も説明いただけますか。

○商工交通課長（勇 忠一） 今現在ですけれども、9月より新たに会計年度任用職員甲板員を採用しまして、人員は足りております。次年度8年度については、機関士が1名不足する予定となっておりますため、その募集のための広告費でもあったわけなんですけれども、船員の配置、そういったので解消できるかどうかですね、そこを今、いろいろ練っているところです。

○6番（泰山祐一議員） その機関士が8年度1名不足する話しが今ございましたけれども、そうなった場合に、フェリーかけろま並びにせとなみの運航に関して、何か影響等はあるのかどうかというところを確認しておきたいと思います。

○商工交通課長（勇 忠一） 配置等の変換によりですね、解消できないかと考えているところですが、最悪の場合は週1回の請与路便の欠航、こういったことが考えられます。

○6番（泰山祐一議員） 非常に大きな問題、課題かと思えます。このもう何カ月も、もう一定期間ですね、こういった求人等々もしながら、なかなか人が入らないというようなこと、そして現在、職員の採用試験のほうも行っている中、一次募集のほうですかね、のほうなどもやって、なかなか厳しい状況なのかなというところも感じるころではございますが、是非この部分ですね、本当にこれから請島、与路島の方々が、ようやくせとなみが今度、来春ですね、完成を待っている。その中で、今課長がおっしゃられていた万が一週1減便あった際に、どのようなお気持ちになるのかというようなところもあろうかと思えます。そういった中で、今の瀬戸内町の職員の配置の仕組みだけでは、もしかすると対応がしきれない。報酬面などいろいろあろうかと思えます。そういった中で、今後せとうちフェリーなど取り扱いの中でですね、こういった形で連動を図るのか、連携を図るのかというようなところも含めた、広い視野というようなものも持ち合わせながら、今後の職員の採用というようなところも、人事配置も考えなければいけないというふうに思いますので、是非この広告費だけではなく、いったんその組織機構改革の中でも、この件に関しては是非向き合ってください、8年度対策を立てていただきたいなと思います。広告の件に関しては承知いたしました。

次の下のほうの内容になります。12節委託料、自動券保守料の18万7,000円ですね、今海の駅の自動券販売機の件かなと思うんですけれども、こちらの保守料は年間係るものなのかどうかという点、確認してよろしいですか。

○商工交通課長（勇 忠一） この自動券売機の保守ですけれども、この10月30日までが昨年度入れた機械の保証期間、その後の保守点検等を行うための半年分の予算ということになります。

○6番（泰山祐一議員） はい、分かりました。そうしますと、今度の8年度からはこの倍ですかね、係るんじゃないのかなと思うんですけれども、あと一つですね、ちょっと海の駅でフェリーの

ほうに乗ろうとしていた際に気になったことがあるんですけども、繁忙シーズンのときにですね、やはり人がいるところの窓口に一極集中しがちなんですよね。自動券の販売機のところになかなか使おうとされる方が、何か少ないなど、そちらのほうにうまく散りばめられるようにして、やはりこういった保守料というものもかかりますので、是非利活用していただいて、お客様にとっても、そして町としても職員の人材負担の軽減ですね、というのを図れるように、何か見せ方の部分でもですね、創意工夫を図っていただきたいなと思いましたので、是非そのあたりも今後検討材料にさせていただけたらと思います。

次、その下、負担金のほう、いきたいと思います。安全統括管理者、運航管理者、資格者取得負担金、こちらは16万減額となっておりますが、どのような内容になっているのか、なぜ減額になったのかというところをお伺いしたいと思います。

○商工交通課長（勇 忠一） 並んで記載されておりますけれども、負担金分の16万を減額して、下の補助金のほうですね、船舶職員資格取得等経費助成金、こちらのほうに組替で、さらに船員の方ですね、免許の更新、さらに、今後そういう資格を取るための補助、そういった補助要綱を制定して、船員の確保、スキルアップを図っていきたいというふうに考えております。

○6番（泰山祐一議員） その資格の取得というものは、運営していくに当たっては、やはり業務内では必須の資格がいろいろあるんでしょうかね。ちょっとその点も確認してよろしいでしょうか。

○商工交通課長（勇 忠一） 船舶を運航するために必ず設置しなければいけない運航管理者、安全統括監理官、これがこれまでは経験年数等で認められていたものが試験制度へ変わり、令和9年度から資格がないと運航できないという形になっております。なので、その資格を取得するための試験費用、受験費用という形になります。

○6番（泰山祐一議員） はい、分かりました。今、この予算で考えられているのは、瀬戸内町の職員の方のいろいろな資格の助成かと思うんですけども、町のこのフェリーの運航していくにあたって、やはり一つ考慮しなければいけないと思うのが代船の方の対応ですね。こちらの代船のほうに関しては、この資格関係のほうに関しては事業者ともいろいろ綿密に連携等を取られて、今の令和9年度に向けて、ちゃんとした対応ができそうなのかどうかというようなところなどの話し合いはどうなっていますか。

○商工交通課長（勇 忠一） 代船に関してもですね、かなり厳しくなってきましたので、いろいろな設備、またこういう安全運航管理者、こういった資格を取ることが必要となっておりますので、代船の船長とですね、緊密に連絡を取り合って、その資格、またそういったのを必要なものというのを確認して、代船が代船運航ができなくなるような状況をですね、なるべく回避したいというふうにして、今現在、いろいろ代船の船長とも協議を進めているところです。

○6番（泰山祐一議員） もう7年度も半年が経ちますね。あと9年度まで残すところ1年半となっております。その中で、どのぐらいの話のぐあいになっているのかまでは突っ込んで聞きませんが、やはりこれが、もし仮にですけども、うまくいかなかった場合に、8年度ぐらいからです

ね、会計年度任用職員なりを今度採用するのかどうかというようなところの話に、その代行の運転手ですね、というようなところだったり、いろいろな対策というものも取らなきゃいけなくなってくる可能性もありますので、是非この部分、今課長がおっしゃられたところ、うまくですね、話しのほうをしっかりとまとめていただきたいなと思いますので、御検討のほうをこれからもよろしくお願いします。

続きまして、その下ですね、次は2項の1目せとなみの代替船の事業計画作成50万円とあります。こちら、おそらくその次の4項1目の項とも関連するのかなと思うんですけども、こちらのほう御説明のほうをいただけますか。

○商工交通課長（勇 忠一） これは新しく現在造っているせとなみですね、これの定員が現在搭乗人数を減に、少なくしますので、その手続及びその船の登録と、そういったものの手続の委託料であります。

○6番（泰山祐一議員） はい、承知いたしました。こちらのほうもお盆シーズンだったり、帰省シーズン等々の時期によっては、結構せとなみも多分、もう今でさえもかなりいっぱいぎゅうぎゅうな状況で乗り合わせたりもしておりましたので、是非そういったところもですね、この計画の中でも来年度キャパシティが今よりも小さくなるというようなことが前提ですので、やはりその部分に関してせとなみとしてどういった対応ができるのか、もしくはもう一つ船が何かしら補助で必要なのかとかもですね、今後あるのかもしれないので、是非そのあたりも精査のほうをしっかりとっていただきたいなと思います。

その下、次のページいきます。10ページですね。せとなみ代替船建造事業のほうですけども、まず12節委託料のほうの貨物運搬コンテナの製作業務、こちらのついでの説明を求めます。

○商工交通課長（勇 忠一） これは新しいせとなみの貨物を運ぶためのコンテナを6個ですかね、通常の貨物コンテナを4つ、郵便専用コンテナ、あと家畜を運ぶためのコンテナを2つを製作する費用となっております。

○6番（泰山祐一議員） はい、承知しました。その下防舷材の設置業務ですね、こちら4,389万円、こちらに関しての説明を求めます。

○商工交通課長（勇 忠一） 現在検討しているせとなみがアルミ合金製ということで、鉄と比べれば・・・強度が落ちるため、岸壁との間の防舷材ですね、これを古仁屋港へ3基、与路港へ2基つける予定で予算計上しております。

○6番（泰山祐一議員） はい、分かりました。今御説明いただきました貨物運搬コンテナ製作業務2,340万3,000円、そして防舷材の設置業務4,389万円ですね、こちらのほう合計6,700,293万円の委託料ということでございますけれども、こちらの財源、どのようになっているのか、説明を求めます。

○商工交通課長（勇 忠一） 予算書上は一般財源という形で計上しておりますけれども、現在、航路の補助金の対象となるように事前協議を進めているところです。もし承認いただけましたら

100%の補助という形になります。

○6番（泰山祐一議員） この点に関してなんですけれども、今、可能性の話になってしまうのかもしれないんですけれども、今回議決した後ですね、仮にこれは国庫補助が認められないということもあり得るんですか。

○商工交通課長（勇 忠一） 先にちょっと訂正させてください。先ほど一般財源と言いましたけども、起債のほう、地方債のほうへ6,720万円計上しております。そうならないためにもですね、その補助がつかないという件ですけれども、そうならないように、今船舶交通係のほうで必死に事前協議を重ねているところであります。

○6番（泰山祐一議員） この部分に関して、我々もそういった面では素人なのかなと思うんですけれども、やはり12月、昨年12月の契約議案の際に、船の建造の契約議案のほうを上程いただいて、議決のほうをさせていただきました。その際に、もう素材が分かっている、そして大きさも分かっているというような中で、そしてどういった用途が必要なのかというようなことで、コンテナも変えるというようなことも、当初本来は分かっていたのではないのかなと思うんですね。その際に、なぜこの国のほうへの申請というもの、許可というものが済んでいないのかなというようなことで、今そういった意味あいでは国のほうとしても、後からこういった話のものを予算付けをしなければいけないというようなところで、もしかすると苦慮されているところなのかなということも感じたりもいたします。この点に関して、今回の進め方に関して、課長がちょっとお感じになっているところ、今後気をつけなければいけないなというようなところがもしあればですね、ちょっと教示いただきたいなと思います。

○商工交通課長（勇 忠一） これまでのハッチの中へしまうタイプではなく、甲板の上へ乗せるような形となったため、そういったことは想定されていたんですけれども、当初はですね、現在使っているコンテナをですね、若干改修するような形で使えるものというふうな考えでございました。この4月以降、また新たに、新たにというか、船員等と詳細に協議した中でですね、やはりこれではちょっと対応が難しい、また加工をするために、その製作所等とそういう加工ができるのか、そういったのを話を進めていく中でですね、ちょっと難しい、今のコンテナを加工してというのが難しいというのと、今のコンテナを加工に出す間、現在のせとなみにコンテナがなくなる、そういったこともありまして、新たに造るということで、設計をしたところでですね、かなりの金額に、想定外の金額に上がってしまったということです。

○6番（泰山祐一議員） はい、分かりました。いろいろと想定していないことが、やはりあったんだろうなと思いますし、その中においては、今回共同でこのせとなみをですね、造っていくに当たっての事業主のほうに、いろいろなお知恵、知見というものもお借りしながらですね、かなり頼られていたのではないのかなとも思います。そうした中で、やはり我々町としても、またその民間事業者にも、もう完全に頼るというようなことだけではなく、我々町としての専門家というようなことですね、配置など、もしくは第三者としてですね、いろいろな助言をいただける方というような

ことも、今後新たなこういった船舶の何か事業を行っていくに当たっては必要なのかなとも感じましたので、是非そういったところもですね、今後瀬戸内町としてのこれを機に対策を立てていただきたいなと思います。やはりこの部分が今課長がおっしゃられていたように、懸命にこの辺地債、起債ですね、のほうをつけられているものの、やはり起債ですので、やはりそういった部分では瀬戸内町の町民の方からすると、本来であればこの部分に関しても財政の負担というものは抑えたいというようなのが、本音の気持ちになろうかと思しますので、是非引き続きですね、このあたりの申請の交渉事ですね、御尽力いただきたいなと思います。

そしてその下ですね、工事請負費の14節代替船建造682万6,000円となっております。こちらに関しては何かせとなみの契約に関して、何か変更等々があったのかどうかというところなど、詳細をお伝えいただけますか。

○商工交通課長（勇 忠一） まず、この工事請負費に計上しております682万6,000円、これは町が負担する1割分ですので、実際の工事費はこれの10倍という形になります。変更箇所についてですけども、船を建造していくうち国の検査機関ですね、JGによる指摘により追加したものが1,125万円、税抜きでですね、1,125万。また、船員、船長、船員等がですね、当初のこちらの仕様書によってしていた設備、装備等はですね、若干こういう形に変更したいという申し出がありまして、それに対応するために1,700万円ほど掛かっております。あとまた物価上昇分として、また更にその差額分がついているというふうな形になっております。

○6番（泰山祐一議員） 今のいろいろな御説明もございました。追加でこういったものもつけなければいけない、つけたほうが良いというようなことなどもありました。更に物価高騰の話もありました。しかしながら、12月の契約議案が、もう契約で済んでいるわけであって、甲と乙、我々町としてはそこで契約がなされているわけですよ。というようなことをやはり振り返った際に、このせとなみの新造船を造るというような仕様というものが、ちゃんと運輸局のほうはしっかり今回共同で造る先とも、ちゃんと共通認識で我々はこういった船を造る、そしてそれを認めます。それに対して補助がある。それで議会もそれを議決するというような一連の流れがあって、こういった形でまた追加の話が出てくるというようなことは、私はあってしかるべきな話しではないのかなと思うところなんですけれども、その点に関しては課長、いかがでしょうか。この件、やはりちょっと何か進め方がもろもろ、何かこう後で後で、予算が追加追加となっている印象なんですけれども、この事業に関して、なぜこういうふうな状況になってしまっているのでしょうか。

○商工交通課長（勇 忠一） 当然こちらが提出した仕様書、その仕様書に添った提案、プロポーザルによる提案によって業者を選定したんですけれども、その設計ではですね、その国の検査機関に指摘された部分等もありますので、防火設備の変更とかですね、手すり、甲板旅客スペースの手すり等の縦の部分、手すりの部分の増加とか、安全上で必要とされ追加となった工事。それとこれはその仕様書をする時点での協議認識不足ではないと言われるかもしれませんが、その提案によって採択した船の構造に、若干船員が使いやすいようにですね、若干変更を加えたということ

ですので、その部分に係る経費が主でありますので、こちらとしても造る以上、いい船を造りたい、そういう思いもありますので、必要な経費であるというふうに思います。

○6番（泰山祐一議員） 是非今言われてた必要経費というようなことは、もちろんそうです。その上でやはり最初の契約というものの議案に上げてくる、上程するというところまでに、いかに綿密な内容でですね、行っていただいて、その契約の実際に成果物をですね、いかに完成にさせていくのか、その中で、もろもろのハプニングはもしかしたらあるのかもしれませんが、今回のお話を聞いていると、どうなんだろうかなというようなふうに聞こえましたので、是非ちょっとそういったところも今後の新たな、何かこういった取りかかりの際ですね、反省を生かせるような形で振り返りなどもしていただきたいなと思います。また今回、そういった部分でまた新たな契約議案というものも、後日上程される予定があるのかどうかという点に関して確認してよろしいですか。

○商工交通課長（勇 忠一） この契約の変更について、まず国の補助金変更交付決定をいただく、その後に契約して議決、議案にかけるというふうな予定であります。

○6番（泰山祐一議員） はい、承知しました。完成のスケジュールは以前お話いただいたときは、令和8年の2月というふうなお話でしたが、その点は変わらないのかどうかという点も確認してよろしいでしょうか。

○商工交通課長（勇 忠一） はい、その工程に変更がないよう、なるべく早い変更契約、これを進めたいというふうに思っております。

○6番（泰山祐一議員） はい、分かりました。あとですね、1点気になったところを共有させていただきます。昨日、海の駅のほうのテレビが、座席、皆様が待合所のところにテレビがありまして、そちらの横にですね、せとなみの着水式の写真だったり、資料のほうがですね、掲示されていたんですね。その際にせとなみの新造船の長さが、確か33mぐらいになっていたと思うんですけども、我々が契約を12月にした際というのは、長さが30mというふうになっていたんですよ。その際に、3m前後ぐらいですかね、何か差異があるなと思ったので、ちょっとその点に関しては、今回の部分で、なぜ、我々が議決していない仕様のものが、サイズが書いてあるのかな、ちょっと不思議になったものでして、ちょっとその点に関しても今一度確認を取っていただいたほうがいいんじゃないのかなと思いましたので、はい、よろしくお願いします。以上です。

○議長（向野 忍議員） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第70号を採決します。

採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍議員） 起立多数であります。

よって、議案第70号、令和7年度瀬戸内町船舶交通事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第9 議案第71号 瀬戸内町農林水産物直売所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（向野 忍議員） 日程第9、議案第71号、瀬戸内町農林水産物直売所の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人） 議案第71号、瀬戸内町農林水産物直売所の設置及び管理に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、瀬戸内町農林水産物直売所加計呂麻島のいっちゃんむん市場の管理について、指定管理者による管理に関する文言を追加するため、条例の一部を改正するものであります。

御審議のうえ議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍議員） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第71号を採決します。

採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍議員） 起立多数であります。

よって、議案第71号、瀬戸内町農林水産物直売所の設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第10 議案第72号 農泊推進型施設における指定管理者の指定について

○議長（向野 忍議員） 日程第10、議案第72号、農泊推進型施設における指定管理者の指定について

てを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人） 議案第72号、農泊推進型施設における指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者に管理を行わせようとする施設の指定管理者となる団体について、議会の議決を求めるものであります。

御審議のうえ議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍議員） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○6番（泰山祐一議員） 質疑させていただきます。こちら3ページ目といえいいんでしょうかね。農泊型施設における指定管理者のこちらのほうの主な評価点というところ、評価項目ですね、ところを3点上げていただいております。今回、この一般社団法人チーム西方との協定を結んでいく流れになる話なのですが、まず一つ目からですね、お伺いしたいと思います。事業計画書の内容が利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであることというふうに評価されております。こちらの部分に関して、具体的にどの点がそういったこの評価につながっているのかというところに関して、御説明いただきたいと思います。

○総務企画課企画補佐（田原章貴） ただいまの御質問にお答えいたします。この指定管理者の選定項目なんですけど、これは指定管理者の設置条例に記載されている選定基準を基に選定しております。まず、選定の内容なんですけども、利用者の平等な利用の確保という点で、施設におきましては、障害者、高齢者、子育て世代など、全ての町民、それから観光客等も誰もが安心して利用できるような公平性を保つための配慮を施設として行っております。また、利用者のアンケートや改善提案の改修などに努めまして、サービス向上へ向けた取組を行っていきたいと考えております。その点で、指定管理候補者の事業計画を精査しましたところ、その点、十分全ていけるであろうと判断いたしましたところであります。以上です。

○6番（泰山祐一議員） はい、承知しました。次の下のほうですね、事業計画書の内容が公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に関する経費の縮減が図られるものであることとあります。こちらに関しては、その事業計画書のどのあたりが評価されたのかという点、確認してよろしいでしょうか。

○総務企画課企画補佐（田原章貴） お答えします。施設の適切な維持という点では、指定管理を議決いただいた後に、防火管理者、そして資格を取得しますと。それから、飲食店の営業許可、簡易宿泊所の営業許可、それらの法令に基づいた資格の申請というものを行うことと、またそれに伴って安全面、衛生面への配慮、点検ですとか、清掃、保守管理など、これらの業務をしっかりと進めるということで理解しております。

○6番（泰山祐一議員） その下、じゃ次、いきますね。事業計画書に添った管理を安定して行う能

力を有しているものであることとあります。事業計画の部分でどの点はその点評価されたのかというところを御説明いただきたいと思います。

○総務企画課企画補佐（田原章貴） お答えします。この施設は、宿泊施設、食事処、あと雑貨施設、それから体験メニューという中で、それぞれの役割分担というものが明確化になっております。また、その中で定期的な接客の研修とかですね、継続的な人材育成等についても行っていくということが、計画の中に記されているところであります。

○6番（泰山祐一議員） いろいろお話のほうをお聞かせいただきました。その中で、今抽象的な話をいろいろやり取りさせていただきましたので、具体的な話をちょっとさせていただきたいと思えます。この事業計画書のほうですね、以前議会のほうから資料要求をさせていただきました。その点で、見させていただいた際に、1年目、2年目、3年目という形になっておりまして、補助金のほうも移動販売車、そして今回春にですね、議決をした委託費のほうもですね、プラスした形で、やはり補助金がないと、今運営ができないという、1年目は分かります。そして、2年目も売上げが増になって、3年目も増になっていくという流れではありましたが、やはり補助金がないと、委託金がないとですね、運営ができないというようなところを危惧しております。その中で、万が一ですけれども、この委託費補助金の中で、実際にこの委託先のほうが思うように売上が上がらない、そうした際に、収益等々を確保する術がなくなった際に、そうした際に、本来、企業はどうするのか。自分たちのストックしてある貯金をですね、従業員に当てながら運営をしていくという形になろうかと思いますが、ここの一般社団法人チーム西方の資本金、どのくらいですか。

○総務企画課企画補佐（田原章貴） 正確な数字というものは把握しておりません。

○6番（泰山祐一議員） 非常に大事な点だと思いませんか。やはり、今回どのような形の運営委託をしていくのかというような中で、今回、この協定等々の素案のほう一式いただいて、添付資料で見させていただきましたが、宿泊等々のですね、来客数の部分ですね、目標数字のほうも年間宿泊者数、令和7年度においては施設開所予定日を考慮した基準として、年間宿泊者数は490人、そして年間体験メニュー利用者数は480人というふうにされておりました。令和7年度通年通しての数字かと思うので、ここからは減になるのかなと思うんですけども、そういった際にですね、やはり週に例えば何日営業していただくのかとか、もしくは月に何日休日を取るのかとかいうようなことが、ちょっと私が見落としているかもしれませんが、このいただいた資料一式の中には仕様書等で示されていないのかなと思ったんですけども、そのあたりに関して、営業日数に関しては、事業者のほうに考えていただいて、それで町が許可すれば、もうそれで委託費はこの金額でやりますよというような形でも契約が結んでいかれるような流れになっていくのかどうかというところ、今後のちょっと進め方に関しても確認してよろしいでしょうか。

○総務企画課企画補佐（田原章貴） この農泊推進型施設の条例の中で、施設の営業時間、それから利用期間というのでも定めております。それを基にですね、この協定書の中にですね、営業時間と利用期間のほうを記載させていただいているんですけども、指定管理が議決された後にですね、こ

の条例に沿った形で協議しながら休みのほうを設定してもらおうというふうな予定であります。

○6番（泰山祐一議員） となりますと、今回、そういったもろもろのお話で、どういった業務を指定管理者に委託をするのか、それを仕様書に示すわけだと思わんですけれども、その部分が町がどういった要望があるのか、発注の内側ですよ、があるのかというようなことが不明確だった際に、事業者はじゃ、その金額で私たちがやれることを契約をする、それを今回随意契約しているわけですよ。その随意契約するにあたっては、これまでいろいろな伴走をしながらですね、事業をやっていたからというような理由などが大きいと思わんですけれども、そういった部分がありますので、やはり週に何日営業してもらいたいのか、もしくは年間通してなのかとかですね、やはりここは町のほうで整理されて、ちゃんと依頼したほうがよいのではないのかなと思うところなんです。が、県のほうもとある施設のほうの指定管理を見ましたけれども、例えば水曜日を休みとかですね、やはりちゃんと指定したりしてましたので、この部分に関して瀬戸内町としてはもうお考えは特に今ないということなんですか。

○総務企画課企画補佐（田原章貴） はい、お答えします。少し説明のほうが抜けておりました、申し訳ありません。この仕様書の中でですね、町からの要求基準という、第22条のところに記載しておりますけれども、年間の宿泊者数を490名、これは最低ノルマといいますか、490名を達成してもらいたいという旨記載しております。これは、週に1回お休みをして、大体312日なんです。これに宿泊の稼働率、これ県が定めております稼働率がありまして、これを20%掛けた数字がこの490名という形になっております。あと、こちらに記載しております体験年間体験メニュー利用者480名、こちらにつきましても、大体月40名の計算で要求基準として設定しております。この両方の数字をですね、達成してもらおうという意向を町としては伝えております。また、指定管理候補者からいただいた事業計画の中身においてもですね、それを達成するような事業計画書というのが、再度上がってきております。以上です。

○6番（泰山祐一議員） 午前中ですね、お話させていただきました瀬戸内町の一般会計の予算において減額となった事業がございましたけれども、やはりその事業においても事業者の意向を経営条件によってですね、やめざるを得ない影響として、瀬戸内町としても町民の方々にとっても寂しい思いになってしまったというようなことがございました。そうした中で、やはりこの指定管理をしていく、そしてこれから頑張って地域活性化していく、そのお気持ちは当然非常にいいことで、前向きであるというふうにも捉えております。しかしながら、やはり財源というものが無いと、運営というものは持続可能にできないというようなことが、今回の一件を通してですね、痛感したところでございましたので、是非その部分において、なぜそういった事態になってしまったのか、定期的にどういった話し合いが必要だったんだろうかというようなところもですね、本町で行ってきた事業の中でも、何か反省点を棚卸しした中でやっていけるものもあろうかと思っておりますので、是非このチーム西方とのですね、連携をするにあたって、そういった協議を進めていただきたいなと思っております。

あと最後にちょっと1点お伺いしたいと思いますが、こちらのほうの協定書でしたかね、の2ページ目になりますが、こちらのほうで指定期間のほうが第5条ございますが、この部分で町と指定管理者が協議のうえ期間を更新できるものとするというふうにございます。一旦は令和7年度の指定日から令和8年の3月31日までとすれば、町と指定管理者が協議のうえ期間を更新するものとするというふうになっておりますので、このあたりに関しての更新に関しても、我々議会としてはですね、今回議決をして、そして町のほうが実際に指定管理のほうを更新しようというような意向があれば、もうこの契約というものは、予算が可決すれば毎回毎回更新していくものになっていきますので、是非そういったところに関しても、創意工夫をこの事業者のみで任せていくのが厳しいなということであれば、JVのような形でどこかの事業者に参加していただく、もしくは企業版のふるさと企業にとかですね、そういった専門的な方を公募する中で協力をさせていただいて、西方エリアのほうの事業主・・・とかですね、連携を図っていただくとか、様々な創意工夫もですね、この指定管理者がもし苦慮する事態があった際には、是非指定管理者のみならず、町のほうもですね、何か、使える制度、使える人材というようなどころもなどもですね、是非御支援いただきたいなと思いますので、こちら次西古見のゲートを・・・ですね、今回、チーム西方の久慈の利活用の事業ですね、相乗効果となるように、町民の方がですね、また赤字の事業が増えたというようなことなどですね、言うようなことがないように、是非持続可能なチーム西方のこれからの地域づくりを町もともにですね、けん引していただきたいなと思います。以上となります。

○議長（向野 忍議員） ほかに質疑はありませんか。

○5番（中村洋康議員） 今回の議案とですね、資料、参考資料などたくさんありました。一通り目を通させていただきましたけれども、その中で1点だけですね、ちょっとお聞きしたいなというふうに思うんですけども、利用許可というのがありますね、瀬戸内町が主催又は主催する事業を行うために、利用の申込みをする場合は、優先して利用許可を与えるものとし、利用料金は免除とするというようなことがあったんですね。これ、施設自体が宿泊、料理提供、物販、あと体験とありますけど、これは何を優先して利用にかかって免除すると、どういうことなのか、少しこの説明をしていただけませんか。

○総務企画課企画補佐（田原章貴） お答えいたします。免除につきましては、公の施設ということになりまして、公の利用をちょっと想定しております。例えば、体験メニューのところ、例えば町内の学生といいますか、子供たちへの食育教育とか、体験の授業といいますか、そういった子供たちへの教育の場の提供というときには免除というのも有効かなと考えています。

○5番（中村洋康議員） ですからね、こういうものは一般的なものを約款をそのまま載せるんじゃないで、その施設がどういうものかということが分かればですね、施設利用、例えば施設利用については免除とかするとかいうことをちゃんと書かなければ、その施設自体がホテルと食事提供と物販ですよ、そういう公共施設じゃないですか、いわゆる。そうでしょう。体験というのは、校庭とか、そういう広場なりがあったりとかですね、そういうもんだと思うんですけども、です

から、そういうことであれば体験については、というような形で明記するような形をですね、是非協定なりするときにはですね、していただければと思います。この中で今の説明で内容は分かりましたけども、やはりお互いに取り交わす文書ですので、その辺はですね、ちゃんと明記してお互いに交換するようになっていただければなと思います。分かりました。

○議長（向野 忍議員） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第72号を採決します。

採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍議員） 起立多数であります。

よって、議案第72号、農泊推進型施設における指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第11 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（向野 忍議員） 日程第11、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人） 諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、人権擁護委員、信島良章氏が、令和7年12月31日で任期満了することに伴い、引き続き人権擁護委員候補者として法務大臣宛て推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項により議会の意見を求めるものであります。

御審議のうえよろしくお願いいたします。

○議長（向野 忍議員） 休憩します。

休憩 午後 2時41分

再開 午後 2時43分

○議長（向野 忍議員） 再開します。

お諮りします。

本諮問は、お手元に配布の意見のとおり、適任であると答申したいと思います。
御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍議員） 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任であると答申することに決定しました。

休憩します。再開は3時からとします。

休憩 午後2時43分

再開 午後3時00分

○議長（向野 忍議員） 再開します。

- △ 日程第12 認定第1号 令和6年度瀬戸内町一般会計決算の認定について
- △ 日程第13 認定第2号 令和6年度瀬戸内町巡回診療施設特別会計決算の認定について
- △ 日程第14 認定第3号 令和6年度瀬戸内町国民健康保険特別会計決算の認定について
- △ 日程第15 認定第4号 令和6年度瀬戸内町介護保険特別会計決算の認定について
- △ 日程第16 認定第5号 令和6年度瀬戸内町後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について
- △ 日程第17 認定第6号 令和6年度瀬戸内町屠畜場事業特別会計決算の認定について
- △ 日程第18 認定第7号 令和6年度瀬戸内町船舶交通事業特別会計決算の認定について
- △ 日程第19 認定第8号 令和6年度瀬戸内町古仁屋港上屋事業特別会計決算の認定について
- △ 日程第20 認定第9号 令和6年度瀬戸内町農業集落排水事業会計決算の認定について
- △ 日程第21 認定第10号 令和6年度瀬戸内町簡易水道事業会計決算の認定について
- △ 日程第22 認定第11号, 令和6年度瀬戸内町水道事業会計決算の認定について

○議長（向野 忍議員） 日程第12, 認定第1号, 令和6年度瀬戸内町一般会計決算の認定についてから、日程第22, 認定第11号, 令和6年度瀬戸内町水道事業会計決算の認定についてまでの認定11件についてを一括議題として、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人） **令和6年度各会計決算の概要**

令和6年度の水道事業、簡易水道事業および農業集落排水事業を除く各会計決算総額は、歳入総額15,409,165千円に対し、歳出総額14,414,155千円で、形式収支995,010千円の黒字となりました。また、翌年度に繰り越すべき財源353,904千円を差し引いた実質収支は641,106千円となっています。

以下、各会計の決算内容について、説明いたします。

(認定第1号) 一般会計

一般会計の歳入歳出決算額は、予算額13,084,558千円に対し、歳入決算額11,756,390千円、歳出決算額10,967,153千円となり、前年度に対し、歳入決算額では215,712千円、1.9%の増、歳出決算額では320,657千円、3.0%の増となっています。

決算収支の状況は、歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支789,237千円の黒字、さらに翌年度へ繰り越すべき財源263,793千円を差し引いた実質収支525,444千円の黒字となっています。また、今年度の実質収支額から昨年度の実質収支額705,426千円を差し引いた単年度収支額は179,982千円の赤字となっています。この単年度収支額に財政調整基金の積立金386,856千円を加え、取崩額371,103千円を差し引いた実質単年度収支額は164,229千円の赤字となっています。

(認定第2号) 巡回診療施設特別会計

巡回診療施設特別会計の歳入歳出決算額は、予算額270,829千円に対し、歳入決算額212,698千円、歳出決算額212,649千円となり、前年度に対し歳入決算額では18,015千円、9.3%の増、歳出決算額では17,966千円、9.2%の増となっています。

決算収支の状況は、形式収支は49千円の黒字、さらに翌年度へ繰り越すべき財源49千円を差し引いた実質収支は0円、単年度収支も0円となっています。

(認定第3号) 国民健康保険特別会計

国民健康保険特別会計・事業勘定の歳入歳出決算額は、予算額1,400,042千円に対し、歳入決算額1,320,793千円、歳出決算額1,300,920千円となり、前年度に対し歳入決算額では42,744千円、3.3%の増、歳出決算額では43,137千円、3.4%の増となっています。

決算収支の状況は、形式収支及び実質収支は、19,873千円の黒字、単年度収支は393千円の赤字となっています。

次に、国民健康保険特別会計・直営診療勘定の歳入歳出決算額は、予算額40,597千円に対し、歳入決算額38,327千円、歳出決算額36,683千円となり、前年度に対し、歳入決算額では5,486千円、16.7%の増、歳出決算額では12,381千円、50.9%の増となっています。主な要因は池地診療所改修事業費の増によるものです。

決算収支の状況は、形式収支及び実質収支は1,644千円の黒字、単年度収支は6,724千円の赤字となっています。

(認定第4号) 介護保険特別会計

介護保険特別会計事業勘定の歳入歳出決算額は、予算額1,392,043千円に対し、歳入決算額は1,379,628千円、歳出決算額1,286,744千円となり、前年度に対し、歳入決算額では61,524千円、4.3%の減、歳出決算額では98,191千円、7.1%の減となっています。

決算収支の状況は、形式収支及び実質収支は92,844千円の黒字、単年度収支は36,667千円の黒字となっています。

(認定第5号) 後期高齢者医療事業特別会計

後期高齢者医療事業特別会計の歳入歳出決算額は、予算額148,100千円に対し、歳入決算額140,498千円、歳出決算額139,237千円となり、前年度に対し、歳入決算額では5,142千円、3.8%の増、歳出決算額では5,564千円、4.2%の増となっています。

決算収支の状況は、形式収支及び実質収支は1,261千円の黒字、単年度収支は422千円の赤字となっています。

(認定第6号) 屠畜場事業特別会計

屠畜場事業特別会計の歳入歳出決算額は、予算額2,133千円に対し、歳入決算額及び歳出決算額は同額の1,518千円となり、前年度に対し、歳入歳出決算額では50千円、3.4%の増となっています。

決算収支の状況は、形式収支、実質収支及び単年度収支すべて0円となっています。

(認定第7号) 船舶交通事業特別会計

船舶交通事業特別会計の歳入歳出決算額は、予算額616,106千円に対し、歳入決算額555,127千円、歳出決算額465,065千円となり、前年度に対し、歳入決算額では107,218千円、23.9%の増、歳出決算額では17,156千円、3.8%の増となっています。

決算収支の状況は、形式収支90,062千円の黒字、さらに翌年度へ繰り越すべき財源90,062千円を差し引いた実質収支は0円、単年度収支も0円となっています。

(認定第8号) 古仁屋港上屋事業特別会計

古仁屋港上屋事業特別会計の歳入歳出決算額は、予算額4,217千円に対し、歳入決算額及び歳出決算額は同額の4,186千円となり、前年度に対し、歳入歳出決算額では258千円、6.6%の増となっています。主な要因は課税期間分の消費税及び地方消費税確定申告に伴う消費税額の増によるものです。

決算収支の状況は、形式収支、実質収支及び単年度収支すべて0円となっています。

(認定第9号) 農業集落排水事業会計

農業集落排水事業会計の収益的収支の決算額は、収入予算額54,930千円に対し決算額54,772千円、支出予算額46,103千円に対し決算額は44,246千円で、差し引き10,526千円の当年度純利益を生じています。なお、損益計算書における翌年度純利益は10,189千円となっておりますが、差額の337千円は消費税相当分であります。

また、当該純利益につきましては、地方公営企業法第32条第2項に基づく処分を行わず、未処分利益剰余金として翌年度に繰り越しています。

次に、資本的収支の決算額は、収入予算額31,222千円に対し決算額20,342千円、支出予算額39,580千円に対し決算額27,844千円となり、差し引き7,502千円の収入不足となっています。この不足額につきましては、当年度分損益勘定留保資金1,743千円、及び引継金5,759千円で補填しています。

(認定第10号) 簡易水道事業会計

簡易水道事業会計の収益的収支の決算額は、収入予算額175,698千円に対し、決算額170,208千円、支出予算額143,101千円に対し、決算額128,295千円で、差し引き41,913千円の当年度純利益を生じています。なお、損益計算書における当年度純利益は37,671千円となっておりますが、差額の4,242千円は消費税相当分であります。

また、当該純利益につきましては、地方公営企業法第32条第2項に基づく処分を行わず、未処分利益剰余金として翌年度に繰り越しています。

次に、資本的収支の決算額は、収入予算額240,160千円に対し決算額103,721千円、支出予算額272,757千円に対し決算額137,076千円となり、差し引き33,355千円の収入不足となっております。この不足額につきましては、引継金33,355千円で補填しています。

(認定第11号) 水道事業会計

水道事業会計の収益的収支の決算額は、収入予算額298,197千円に対し、決算額291,310千円、支出予算額282,042千円に対し決算額262,870千円で、差し引き28,431千円の当年度純利益を生じています。なお、損益計算書における当年度純利益は34,117千円となっておりますが、差額の5,686千円は消費税相当分であります。

また、当該純利益につきましては、地方公営企業法第32条第2項に基づく処分を行わず、未処分利益剰余金として翌年度に繰り越ししています。

次に、資本的収支の決算額は、収入予算額34,301千円に対し決算額34,300千円、支出予算額137,697千円に対し決算額125,570千円となり、差し引き91,270千円の収入不足となっております。この不足額につきましては、消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,040千円及び過年度分損益勘定留保資金86,230千円で補填しています。

以上が、令和6年度一般会計及び各特別会計の決算説明となります。

ご審議の上、認定くださいますよう、お願いいたします。

○議長(向野 忍議員) 町長の提案理由の説明は終わりました。

以上で、本日の日程は終了しました。

明日9月11日木曜日は午前9時30分から本会議を開きます。

日程は、令和6年度各会計決算に関する総括質疑であります。

本日は、これで散会します。

散会 午後 3時23分

令和7年第3回瀬戸内町定例会

第 2 日

令和7年9月11日

令和7年第3回瀬戸内町議会定例会

令和7年9月11日(木曜日)午前9時30分開議

1. 議事日程 (第2号)

○開議の宣告

○日程第 1 令和6年度瀬戸内町各会計決算総括質疑

【特別委員会設置, 付託及び委員の選任】

○日程第 2 令和6年度瀬戸内町各会計決算審査特別委員会設置, 付託及び委員の選任

※ 散 会

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

令和7年第3回瀬戸内町議会定例会 9月11日(木)

○出席議員は、次のとおりである。(10名)

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	栄 克人 議員	2番	里山正樹 議員
3番	伊東さおり 議員	5番	中村洋康 議員
6番	泰山祐一 議員	7番	永井しずの 議員
8番	柳谷昌臣 議員	9番	元井直志 議員
10番	池田啓一 議員	11番	向野 忍 議員

○欠席議員は、次のとおりである。(0名)

○職務のため会議に出席した事務局職員の職・氏名

事務局 長	義永将晃	事務局 次長	喜屋武純仁
庶務 議事係	宮原美子		

○地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	鎌田愛人	保健福祉課長	信島浩司
副町長	福原章仁	建設課長	浜田高仁
教育長	盛島正行	水道課長	栄 順二
総務企画課企画補佐	田原章貴	商工交通課長	勇 忠一
総務企画課財政補佐	茂野清彦	水産観光課長	保島弘満
総務企画課人事補佐	勝田忠広	農林課長兼農委局長	永井健一郎
総務企画課DX推進室長	中島淳弥	会計管理者兼会計課長	保岡直人
税務課長	林 敬郎	教育委員会総務課長	徳田義孝
町民生活課長	保岡忠洋	社会教育課長	昇 憲二

△ 開 会 午前 9時30分

○議長（向野 忍議員） これより、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付の議事日程第2号のとおりであります。

△ 日程第1 総括質疑

○議長（向野 忍議員） 日程第1, 認定第1号, 令和6年度瀬戸内町一般会計決算の認定について, から, 認定第11号, 令和6年度瀬戸内町水道事業会計決算の認定について, までの認定11件に対する総括質疑を行います。

なお, 総括質疑におきましては, 政策的なものに絞って質疑を行い, 質疑時間は1問1答方式の, 当局答弁を含め, 1人60分以内とします。

質疑はありませんか。

○5番（中村洋康議員） おはようございます。総括質疑をしたいと思っておりますけれども, まずですね, 主要施策の成果に関する説明書ですかね, の中からいきたいと思っております。3ページです。3ページの中ほどでありますけれども, 中学校の部活動の地域移行についてですね, 現況, 実態とですね, 今後の取組状況, 今後というか, 現在の取組状況などですね, お伺いしたいと思います。

○教育委員会総務課長（徳田義孝） 部活動の地域展開, 現在は名称が移行から展開というふうに変わっておりますけれども, 地域展開についてであります。各, 体協さんとか, 学校側, それから, 教育委員会側, 教育総務と社会教育課関係の方との間で, 各部活の顧問の先生方, 指導者の方々等交えて, それぞれの部活でどのような形の展開が可能かというようなところを協議を進めているところであります。また, 推進協議会というようなのを立ち上げて, その中で, この部活とこの部活については, 今, 展開ができます。それ以外の部活についてはどういう状況です。そのような協議をする場を持っていきたくて, 今, 考えているところでございます。

○5番（中村洋康議員） 具体的に, 現在, その地域展開されている部活について, ありましたらお答えください。

○教育委員会総務課長（徳田義孝） 現在のところは, 相撲ですね, 相撲と男子バレーの方は, 完全に地域展開, 移行が可能, されているという状況でございます。

○5番（中村洋康議員） それでは, 次ですね。教育環境の整備, 充実についてということで, 整備, 年次的にというか, 鋭意取り組んでいるというふうには思っておりますけれども, 一つですね, その環境整備の中でお聞きしたいと思いますけれども, 幼稚園, 小学校, 中学校, それぞれですね, 洋式トイレの普及ですね。その実態と, 教育委員会との方としては, どのような方針で取り組まれているのかを伺いしたいと思います。

○教育委員会総務課長（徳田義孝） 洋式化の状況ということではありますが, 現在, 小・中学校合わせて約160基ぐらいのトイレがございますが, その中で70基程度は洋式化されていると。各小・中学校に必ず洋式のトイレは設置されている状況ではありますが, 割合的には45%程度なのですが, 計

画面上は毎年1基から2基ですね、小中学校を整備していくということでございますが、今後も大型の施設整備とか校舎の老朽化、そのようなところもありますが、これはまた、別枠でも要求をしながら、予算の許す限りで年次的に進めていきたいと思っております。幼稚園の方は約3分の1程度ですね、が洋式化されているという状況でございます。

○5番（中村洋康議員） 分かりました。次に行きたいと思えます。その下のほう、かけろま留学制度、海の子留学里親制度の存続に取り組みましたということもありますけれども、つい先日も池地小中学校については、来年度、休校の見通しだというようなこともありました。そこでですね、与路小中学校、そして、池地小中学校の存続問題というものに対してですね、現時点での町、そしてまた、教育委員会としてのですね、方針というものをですね、お聞きしたいなというふうに思いますが、教育長並びに町長のお考えをお伺いしたいというふうに思えます。

○教育長（盛島正行） 与路小中学校、そして、現在、池地中学校ですが、存続については、地域住民、学校、保護者等の意見も踏まえながら、十分協議してまいりたいと考えております。

○町長（鎌田愛人） 与路小中学校、池地小中学校、地域のためにも、なくてはならないものだと思います。学校がですね、小さな集落においては核となるというふうに思えます。ましては、与路島と請島というのは、加計呂麻島と違ってですね、もうそこに、その島には一つしかない学校ではありますので、これは何としても存続させなきゃならないというふうに考えております。その上で、先ほど教育長からもあったように、保護者や地域住民の声を聞きながらですね、存続のためにあらゆる手段を検討しながら、存続に向けて取り組んでいきたいというふうに思っております。中村議員もですね、元教育長として、与路の海の子留学に関しましてはですね、ノエビア化粧品が、ノエビアホールディングスが里親を撤退するという中で、当時の教育長からですね、何とかして、町も関与して取り組むべきじゃないかと。やはり、請島、与路島の集落自体の存続にかん、も含めて、学校は大事じゃないかということで、瀬戸内町で里親制度を継続してやるという決断をしたところであります。そこも含めてですね、里親制度、また、かけろま留学制度も含めて、あらゆる方策を講じながら、学校の存続に向けて、これはもう教育委員会の問題ではないというふうに考えておりますので、教育委員会と町と、そして、地域と連携しながら、存続に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

○5番（中村洋康議員） 先ほど町長の答弁をですね、お聞きして、私も同感というか、そう思うんですけれども、時代の変化というものがありまして、やはり、もちろんその学校単体で言えば、学校存続というものは、その地域がですね、積極的に取り組まなければならないというのはもちろんでありますけれども、しかし、やはり、今、そういう体力がですね、高齢化であったりとか、人口減少であったりですね、そういう状況にあるという、その現況を踏まえた中でですね、やはり行政として、これまでよりもさらに行政としての積極的な取組というものがですね、必要になってきている、今の状況ではないかなというふうに思えますので、先ほどの町長の答弁のようにですね、是非、有人島の存続というですね、そういう意味合いも兼ねた形でですね、是非、積極的に挑戦をし

ていただきたいなというふうに思います。

次に行きます。4ページですね。4ページの様々な分野において学習できる環境づくりについてというところの3行、2行目のほうになりますけれども、シマを知り、シマを愛し、シマに誇りを持つ心を育むとともに、継承活動にもつながる子ども島口伝統芸能大会や子ども検定を実施しましたというふうにあります。そこでですね、その成果表の118ページですね、にですね、子ども検定の成果に関する調べというものがありますけれども、その評価というところで、合格率が27.7%、前回52.8%、私が知る限りにおいてもですね、これは60点以上ということになるんでしょうかね。やはり5割から6割ぐらいのですね、合格率があったというような記憶をしておりますけれども、こんなにこう結果が落ちている。いわゆるこの郷土教育のですね、について、やはりこの地元の、地元のですね、その検定試験などですね、もっともっとこう積極的に学習していただきたいな。合格率を上げていただきたいなというふうに思いますけれども、この結果の要因をですね、伺うとともにですね、さらなる郷土教育への取組強化というものが必要だと思いますけれども、教育長のお考えをお聞きしたいというふうに思います。

○教育長（盛島正行） 子供たちに地域のよさを知ってもらう、そして、地域を愛して誇りに持つってもらうために郷土教育ということがすごく大切なことと思っており、各学校でも郷土教育を推進していただき、もらっているところであります。いろんなところで、八月踊りであったり伝統芸能であったり、そういうこと、郷土の農業等について学んでいるところもありますが、今回、今年度の、昨年度の子ども検定がこのように低い数字であったということは、本当、私たちも真摯に受け止め、受け止めないといけないと思っております。学校への周知、そして、周知はしているわけで、それは取組状況が十分であったかどうかも含めて、きちんと検証していかないといけないと思っておりますが、一つの要因としては、選択方式から記述回答の部分が多かった。例年に比べて多かったというのも、正答率が少なかったことの原因の一因ではないかというふうな分析をしているところです。今年度も実施しますので、各学校に取組状況を十分やっていくように指導していきたいと思っております。以上です。

○5番（中村洋康議員） 是非ですね、管理職研修会などでですね、教育長の方で指導されていただきたいというふうに思います。

次、行きたいと思いますが、5ページですね。5ページの生活環境のその(1)のですね、空き家に関することなんですけれども、3行目です。空き家バンク制度の充実を図りましたということがあります。こういうふうな記載がありますけれども、実際のですね、登録件数や入居率の状況を踏まえた上でですね、移住・定住対策における住宅問題への対応として、十分であるというふうに認識されているのでしょうか。もし十分でないとするならば、空き家バンク制度に加えて、他の、ほかの政策などですね、検討されているのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○総務企画課企画補佐（田原章貴） おはようございます。ただいまの議員の御質問にお答えいたします。空き家バンクの登録数としましては、令和6年度実績で4件となっており、令和5年度に比較

しまして増加しているという状況にはなっておりますが、議員のおっしゃるように、この空き家に関してはずいぶん、非常に課題も多く、かつ、重要なものだと認識しております。今後の対応についても、今、課内で、係内でいろいろと協議をしておりますので、御理解いただきたいと思います。

○5番（中村洋康議員） 移住・定住、Uターンも含めて、Iターンもですね、これは以前から、やはり住居、いろいろ課題はありますよ。職であったりですね、生活環境の問題などもありますけれども、やはりもっと、最もというか、大きな課題として住居問題というものがあると思うんですね。これまでも町としては様々な政策で取り組んだと思いますけれども。やはり、私、個人的な考えとしては、町がやっている空き家バンクというよりも、民間同士のその賃貸などでですね、移住、移住・定住というか、転入されている方の方が割合としては多いのかなというような、そういう実態などもですね、検証されてですね、町の、町というか、町長の政策としても、移住・定住、人口増加にも、向けてもですね、そういう増加対策ということで、政策もありますので、実効性のあるですね、もっと、もっとですね、もっと実効性のある政策などですね、是非、検討して、実行に移していただければなというふうに思うところであります。

次にいきたいと思います。7ページ。7ページ、8ページになりますけれども、瀬戸内町ゼロカーボンシティ、ゼロカーボンシティ実現に向けた再エネ導入目標を基に、再生可能エネルギーや電気自動車の導入、普及を促進するとともに、カーボンニュートラルの取組として、云々と、進めましたというふうにあります。そこでですね、地球環境であるとか、CO2削減であるとか、大きな、グローバルな観点からは町民も、皆さんも認識あると思いますけれども、この瀬戸内町ですね、具体的なですね、この瀬戸内町のゼロカーボンシティ実現に関して、再生可能エネルギーの導入目標を達成することを通じてですね、瀬戸内町として具体的にどのようなカーボンニュートラルの数値目標を設定し、そして、どのような将来像を目指しているのかということですね、ちょっと漠然としていて、町民としては、こう理解がなかなか及ばないのかなというふうに、私自身がそんなもんですから。その辺のことをですね、少し説明をしていただきたいと思いますというふうに思います。

○総務企画課企画補佐（田原章貴） お答えいたします。この再エネに関しましては、2050年までに、町が、瀬戸内町がどのような町にしたいかというものも描きました、再エネ導入目標策定というものがあって、その中で各種、再エネの取組をシナリオとして、将来のビジョンとして明記されておりますが、やはり財源が伴うものが多くて、なかなか着手しづらい部分もありますし、中では一部、西古見ゲートにおきましては、太陽光のパネルを設置したり、EVのスポットを設置したりという、身の丈にあつたできる限りの再エネの取組というものは、推進しているところであります。ただしかし、今後ですね、どのような形が本町にとって、また、町民にとってプラスになるのかというものを、再構築していきたいと考えております。以上です。

○5番（中村洋康議員） 再エネのですね、導入であったりとか、そういうものは分かるんですけども、そのことを通してですね、その瀬戸内町におけるカーボンニュートラルの数値目標というのは、特にはないという理解でよろしいでしょうかね。

○総務企画課企画補佐（田原章貴） 数値目標に関しまして、各分野ごとに設定しているとは考えております。特に本町の大島海峡を利用したブルーカーボン等におきましては、非常に、官民一体となった取組を推進しておりますし、これがどのような二酸化炭素の吸収につながるかという、そういったデータもですね、今後、検証されていくのではないかなど。また、一部は既に認識されているのではないかなど考えております。以上です。

○5番（中村洋康議員） それでは、次に行きたいと思いますが、同じく8ページですね。8ページの中ほどですけども、本町での事業創出、事業創出に向け、進出企業支援補助金制度を活用し取り組みましたというふうにありますけれども、この制度の内容も含めましてですね、少しこの辺の説明を、どういうことなのか、お聞きしたいと思います。

○総務企画課企画補佐（田原章貴） 進出企業支援補助金制度についてお答えいたします。この事業につきましては、コミュニティ形成事業として設置しております瀬戸内町すこやか福祉センターHUB、こちらですね、施設を年間で契約する、契約して利用する企業に対して交付する、5年間、補助する事業になっております。対象企業としましては、大島本島外に本社があって、町内に事業所を持たない企業、法人格を持つ団体、法人をですね、このHUBにおいて年間12日以上利用すること。年間契約を5年以上継続すること。それから、地元の企業とか役場とか、そういった関係機関と情報共有や連携を図ることというものが、この対象企業の条件となっております。補助金額につきましては、一律50万円となっております。令和6年度におきまして、この交付企業数は2社となっております。これまでも、町、瀬戸内漁協との共同した藻場の再生事業とか、あと飲食店の出店、大島海峡を活用した海底熟成ワインの企業様等がですね、この補助金を活用されております。以上です。

○5番（中村洋康議員） この補助制度は要綱ですよ、条例ではなくてですね。ですから、議会の方では審議がされていないというようなことになって、進めていられるのだと思いますけれども。今、今の話をお聞きしてもですね、健やか福祉センターHUBは公共施設ですよ。そして、そこを指定管理者という形で管理運営して、管理者に指定していると。いわゆる公共施設であれば、そこに係る使用料、もし活用するのであれば、使用料というものが発生するわけでありましてけれども、そういう状況で健やかHUB、福祉センターHUBを設立をして、今のお話などを聞くと、なかなかHUBを、すこやか福祉センターHUBを活用しなければ、補助金、採択ないわけですから、そういうことを言うとですね、なんかこう、利用者が少ないので、利用する人を増やすためにというような、そういうイメージを受けたりするんですよ。いわゆるHUBを使うことによって補助金を支援する。そうすると、使用料も発生するわけですよ。その使用料と補助の関係性はどうなりますか。例えば、5年間で、今、50万と言いましたっけ、そういう補助金を受ける、支援できるような対象になると、使用料以上に支援の方が多くなるというな、そういう状況になるわけですよ。その辺の、何て言うんですかね、整理、整理がどういうふうになっているのか、もう一つ、もう少し説明していただけないか。

○総務企画課企画補佐（田原章貴） このすこやか福祉センターHUBの当初の目的といいますか、ここの立ち位置というのが、新出企業さん、新たに企業を起こす、起こしたいという企業さんと、瀬戸内町の企業さんとのマッチングとか、あと、ここで起業をしたいけど、いろんな情報を集めた。そういった方々が利用されているのかなと思っております。そういった方々が、実際、50万円いただいて、契約をして、いろんな活動をして、町内に事業を起こして、それがどういった効果があるかというのは、数字的な部分はちょっと説明できないんですけども、いろいろな効果は出ているのかなと、これまでの実績を見てもですね、考えているところです。私のほうからは以上です。

○総務企画課DX推進室長（中島淳弥） おはようございます。当時の担当者として、少し今の答弁に対して補足したいことがあります。新出企業支援補助金、補助金をお渡しした企業様とかはですね、必ず1年ごとに年間、町内で、どこにこう幾ら使ったか。例えば飲食店に幾ら使った、宿泊施設に幾ら使った、そういった領収書を求めて、きちんと12日間以上利用したのもそうですけど、瀬戸内町にお金を落としたというのを付けて、それを、自分たちは実績を見て、そこに足りなければ補助金を返還してくださいというところで、実際の補助金を返還してもらった企業もあります。そういったところで、町としての判断をしているところです。補足でした。

○5番（中村洋康議員） そういう細かい話はもうしませんけれども、いわゆるコワーキング、コワーキング用の、提供するためのですね、健やかHUBセンター。そこにはインターネットの環境も整えて、そして、事務的なこともできるような環境ということで設置したわけですよ、進出企業なり、そして、なんですか、インターネットで個人でやるためにもですね、そういう場所の提供ということで、いわゆる進出企業も含めてですよ。そういう場所の提供しようということで、公共施設として設置したわけですよ。そして、それにおいては、使用料もいただいているというような、もちろん公共施設なので、そういうことになるんだろうと思いますけれども、今、進出企業のこの要綱の話聞いたときに、それはあそこを使わないということじゃないですか。そうですね。そうであれば、もう細かく制度設計の話はもういたしませんけれども、使用料と払うのと、そして、そこを使って、そういう進出企業として活動した企業さんには50万円支援するという、その相殺も含めてなんですよけれども、もうちょっとうまい制度設計、例えばそこを無償にするとかですね、そういうようなことも含めてですけども、そういうことが、当時というか、審議、議論ができればよかったのかなと思ってですね。初めて見たものですから、少しその辺が気になったところでありました。

次に行きます。次はですね、決算説明等ですね、からです。それぞれの資料はありますけれども、全体的な形で質問をしたいと思っておりますけれども、まず、一般会計決算の概要として質問をしたいと思っておりますけれども、実質収支が5億2,544万4,000円となり、令和7年度に繰り越すことができました。私が考えますに、この要因としては、地方特例交付金の約3,000万円の増加であるとか、普通交付税の2億200万円の増加などですね、一般財源相当分の歳入の伸びが、伸びが大きかったこと

などが挙げられるというふうに思います。これは、国の政策に基づく財政支援の影響もありますが、近年の国の経常収支が右肩上がりで推移していることやですね、さらには国の税収増に伴う地方財政支援に支えられた結果であると思います。一方で、瀬戸内町の体質的な財政状況が改善されたわけではなく、実質収支、実質単年度収支は1億6,400万円の赤字というふうになっています。ここで懸念されるのは、財政の硬直性を示す経常収支比率です。昨年度よりも悪化し92.3%となっており、経常経費の削減が大きな課題であるというふうに考えます。特に、人件費が前年度比で約2億600万円増。物件費が7,100万円増。さらには補助費等が2億1,200万円増となっています。そこで質問しますが、これらの増加要因ですね、今後の抑制対策について伺います。

○総務企画課財政補佐（茂野清彦） お答えいたします。今回、やはり議員がおっしゃったように、歳入の中で地方交付税の増というのは、これまでにない形で国のほうの措置がありました。かなり上がったのも現実的にありました。あと、御指摘にありました、地方特例交付金、ここの方は定額減税の関係で大幅に伸びた要因がありました。その関係で町税が今年度は、6年度は減収している状況になっております。そういう中で、国のほうも地方交付税という形で、議員がおっしゃったように手厚い形で増えております。ただ、町の、いざ財政の中でどういうふうな状況かという、国の動き以上に町のやはり人件費という部分、また、物件費、物価高騰の流れという部分で、町の財政、また、行財政の運営の中で、きちんと吸収ができていない状況にあらうかと思っております。その中で、やはり人件費という部分におきましては、昨年よりやっております、今年度から動いていまして、機構改革等を含めた形の中で、定員適正化、また、事業の適正化、そこら辺をきちんと進めていく中で、ここを吸収していけたらというふうに考えております。また、補助費等に関しましては、昨年、簡易水道、農業、農業集落排水事業が法適用事業になりました。その関係で、これまで繰出金で出していたものが補助金という形になった関係で増えたというのも背景にはあります。そういった中での経常収支比率が増えてしまった状況にはあります。こういった分析の中で、やはり今後、役場として行財政の再構築というのは重要なものだと思っております。今年度、新たに総務企画課となりまして、今、企画、財政、人事含めて大きな変革をしていくという中で、DXも含めた手段を活用しながら、大きな変革を、今、計画しているところです。まだ具体的には、これからお示しできるかと思っておりますが、今、そういう段階に来ております。今後、やはりそういった動きの中で、今、議員が懸念されている部分も解消していく形を、行政としてはつくっていきたいというふうに考えております。以上です。

○5番（中村洋康議員） やはり交付税など、国の財政支援というものは、国の制度によって変化するものでありますので、短期、中期においてですね、国自体のその財政がプライマリーバランスなどを均衡する中でですね、地方への支援がそれほど多くできないような、そういうような政策に変わら、変わるとも、変わらないとも、これは分かりませんが、いずれにしても町自体が依存体制、体質の財政構造でありますので、やはり自前です、先ほど話しておられましたけれども、体質改善というものは、鋭意努力してですね、いかなければいけないものだなと。これは従来

からずっと瀬戸内町の財政体質からすると、気を緩めてはいけないようなものなんだろうというふうに思っているところです。

次に行きたいと思えますけれども、最後にですね、介護保険特別会計についてですね、お伺いしたいと思えますけれども、介護保険特別会計の決算収支につきましては、実質収支で9,288万4,000円の黒字、単年度収支でも3,666万7,000円の黒字となっており、経営の健全化が進んでいるものというふうに考えます。そこでですね、介護保険料の減額改定についてですね、検討可能な水準と捉えているのか。その辺の状況ですね。これは瀬戸内町だけで判断できるものでありませんけれども、その辺の所見というかですね、考え、課長の考えをお伺いしたいと思えますけれども。

○保健福祉課長（信島浩司） 中村議員の御質問にお答えいたします。介護保険は、現在、第9期の介護計画を実施中でございます。毎年3年ごとに、その3年ごとの係る経費を計算しまして、その所要額に対して、その利用者からの保険料を幾ら集めればいいのかとか、若い世代のそれぞれの被保険者からのその協力金として幾ら集まれ、集めればいいのかということで決まっております。本町につきましては、ただいま第9期は令和6年度から令和8年度までを計画して実施しておりますが、実際に、今、議員がおっしゃったように黒字が大きくなっております。要因としては、保険者の、被保険者の数はそこまで減ってはいないんですけれども、町が取り組んでいるその健康教室であったりが功を奏して、その介護の認定率が年々減少しているというのと、元気なお年寄りが増えているということで、今年度、6年度におきましては9,000万ほどの繰り越し、繰り越しといたしますか、剰余金が発生しております。これにつきましては、次の第10期の計画のときに反映されますので、ありますので、診療改定によりまして、年々給付費は上昇してはいるのですけれども、この譲与金をもって、次の保険料の算定には抑制できるような働きかけができるかと思えます。以上です。

○議長（向野 忍議員） ほかに質疑はありませんか。

○9番（元井直志議員） 主要施策の成果に関する説明書からお願いします。6ページですね。生活排水処理対策についての件ですが、みなと祭りのときにですね、ちょっとパレードしたときにすごく嫌な臭いがいっぱいしたんですよ。あの臭いの現況について、町側は把握しているのかどうかちょっとお尋ねしたいと思います。郵便局の前の道路ですけれども、すごく臭いがして、ちょっとこれいかなんという、感じたんですけれども、どうでしょうか。

○水産観光課長（保島弘満） みなと祭りについては水産観光課が主管でありますので答弁しますが、そのみなと祭り実行委員会の反省会と言いますか、反省会がまだ開催はしておりませんが、その前に、そういった臭いがきつかったとか、そういった話は聞いておりません。

○9番（元井直志議員） 瀬戸内町としてもあの臭いはですね、何とかしないとイケないです。多分、生活排水の臭いだと思うんですけれども、この辺を改善するように、是非、調査して欲しいと思います。

次ですね、通学路や生活道路における危険箇所の把握に努めて、交通安全対策を推進してきたということではありますが、ガードレールですね。河川のところについているガードレールですけれど

も、特にパイプのガードレール。あれがですね、非常にあちこち外れたり、ないところになって危険なんですよね。この辺の状況を把握しているかどうか、お尋ねしたいと思います。

○建設課長（浜田高仁） お答えいたします。河川に関してはですね、すいません、道路に関しては年間通して定期点検、定期点検、行っていますが、河川に関しては河川数が数多いものですから、そういう点検は行っていませんが、我々職員が現場に行く際に、各集落の施設、河川等も含めて確認をしたり、集落のほうからの情報もいただいておりますので、100%ではありませんが、ある程度、どこが、ガードレールが、ガードレールというかガードパイプが腐食しているというふうな情報は把握しているところでございます。以上です。

○9番（元井直志議員） 計画についてはどうですか。

○建設課長（浜田高仁） お答えいたします。我々公共、公共施設整備等で年間予算を計上しております。その中で、あくまでもですね、優先順位、緊急性、優先順位を考慮しながら整備をしています。現在も整備をしていっておりますので、そういうふうな形をとって、とっていくことになると思います。以上です。

○9番（元井直志議員） その優先順位というのはどういうふうに決まっていますか。

○建設課長（浜田高仁） 基本的には生命に関わる分が優先順位の1位です。経過観察できる分に関しては先延ばしするというところの順位付けを行っているところです。これはあくまでも我々建設課の職員の中で、どこが危険だよね、どこが優先だよねということで順位を決定しているところでございます。以上です。

○9番（元井直志議員） 非常に危険な箇所がですね、集落内の道路にはいっぱいあると思いで、是非、今一度、精査してですね、危険箇所を取り除いてほしいと思います。

次に7ページなんですけれども、防災訓練や出前講座、これを開催していらっしゃいますけれども、実情にあったですね、防災訓練が行われているのかどうか、非常に疑問に感じているところがあります。実際ですね、防災訓練をしているんですけれども、本当に火事があったときとか、そういうときに役に立つのかどうか、その辺がちょっと疑問なんですけれども、その辺はどうなんですかね。ちょっとやっぱり集落の方々と協力して、実情にあった防災訓練が行われているのかどうかお尋ねしたいと思います。

○総務企画課人事補佐（勝田忠広） ただいまの御質問にお答えいたします。実情にあった防災訓練が行われているかということなんですけれども、私たちとしましては、やはり実際にそういう現場にあったときのことを想定して、防災訓練を行っているというふうに認識しております。

○9番（元井直志議員） 防災訓練が形式的にならないように、本当に役に立つような防災訓練を今後も心がけていただきたいと思います。

○町長（鎌田愛人） 防災訓練、様々なことを想定して、津波とかですね、想定してやっておりますが、その火災の防災訓練というのはですね、やはり集落には自主防災組織があるわけですから、やっぱり集落の計画の中で、集落にある消火栓などを含めてですね、そういうことも自主、共助です

か、そういうことも大事ではないかというふうに思いますので、そこを我々ももっと啓発してですね、消防団や消防署員、また、地域と連携して、火災の防災に関しては、そういうことが大事じゃないかなというふうに思います。それ以外の津波対策とか、そういうことは公助でやるべきところも多々ありますので、今後、そういう防災に関する関係機関と連携しながら、毎年ですね、防災訓練、やっておりますので、様々な想定をした中での防災訓練も、今後、やっていきたいと思っておりますので、先ほど申しあげました、防災に関しては、まずは、火災に関してはですね、自主防災組織が普及はしておりますので、それはまた集落の中で、各集落の中で推進していただければなというふうに私は思います。

○9番（元井直志議員） 集落にもそのように伝えてですね、是非、消防の協力を仰ぎながら、安全・安心なまちづくりに努めていくと、聞きたいと思っております。それからですね、9ページなんですけれども、林業についてなんですけれども、瀬戸内町、結構林業も森林組合がなくなったんで、さらに製材所もなくなりました。実際、杉の木とかヒノキの木とか植えてあるんですけれども、この活用が全くなされない状況ですね。この辺についてどうなんですかね。製材所がないということについて、どのようにお考えですか。せっかくある木材を利用できない。そういうことはどうなんでしょうね。これが林業につながっているのかどうか、ちょっとお尋ねしていただきます。

○農林課長兼農委局長（永井健一郎） 杉の木とかヒノキはですね、町の持ち物ではなく、個人の財産になっているものですから、個人の財産の方で伐採とかを依頼があればですね、町のほうも考えたいと思っております。

○9番（元井直志議員） 林業もですね、なかなか厳しい。材木の値段というのはやっぱり、国産材は特に上がっているんですよ。その辺からも、林業を盛んにするためにも、その辺も町側でも考えていっていただきたいと思います。

それから75ページなんですけれども、主要施策の成果に関する調べ。これは第三セクターの設立なんですけれども、この株式会社となっています。瀬戸内フェリーの場合です。この株式、どのような状況、どういう株式、公開株式なのか、それとも普通の株式なのか。そういう株式の方法をちょっと知りたいと思います。よろしくお願いします。

○商工交通課長（勇 忠一） 瀬戸内フェリーの株式についてですけれども、公開はしておりません。資本金2,000万のうち6割が町、4割が山畑運送ということになっております。

○9番（元井直志議員） 以上です。

○議長（向野 忍議員） ほかに質疑はありませんか。

○7番（永井しずの議員） 私も主要施策の成果に関する説明書から、6ページ、3、多機関連携による生活安全対策強化についてのところです。自家用、自家用有償旅客運送制度ですね。前も議会において、私も提案したことがあります。近く実証実験が始まると思いますが、いつ頃から始まりますか。

○商工交通課長（勇 忠一） 今年度、進めているんですけれども、自家用有償旅客運送、最近は公

共ライドシェアというふうに呼んでいるようですけれども、この議会終了後の9月29日にですね、地域公共交通活性化協議会、これを開きまして、まず、自家用有償旅客運送の試験運行、実証実験ですね、これの許可をいただいたのち、国のほうへ申請を出しまして、町としてもその運行、運行主体としての、どうでしたかね、許可をいただいたのちにですね、11月より1月までの3カ月間、実証実験を行う予定としております。

○7番（永井しずの議員） 瀬戸内町はですね、タクシーもなくなり、バスの便も少なく、また、高齢者も多い中、買い物弱者とか、病院に行かれる方も困っています。幸いに、この制度がですね、導入されることを期待しております、お願いします。

あと1問、13ページ、7、行財政。職員の意識改革。事務量の見直し。組織再編についてとあります。職員研修をかなりされて、御尽力されていることと思いますが、人事異動の際ですね、やはり全然違う業務、業種のところに移動したとします。やはり仕事を覚えるのは大変ですよ。皆さんも、ここにいらっしゃる課長の方も、皆さん経験があられると思います。そのときに1人だったらいいでしょう。同じ係で1人じゃなくて2人とか3人とか多く移動した場合ですね、やはり仕事を覚えるのが必死で、ちょっと仕事もちょっと遅くなったり、いろんな悩みも抱えると思います。そのときに、皆さん、今、パソコンを1人ずつ持って本当に自分の仕事を必死にやっていたらと思うんですけども、その中でせつかくこのDX推進を、瀬戸内町、やっていて、やはり後々人員削減も行う予定であるということですが、少しでも早くですね、そのデジタルに、人のことは私も言いませんけど、自分のものにしていただいて、横のその後輩の面倒を見る余裕を持っていたきたいんですよ。やはり最近休職されている方は少なくなったと思いますけれども、余裕がないから、いろいろ悩みを抱えると思うんですね。そこを組み込んでいただいて、係長とか補佐とかですね、先輩の方々が、上司の方々が、その新しく来た方の面倒を見てやる。そういう目を見てあげる。そういうことが必要だと思うんですね。いかがでしょうか。

○総務企画課人事補佐（勝田忠広） ただいまの御質問にお答えいたします。議員のおっしゃるとおり、やはり職員が減っていく中で、一人一人の職員の資質向上というのは、もう必須になってきていると思います。また、職員に対してケアをしっかりとやるというのは、やはり上司の役目の一つというふうに考えておりますので、議員のおっしゃるとおり、職員に対してはきちっとケアをしていくように、職員向上に図っていきたいというふうに思っております。

○町長（鎌田愛人） 人事補佐の答弁に加えましてですね、その職員が相談するこの役割の相談相手、メンター制度というのがありまして、いろんな悩みだとか、いろんな仕事上とか、いろんな面で相談するメンター制度というのがありまして、職員によってはですね、その制度を活用して相談をしたりもしております。また、メンタルヘルスケアという会社がありまして、定期的に職員の相談によったりとか、様々な分析をしたりしてもおります。そういう職員のメンタル的なものもですね、我々町としても支援しながらやっていきたいというふうに考えております。今後でもですね、やっぱり職員の資質向上、さらには精神的なことも含めた中での行政運営が必要に、でありますので

ですね、そこも十分力を入れていきたいと考えております。

○総務企画課DX推進室長（中島淳弥） すいません、DXの面から補足したいと思います。職員の資質向上、メンタルケア、そういったところも含めてですね、業務の効率化というところが非常に大事になってくると思っています。業務量を減らすため、また、属人化、その人しかできないという業務を減らすためですね、他の自治体とかの業務フローを参考にしたツール、手段のですね、導入、そういったものも進めて、職員スキル向上に努めております。また、瀬戸内町はBPR業務量調査を行っておりますので、年度末にはそういったところの業務量、これまで何時間だったのが何時間に減った、そういったところの効果検証も含めてですね、そういったところも皆様のほうにお伝えできるようにしていきたいと思っています。以上です。

○7番（永井しずの議員） 前向きな御答弁ありがとうございます。メンタルケア制度、あることも十分承知しております。ただ、そこまでは行かない悩み、そこまでは、電話で、その相談までは行かない小さな悩み、それは人として、気持ちですよね。隣の人にちょっと、ちょっとすみません、こうなんだけどと、ちょっとした相談です。大げさのものじゃなくて。そういうのが、気軽にできるような人間関係を構築していただきたいと思います。以上です。

○議長（向野 忍議員） ほかに質疑ありますか。

休憩します。再開は10時45分からとします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時45分

○議長（向野 忍議員） 再開します。

質疑はありませんか。

○3番（伊東さおり議員） よろしく願いいたします。こちらのほうの主要施策、成果に関する説明書の方の5ページになります。こちら、真ん中のほう、プレゴールデンエイジ事業の充実を図りとあり、ございますけども、こちらのほう、資料をいただきました。ぽかぽかクラブですとか、ママのホットサロン、離乳食教室、ベビーマッサージ、のびのび親子教室、ワクワクキッズ、本当にどれもこれもがワクワクするような、ママたちは楽しいだろうなって思うような、そんな内容でした。その中で、場所なんですけれども、ぽかぽかクラブ以外のものが本島で行われておりますけども、これを加計呂麻地域の方でやるような御予定はございますでしょうか。

○保健福祉課長（信島浩司） 乳幼児の各種健康教室の件での、伊東議員の御質問にお答えいたします。今、おっしゃられたように、ぽかぽかクラブは、毎月、加計呂麻のほう、それと、本島側のへき地保育所の、へき地のほうでも月に1回、実施しております。そのほかの教室に関しましては、保健師と看護師等の専門職は保健福祉課の職員で担当できますけれども、専門、その他の専門職、作業療法士であったり、言語聴覚士であったり、医学療法士であったりは、外部からの委託になりますので、どうしてもその日程の兼ね合いとかで、加計呂麻とか、そのほかのところには日程

調整がしにくいところではありますが、なるべく年に何回とかですね、月に、何カ月に1回とかでも、の頻度ができるように調整は試みようと考えております。以上です。

○3番（伊東さおり議員） ありがとうございます。あなたのそばで県議会というものがあつたときにですね、小学生の男の子が大島郡のほうから本島側、本島の方の修学旅行はあるんだけど、本島側から奄美郡島の方の修学旅行がないのはなぜなんだろうと。せっかく文化とか歴史があるのに、是非、奄美のほうにも来ていただきたいというすばらしい御意見をおっしゃいましてですね、ふと、この場所を見たときに、そうだよねと思ったんですね。その古仁屋側、本土側の方たちも加計呂麻のほうに来て、新しいような海の幸、山の幸がございますので、その場を使ってやったらちよっと面白くなるんじゃないかなということも思いました。加計呂麻のほうにはIターンの家族も多いですので、是非、加計呂麻に来てよかったって思われるような、そんな取組をよろしく願いいたします。

その下なんですけれども、清水運動公園についてなんです、こちらの中でインクルーシブに配慮した遊具の整備に着手しました。このインクルーシブというものはどういうものなのか、具体的にこの遊具はどういったものなのか教えてください。

○社会教育課長（昇 憲二） その前に、先ほどのプレゴールデンエイジ事業が社会教育課ですので、補足をさせていただきます。未就学児を対象に清水運動公園、清水体育館を中心に年7回やっております、これを加計呂麻で開催できるかどうかということなんです、こちらから加計呂麻への移動のことを考えたときに、なかなか難しいのかな。加計呂麻の未就学児を対象にするとですね、やはりどこで開催するのか、何人集まるかなどもありますので、今後、検討はしていきたいと思いますが、なかなか厳しいのかなというのが現状です。

インクルーシブについてなんです、健常者と障害者、こちらの方々が、どなたでも使えるようなイメージでありまして、その遊具についても、段差をなくしたりというような改良をした遊具を選定しております。今、本工事に着手しておりますので、来年度、来年の3月の完成を目指しております。

○3番（伊東さおり議員） 加計呂麻の方のママたちのほうにも、どういったことを希望なさっているのかとか、そういったことを聞いてみまして、こちらのほうから提案というか、そういった形も取らせていただいたりしても大丈夫でしょうか。これぐらい集まるんですけれども、みたいな感じで。

○社会教育課長（昇 憲二） 保護者の方々の意見というのは、お聞かせ願いたいと思っておりますが、やはり先ほど保健福祉課の事業とも似ている形になるんですが、外部の指導者を招いて指導している関係上、会場が2か所に分かれたときに指導者が確保できるかどうかということも含めてですね、いろいろ条件は出てくると思いますが、やはり地元の保護者の意見というのはお聞かせ願いたいと思っております。

○3番（伊東さおり議員） 次に行きたいと思えます。6ページになります。こちらの方の公共ライ

ドシェアの方ですとか、新造船のせとなみですとか、あと第三セクターの貨物フェリーについてなんですけれども、先ほど同僚議員もおっしゃってありましたけれども、公共ライドシェアはとても望まれるものですので、よろしく願いいたします。それとせとなみなんですけれども、こちらの方で団体のお客様がすごく請・与路に行かれてとてもよかったということで、今度、新しくまた新造船ができるんですよと伝えましたら、また、行きたいわとワクワクした感じでおっしゃっていたので、今、この新造途中でいろいろ過程が大変だと思いますけれども、素敵な皆さんの、なんだろう、そんなにエンジントラブルがないような、そのような新造船を望んでおります。それで第三セクターなんですけれども、こちらの方ですが、今現在なんですけれども、数字的なものとかどのような感じでしょうか。見通しですとか、よろしく願いします。

○商工交通課長（勇 忠一） せとうちフェリーについては、6年度より三セクターとして運航をしております。6年度においてはですね、予算規模で1,730万円程度の補助金を支出しております。経営自体といいますか、その運航収入については順調に推移しております、赤字についてはほぼ、それほどかかって、町補助金としては支出していない状況です。以上です。

○3番（伊東さおり議員） すごくいい御報告を聞いて嬉しかったんですけれども、その要因はどういったことがあるのでしょうか。いい方向に向かっている要因というか、すみません。

○商工交通課長（勇 忠一） 民間から三セクターに移った元々の要因がですね、船体の老朽、あと、船員の高齢化とフェリーによる収益が落ちてきている、そういったところがあったんですけれども、6年度においてはそのドック費用ですね、その分まで運航収入の方で賄うことができる状況でありました。今後についてはですね、今年度より新しい貨物フェリーの建造にかかるんですけれども、既に契約を済んでいるんですけれども、その新しく造った船の償還分というものがかなり大きく負担となってくるということです。

○3番（伊東さおり議員） 今のお発言の中で運航収入がよかったということなんですけれども、この運航収入がよかった要因は。何があってよかったのかなという感じです。

○商工交通課長（勇 忠一） ちょうど6年度においては加計呂麻ターミナルと、公共の工事が加計呂麻で、大きな工事がありましてね、そこら辺の運送に係る部分。また、これまで山畑運送がフェリーも同時に運航していたわけですから、当然、自社の車の分っていうのは同じ社内なので、そういう運航、運賃として取っていなかったわけですね。そこが今度はお客様となった。そういったことで収入が増えたという形だと思います。

○3番（伊東さおり議員） 今のお話で、やはりこの加計呂麻が何かしら活性化されていると、こちらのほうにもプラスの方向で動いているんだなということが分かりました。

次なんですけれども、10ページのほうで、奄美シーカヤックマラソン in 加計呂麻大会というものがありますけれども、こちらのほう、33回、今年は33回だということで、すごく歴史を感じました。この33回目にあたりまして、何か、今までとはまた違った気付きですとか、反省点とか、そういったのがございましたでしょうか、お願いします。

○水産観光課長（保島弘満） シーカヤック大会を終えての気付きについてなんですけれども、規模的にも全国を、全国から評価されている大会ではあるんですけれども、その運営するに当たって監視船、警戒船、そういった安全確保をするための、そういった船の協力が、少しずつではあるんですけれども、減ってきている状況で、参加艇とか人数を増やすのに、増やすことで活性化、規模は大きくなるんですけれども、その分、そういった警戒船とかそういった協力がだんだん少なくなっている状況ですので、そういったことも含めて、今後、どうしていくか、検討する必要があるとは思っています。また、例えその規模を現状維持であったり、少し規模を縮小したりしたとしても、参加した方々が、また、瀬戸内町に行きたいとか、そういった、思えるような大会にしていきたいと思えます。ウェルカムの心だったり、人の温かみだったり、そういったところをしっかりと行っていきたいと思っています。

○3番（伊東さおり議員） そのような御苦勞などもいろいろあるということ、やはりこういったところで知ることができて大変ありがたいことなんです。それでですね、この中で、先ほど33回ということだったんですけれども、この中にin加計呂麻大会という言葉があるんですけれども、こちらの方で後夜祭などもあります、この後夜祭とか、加計呂麻でやられたことというのはございますか。

○水産観光課長（保島弘満） 私が知る限りではないと思います。

○3番（伊東さおり議員） こちらの方ですね、in加計呂麻大会ということが付いていることで、加計呂麻の方たちがですね、加計呂麻の方で後夜祭、やってほしいよねという声もあったりするんですけれども、加計呂麻の方で後夜祭をやってみようかなということはどうでしょうか。

○水産観光課長（保島弘満） 後夜祭について、加計呂麻島で開催できないかという御提案ですけれども、これも御提案ですので、一旦受け止めます。そして、調査、研究をしたいと思えますが、前夜祭もやっておりますけれども、そういった後夜祭を加計呂麻で開催するに当たって、その後夜祭については役場が主体で行っておりますけれども、そういった、もし後夜祭を加計呂麻でできる団体とか、そういったのがあったりすると、すごく前に進むというふうに考えております。というのは、すごく大きな大会で、職員も、町あげて運営しているんですけれども、町としても委託できる部分については積極的に委託したいという考えはありますので、その加計呂麻の開催については、一旦、受け止めて、調査、研究をしたいと思えます。

○3番（伊東さおり議員） 前夜祭でも大丈夫ですので、是非、前夜祭、後夜祭、どちら、どちらが、是非、一度、加計呂麻の方でやっていただきたいと思えます。以上です。

○議長（向野 忍議員） ほかに質疑はありませんか。

○6番（泰山祐一議員） 質疑のほうをさせていただきます。まず、今回、総括質疑をさせていただくにあたり、もう翌年2026年、令和8年、瀬戸内町政70周年、70年を迎えます。その部分において、やはりこの決算の総括質疑、並びに、今後、決算委員会等も発足されるかと思えますが、是非、そういった部分を、ただのですね、こういった話を聞く中で、是非、当局にも活かしていただ

きたいと思っておりますので、是非、前向きにですね、議論の方をさせていただけたらと思います。

まず、施政方針の主要成果の16ページのほう、お願いいたします。その中で、令和の5年から取り組んで、以前からですね、取り組んでいたせとうち未来展望2050、こちらの件に関して改めて確認等を取らせていただきたいと思いますと思いますが、今回、このせとうち未来展望2050を令和5年度ですね、完成して、それで令和6年度、今回、事業の方のお話をさせていただくわけですが、その中で、まず、財政面において、定期的にどのようなシミュレーションを行っていくのかどうか等々の、この進捗管理に関して、どのような形で6年度を図っていこうというような話し合いになっているのかという点、確認したいと思います。

○総務企画課財政補佐（茂野清彦） 今後の財政面の進捗の管理、目標等についてはですが、以前、議員からも御指摘いただいた財政計画というものをつくらせていただいて、現在3回目を公表させていただいているところです。その中で、各課の状況、収入、歳出の状況等を確認しつつ目標を設定しております。ただ、時代的な変化等もありますので、変化に応じた修正は入れつつ、今後も財政の健全化に向けて、きちっと数字を把握した中で、各種行政の運営に展開させていけたらというふうに考えております。

○6番（泰山祐一議員） その計画等もですね、年度ごとで更新していただいているところも拝見させていただきました。その上でですね、せとうち未来展望2050、そして、その計画が、今、瀬戸内町の最上位概念の計画になっているかと思えます。そして、その下に、今、来るところでいうと、瀬戸内町の長期振興計画。こちらの方が、以前まではこちらが最上位だったものだと思いますけれども、こちらも非常に重要なものかなと思います。そこでページの方を変えますが、1ページ目のところに移りたいと思います。この中で瀬戸内町のほうが、書かれております上部のところですが、行政内部の抜本的改革を進め、そして、持続可能な経済財政運営を目指し、瀬戸内町長期振興計画に掲げた分野別の各計画において、真に必要な事業を実施することに努めていくと。それが人と輝く夢と希望に満ちた魅力ある島の実現に取り組んでまいりました、というようなことで書かれておりました。ここでちょっと長期振興計画の、改めて策定に関して、この6年度の点、確認をとりしたいと思います。こちら、まず長期振興計画、令和元年度に前半の計画が5か年で出てきておりましたので、令和元年から令和5年までですね。そして、令和6年度、長期振興計画は存在していたのかどうか、というところ、改めて確認してもよろしいでしょうか。

○総務企画課財政補佐（茂野清彦） 長期振興計画につきましては、先ほど議員がおっしゃったように、条例で制定した計画でございます。議会でも承認をいただくような計画となっておりますが、今回の前期の締めくくりと、あと、最後の状況で、6年度末に新たな展開を出したという状況がございました。その中で、今、町の置かれている状況、財政的な状況、人事的な状況を踏まえて、今回、新たな再構築ということで、機構改革も含めた中で、総務企画課ができました。現在、その部分で、やはりこれまでのいろいろな計画等の連携、また、財政と政策の連携等も含めて、もっと

深掘りした、さらに未来に向けてつながっていくようなものをつくっていききたいということで、今、新たに検討を始めている段階に来ております。まだ全容としてはお示しできる状況ではありませんが、骨子的なものとしては、ある程度見えてきている状況ではございます。その中で、今回の長期振興計画、また、まち・ひと・しごと等、重要計画を踏まえたものを作り込んでいけたらと思っております。また、国のほうも地方創生の2.0とか、新しい動きが出てきておりますので、それも踏まえたものとして、今後、展開を考えていけたらと考えております。以上です。

○6番（泰山祐一議員） 今の御説明、答弁もいただいた上でですね、ちょっと改めて整理をしたいところがございます。まず、令和6年度の予算策定、並びに、この実施をしていくにあたって、結局何を元に目標にしながら叶えていくために、このそれぞれの各課が事業を提案してきている。それを財政評価してきて、審議してきたのかなというようなところが、私としては？の部分があるんですね。というのは、やはり令和6年度に長期振興計画の実施計画の後期がない状況でした。だからこそ、その計画、さらに上に行けば、瀬戸内町の未来展望2050、それを叶えるために長期振興計画がある。それで各種計画がそこに、それぞれ連なってくるというような中で、やはりこの計画がまずあって、そして、それを叶えていくために、それを財政が審議して、そして、予算のほうに反映していくというふうに、私は思うところなんですけれども、実際、この令和6年度においては、令和7年度の3月の定例会において、瀬戸内町の長期振興計画の後期、こちら議決をさせていただきましたので、もう6年度終わっていますよ。やはりそういった部分では、次のこの7年度に向けてはですね、長期振興計画、そして、また後日、お話ししますが、まち・ひと・しごと創生総合戦略、こちらの方の更新というようなものも、やはり非常に重要な部分かと思っておりますので、先ほどの財政補佐のお話ありましたが、そこを、双方、どういうふうな形です、計画を収集、集約していくのか、整理していくのかというようなところは、是非、早急にですね、対応していただきたいなと思われましたので、こちらの方を触れさせていただきました。是非、このせとうち未来展望2050、だんだんだんだん薄れてきていないですかね、皆さんの中で。やはりこの部分があるんだよというようなところを、しっかりと皆様の中でも改めて、これがまず原点になると思います。目指すべきところというようなところを、是非、この財政並びに当局の方で、しっかりと連携を図ってもらいたいなと思われました。こちらの件に関しては承知しました。

あとですね、財政面のところ、幾つかお伺いしたいなと思っております。先ほど同僚議員のほうから、令和6年度、実質単年度収支の赤字という部分がございます。こちらのほうも、数年ですね、この赤字のところが続いているかと思っておりますけれども、実際にその要因として、財政としてどのように分析されているのかというところ、確認したいなと思っております。

○総務企画課財政補佐（茂野清彦） 実質単年度収支、今回も赤字という状況でした。実際は前年と比べて向上しているというか、いい方向には来ているんですけれども、結果、赤字という状況ではございます。その中で、今回、中身が若干変わったという点としましては、基金の取崩状況と、積立状況が大きく変わっております。この単年度収支の中には、実質単年度収支の中には、財政調整

基金の年間の積立基金、また、取崩基金が反映されるんですけども、今回、ほぼ同額で、基金の、財政調整基金としての変動はほぼない状況で、収支を取り、締めくくることができました。その点に関しては、一部、調整が、前年度から実は調整、基金内の調整もしていた部分もありましたので、ちょっと上手くいった点ではあったのかなというふうには思っております。ただやはり、今回、まだまだ厳しい状況が続いている中で、主な要因としましては、やはり物価高騰と賃金増という社会の大きな流れの中で、まだ組織として瀬戸内町が対応しきれていないというところがございます。今後、その体質改善も含めて、今年度、やはり大きな動きを示していかなきゃいけないというふうには考えている状況です。

○6番(泰山祐一議員) 承知しました。あとですね、その点とならってですけども、現在、瀬戸内町の義務的経費、そして、投資的経費、こちらの方ですね、過去改めてちょっと振り返ってみたところ、やはり義務的経費の方が、ここ数年ですね、やはり割合がもう過去最大になっているんじゃないのかなと思うんですね。その数年前からするとですね。というようにところを含めた際に、義務的経費がかなり、今のお話の人件費の高騰などなどで、要因として挙げられておりますけれども、今後、この投資的経費の割合というものが、やはりどのようにしていけば確保していけるのかというところ、非常に今後、各課の方でも、御尽力いただかなければいけないところかなと感じたところでした。改めてですけども、ちょっと言葉の用語でちょっと難しいかもしれないですが、この義務的経費、投資的経費という言葉ですね。ちょっと町民のほうにも分かりやすく、改めてちょっとお話いただけたらなと思いますが、そちらのほう、財政のほう、是非、よろしく願います。

○総務企画課財政補佐(茂野清彦) 義務的経費、投資的経費の言葉の内容についてですけども、義務的経費の中には、先ほどから出ております人件費と、あと公債費、これは借金の公債費の方の公債費の償還分になります。あと、扶助費というのがあります。扶助費は法で決まっている、助けるべきお金としてあるもの。主に保険福祉課等で支出しているものが大きいものになりますけれども、その扶助費、三つになります。これが義務的経費の内容です。投資的経費につきましては、いわゆるインフラ整備、町が、住民が生活していく上で大切な道路であったりとか、河川の橋であったりとか、そういうものの整備に係る普通建設事業費であったり、あと災害があったときに復旧をする災害復旧事業費等が投資的経費というふうになっております。

○6番(泰山祐一議員) 御説明のほういただきまして、それと関連して、次、6ページのほう、移りたいと思います。6ページのほう、先ほど同僚議員のほうからもお話がございました。第三セクターのせとうちフェリーに関してですね、ちょっとお話を、質疑させていただきたいと思います。こちらのほう、先ほどの御答弁では、経営状況に関しては令和6年度、順調であるということでお話ございました。その中で、昨日、瀬戸内町のほうの3セクの財政状況の情報シートの方が公開されていまして、そちらの中身、少し拝見させていただきました。その中で、やはり改めて考えなければいけないところかなと思ったところで、ちょっと御意向をお聞きしたいなと思うんですけ

れども、このホームページで公開された内容で、事業課題として、加計呂麻島、与路島、請島、こちらの工事が安定していないというようなことを挙げられていらっしゃいました。そこでですね、今後、やはりこのせとうちフェリーの経営状況も考えていく際に、このやはり3島の今後、持続可能な島の生活をどう、我々瀬戸内町として考えていくのかというようなところの中で、さらには公共工事の発注に関しても、計画的に考えていかなければいけないのではないのかというところを考えております。ここは、投資的経費のところにつながってくるところでございますけれども、その上でちょっと確認をしたいんですが、今後、この加計呂麻島、請島、与路島、この3島に関して、やはり戦略的に島をしっかり起こしていくための、やはり政策的なことを考えていく計画などですね、やはり必要ではないのかなと、この6年度の事業を通して感じたところですが、その辺りに関しては、財政の方も、いろいろな計画の話の方も検討中ということでしたけれども、是非、その辺りも取り掛かってみてはどうか、若しくはそれを中身に入れてみてはどうかと思うところですが、いかがでしょうか。

○総務企画課財政補佐（茂野清彦） やはり加計呂麻島、請島、与路島、とても重要な、町にとって宝の島でございます。その中で、どういうふうに地域を、このままコミュニティを確保していくかというのはとても重要な問題だと思っております。財政的には、今後、重要な15年ぐらいのスパンで大きな事業等を確認しておる中で、加計呂麻島、請島において、どういうものが展開できるかというのを、現状の中では把握しておりますが、今後の計画面におきましては、今回、企画と総務企画課となった中で、政策面もつなげて計画を広げていけたらというふうに考えております。

○6番（泰山祐一議員） 是非ですね、この点においても、このせとうちフェリーの経営状況というものも、やはり中身をしっかり、分析の方も幾つかされていらっしゃるかもしれませんが、是非、その辺りと、今後の予算策定のところも、しっかり綿密にちゃんと連携をとった中で、公共工事の事業の計画というものもですね、是非、御検討していただきたいなというふうに思うところで、是非、御検討ください。

あと、その点も踏まえながらお話し続けて聞かせていただきたいと思いますが、やはり、今後、瀬戸内町のこの様々な事業を行っていく中で、今、財務書類などもホームページで公開されておりましたけれども、有形固定資産減価償却率というものがございますね。その中で、やはり瀬戸内町、どんどんどんどん100%にこの減価償却率が近づけば近づくほど、施設が老朽化していく。0%に近ければ近いほど、新しいものである、更新されているというような状況ですけれども、今、もう63%を超えている、いわゆる3分の2ほどがですね、老朽化してきているという状況の中で、現在、瀬戸内町のこの財政が掲げている、やはり目標計画というようなところ。例えば基金がこの金額で本当にいいのか。地方財が本当にこの金額でいいのかというようなところ等々ですね、やはり、今のお話を含めて、検討していただいた方がよいターニングポイントにもなっているのではないのかなと思われましたので、その辺りについても、今後、改めて何か見直す必要性というものを、今のお話を含めて、どうでしょうかね。やはり現状維持がいいのか、見直す必要があるのかどうかと

いうところをちょっと確認を取ってみたいと思います。

○総務企画課財政補佐（茂野清彦） 今の減価償却の話も含めまして、現在、やはり個別施設計画の中で、施設の状況、現況というのが明確に見えてきております。そういうのも踏まえた中で、財政計画、今後の政策において反映できるようにするためには、基金の状況等も、もう一度考えていく必要があるかなというふうには考えております。

○6番（泰山祐一議員） 是非、その辺りもですね、また、調査、研究の方を進めていただきたいなと思います。

それに伴って、財政にいろいろお話を聞かせていただいていたばかりになっていたんですけれども、その中でやはり大事になってくるのが、職員の方々の御協力なしには、やはりこの様々な事業等々を考えていくにあたってはなかなか難しいだろうというようなこと、あるかと思います。いろいろな職員研修などもですね、行っていただいているというようなことなども、この資料の中にもございました。そこで、ちょっとこの研修に関してと、ちょっとお話を伺ってみたいところなんです。今現在、職員の提案型の規定、規則というものがあるかと思います。令和6年度は、この実績としては何か職員のほうから、自主的にですね、申請等はあったのかどうかというところを確認したいと思います。

○総務企画課人事補佐（勝田忠広） 6年度の実績については0件でございます。

○6番（泰山祐一議員） 今、0件ということでした。様々な研修、そして、皆様いろいろなジョブローテーションなどしながらですね、いろいろなスキル等々も磨かれているところかと思いますが、やはりその中で、今、財政だけが頑張ってもどうにもならないと思うんですね。その中で、やはり課題、危機感というものをいかに共有し合いながら、それを自分たちの係の中で、仕事として、こういうような改善が図れるのではないのか、こういったことをしていけば、より町民の方々にとって喜ばれることができるのではないのかというような、自主性というものが非常に必要ではないのかなと。それがやはり、このチーム力を高めていくために非常に大事な点ではないのかなと思いますが、町長にちょっとお伺いをしたいと思いますが、現在、先ほどの御答弁でありました、その職員のほうからですね、自主的な提案が、6年度、0件だったということを受けて、どのような、今、お気持ちなのかというところ、お考えをお聞かせいただけたらと思います。

○町長（鎌田愛人） 職員の提案についてはですね、まずはその係、課の中できちんと精査した上で、手順を踏んでですね、そういう提案をしていただければと思っております。

○6番（泰山祐一議員） その手順を踏む方法がその規則等々にまとめられているので、各係、担当者の方々は周知をしているはずだと私は思うところではありますけれども、町長自身はこの自主性を重んじて、この提案というものが活発に行われてほしいというようなお気持ちなのかどうかというところを確認とってよろしいですか。

○町長（鎌田愛人） やはり職員のスキルアップ、そしてまた、いろんな情報を踏まえた中で、そういう積極的な職員の提案はあって然るべきだというふうに考えております。

○6番（泰山祐一議員） 是非ですね、今の町長のお言葉も踏まえながら、是非、各管理職の皆様含めですね、まずは上司の方々からでも、一つでも多くですね、何か提案をしてみるというようなことを、部下の方たちにも背中で見せていくと。それでどのような提案がなされているのか等々ですね、やっていくというようなことが、これが瀬戸内町の、今、いる、町長が言われているチームせとうちの一つの底上げになるのではないのかなと感じますので、是非、その辺りもですね、今後、管理職の皆様含め、しっかりとこの実践を重んじた一つの業務というものをですね、しながら、今、財政がお話ししていただいたところの部分でですね、その手助け、そして、みんなで活気づけて盛り上げていくぞというような体制を整えていただきたいなというふうに思うところです。この点に関しては承知いたしました。

そして、次、行きたいと思います。この財政運営等々を考えていく中で重要だなと思うところなんですけれども、先ほどお話がございました、人口に関しての移住・定住関係の話ですね。こちらの部分、空き家バンクの話になりますけれども、先ほど充実を図っていることに関しての質疑、そして、御答弁のほうもいただきました。一つ振り返ってみますと、この令和6年度、人口の出生、そして、死亡数、そして、転入、転出、どうなっているのかというところも振り返る必要があるのかなと思います。その中で、資料をいただいて確認したところですが、出生数が49人。この10年で過去最少ですね。そして死亡数202人、こちらはこの10年で過去最大です。そして、この転入、転出者数に関しましては、転出者数が495人、そして、転入者数が462人、合わせて転出者数の、転出者数の方が33人多いというような状況です。いわゆる人口が流出しているというような状況ですね。そうした際に、この空き家バンクの充実というもの、私は非常に大事だと思っております。その部分も踏まえてですけれども、以前、これは議会でも提案させていただいたところで、今、検討状況がどうなのかなという6年度の状況を伺いたいと思いますが、鹿児島県の宅地建物取引協議会、奄美支部というものがございます。奄美市のほうはこちらと空き家バンク、連携しながら空き家バンク事業を行っているところですが、瀬戸内町では何かこういった準備というものは、以前、御提案もさせていただいたところですが、何か進捗等々はあったのか、もしくは何か新たな手立てというものがさらにあるのかどうかというところですね、確認してみたいと思います。

○総務企画課企画補佐（田原章貴） お答えいたします。町のほうで地域おこし協力隊、空き家担当の職員がおりますけれども、令和、以前の議員からの御指摘等も踏まえて、令和7年度におきまして、町内の不動産を営まれている方々の協力を得ながら、空き家の調査の方を、現在、進めているところであります。以上です。

○6番（泰山祐一議員） その点も承知しましたが、6年度、ちなみに目標設定というものは行われていたんでしょうか。

○総務企画課企画補佐（田原章貴） 空き家バンクの登録者数で言いますと、令和6年度のK P I としまして、3件、設定させていただいて、実績の方が4件というふうになっております。

○6番（泰山祐一議員） この令和6年度の、今、先ほど御紹介させていただいた人口統計の推移等

の話をしていただきましたが、本当にその目標設定3件というようなことは、どうなのでしょう。そもそもその部分が問題視すべきところではないのかなと思ったところですが、前担当がですね、そういったところを設定されていたので、今、今後、考えていくべきところとしては、7年、次の8年度ですかね、しっかりとまた目標設定、考え直した方がいいんじゃないのかなと思いましたが、その点いかがでしょうか。

○総務企画課企画補佐（田原章貴） 実際、現場で業務をこなしていく中で、いろいろ難しい点があると、議員の方も御理解いただけていると思うんですけども、その中で、この空き家を貸そうかどうしようか、そういった相談というのが、令和6年度に25件ほどありました。また、空き家バンク、借りたいという相談も11人、いる状況にあります。なかなかその空き家の状況とかも、ちょっといろいろと厳しい面もある中で、現在、進めていますけれども、引き続き努力していくしかないと考えているところであります。

○6番（泰山祐一議員） 今のお話で、是非、前向きにですね、検討していただきたいと思います。私が空き家バンク、なぜ、重要視していかなければいけないかと思っているところを伝えさせていただきますと、現在、奄美大島、瀬戸内町、やはりこの防衛の面で、この不動産業者にそれぞれ各島、自分たちのお仕事の中で、物販、物件のですね、売買をしたり、賃貸をしたりというようなところだけになるよりも、行政がそこに一緒に参画していくという方が、今後、安心になるのではないのかなというように感じております。なので、先ほどお話、繰り返させていただいた、奄美市の方の空き家バンクの取組というようなものは、私は非常に有効ではないのかなと思ったところでしたので、是非、そういった部分でも、逆にやりやすくなるのではないのかなと思うんですよ。是非、一つ、そういったところも、今後、御検討していただきたいなと思いますので、引き続き8年度以降のところをですね、期待しております。

そして次、7ページのほう。

○町長（鎌田愛人） 空き家バンクも含めてですね、空き家対策については、空き家を所有している方が、本土におられる方が結構多いので、この郷友会、関西、東京、鹿児島などを含めてですね、その郷友会の際には町の空き家バンク登録の資料。そして、集落の中での空き家改修事業。そしてまた、空き家バンク登録する際の、家の中に残っている残存物の処理の補助もあります。そういう三つのことをですね、資料を基に、その出身者の方々には配布しながら、また、挨拶の中で述べたりしながら、協力を仰いでいるところでございます。そういうことも含めて、出身者も含めてですね、そういう協力を得ながら、この空き家対策を進めていきたいなというふうに考えております。

○6番（泰山祐一議員） 是非ですね、昨今の少子高齢化、並びにですね、様々な自治体の方でも、人口対策として、定住・移住促進の方ですね、励んでいるところ、多いかと思えます。是非、本町ですね、魅力というものも、改めて整理していただいた上でですね、そして、やはりそこに浮け皿がないと定住・移住というものができませんので、是非、その部分、難しい課題もいろいろあるかと思えます。ですから、やはり官民でですね、しっかりとした体制づくりというものを改め

て整理していただきたいなと思ったところでございます。御答弁のほう、承知いたしました。

そして次、7ページのほう、お願いしたいと思います。先ほどお話もございましたところですが、こちら下の方ですね、瀬戸内町ゼロカーボンシティ実現に向けた再エネ導入目標のところについてお話を伺っていきたいと思います。こちら昨日、私のほう、一般質問でも触れさせていただきましたが、改めてこの件に関してですね、確認をとらせていただきたいと思います。まずこの再エネ導入計画、こちらもう既に出来上がっていると、町のほうにも報告を受けているということで、昨日、ご答弁ございました。こちらの方は、まず、これ、町のほうが受け取って、これ、国のほうに提出をしている報告書なのかどうかという点、確認したいと思います。

○総務企画課企画補佐（田原章貴） 国のほうに報告をいたしております。以上です。

○6番（泰山祐一議員） 承知しました。その上で確認をとらせていただきたいんですけども、こちらの再エネ導入目標のこの計画ですね、まずは町民の皆様にもやはり見えるようにホームページなどで公表される御意向というものはないのかどうかという点を確認したいなと思います。

○総務企画課企画補佐（田原章貴） もちろん町民の皆様にも公表するべきものだと思っております。現在、公表しているかどうか確認させてください。

○6番（泰山祐一議員） 是非ですね、その辺り、お願いいたします。そしてやはりこれ確か5か年ぐらいの計画だったと思いますけれども、そのあたりの毎年の進行の具合というものもですね、併せて皆様に見える化された方がよいのではないのかなと思いました。私が見つけれなかったもので、もしあれば、また後ほどですね、教えていただきたいと思いますし、まだ公開していないようであれば、是非、御対応いただきたいなと思います。やはりその中にですね、以前もお話しさせていただいたかあれですけども、この導入計画の中に。やはり人口設定1万人を目指していくというような言葉、書いているんですよ、グラフの中で。そうした中でもやはりこの空き家バンクのお話、移住定住のお話というものが非常に大事です。それがやはり財政のほうにも、やはり寄与してくる部分でもございますので、その部分を踏まえながら、この導入計画、拝見させていただきましたが、非常に中身としては濃いものですし、逆にこれが本当にできるのであれば、瀬戸内町として、かなり先進地になるのではないのかなと期待を寄せているところですけども、現在、この成果というもので、6年度、あげていただいて、お話の方も先ほど御答弁聞かせていただきました。この部分で、現在、この達成率としてはどうでしょうかね。項目として何項目ぐらいが達成できている状況なのかという点、現状の確認を取らせていただくことはできますか。現状の確認を取らせていただくことはできますかね。

○総務企画課企画補佐（田原章貴） お答えします。具体的な取組数としましては、11項目ある中、現在、3項目の方は達成しております。達成といいますか、進めているところであります。

○6番（泰山祐一議員） それ以外の項目に関しましてはどうなんでしょうかね。もう調査、検討した結果、まだ取組が準備をしている6年度の状況なのか、それとももう調査結果、調査などもした結果、ちょっともう取組は難しいと判断をされている状況なのか、というところの部分に関しても

確認させていただいてよろしいでしょうか。

○総務企画課企画補佐（田原章貴） お答えします。令和6年度から引き続いていろいろとお話をいただいている件も実際ございますし、また、新たなお話等も、また、出てきている状況なんですけれども、先ほど申し上げましたように、財源との兼ね合いもありますので。あと、町民の皆様にとってプラスになるかどうか、ここを判断しながら検討してまいりたいと考えております。

○6番（泰山祐一議員） やはりこの報告書自体が、瀬戸内町が任命されている有識者の方々に検討されたものですので、町民の方々のためになるというような、多分、お気持ちで、皆様、報告書をまとめたのではないのかなと私は推察するところですので、是非、その部分ですね、一つでも多く実現できるように、その中でも潮力発電の話などもありましたし、様々ないろいろな部分での再生可能エネルギーの取組、これは本町のみでは当然できないことだと思います。だからこそ、企業誘致という部分などもですね、やはりアプローチしていかなければいけないという中では、この部分が瀬戸内町を、今後、また、新たな光を当てていくにあたって、私は重要な計画ではないのかなと思ったところですので、是非、この部分、今、三つの部分の取組ができてきているところということでしたが、さらにですね、また、7年度、8年度、9年度と邁進していただけたらというふうに思います。こちらの件に関しては承知いたしました。

次ですね、3ページお願いしたいと思います。3ページの方はGoogleパートナーのほうになられているお話を触れておりましたので、まずこの自治体、Googleパートナー自治体のほうにもなったメリットを生かして、そして、どのような取組をですね、行ってきたのかというようなところも、概略で構いませんので、お尋ねしたいなと思います。

○教育委員会総務課長（徳田義孝） Googleさんとのパートナー自治体ということで、職員研修であったり、ジュニアICTリーダーの育成であったり、そのような機会に講師が、こちらが費用を負担することなく来ていただいて、講師をしていただいたり、また、先生方にGoogleのAI等の使い方についての講師をしていただいたりしているところでございます。子供たちについて言いますと、そのプレゼン、表現能力の向上ということで、プレゼンする機会をGoogleさんの方で持っていて、その自治体の発表の場において、令和5年度は全国でも優勝するということもございました。また、昨年度は東大で発表したり、また、大阪の展示場とかでですね、指導主事の先生と地元の子供たちも一緒に、西阿室、諸鈍の子供たちが行って発表するなど、そういう機会を通して、表現力、プレゼン能力の向上、そういったことにもつながっていると感じております。

○6番（泰山祐一議員） いろいろな取組、されて成果も残されているというようなことでした。その中で改めて確認ですが、このGoogleパートナー自治体ですね、鹿児島県内では本町1自治体のみだったのかどうかというようなところ、どうでしょうか、覚えていらっしゃるでしょうか。

○教育委員会総務課長（徳田義孝） 本町1自治体であると認識しております。

○6番（泰山祐一議員） その点が、やはり私としてもですね、もっともつとこのGoogleとの

やはりパートナー自治体であるというようなことが、なんか瀬戸内町の教育委員会と学校の方々、関係者、保護者の方々のみしかなかなかちょっと把握する場がないんじゃないのかなと思っているんですね。そうした際に、もっとなんかホームページ以外のところなのか、もっと瀬戸内町がこう全面に出すためにはどうしたらいいのかなと思ひまして、それがもしかすると先進的な教育の取組をしている自治体であるというようなことが評価されて、移住・定住の話なども来るかもしれないですよ。そうした際に、今度は若い世代が引っ越してきたいなというようなことで、話が来た際に、また、この地域が光が当たってきますよね。やはり、今、それが必要なのではないのかなと思うところで、6年度は何か、そういった部分で、広報の部分でこんな取組などをしましたとかですね、そんなところもあればお尋ねしたいなと思います。

○教育委員会総務課長（徳田義孝） Googleのパートナー自治体というのは、Googleさんの方針もあるかと思いますが、県内で1自治体というふうになっているのかなというふうには、今、思っているところですが、本町の取組について、その内容を紹介したりということは、広報誌のページを割いて紹介したり、あるいは先生方がですね、研究授業等の中でこのAI、共同的な学びをそのオンライン、上手くGoogleのソフト等を使った研修をしながら、先生方の中で広まっていく。そのようなことも実施しているところでございます。今後もホームページ、あるいは広報誌、その他、本町の取組を広報するとともに、そういう場ですね、発表する場であったり、リーディングDXということで、国もその教育DXに取り組んでいる自治体の事例を集めて展開していくという方向でもございますので、そのような場に積極的に手を挙げて取り組んでいければと思っています。

○6番（泰山祐一議員） そのあたり、どこまでの内容ですね、載せられるのかというようなところは、要確認かとは思いますが、是非、その部分、瀬戸内町のせめてホームページのところのトップのバナーとかにもですね、そういった、今、パートナー自治体であるとその取組としては、6年度こんなことをやってきた、5年度こんなような成果があったというようなことなどあると、本町をやはり知っていただくにあたって、そこから今度、移住・定住に関して、住める家はどういうふうになっているのかとか、問い合わせ先はどうなっているのかというようなところで、やはりこれは教育委員会だけではなく、やはりこの縦割りではなく、横のつながりも、町長部局と教育委員会がしっかり持つというようなところで、お互いのよさをお互いで引き出し合うというようなことを、是非、意識していただきたいなと思ひましたので、是非、その点に生かしていただきたいと思いますと思うところです。御検討よろしく申し上げます。

次のところ、移りますが、ちょっと農業振興に関してお尋ねをしていきたいなと思います。農業振興のところではいろいろなお話、書かれておりましたが、8ページ、9ページですね、のところになります。農業については、担い手の確保、育成は極めて重要であることから、これまでのI・Uターン者の就農支援と併せて、50歳以上のUターン就農希望者の掘り起こし確保を促進するため、町独自の施策として、瀬戸内町ふるさとUターン就農支援、支援資金ですね、を創設し、などなど書

いております。様々な農業支援のほう、行っているというところではありますが、ちょっとですね、1点、気になる話がありましたので確認をしたいと思いますが、今、研修生で、この研修を終えてからですね、今、例えばパッションのハウスを造りたいというような希望をされた方々は、順調にハウスの方を建てられていけているのかどうか、6年度申し込みが何件あってどのくらい対応できているのか、というようなところですね、実績数、もし分かればお尋ねしたいなと思います。

○農林課長兼農委局長（永井健一郎） 6年度ですけれども、6年度はですね、2地区の団体から申し込みがありました。それで6年度については事業採択にならなかったということになっております。今現在ですね、7年度、8年度の要望に向けてですね、今、農林課の方で準備してですね、12日、また生産者、集めてですね、説明会を開く予定にしております。

○6番（泰山祐一議員） この部分ですね、やはりこれから意欲を持って、そして、就農していくための施設というものをですね、やはり準備、土地の方も話の方もある程度ついて、それでよしというようなところで前に進めないというような状況が、これも1年、2年、3年と続いていった際にですね、このしっかりとした研修制度があっても、それを生かす場をつくれないうようなところで、非常にこの就農支援を受けられている方々としても、本町としても本望ではないと思うんですね。そうした際に、これは本町だけではなく、これはやはり奄振の部分、活用されていらっしゃると思いますので、是非、ここの部分に関して、強くこの農業振興に関して、奄美郡島で、やはりこういった意欲のあっている方々を、どうやって育てていた、いくのかというような中では、この事業をやはり受け入れていただくというようなことは、非常に大切なことではないのかなと思いますので、是非、こちらの部分に関しては、農林課だけではなくですね、担当課、奄振担当の方ともですね、いろいろ協議の方も進めていただきたいなというふうに思うところですので、是非、その辺りも引き続き御参集いただいて、翌年度、要望に応えられるようにですね、していただきたいなと思うところです。是非、御検討ください。

そして、次の9ページのところですね、畜産についても確認をちょっと取らせていただきたいなと思いますが、畜産について、どうでしょうかね、6年度に関しては、畜産農家の方々は、変わらず就労件数というのでしょうかね、という部分は、引き続き横ばいとなっているのかどうかという点を確認したいなと思います。

○農林課長兼農委局長（永井健一郎） 6年度についてですね、1農家ですね、個人がやっている農家がですね、一応、廃業という形になっております。

○6番（泰山祐一議員） やはりこの昨今、ずっと続いております。なかなか以前のように戻っていかないというような市場の中で、本当に苦しい思いをされているというようなことも耳にもします。引き続き、この、いろいろな御支援もしていただいておりますが、もうそれでもかというようなところもあるかもしれませんので、引き続きですね、8年度に向けて、この畜産農家ともですね、耳を傾けながら、この苦難を越えていていただけるようにですね、御支援をいただきたいなというふうに思います。御検討をよろしくお願いします。

次、14ページのほうお願いいたします。こちらも以前、お話の方を、提案させていただいたところも含め、確認を取りたいのですが、まず、情報発信の強化事業に関してですけれども、どうでしょうかね、このLINEのほう、公式LINEやり始めて、もう1年以上経つと思うんですけれども、今、この登録者数の方は順調に増えていっている状況なのかどうかというところのちょっと進捗具合、分からないので、お尋ねしたいなと思います。

○総務企画課DX推進室長（中島淳弥） LINEの登録者数についてお答えいたします。令和4年の7月1日から公式LINE、始めました。それですと、令和6年の4月1日時点では1,044件。令和7年の4月1日では1,604件です。そして、現在では1,818件となっております。少しずつですが、増加している状況ではございます。以上です。

○6番（泰山祐一議員） 承知いたしました。この登録者数を、特にやはり瀬戸内町の町民のほうに増やしていくというようなこと、大事ななと思っているところですが、以前、例えば集落の嘱託員の方などにもですね、御協力をいただくのか、若しくはコミュニティ職員の方のお力をいただくのか含めですね、実際にLINEの登録をしていただくと。いただければ、もう情報が入ってきますので、あとはそれを見るか見ないかというようなことになるとは思いますが、その辺りに関して、6年度、取り組まれている実績がもしあるのかどうかですね、もしくは準備しているところなのかどうかという点、確認したいなと思います。

○総務企画課DX推進室長（中島淳弥） お答えいたします。今年度の嘱託員総会ですかね、4月ぐらいにあったと思いますが、そのときに嘱託員の方と地区コミュニティ担当職員が同席する場面がございますので、そちらの方でLINE登録のお願いをして、実際にQRコードを載せてですね、そこで登録できるような機会は設けたところと。たまたまですね、ちょうど今、集落の嘱託員のほうに連絡をして、LINE登録しているかどうか。していなければ、また、改めて周知を行うといったような活動をしているところと。以上です。

○6番（泰山祐一議員） 承知いたしました。今後、このLINEの利活用というものですね、この公式LINEも通しながら、やはり、今後、防災の面でも、私、活用できるのではないのかなと思います。若しくは今後、集金というような面でもですね、自治会としてですね、取り組めるものも出てくるのかなと思いますので、そういった様々な面、含めて、まずはきっかけをつくるというようなことが非常に重要かと思っております。おそらく、昨日、嘱託員会で御紹介していただいたのは、拝見させていただきましたが、見て、そこから取り組む人たちが、広報して登録しようよというふうに言っている方々が、じゃあどれだけ実際にいるのかというのは、多分、登録件数を、多分、見れば、ある程度分かるのではないのかなと思いますので、是非、その部分に関して、まだ課題を感じるなということであれば、何か新たな方策を取っていただいて、今後、やはりラジオの部分もですね、なくなっているというような状況の中で、皆様にも瀬戸内町はこういった取組、実はやっていたんだなというようなことをですね、知っていただくきっかけ。そして、LINEを通して、様々なSNS、情報発信等々もですね、ホームページでもしているの、やはりそれを皆様にスピーデ

ィに知っていただくというようなことをですね、日常生活に取り入れていただくというようなことを、是非、邁進していただきたいなというふうに思うところですので、是非、その辺り、御検討の方もいただきたいと思います。

○総務企画課DX推進室長（中島淳弥） 今、町の公式SNSというところでLINEだけをお伝えいたしましたが、YouTubeの配信も今年度は強化して取り組んでいるところです。先日からですね、先ほどの、すいません、職員からの提案ですね、事業提案がゼロだというちょっと発言がありました。そこもYouTubeのですね、新しい発信の仕方、例えば先日の船漕ぎ競争のライブ配信ですとか、大阪万博の状況、観光大使のインタビューとかですね、そういったところを配信強化することによって、最近、急激にこのYouTubeの登録者数が伸びているところです。そういったところも含めまして、LINEの登録者数増も含めまして、今後また、改めて職員から、ほかのですね、アイデアとか受け付けながら改善に努めていきたいと思っております。以上です。

○6番（泰山祐一議員） 是非ですね、その部分、引き続きですね、皆様に頼りになる情報発信をですね、続けていただきたいなと思います。

あと最後に8ページ目のところもお話をちょっと触れたいなと思います。8ページの方の真ん中3行のところですね、ドローンの活用にあたってはというところで、物資輸送や医薬品の配送などをはじめ、本町の物資輸送で抱える様々な地域課題に災害時及び平時の両面から対応し、今後も町民が求める物流ニーズに活用されるよう努めてまいりますというようなお話でございますが、ちなみに町民のほうからどういった声が届いているんでしょうかね。どういったニーズがあるのかなというようなところ、ちょっと6年度、届いた声をお聞かせいただきたいなと思います。

○総務企画課財政補佐（茂野清彦） ドローンに関しまして、私の方で担当しておりますのでお答えいたします。今回、町としては株主として、AID、奄美アイランドドローン株式会社のほうにできる限りの積極的な情報開示ということできいろいろと依頼している中で、いろいろと依頼している中で、AIDとしましては事業説明会を8月に実施いたしました。その中でアンケート等をいただきながら聞いた内容を確認しますと、やはり事業としてどういう意図で、どういう目的で実施していたのかというのが曖昧になっていた現状がありました。元々、やはり空を飛んで物資を輸送するという、本当にこれまでにない新たな形ということで注目を浴びていた部分だけではなく、実際、動いた中で本当にどういう形が有益なのか。どういうときに役立ってほしいのかというような声をいただくことができました、ということでした。そこも踏まえて、今後のあり方については、まだアンケートも、今後、今月、広く町民のほうに、先ほどありましたLINEにも、AIDのほうから依頼してアンケートを継続するような旨を書く予定にもしておりますので、そういった町民の声をさらに広げて聞いて、どういう形がいいのか望ましいのかというものを判断していく場面になるかと思っております。以上です。

○6番（泰山祐一議員） 分かりました。あと本町のちょっと体制の方ですね。6年度を通してどう

いう状況になっているのかという点も確認したいと思いますが、今、現状としてはこのドローン事業はA I Dの職員の方々、特に瀬戸内町の職員の方が出向しているような状況の方もいると思うんですけれども、その方々のみで運営というものができるようになっているもの、そういうような研修等を受けて、実績が、もう6年度、できているのか。まだまだ一緒に、J A Lさんと一緒にやっ
ていかなければ、自主運営というものができないような状況なのかというところについても確認しておきたいと思います。

○総務企画課財政補佐（茂野清彦） 自主運営につきましては、現実的に資格、また、技術等におきましては、持っている状況にはございます。ただやはりJ A Lさんの安全面とか、訓練面とか、あと天候に関する知見等をお借りしている形で、現状は協力をし合いながら事業を進めている現状にあります。また、遠隔の操作におきましては、その機械は東京の天王洲のほうに、J A Lさんのほうにある状況で、今、やっております。そこに関しましては、もし災害等があったときに、町が停電したりしたときには使えない状況にもなるという状況もあって、今のところ遠隔地に置いた方がいいのかというふうな判断もありまして、そういう状況で動いております。また、先ほどの回答の補足にもなるんですけれども、現在、県の方の補助事業、国の方の補助事業。県の方の補助事業としましては、戦跡調査において、前回戦跡の独自の事業でドローンを使った、レーザーを使った形で地形を把握するものがありましたが、それを今回、A I Dとしても一緒にできないかということで、県の補助事業に、今、採択をされた状況が、今回、つい先日ですけれども、状況がありました。あと、また防災訓練におきまして、最後のワンマイル、最後、物資を輸送するような形でドローンを使うことができないかということで、国交省の補助事業のほうにもコンソーシアム、町と、あとA I D、J A Lさんが組んだ形で応募しまして、その補助金もいただける状況に、今、なっております。そういった形も含めた上で、ドローンの活用。この町でどういうことに使えるのかというのを、新たな段階に入ってきているのかなというふうには考えております。以上です。

○6番（泰山祐一議員） 様々な、今、事業の提案、検討というものも進めていただいているということでしたので、その辺りもですね、今、お話が、また、いろいろなニュースの方で聞ける日を楽しみにしておりますので、引き続きですね、ドローン事業のほう、島民の方々、町民の方々にとって、このドローン事業があつてよかったなというふうにですね、言っていただけるような取組に、どんどんどんどんつなげていただけたらと思います。以上です。

○議長（向野 忍議員） 休憩します。

再開は、午後1時30分からとします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時30分

○議長（向野 忍議員） 再開します。

質疑はありませんか。

○1番(栄 克人議員) お疲れ様です。主要施策の成果について。教育文化の5ページの町民の体力向上や健康増進に向けて、本町では、町民1人1スポーツを推奨されておられます。町民体育大会に代わって、新たにニュースポーツフェスタを開催するに当たり、大変意義のある事業だと思えます。この内容を聞いてですね、各競技の体験コーナーや、グラウンドゴルフ、また、ニュースポーツ等を盛り込んで、世代を超えた参加者が来られるかなと、そういうフェスタになる期待が持たれます。ただ一方で、従来の町民体育大会のように、地域の方々が世代を超えて顔を合わせる機会がなくなってしまうことに、寂しさの声も上がっております。そこで、新しい形で地区対抗のスポーツ大会を開催してはどうでしょうか。単体でやるのは大変なので、今回、開催されるスポーツフェスタと併せて取り組むことにより、健康づくりと地域の絆の強化、双方に効果が期待できると考えます。町のお考えを伺います。

○社会教育課長(昇 憲二) 6年度の決算と関連ということですが、町民体育大会を中止するに至った理由が、やはり地区対抗方式の以前からのやり方に対する、やはり人口減などを理由とした、やはり加計呂麻・請・与路の参加がなかなか厳しくなっているところを、から始まっておりまして、議員も御理解いただいているものとは思いますが、今回、そのスポーツフェスティバルを行うに当たって、運営委員会などに協議を図って決定しまして、もう来月ということですので、今からプログラムの変更というのは厳しいかなと思います。その上で、やはり先ほど、元の原因が地区対抗というのが難しい中での話ですので、1競技に限定して、スポーツフェスティバルの中でということなんでしょうけれども、綱引き隊、綱引きの方はですね、集落で出ても、もちろんそのフェスティバル自体が地区でも出てもいいですし、友人同士で出ても構わないということですので、まずはそちらのほうを推進したいと思っております。

○1番(栄 克人議員) 分かりました。今回、この町民体育大会に代わって、この地域の対抗の競技、盛り込んでほしいなと思ったのはですね、年に1回のこの町民体育大会で、高齢者のほう、また、子供たちと携わる機会、特にこう市街地がですね、なかなか携わる機会がなくてですね、せっかくこういった、年に1回集まる場所がなくなってしまうのが寂しく思い、今回、こういった提案をさせてもらいました。また、地域の絆が、競争とかですね、その競争を通じて地域の連携が取れることにより、災害等が遭ったときに、そういった連携、普段から連携が取れていると、いざというときにですね、動きやすいな、そういう面でも非常に必要かなと思い、今回、質問をさせていただきました。分かりました、了解です。

○社会教育課長(昇 憲二) すいません、やはり今回、スポーツフェスティバルも第1回目ですので、また、次年度以降もいろいろ、1回目やった上で反省点も出てくるでしょうし、今、議員がおっしゃられたような、地区同士のそういう競技というのはですね、例えば実久地区は実久地区で、それぞれ集落が集まって、いろいろイベントも独自にされていますし、今、田舎の方は校区の運動会に地区地区で参加して競技をされていますので、市街地の中で何かできるものがあるかというのも、やはり市街地の区長さんはじめ、皆さんでも社会教育課も協力しますので、そちらの方もいろいろ

いろ提案いただけたらと思います。

○1番（栄 克人議員） 分かりました。是非、御検討されてください。

次に、商店街活性化について。9ページ、活気ある商店街の推進を図るためとあります。プレミアム、プレミアム商品券や設備投資の運転資金の支援と行われております。ある店舗の方のお話を伺うと、やっぱり商売が大変で、子供たちにはこう継がせたくないという声を耳にしました。こうした状況は商店街の将来にとって大きな課題であります。時代の流れに合わせた新しい取組を、商工会や行政がこれまで以上に支援していかなければ、商店街は衰退の一途をたどるのではないかと危惧しております。そこでお尋ねです。令和6年度に実施した商店街活性化の取組について、町としてどのように評価しているのか。また、今後、時代の変化に対応できるよう、どのような支援策を考えているのか、お聞かせください。

○商工交通課長（勇 忠一） 6年度に商店街活性化のために取り組んだ事業についてですけれども、まずですね、マッチングサイトの方へ、瀬戸内町として商店街活性化の提案を募集しまして、瀬戸内町商店街の活性化に関するいろいろな提案を募集したんですけれども、具体的な企業からのですね、募集というのはなかったところなんですけれども、それ以外に行ったのが、空き店舗の再開に向けた取組を商工会と行いまして、今年7月ですかね、1店舗のみ再開に踏み切ることができました。通常から行っています利子補給、また、県や国等が行っている事業承継のマッチング支援サイトとかですね、事業承継引継支援センター等がありますので、そちらへの紹介というか、を進めているところです。ここもですね、商工会とともに、市街地の商店街活性化に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

○1番（栄 克人議員） 分かりました。この新しい取組ですね、プレミアム商品券とか、あと設備投資の支援も非常に大事だと思います。やっぱり、それと同時にですね、持続、持続可能な商店街づくりということで、いろいろな可能性があると思います。ですが、なかなかやはりこう高齢の事業者においては、そういったアイデアが生まれません。私もそうですけれども、なかなかそういったアイデアが生まれません状況で、今、商売を、現状維持をですね、で商売をしています。この前、私も店の方でホエールウォッチングの関係者の方が、うちのどら焼きですね、どら焼きにクジラの焼き印をつけて、是非、販売してくれないかというアイデアをいただきました。それで、焼き印を、その依頼者、お客さんに負担してもらって、どら焼きにクジラの焼き印を作ってこう販売するという、それを結構、ホエールウォッチングに来られる方が、あれ、冬場だけだと思ったんですけれども、夏場も結構来られるみたいで、そういった関係者からの依頼が多く、今、寄せられています。こういう感じで、うちのお菓子、製造業、お菓子屋さん、また、全く関係ないかもしれないですが、ホエールウォッチングのマリンスポーツの、このつながりもですね、できて、商売につながる、いいアイデアが生まれることも今回身をもって実感しました。これを含めて、このアイデアをですね、いろいろとこう横のつながりをどんどんつくってもらって、商工会、また、行政に後押ししてもらってですね、この商工会の活性化、大変重要な課題であると本当、考えます。新

しい時代にあった商店街づくりに、これからもですね、是非、支援、よろしくお願いいたします。
以上です。

○議長（向野 忍議員） ほかに質疑はありませんか。

○8番（柳谷昌臣議員） お疲れ様です。それでは何点か質問させていただきます。

まず財政の方ですが、午前中、いろいろと財政の方でも質問があつて、答弁を聞いて、今後、かなり苦しくなっていく状況だということです。それを踏まえた上でですが、この令和6年度のこの基金ですね、財政調整基金、公共施設維持管理基金の現在残高と目標額、また、今年度を踏まえた上で、今後の見込みについてお聞きします。

○総務企画課財政補佐（茂野清彦） 基金についてお答えいたします。基金につきましては、決算書の94ページのほうに載ってしまして、この中で財政調整基金が、5年度末の現在高が13億4,424万7,000円で、6年度の決算年度の現在高としまして、13億6,000万円という決算が出ております。ほぼ横ばいで、少し上昇している状況となっております。公共施設維持管理金におきましては、5年度末が13億8,086万円で、6年度末が13億円という形で、ちょっと目減りはしていますけれども、ほぼ同位金額で移行している状況となっております。これを踏まえて、今現在、7年度の現状としましては、今回、3号補正まで来ていますけれども、予算ベースでいきますと、財政調整基金が現在14億4,800万円となっております。公共施設維持管理基金が13億2,700万円という形になっております。現状で、今後の動向としましては、先ほどもありました、実質単年度収支等でマイナスの1億6,000万円程度出ております。今後、いろんな形で機構改革等、いろんな改善が進む中で変わっていくかと思えますけれども、もしこの状況で行く、また、人件費等がこの状況のままで行くのであれば、1億円台ぐらいの赤字という状況が続くのであれば、やはり財政調整基金は毎年度、減少していく結果になるかと思えます。ただ、今年度におきまして、退職手当組合の方の財源が一部戻ってきておりますので、期間としてはまだ特定の数年間はカバーできる状況は確実にあるというふうに思って、今、改善の方をまずは優先して進めるべきだと考えております。以上です。

○8番（柳谷昌臣議員） 分かりました。対策というか、改善というか、そういうのも計画されているということで、また、財源、財源の確保というのも大事になってくるかと思えます。ふるさと納税の、まだまだ伸びしろあると思えますし、その中で自主財源ですね。今後、町内の公共施設等の使用料、また、手数料、あと、例えばフェリー等の運賃の値上げ等についてはどのようにお考えでしょうか。

○総務企画課財政補佐（茂野清彦） 使用料等、また、運賃等につきまして、やはり現場の状況、町民の意向等、やはりあるかと思えます。ただ財政としては全国的な物価高騰、実際の燃料費等も含めたり、あと人件費も上がってきているという状況の中で、適正な金額というもので、地域の経済が安定するような、安定することも見据えながら、地域の賃金全体が上がったのと合わせて、そういうものも上がるべきではないかというふうに財政としては思っております。ただ、経済的な賃金の上昇が、地域において、まだどれだけ反映されているのかというのが分からない状況ではあり

ますので、ここは慎重に取り組んでいくべきことだと考えます。

○8番（柳谷昌臣議員） そのとおりだと思います。地域のこの経済状況、そこを見極めた上で、ということで、できれば本当に上げてほしくないというのが私の思いなんです、上げざるを得ない場合も出てくるかと思えます。その上でですが、先日、鹿児島市の方が鹿児島市電の方の運賃を来年度より、来年8月から値上げするというのを発表されていましたが、この値上げするにしても、この1年後のことを発表されていまして、もしそういうことが町内でも起こり得るのであれば、なるべく早く皆さんのほうに周知していただいて、また理解していただいて、そこは進めるのであれば進めていっていただきたいと思えます。

それでは続きまして、6年度の主要施策の成果に関する説明書のほうから質問させてもらいます。まず、1ページのほうに行きます。下の方です。医療、介護、福祉の連携による対象者への支援についてという点で、地域ケア会議や町内の医療介護機関の連携を図る在宅医療介護連携推進協議会により、認知症の方を含め、高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けられるように各サービスが包括的に切れ目なく提供される生活支援体制の整備を行いましたということです。この地域ケア会議、また、在宅医療介護連携推進協議会の方では、このようなことが分かっているかと思えますが、例えばこの認知症の方の見守りといいますか、ケアについて、町民全体でもっと取り組んでいくべきことではないかなというふうに感じておりますが、町民全体での取組についてはどうお考えでしょうか。

○保健福祉課長（信島浩司） 柳谷議員の御質問にお答えいたします。瀬戸内町のその医療福祉の関係者で、医療介護連携推進、医療連携推進会議は月1回、お互いの情報共有とか、あと医療、福祉、介護分野の先駆的な研修会として、町全体の従事者のスキルアップを行っております。これは自主的に、それぞれの医療、介護職で月1回行っているところです。ケア会議のほうにつきましては、いろんな事案、例えば先ほど委員がおっしゃった認知症の患者に、患者と言いますか、認知症のほうに対するその社会的なその対応の仕方とかですね、認知症の方が退院するに当たって、在宅に帰ったときにどうフォローするかというのを、その関係者で、居場所づくりといいますか、その生活しやすい環境づくりのためにケア会議は、事例によって月に何回とか決めなくてですね、事案が集まったときに行っております。先ほど議員がおっしゃった、その認知症に関しては、おっしゃるとおりですね、認知症に限らず、福祉分野、全分野にかかることだと思いますけれども、やはりその地域の方々の福祉とかですね、認知症のほうに対してですと、認知症の特性とか、声の掛け方とかですね、が分かると、やはりその認知症にかかっても安心して地域で暮らせるということもありますので、専門分野のその研修に関わらず、広く町民に対しても啓発、研修等はしていきたいと思えます。早速、来月にですね、オレンジランプという、実際にあった認知症の、若くして認知症になった夫婦を対象としたドキュメントの映画が交流館、瀬戸内きゅら島交流館で上映されますので、その中にその接し方とか、いろいろヒントが隠されているそうですので、この機会に皆様も一緒に鑑賞してみても思っております。以上です。

○8番（柳谷昌臣議員） 分かりました。来月計画されているということですので、やはり町民みんなで見守りながら、連携しながら支え合うというのはすごく重要になっていくかと思っておりますので、是非、そちらの来月のイベント等の情報提供の方もですね、しっかりとして進めていただきたいと思いますし、数多くの町民の方々が参加していただきたいと思っております。

続きまして、3ページに行きます。その一番上の方です。ICT機器を活用した教育についてということで、令和5年度からこのタブレットを使ったこの教育というのが、全国的にも始まって、本町でも始まっております。この令和5年、終わります、この令和6年終わって、子供たちもタブレットのほうには慣れてきて、いろいろとまた新たなことを挑戦しているのかなと思っておりますが、各学校、町内の各学校より、子供たちのこのICTを活用した教育についての成果はどのように上がってきておりますでしょうか。

○教育委員会総務課長（徳田義孝） タブレットと高速通信環境を活用したGIGAスクールの構想というのは、令和2年度から始まっていて、もう5年目、迎え、第2期目と、今、言われているところですが、最初はもうとにかく使ってみようというところから始まりましたけれども、今はもう、いかに効果的に活用するかという段階に入ってきていると思っております。学校側からの声ということでもありますけれども、特に小規模校等におきましては、もう学びの、学び方が違って来たというようなことで、オンライン、リモートでの授業を行うことで、言われる共同的な学びとかですね、対話的な学び、そういったことが可能になってきて、今までの授業のあり方とは大分変わってきたという声も伺っております。それから午前中も申しあげましたけれども、こうタブレットを使って、写真とか情報収集した内容をスライドを持って表現する、人前で発表するというようなこと、そういう機会も多くなりましたので、そういうプレゼン能力の向上といったことにも役立っている。あるいはICTを活用しての、同時に、双方向的にということで、自分の画面を見るんですけども、他の子供がどう考えているとか、その意見も同時に見られるというようなことで、同時双方向的な学びができる。これは先生方も、例えば研究授業などにおいても、先に授業収録、風景を収録した内容を見て、それをリモートで協議する。そのときに自分の部会の内容も分かるけれども、他の部会の先生方がどういう議論をしているとか、そういった内容も見られる。同時双方向的な学びができるというようなこととかですね。あと、生徒のモチベーションということで言いますと、ドリルパークとか、そういうソフトを使って、それぞれの進度に応じて、どんどん進む子は進んでいける。あるいはAI、英語のソフトを使った授業をやることを通して、先生方も、子供たちが自分が思っていた以上にすごいやる気になってどんどん取り組んでいるというような状況もあって、子供たちの学びに向かう力というんですかね。そういったものも向上しているというような報告を受けております。

○8番（柳谷昌臣議員） 分かりました。子供たちもやる気が出るようなこの取組等もされているようですが、もう一つ大事なものは、やはり全児童・生徒がしっかりと使いこなせるようになるというのもすごく重要だと思いますので、もうできる子だけ先に行くんじゃなくて、やっぱりその、この

操作の方がまだ苦手な子たちにどうやって理解してもらおうかというのも一つ重要になってくるかと思しますので、併せてそちらの方もしっかりと進めて行っていただきたいと思えます。

続きますして4ページのほうにまいります。古仁屋高等学校の振興対策についての下のほうになります。古仁屋高等学校給付型奨学金、こちら令和6年度はこの奨学金、何名の方が利用されましたか。

○総務企画課企画補佐（田原章貴） お答えいたします。令和6年度の実績は5名となっております。以上です。

○8番（柳谷昌臣議員） 5名、これ実績あるということで、それはそれでとても素晴らしいことだと思います。その上でですけれども、去年のですね、この第3回定例会においての総括質疑で同僚議員のほうからも出ておりました、この奨学金制度、現在、国公立、または、難関私立大学の大学の生徒だけということですが、瀬戸内町の現状を踏まえた上で、この人手不足の職種、例えば看護師さん、または保育士さん等、まだいらっしゃるかと思いますが、そちらについてもこの幅を広げることにはできないかという提案がございました。今後、そういうのも踏まえて、また、検討していくべきだと思いますが、そちらについてはどうお考えでしょうか。

○総務企画課企画補佐（田原章貴） お答えします。以前からそのような提案があるということは認識しております。将来的な人材の確保、人口の維持等にもつながりますので、現在も検討しているところでありますけれども、今後、さらにちょっとスピード感を持って検討してまいりたいと考えております。

○8番（柳谷昌臣議員） 生徒の方も幅広くいらっしゃいますし、それによって、今後の進路、または、この島のほうに帰ってくる等もですね、高校生になるといろいろ考えてくると思えますので、是非、そちらの方もですね、参考にさせていただきながら、検討していただきたいと思えます。また、以前より古仁屋高校に関しましては、町より多大なる助成を行っておりますが、そのいろいろな各事業に、中身の事業についても検証して、いろいろと変更等もする時期になるかと思えますので、そちらの関係各所、しっかりと連携しながら、今の古仁屋高校生にあった、実情に合わせたこの支援をしっかりとしていただきたいと思えます。

それでは続きますして、6ページに行きます。先ほどから出ております真ん中のところの、自家用有償旅客運送制度。11月から1月の3カ月間を実証実験ですという、先ほどの答弁でしたが、この実証実験を踏まえた上で、運用開始はいつ頃を予定しておりますか。

○商工交通課長（勇 忠一） 本町での実証実験後の運用ということですが、これについては、まだ、全然未定でありまして、できるだけ限り8年度でやりたいということで、今、どういう形態で実施が可能なのか、そこを協議しているところで、また、さらにこの実証の中でですね、いろんな課題等が出てくると思えますので、そこも加えて検討した中で決定していきたいというふうに考えております。

○8番（柳谷昌臣議員） 確かにこの3カ月してみなければわからないという点もたくさん出てくる

かと思います。その中で課題を見つけて、できるだけ早い時期に、この町民、多くの町民がこの制度を多分期待しておりますので、しっかりと進めていただきたいと思います。また、それを運用を開始して、また、その次の段階にも行かなければいけないのかなというのがあります。これ、まだ私の提案ですが、例えばその、加計呂麻の方で議会報告会に行った際に、やはりその、夕方とかの便がなくて、子供たちをそのスポーツ少年団とか文化活動に通わせたいんですけども、通われないという実情とかも聞きまして、この、まずはこの、車の方ですね、この公共ライドシェアが成功したあかつきには、海上のほうにも、是非、頑張ってくださいと思いますので、そちらの方も、まずは、この今、今からするであろう実証実験、また、これを運用を踏まえた上で検討していただきたいと思います。

続きまして、8ページいきます。真ん中のほうですね。産業。新たな産業の創出について、本年度に企業化支援として2件、新規雇用者支援として4名分の助成を行いましたということですが、これは6年度は2件4名、これは5年度はどれぐらいだったのでしょうか。

○総務企画課企画補佐（田原章貴） お答えします。令和5年度につきましては3件となっております。事業者数が3件、雇用者数が4名となっております。以上です。

○8番（柳谷昌臣議員） 3件4名、そして、2件4名ということですが、令和7年度、今現在でどれぐらいでしょうか。

○総務企画課企画補佐（田原章貴） お答えします。令和7年度につきましては、今のところ御相談等は来ておりません。以上です。

○8番（柳谷昌臣議員） 令和5年度、そして令和6年度、令和7年度もこの企業化支援につきましてはかなり利用価値があるというか、すごく利用していただきたいなということで、商工会の方とも、多分協議をなされていると思いますし、提案もなされていると思いますし、私もこの議会の方でも提案もしておりますが、やはり今年度、まだそれもないということですので、是非ですね、この条件の緩和といいますか、本町でどうやったら幅広く、また、使えるようになるかというのをしっかりと、さらに商工会とも協議の方を深めていただきたいと思いますし、また、そこに対して変えられるところは変えていただきたいと思います。

続きまして10ページの下の方です。持続可能な世界基準の観光地づくりについての一番下のほうに行きます。観光の広域連携については、奄美群島観光物産協会及び奄美大島観光物産連盟と連携を図りながら、クルーズ船の誘致、インバウンドの受入体制強化、観光パンフレットの作成に取り組みました。と書いております。本町の取組についてお聞きします。

○水産観光課長（保島弘満） この部分につきましては、広域的な連携のことを書いてあります。奄美群島観光物産協会だったり、奄美大島観光物産連盟と連携して取り組みましたということなんですけれども、まずクルーズ船の誘致についてなんですけれども、広域的には奄美大島への寄港が19回、入港しております。喜界島が1、沖永良部島1、与論1、奄美市が14、本町へは2回入港しております。本町へのクルーズ船が入港地の対応としては、奄美せとうち観光協会と観光課と役割分担を

しながら対応しているところです。また、観光協会と商工会が連携をして、キャッシュレス対応の商店などを紹介もしています。

○8番（柳谷昌臣議員） 分かりました。クルーズ船の誘致、広域ということで奄美群島全体的な取組ということですが、先ほど課長からの答弁ありました、このクルーズ船の誘致。奄美市14回、瀬戸内町2回。以前はこの瀬戸内町、結構クルーズ船が来ていたと思うんですけども、こちらは大島海峡というすばらしい海峡があり、クルーズ船も結構泊まりやすいんじゃないかなと、誘致しやすいんじゃないかなと思いますけれども、奄美市の方が多分増えているかと思うんですよ。瀬戸内町の増えていないのはどういう要因があるのかなと思いますながら、また質問したんですが、もちろんクルーズ船を寄港してもらうにあたり、その受入体制、来たとき、また、帰られるときの体制とか、また、こっちに滞在したときのメニューとか、もちろん瀬戸町内で過ごしていただけるようなメニュー作りとか、いろいろ連携しなければいけない部分もあるかと思いますが、このクルーズ船、やっぱりもうちょっと町内のほうにも寄港していただきたいなと思いますので、是非、この広域で持っていく分、頑張ってください分には構わないんですけども、瀬戸内町のアピールの方も、広域の方でもしっかり続けていただきたいと思います。

また、このインバウンドの受入体制強化というの中身的にはどういうのがございますでしょうか。

○水産観光課長（保島弘満） まずクルーズ船の受け入れについてなんですけども、実情、いろいろ課題があるところです、受け入れについてはですね。ですので、今後においては、観光協会であったり商工会であったり、また、その他の関係団体と協議をしながら、協議を密にしながら進めたいと思いますし、その方々の意向も尊重しながら進めたいと思っていますところ。そして、関係機関と協議、連携して取り組みたいと思っていますところ。

次にインバウンドの受入体制の強化についてですけども、これは、本町としては広域的、本町においても、鹿児島県の多言語コールセンターへ登録しております。また、クルーズ船の入港時にも、できる限りその船に乗っている外国人の対応できる通訳の方を配置したり、さらにはですね、本町の観光案内所にも英語が堪能な職員が配置されているところです。

○8番（柳谷昌臣議員） 分かりました。このインバウンドの受入体制強化ということで、その、いろんな、例えばその観光案内所のほうにも英語が堪能な方がいらっしゃるということですが、その外国のほう々が旅行に来られて、自分なんかに来られたときに、この商店街というか、その飲食店ですとか、入ったときに、やはり難しいという声も聞いておりますので、そちらの観光協会、また、商工会、そして、観光案内所の方々と、また、連携してですね、勉強会等を開きながら、その外国のほう々が来たときの接待とか、こういう形で。例えば、今、そういうアプリもあるわけじゃないですか。こういうのを活用しましょうという勉強会等もしっかり行って、このインバウンドの方の受入体制強化の方も図っていただきたいと思います。

続きまして、14ページ行きます。情報発信の強化で、瀬戸内町のLINEの登録者数が1,044名

から1,600名余り、そして、1,800名余りということで、どんどんどんどん増えているということで、すばらしいことだと思います。まだまだこれ、町内の方をどんどん増やすために、いろいろと対策も練っているということですが、先日、瀬戸内町議会の方もインスタグラムを作成しましたので、皆さんどうぞフォローしていただけるようお願いいたします。

続きます。

○町長（鎌田愛人） この情報発信の件ですけれども、先ほど泰山議員からもありましたけれども、町のSNSの発信も、町もしておりますが、やはり役場だけの発信じゃなくて、それを見た我々役場職員や町民、議会の皆様もですね、是非、それをシェアしたり、また、グループLINEがあると思いますので、そこにも、是非、発信していただきたいなというふうに思います。役場だけがやる情報発信じゃありませんので、議会のインスタもいいですけども、町のそういう情報、個人の情報でもいいですよ。それをどんどん発信して、瀬戸内町をアピールしていただきたいなというふうに思います。今の時代は文字よりも映像に反応すると言われておりますので、YouTubeも含めて、いろんな瀬戸内町を発信しています。ふるさと納税に関しても、移住体験にしましても、職員が発信していますので、そこも含めて、是非、議員の皆様方も協力していただきたいと思えます。協力していただいている人もいますけどね。是非、多くの町民が、それぞれの仲間や友人に発信していただければ、瀬戸内町の情報発信につながるんじゃないかと、強化につながるんじゃないかと思っております。

○8番（柳谷昌臣議員） 町長がおっしゃられたとおり、その発信、瀬戸内町の発信に関しては、みんなフォローをしながら、フォローというか、どんどんどんどん広げていくのが大事だと思っておりますので、さらに、そちらの方も、発信の方も頑張っていきたいと思えます。

続きます、15ページに行きます。この令和6年度より、真ん中の方ですけど、窓口手の利便性向上と職員負担軽減を目的とする簡単窓口システム、自宅等から各種手続や可能なスマート申請システムを本格導入しとなっております。導入して町民の方が使っておりますが、利用した町民のほうからは、どのような声が上がっておりますでしょうか。

○町民生活課長（保岡忠洋） 町民生活課の戸籍の窓口では、好評を受けてる状況でございます。以上です。

○8番（柳谷昌臣議員） その上で、例えばもっとこうやってほしいとかいう要望等とかは聞いておりますでしょうか。

○町民生活課長（保岡忠洋） なかなか窓口というか、マイナンバーカード、マイナンバーカードを持っている方が、の好評というの、まず一つあります。大分、持っていない方は少なくなりましたが、現状、町民の皆さんは満足していると思っております。

○8番（柳谷昌臣議員） そこでもまた、課題等も出てくるかと思えますし、また、改善できるところは改善していただきたいと思えますが、この簡単窓口システムを使用してから、窓口の方の込み具合というか、それはどんな感じでしょうかね。

○**町民生活課長（保岡忠洋）** マイナカードを使って、今、生活環境系のほうに端末が一つあるんですが、自分でタッチパネルを使って、これで印鑑証明とか、あと住民票。通常1分以上2分程度かかるやつが30秒でできるという状況になっております。ただ、やはり戸籍に関しては、やはり細かく聞かないとなかなか出せないケースとかありますので、そこら辺はちょっと時間がかかっている状況でございます。

○**総務企画課DX推進室長（中島淳弥）** DXの面から補足したいと思います。昨年、取り組んだ自治体フロントヤード改革プロジェクト。今年度も年4回、効果検証の数値ということで、窓口にかかる手続き時間ですとか、あと住民の方の意見ですね。あと職員の方の御意見も含めまして、そういったところの効果検証をしていきたいと思っております。その効果検証につきましては、また、ホームページの方で公表したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○**8番（柳谷昌臣議員）** 分かりました。簡単窓口システムを置いても、そういうのでさえ苦手な方々もいらっしゃると思いますので、そちら、対応される職員の方は、笑顔で優しく接していただきたいと思います。

それでは最後になります。ちょっと13ページのほうに戻ります。行財政の方です。職員の意識改革、事務量の見直し、組織再編についてのところの1・2・3、3行目から、目指すべき職員像を持続的に育成し、支援する人材マネジメントを行ってきました。ここはすごく重要だと思っております。特にこの支援する人材マネジメント、こちらのほう、すごく重要だと思っております。今、議会にいられている課局長の皆様、また、各課の補佐の皆様、係長の皆様もそうですが、午前中に同僚議員の方もありましたが、フォローしていく。また、その相談を聞いていく。そういう上で、このマネジメント研修というのは、すごく、今後、重要になっていくかと思えます。是非、皆さん、そちらの方は受けていただいて、また、同じ課の、その部下の後輩の職員のフォローをする。また、相談を聞く。その上で、また、さらに、つながりで横の係、横の課のフォローもする、相談事も聞く。そういうのはどんどんどんどん増えていきますと、やはりチームとしてすばらしい組織になっていくんじゃないかなというふうに思いますので、是非、そちらのほう、強化していただきたいと思えます。以上です。

○**保健福祉課長（信島浩司）** 先ほど柳谷議員の認知症の町民への啓発のところ、私の方が若年性認知症を広く広める映画の案内があったところで、来月と申しましたが、失礼いたしました、9月28日、今月の9月28日ですね。日曜日10時から11時40分まで、きゅら島交流館の方で上映ということでございます。実際に39歳で発症した男の方とその奥さんの実話を元にした映画でございます。議員の皆様、そして、町民の皆様、これを御覧になって認知症についての御理解を深めていただけたら幸いです。以上でございます。

○**議長（向野 忍議員）** 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（向野 忍議員）** 質疑なしと認めます。

これで令和6年度瀬戸内町各会計の決算に対する総括質疑を終わります。

△ 日程第2 令和7年度瀬戸内町各会計決算審査特別委員会設置，付託及び委員の選任について

○議長（向野 忍議員） 日程第2，令和6年度瀬戸内町各会計決算審査特別委員会設置，付託及び委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。

認定第1号から認定第11号までの認定11件については，委員会条例第7条第4項の規定により，議長及び議員選出監査員を除く8名を指名し，令和6年度瀬戸内町各会計決算審査特別委員会を設置し，これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍議員） 異議なしと認めます。

よって，認定第1号から認定第11号までの認定11件は，令和6年度瀬戸内町各会計決算審査特別委員会に付託して審査することに決定しました。

休憩します。

休憩 午後 2時18分

再開 午後 2時21分

○議長（向野 忍議員） 再開します。

先ほど設置されました決算審査特別委員会の正・副委員長については，互選によって，委員長に元井直志議員，副委員長に永井しずの議員が選任されたことを報告いたします。

以上で，本日の日程は終了いたしました。

明日9月12日金曜日は，午前9時30分から本会議を開きます。

日程は，一般質問であります。

本日は，これで散会します。

散会 午後 2時22分

令和7年第3回瀬戸内町定例会

第 3 日

令和7年9月12日

令和7年第3回瀬戸内町議会定例会

令和7年9月12日(金曜日)午前9時30分開議

1. 議事日程 (第3号)

○開議の宣告

○日程第 1 一般質問(通告順)

1 柳谷昌臣議員

2 永井しずの議員

3 里山正樹議員

4 中村洋康議員

※ 散 会

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

令和7年第3回瀬戸内町議会定例会 9月12日(金)

○出席議員は、次のとおりである。(10名)

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	栄 克人 議員	2番	里山正樹 議員
3番	伊東さおり 議員	5番	中村洋康 議員
6番	泰山祐一 議員	7番	永井しずの 議員
8番	柳谷昌臣 議員	9番	元井直志 議員
10番	池田啓一 議員	11番	向野 忍 議員

○欠席議員は、次のとおりである。(0名)

○職務のため会議に出席した事務局職員の職・氏名

事務局 長	義永将晃	事務局 次長	喜屋武純仁
庶務 議事係	宮原美子		

○地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	鎌田愛人	保健福祉課長	信島浩司
副町長	福原章仁	建設課長	浜田高仁
教育 長	盛島正行	水道課長	栄 順二
総務企画課長	長 順一	商工交通課長	勇 忠一
総務企画課企画補佐	田原章貴	水産観光課長	保島弘満
総務企画課財政補佐	茂野清彦	農林課長兼農委局長	永井健一郎
総務企画課人事係長	森 吉広	教育委員会 総務課長	徳田義孝(午前)
総務企画課 DX推進室長	中島淳弥	教育委員会総務課長 補佐(兼)指導主事	川崎弘樹(午後)
税務課長	林 敬郎	社会教育課長	昇 憲二
町民生活課長	保岡忠洋		

△ 開 会 午前 9時30分

○議長（向野 忍議員） これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付の議事日程第3号のとおりであります。

△ 日程第1 一般質問

○議長（向野 忍議員） 日程第1, 一般質問を行います。

通告に従って、質問者は順次、一般質問席において発言を許可します。

通告1番、柳谷昌臣議員に発言を許可します。

○8番（柳谷昌臣議員） 皆さん、おはようございます。一般質問の前に少しお時間いただきます。

この夏、全国各地で線状降水帯、また、台風、突風による被害が多く出ました。鹿児島県を始め、各地でたくさんの被害が出ました。被害に遭われた方々に一日も早い復興とお見舞いを申し上げます。瀬戸内におかれましても、いつ、何時、この線状降水帯を踏まえ、災害が起こるか分かりません。どうぞ、町民の皆様、日頃より準備の方はしておいていただきたいと思います。

また、先日、瀬戸内消防分署の方へ問い合わせまして、5月1日から8月31日までの熱中症の救急搬送数、11件ということでした。やはり皆様、日頃より気をつけてらっしゃると思いますが、まだ9月に入りましても暑い日が続いております。9月、10月、11月と、運動会、体育祭、豊年祭等、屋外でのイベントも多くなります。どうぞ、町民の皆様、水分補給等しっかりしていただいて、脱水症状、また、熱中症対策をしていただきたいと思います。

それでは、通告に従い、令和7年第3回定例会において、一般質問を行います。

まず、物価高騰対策についてです。

1、奄美市、龍郷町では、物価高騰対策として半年間の水道基本料金免除等の取組が行われておりますが、本町の物価高騰対策について伺います。

次に、集落支援についてです。

1、6月の28日、29日の2日間、町内9カ所において、我々、議会報告会を行いました。中でも多くの御意見がありましたのは、人手不足に伴う伐採作業、大雨後の土砂運搬等です。今後の集落の維持、存続等の課題に対する動きが重要になってくると思います。協議会等の設置に向けたお考えを伺います。

2、以前より推進しているローカルルールを進捗と今後の進め方について伺います。

最後に、教育行政についてです。

1、少子化による児童・生徒数減少、教職員不足の現状を踏まえ、本町の学校再編のお考えについて伺います。

2、町内の教員住宅の空室の利活用について伺います。

3、中学校部活動の地域移行の現状と今後の進め方について伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

○町長（鎌田愛人） おはようございます。まず、今日、私が着用しております、ほーらしゃウェアのことについて申し上げたいと思います。奄美群島振興法の中で、2024年より、沖縄との、沖縄との奄美の連携をさらに促進していくということが盛り込まれました。そのような中で、奄美大島と沖縄との相互の文化の融合、連携を促進していく上で、今年ですね、奄美郡島観光物産協会の方で、沖縄のかりゆしウェアと奄美の龍郷柄のプリントを併せ持った新たな正装、これは正装であります。逆に、これで遊びに来たわけじゃありませんので、正装でありますので、議員の皆様方、また、町民の皆様方は御理解いただきたいというふうに思います。ちなみに、価格は9,900円でございますが、是非、議員の皆様方も御購入いただければ幸いに存じます。

それでは、柳谷昌臣議員の一般質問にお答えします。

1点目の物価高騰対策としての、水道基本料金免除等の取組についてお答えします。昨今の物価上昇に対する生活支援といたしまして、物価高騰対応重点支援臨時交付金を活用した水道基本料金の免除を、現在、実施に向け調整中です。対象期間といたしましては、令和7年12月請求分から令和8年2月請求分の3か月間を予定しており、全ての水道契約者を対象としております。

2点目の集落支援についての、集落支援に係る協議会等の設置に向けた考えについて、お答えします。現在、多くの集落において、伐採作業や災害後の土砂運搬等の対応が困難な状況にあることは、町としても深刻に受け止めております。これらの課題に対しては、これまで、コミュニティ職員の配置や集落等支援対策強化事業の活用を通じて、集落の自立的な運営を支援してまいりました。今後も、集落の維持管理に対する支援のあり方について、関係課局や集落代表者の皆様と協議を重ねながら、制度の見直しや新たな支援策の導入を検討していきたいと考えております。また、集落そのものの維持、存続等に関しましては、喫緊の課題であることは認識しておりますが、協議会等の設置につきましては、集落の皆さんの御意向等を踏まえ、検討してまいります。

次に、以前から推進しているローカルルールを進捗と今後の進め方についてお答えします。ローカルルールについては、集落の約束事を明確にし、住民と観光客等との共存による持続的な集落づくりが目的であるものと認識しております。また、住民が我が事としてルールづくりに参画し、集落の将来について考える契機となることが本来の趣旨であると考えております。これまでの進捗については、懇談会や囑託委員会などの際に提案させていただいており、個別に相談があった場合は企画係でサポートを行っております。今後、コミュニティ担当職員などを活用した周知を図りながら、集落の意向による、集落主導によるルールづくりを推進、推奨してまいります。

教育行政については、教育長が答弁いたします。

私から以上です。

○教育長（盛島正行） おはようございます。柳谷昌臣議員の一般質問にお答えします。

まずはじめに、児童・生徒の減少や教職員不足を踏まえた本町の学校再編の考えについてお答えします。学校再編については、文部科学省の示した公立小学校、中学校の適正規模、適正配置に関する手引きについて、おいて、小規模校のメリット、デメリットを考慮の上、地域の実情に応じた

きめ細やかな分析に基づき、主体的に判断することが求められています。今後も、個別、最適な指導によるきめ細かい教育活動の充実により、小規模校の良さを最大限に生かすとともに、集合学習やICTを活用した学校間の交流学習の充実により、小規模校の課題克服に取り組むことで教育の質の確保に努めてまいります。また、校区ごとに、教育懇談会等を通じて保護者や地域住民と教育上の課題を共有し、コミュニティの核としての学校の性格を踏まえた上で、地域の教育環境全体を見据えて対応してまいります。

次に、町内の教職員住宅の空き、空室の利活用についてお答えします。教職員住宅はあくまでも教職員専用の住宅ですが、空き住宅の利活用につきましては、学校教職員住宅管理規則に基づき、空室の有効活用の観点から、教職員以外の住民への短期の、一時的な貸付に対応しているところです。今後も、教職員の募集や人事異動に対応するために必要な住居を確保した上で有効な活用を図るほか、入居不可能住宅や廃校等による、より、入居が見込めない教員住宅については、普通財産への早期移管を進め、町全体として住居支援施策に資するよう進めてまいります。

次に、中学校の部活動の地域移行の現状と今後の進め方についてお答えします。部活動の地域展開につきましては、国の示す学校部活動及び新たな地域クラブ活動のあり方等に関する総合的なガイドラインにおいて、休日は全ての学校で地域展開を実施し、平日は課題解決を図りつつ段階的に推進することとされています。地域によっては、人口減少や指導者不足などにより、すぐに全面的に移行することが困難な状況が見られることから、現在では、地域移行から地域展開という用語に改められ、令和8年度から令和13年度までを改革実行期間と位置付け、地域と学校が協力しながら、地域の実情に応じて多様な活動の形に広げていくことが求められています。本町においても、各部活動ごとに、顧問教諭や外部指導者、体育連盟等と協議しながら、それぞれの実情に応じて地域展開を進めているところです。今後も、学校の働き方改革や持続可能な部活動環境づくりを念頭に、関係機関からなる協議会等を設置し、課題解決に向けて協議を重ね、学校と地域が連携しながら子供たちが活動できる場を地域全体で広げられるよう取り組んでまいります。以上です。

○8番（柳谷昌臣議員） それでは、2回目の質問に移ります。

まず最初に、物価高騰対策についてですが、1回目の町長の答弁で、水道基本料金の免除、令和7年12月請求分から令和8年の2月請求分、3か月間を予定しているということで、これ、議会初日の一昨日の補正予算の方にも上がっておりました。これは、12月請求分から2月請求分と言いますと、町民の方々がお支払いするのはその1か月後ということでしょうか、

○水道課長（栄 順二） 柳谷議員の御質問にお答えいたします。請求分につきましては、12月請求、1月請求、2月請求ということでございまして、実際の使用期間は、11月使用した分を12月に請求、月遅れですね、1月使用した分が2月請求、そういったふうにはなるんですけども、今回の免除措置といたしましては、基本料金となっておりますので、実際の引き落とし月、12月、1月、2月の月末に引き落とされる請求に対して免除を行うということでございます。

○8番（柳谷昌臣議員） 分かりました。ケーブルテレビ等でこの放送を見た方々、いや、12月から

引かれていたのにまだ引かれていないんだけど、みたいな、ちょっと勘違いをする方もいらっしゃると思いますので、一応お聞きしました。この水道基本料金の免除というのは幅広い町民に行きわたる事業だと思しますので、大変すばらしいと思います。今後ですね、また、この水道料金以外で、幅広い町民に行きわたる物価高騰対策としての計画等はございますでしょうか。

○総務企画課長（長 順一） ただいまの御質問にお答えいたします。今現在、今年度、800万余りのお金が入って、今回の対策をさせていただきましたが、これから情勢によって、どういう金額、そして、どういう政策、交付金が出てくるかによって、また、今後、対策を練ってまいりたいと考えております。

○8番（柳谷昌臣議員） 分かりました。是非ですね、幅広い町民の方々に行きわたられる政策というのを、是非、しっかりと協議していただきたいと思います。

その上で、物価高騰対応重点支援臨時交付金、こちら、大体いつぐらいまでこの国の方から来るのかは分かりますでしょうか。

○総務企画課財政補佐（茂野清彦） この事業に関しましては、社会情勢等考えて、国の方の対応になってくるかと思えます。そういった中で、今、やはり国の方向転換というか、賃金増、物価高騰という形で経済を変えていこうという流れの中で、今後もまた、措置がある可能性はあるかと考えてはおります。

○8番（柳谷昌臣議員） 分かりました。まだ全国的にも、もちろんこの町内もですけども、この物価高騰に対して、すごく困っていらっしゃる方々もたくさんいるかと思しますので、是非ですね、こちらの有効活用、幅広い町民の方々に行きわたるような、この事業の方を取り組んでいただきたいと思えます。

続きまして、集落支援の方に移ります。6月28日、29日の2日間ですね、町内9カ所にて議会報告会を行いました。その中でも、古仁屋市街地以外の集落の方に行きますと、様々なこの課題と、また困っている点を挙げていただいた、いただいたんですが、中でも、やはり人口不足に伴うこの伐採作業、また、土砂運搬、それ以外にもですね、例えばそのイベント等も、これまで以上に開催しづらくなるということで、この質問をあげさせていただきました。すぐすぐ協議会をつくっていただきたいということではなく、例えば、お隣、また、近い、近くの集落等、または、その校区による集落によって、この一緒に開催ができる、そして、作業もしていく、そのような話し合い等も踏まえた、このことをするのを、ちょっと協議会というふうに間違っ、言い方はちょっと間違っんですが、もうそういうことをし始めないといけない時期にかかってきているのかなというふうに感じております。それを踏まえて、そこは確かに各集落、各校区、各地において、手を挙げて、また、いかなければいけない問題でもありますけれど、そちらも待っているだけではどうしようもない部分もありますので、逆に集落の方もですね、行政の方の意見を待っているという考えも聞いておりますので、是非ですね、こちら、行政の方からというわけではないんですが、お互いに、官民一緒になって、協議会を立ち上げる前の段階の意見交換等をしていただきたいと思えますが、そち

らについてはどうお考えでしょうか。

○総務企画課長（長 順一） ただいまの質問にお答えいたします。確かに、議員がおっしゃるとおり、やはり各集落、人口が減少してきております。集落の中でも、やはり高齢化も進んでおりますので、いろんな場面で、やはり作業にあたっていても、若者がいなかったり、人口が少ないために作業ができない。そういう上では、やはり地域連携をした方が、やはりこれから先、集落、各集落と一緒に活動していくことが大切だと考えております。その上で、議員がおっしゃるとおり、やはり先駆けて、行政からも集落にそういう話をしながら、集落においても、やはり地域の連携が必要だという認識の下に活動していただければ一番よいのかなと考えておりますので、これから先、行政としてもそういう形で地域連携を図ってまいりたいと考えております。

○8番（柳谷昌臣議員） お互いですね、こう待っていても何も前に進まない状態になりますし、何かしらアクションというのを起こして・・・、起こさなければいけないと思っております。やはり、以前より申し上げておりますが、町長の方も申し上げた、自助、共助、公助。その中で自分ができること、周りと一緒にすること、また、行政の方に頼ることというのをしっかりと組み分けながら、お互いに一緒になって進めていくことで、一つでも多くの課題が解決されると思っておりますので、是非、その、そういう協議等をできるような、また、雰囲気づくりというのも作っていただきたいと思っております。

次に、ローカルルールの方に移っていきます。これ、以前、ローカルルールの方、質問もさせていただきまして、その後、この嘱託員会の方で説明しているのもお聞きしました。それからあまり進展がないように感じております。嘱託員会議のときに私も参加させていただきまして、聞きましたけれども、まだ嘱託員の方々が理解されていないんじゃないかなというふうにも思いました。それも踏まえまして、やはり、特にその、この観光客を踏まえて、遊びに来られる方、訪れる方、また、そこを気に入られてそこに移住される方等いるかと思っておりますけど、やはり最初がですね、この、何という、何というんですかね、説明できればいいんですけども、いろいろな方、説明できない部分もあるかと思っております。そこで、目に映るちゅうのは、やはり人間って記憶にも残ると思われます。目に映る形で、こういうこと、こういうこと、この集落ではこういうのを守ってもらいたい。もちろんこれ、法的には何もできないと思っておりますけれども、本当、お願いベースになるかと思っておりますけれども、それがあって、集落の方々が、また、普段どおりに楽しく過ごせる、また、安心して暮らせるというふうにも思っておりますので、是非ですね、こちら、ローカルルールの方を策定していただきたい、いただきたいと言いますか、もちろん集落の方が主導になってつくっていただくものと思っておりますけれども、集落の方に、こういうのありますけれどもいかがですかという、こちらと一緒に、また、協議の方を進めていただきたいと思っております。ちなみに、以前も御紹介しましたが、大和村国直集落の方でこれを作っております、こちらの方、集落の方々もですね、これがあって気分的にも助かっている部分があるかというのはありますので、是非、瀬戸内町でもそういうモデル地区をつくりながら、徐々に広げていって、集落の方々の安心・

安全で過ごせる環境というのも、是非、つくっていただきたいと思います。

○町長（鎌田愛人） このことについては、以前、議員からも議会において提案がありまして、私も、これは大和村の国直の集落がやっておりました。集落内に看板を設置して、集落のローカルルールを看板の中に示しているわけですが、さらにですね、国直の集落ではこのような、四つ折りのパンフレット、パンフレットをですね、表裏、そこに、キャンプは区長に届け出をとか、毎月第3日曜日は集落美化の日ですとか、海上ではライフジャケットを着用してねとか、水上バイクのマリンレジャーは禁止とかですね、午後10時以降は花火や音響は禁止とか、そういうルールをパンフレットにしても、しながらやっております。大和村に確認したところ、役場の観光窓口にも設置、これを置いてあるということでもありますので、こういう先進的な事例も含めてですね、また、集落の嘱託員会など、また、行政側の情報提供としてですね、これを集落、示しながら、また、集落内の、おいてですね、これ以外のルールも設けることも可能でありますので、そこも含めて、さらにまた、先ほど議員も言いましたとおり、必ずしなさいとか、そういう強制的なことは、法律上、書けないというのがありますので、そこも含めて、柔らかくですね、そういう注意、注意喚起、また、集落のルールなども示した中で、観光客と、が気持ちよくその集落や観光地で過ごせる、また、集落においても、観光客が来ることによって不快にならないような、お互いいい状況の中での観光振興につながる、集落の活性化にもつながる、そういう施策として、このローカルルールというのは重要だと思いますので、今後、先ほど申し上げましたが、嘱託員会などを含めた中で周知していきながらですね、広がっていければというふうに思っております。さらにですね、集落に、努力によるかもしれませんけれども、この紙媒体だけじゃなくてですね、集落内で動画をつくってそれを配信するとかですね、そういう方法もあるのではないかなというふうに私もふと考えたりもしましたので、そこも含めて、来られる観光客にそういうことを周知することは大事だというふうに思っておりますので、今後、そういうふうに進めていきたいな、いきたいなというふうに考えております。

○8番（柳谷昌臣議員） まさにそのとおりだと思います。集落の嘱託員会議等でもお知らせするということですが、多分、また、先ほど言いましたけれども、嘱託員会議だけではですね、嘱託の方々もちょっと理解の方、難しい部分もあるかなと思いますので、是非ですね、そのコミュニティ職員等を通じて、こういうのあるけれども、議会でこういう質問があったので、こういうことがあるんだけれどもというのを発信して、また、理解を深めながら進めていっていただきたいと思います。先ほど言った動画配信とかもすばらしい取り組み、もしできたらなるんじゃないかなと思いますので。また、町内でも一つの集落がモデル地区みたいな感じでできたら、それをまた見て、ほかのところも、うちもしてみようかなという流れになる可能性もありますので、是非、そちらの方もですね、併せて進めていっていただきたいと思います。

それではですね、続きまして、教育行政の方に行きます。少子化による児童・生徒数の減少、教職員不足というのは、本当に、本町だけではなく、全国各地で起こっていることだと思います。そ

の中で、この、全国各地においてこの学校再編というのはいろいろと進められてきているところですが、私が言っているのは、そのあっちの学校とあっちの学校を一緒にしてくださいというわけではなくて、瀬戸内町の今の現状を知り、また、子供たち、保護者、地域の方々はやはりどう思っているのかなと思っております。その中で、教育長の1回目の答弁で、教育懇談会等を通じて保護者や地域住民と教育上の課題を共有し、とありますが、この教育懇談会は大体どのぐらいの頻度で行われておりますか。

○教育委員会総務課長（徳田義孝） 教育懇談会は、校区ごとに2年、隔年で開催することとして、今まではしておりました。今年度につきましては、この議会休会中にも、池地・与路を皮切りにですね、10月、11月にかけて校区内、校区ごとに教育懇談会を実施して、保護者との意見交換の場を持ちたいと考えております。

○8番（柳谷昌臣議員） もうこの教育懇談会というのもね、すごく重要になってくるかと思imasので。確かにこちらでまたね、教育委員会のお仕事の方もちょっと増えるかとも思imasけれども、これをする事によって、地域、または、その関係者の方々の意見等も聞く場でもありますので、是非、そちらの方はですね、積極的に開催していただきたいと思imasし、あと、そのすぐすぐどうのこうのするというわけじゃないんですけども、やっぱり日頃よりこどもたち、また、保護者、もしくは教職員の方々とかにアンケート等も取りながらですね、今、どうしたいのかと、何が求められているのかというのを把握するというのも結構重要になってくるかと思imasので、是非ですね、そちらの方も、学校の方を使ってするんじゃないでなくて、PTAの方とかにお願いするとか、やり方いろいろあるかと思imasので、学校の方の負担にもならないような形で、瀬戸内町、この町内、瀬戸内町の中でどのようにすればいいのかというのをしっかりと把握して、考えて、また、皆様と意見交換をしながら進めていただきたいと思imas。

次に、教員住宅の件ですが、空室の有効活用の観点から、教職員以外への、住民への短期間の一時的な貸付ということですが、短期間と言いますと、そのどのぐらいの期間になっておりますでしょうか。

○教育委員会総務課長（徳田義孝） 具体的にどれぐらいとまでは規則上はないんですが、1年以内、長くても1年以内と考えております。

○8番（柳谷昌臣議員） 分かりました。こちらの方も、決められないかもしれないですけども、文書にちょっと残しとくのも大事だなと思imasしております。例えば、最長1年契約で更新もある。ただ、いつ、その学校に先生が来るかも分からない。そちらに住まれるかも分からないので、こういう場合には、申しわけないんですけども、何か月前に言いますので、退去していただく、次の場所を探していただく等の、やはりその文書作成というのもすごく重要になってくるかと思imas。各集落において、今、教員住宅、空室、あるんだけど、住めないかなという声も、先ほど言いました議会報告会の方でも相談されております。その中で、使える部屋、使えない部屋あるかと思imasけれども、使える部屋でも空いているよというお声も聞きます。確かに教職員用に空けてお

くというのも大事なんですけれども、もしも今年1年、入ってくる予定はないというのであれば、有効活用するのも一つの手だと思いますので、もちろんそこにはルールというのをしっかりと決めなければいけないと思いますが、ルールの方もしっかりと決めた上で、また、この有効活用ですね、是非、していただきたいと思います。古仁屋市街地以外につきましては、学校の教員住宅も一つのこの移住と言いますか、居住の対策になると思いますので、是非、そちらの方もですね、ここは、教育委員会だけでなく、教育長部局、町長部局、一緒になってルールづくりもしていただきたいですし、それで、また、この対策の方もしっかりと練っていただきたいと思います。

○教育委員会総務課長（徳田義孝） 市街地は、特にですね、先生方の移動、急に配置等もありますので難しいかと思いますが、市街地以外のところで空室等ある場合にですね、先ほど議員がおっしゃったように、教育委員会で空き室がある程度ある場合に、その1室分は、例えば移住体験用に企画課、総務企画課の方で管理していただくような、そういうふうにご利用させていただいているところもありますし、また、おっしゃるように、期間を限って、何か月の間借りたい、何かの目的のためにその期間だけっていうような場合は期間を限って許可を与えるということもしております。一旦入ってしまうとなかなか1年でというのが、毎年、更新という形にならざるを得ないんですけれども、そこをしっかりと把握しながら、教員の、が入居するという場合に、確実に対応できるように、そこはまた、確保もしておかないといけないという現状もありますが、そうでないところは柔軟に対応しながら、さらに、答弁にもありましたけれども、早期に、早い段階でそこを見極めて、管理をですね、普通財産の方に移管する。その部屋の分について、そのようなことも進めながら。そうすればその移住者に希望、より希望にかなう形での貸付というのもできるかというふうに考えておりますので、関係課とも連携して進めていけたらと考えております。

○8番（柳谷昌臣議員） 是非、その辺はですね、先ほどもありましたけど、関係課局とのですね、協議をした上で、また、しっかりとルールづくりをしていただいて、借りたい方とどういうふうな話し合いを、しっかりと、お互いが承知した上で、それはですね、入ってもらうだの、また、すいませんが退去してもらうだろうというのをですね、して、できるような形に持っていただきたいと思います。

それじゃあ、中学校の部活動の地域展開、移行から展開に変わったんですね。展開の件ですが、ちょうど1年前の令和6年のこの9月議会において、私たち議会の文教厚生常任委員会の所管事務調査で、中学、中学校における部活動改革の調査ということで委員長報告をさせていただいております。そちらの方の意見書でですね、顧問の先生方の働き方改革だけでなく、子供たちがよりよい環境で部活動を行えるよう、地域移行推進協議会等を早急に設置し、運営においては民間委託及び本町の実情に即した地域移行に鋭意取り組んでいただきたいという意見の方もつけさせていただきました。その上でなんですけれども、もちろん先生方の働き方改革というのはありますが、この運営に対しまして、この民間の方に、民間の方を踏まえてですね、進めていただきたいということで意見を出しております。こちらの方、民間の方へ運営の方は移すのは、現在はどうなっておりますで

しょうか。

○教育委員会総務課長（徳田義孝） 地域移行，現在は地域展開というふうに用語が，名称が変わりましたが，議員がおっしゃるその推進協議会ですね，その立ち上げに向けて要綱，候補者の委員等の準備等も進めてはきておりましたけれども，開催までは至ってはいませんが，現在までは，その各部活の顧問教諭とかですね，教育委員会の総務課，体育関係の担当と一緒に協議を進めて，その部活ごとに移管，移行できるところは進めていくということで，先日の答弁でも申しあげましたけれども，現在，相撲と男子バレーについては移行ができています。また，受け皿となる団体をですね，体育協会であったり地域スポーツクラブであったりというふうに思っておりますが，予算上も，その例えば3クラブにおいてですね，そういう受け皿となる形が取れるのであれば，それに相当する報奨費等ですね，体協への補助金という形で，1クラブ，1活動，数10万程度ですけれども，そういった予算も措置はしてはありました。ですが，今後，具体的にどのような団体が受け入れることができるのか，そういったことが協議の中で決まってくれば，そこは対応していきたいと思っております。

○8番（柳谷昌臣議員） 是非，お願いしたいと思います。やはり協議会というのを設立していただき，その受け皿についてもですね，すぐすぐどうなると思いません。そこに至るまでにいろいろと協議しなければいけないと思いますので，是非，その協議する場というのがすごく重要になってくるかと思っておりますので，これから，先ほど1回目の答弁で，令和8年度から13年度までを改革実行期間ということでしたので，全国的にも，以前，一番最初にこの地域移行にしていきたいというところから変わってきている部分もあるかと思っております。そちらも踏まえて，是非，協議会等立ち上げて，各指導者の方，また，その体育協会，また関係者をですね，そちらの方で話をさせていただきながら，この瀬戸内町の実情に合った，この地域移行，地域展開，また，このクラブの方にですね，していただけるように。そうすることによって，教職員の方も，また地元で頑張っている子供たちのためにもなるかと思っておりますので，そちらの方もですね，是非，早々，取り組んでいただけるようにしていただきたいと思っております。以上です。

○議長（向野 忍議員） これで柳谷昌臣議員の一般質問を終わります。

休憩します。再開は10時30分からとします。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時30分

○議長（向野 忍議員） 再開します。

通告2番，永井しずの議員に発言を許可します。

○7番（永井しずの議員） こんにちは。一般質問の前に一言。お盆が過ぎても暑さが続いています。この時期，脱水症状やクーラーで体が冷え，体調を壊す方が大分おられます。栄養，休息，水分など十分に摂り，自分の体は自分で守っていただきたいと思っております。自分の体は自分しか分かり

ません。決して無理せず、健康には十分気をつけていただきたいと思います。

それでは、令和7年第3回定例会において、通告に従い、第1回目の質問をさせていただきます。

まず1点目、加計呂麻ターミナル横の駐車場整備について。既存の建物の撤去作業と駐車場整備の今後のスケジュールを伺います。

2点目、古仁屋市街地、特に商店街の危険家屋について。以前も質問させていただきましたが、海岸通り付近の危険家屋は、台風の季節になり、周辺の住民の不安だという声を耳にしますが、対策を講じられているか伺います。意図として、危険もだが、観光客が増えている今、景観も悪いので早くどうかしてほしいとの声を受けて、質問させていただきました。

3点目、海の駅にあったせとラジのブースについて。せとラジの後のブースの今後の活用方法について伺います。意図としては、場所がよいので、利用に関して、町民の声を広く拾っていただきたい。

4点目、令和8年4月から設置予定の子ども家庭センターについて。文教厚生常任委員会の所管事務調査でもありますが、現時点でどのような準備をされているかを伺います。

1回目の質問を終わります。

○町長（鎌田愛人） 永井しずの議員の一般質問にお答えします。

1点目の加計呂麻ターミナル横の駐車場整備についての、既存の建物の撤去作業と駐車場整備の今後のスケジュールについてお答えします。解体、駐車場整備については、8月末に設計委託の成果を納品いただいております。現在、工事執行に向けて準備中であり、9月下旬から10月中旬に契約予定としております。工事完成は年度内完成と考えております。

2点目の古仁屋市街地、特に商店街の危険家屋についての、海岸通り付近の危険家屋は台風の季節になり、周辺の住民の不安だという声を耳にしますが、対策は講じられているのかについてお答えします。古仁屋市街地商店街の危険家屋につきましては、地域の安全や景観に与える影響が大きいことから、重点的な対策が必要であると認識しております。このため、海岸通り付近の危険空き家については、特に指導や助言等を行っており、全体、全体としては減少傾向にあります。一部においては経済的な理由から解体等が進まない状況も見受けられます。本町といたしましては、今後も粘り強く交渉や指導を行い、住民の安全確保と地域の景観保全に努めてまいります。

3点目の海の駅1階に設置しておりました旧せとラジブースの跡地活用についてお答えします。まず、放送業務委託事業につきましては、当該法人からの解散届を受領し、令和7年7月11日付で協定を解除いたしました。その後、町から無償貸与していた放送設備機器等については、現状回復の上、8月末に返却を受けたところであります。今後、これら機械類については、売却、保管、廃棄の3区分に整理し、適切に処理を進め、進めてまいります。

次に、ブースの跡地活用についてであります。本ブースにつきましては、施設の所管課である商工交通課へ返還することとして、することといたしました。その上で、活用方法については所管課において検討を進めることと、こととなります。

4点目の令和8年4月設置予定の子ども家庭センターについての、現時点での、どのような準備がされているかについてお答えします。現在、子ども家庭センターで担う業務は町民生活課と保健福祉課に分かれておりますが、2つの課で協議を行い、業務の整理、振り分けが進んでおります。設置場所については、町民生活課内に設置することとしております。人員配置については、現在、総務企画課にて協議中であります。以上です。

○7番（永井しずの議員） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

説明がありました。解体は9月の下旬から10月中旬に契約予定で、年度内に完成ということですね。今年7月より利用開始となっている加計呂麻ターミナルは、住民の皆さんや観光客のために住民サービスも整い、大いに賑わっていると思います。一日も早い完成を願っております。そこで、少し提案ですが、付近の海岸は昔のフェリーの発着場のようですが、長い間、波に削られて、すごく凹凸が見受けられます。足元も、私も言ったんですが、不安定です。フェリーの就航の後、夜間とか、どうしても貸切船を利用するに当たりですね、少し危ないと思うんですね。それで、新たに工事というものなんですから、この駐車場の整備のときに、ついでにこの修繕工事を行えないものかということで伺いたいと思います。課長、いかがでしょうか。

○建設課長（浜田高仁） お答えいたします。解体工事、駐車場整備に関しては、奄振ソフト、奄振交付金を活用して工事を進めているところでございます。今、議員のおっしゃられた修繕というのは、この活用、補助金の対象にならないということがありまして、別途、予算を措置しないといけないところがございます。それと、あと1点ですが、海上タクシー、今、海上タクシーがつけている旧フェリーの発着場でございますが、我々としては、貸切船、海上タクシーが接岸する場所としてですね、潮が上がったとき階段、コンクリートで階段を造ってあります。そこをご利用いただきたいと。潮が下がった場合には、下り階段も、新しいフェリー、今のフェリーが発着する近隣に設置しております。ですので、安全性を考えると、そちらを利用していただければ問題ないかと思います。修繕に関しては、ちょっと予算措置を行ったあとで行いたいと思いますので、ちょっと御理解いただきたいと思います。以上です。

○7番（永井しずの議員） 私たち素人考えでは、その近くまで舗装するんだから、ついでにここまですれないものかと考えていたんですね。今の説明、よく分かりました。

それで、貸切船の発着について、私も月1回、教室で、加計呂麻に行っておりますので、利用させていただいております。その階段があるのも分かっています。でも、下の階段はちょっと気づかなかったです。でも、それはやはり知らない方もいらっしゃると思うので、この議会において、そうおっしゃっていただいたことで、広く町民の方に周知できると思うんですね。やはり夜間利用するときは、その貸切船の方もですね、ちょっと、自分がどうしても着きやすい場所に着けてしまうと思うんですね。それで、ちょっと2年近く前になりますけれども、私の加計呂麻の知っている集落の方が、夜、船から降りるときに海に落ちてしまって、亡くなってしまいました。そのときに、その後、現場に行きましたら、その住民の方が、ここがこうやって凹凸があるから、足元が不

安定で、それも原因で落ちたんだよという、一つの原因ですね、それだけではないと思います、ということをおっしゃったので、これは、是非、当局の方へ、私の方で言わなきゃいけないと思って、この質問をさせていただいた次第なんですよね。先ほどの質問、分かりました。予算を、また、新たに考えていただくということで、前向きに検討していただきたいと思います。この質問は以上になります。

2点目、古仁屋市街地の商店街の危険家屋についてですね。お答えいただきました。前から私もこの議会において、何度か質問させていただいておりますが、ほかの方も多分おっしゃっていると思います。やはり最近はですね、もうもちろん、これから、今までは、この今年、奄美に大きな台風が来ていませんよね。けれども、だからこれからはちょっと怖いんですが、その住民の周りの方は、やはり台風が怖いと。やはり物が飛んでくるんじゃないかと、そういう不安を抱いております。それと同時に、最近観光客が古仁屋市街地を散策している姿をよく見受けられますよね。そうすると、やはり観光、自然遺産登録もされて観光客も増え、観光客の目からするとすごく景観が悪いと思うんですよね。それで、やはり何か方法、得てどうにかしてほしいと思ったんです。先日の報道で、東京都内での危険家屋が強制執行により解体が行われ、費用は後から家主に請求したとありました。先ほど、やはり家主によっては経済的な事情から、その解体の費用が用意できないということもありますよね。確かにそうです。ですから、何かの方法。例えば何かの補助金を持ってくるとか、方法を考えて、できるだけ早めに解体の方をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○建設課長（浜田高仁） お答えいたします。危険家屋の解体については、町の方で補助金を出しております。以前からちょっと御説明はしていると思いますが、古仁屋市街地におきましては、木造、非木造、基本的に上限100万の補助金を出しております。その他の地域に関しては、上限50万、非木造で上限50万。すいません、非木造で上限100万、木造で50万という形で補助金を出しております。ちょっと、今、議員がおっしゃっている箇所というのは大体予想がつくんですが、そちらの方々とは、令和6年には7回、一応、こちら発信で協議、協議とか指導を行っております。令和7年度にはまだ2回ほどなんですけど、基本的にはこちらから交渉と指導を行っているんですけど、さすがに建物の所有者がなかなか経済的にということの一辺槍なので、ちょっと我々にしても、ちょっと、今、どう進めたらいいのかなというところで困惑しているところが事実でございます。以上です。

○7番（永井しずの議員） よく分かります。家主にとっても、本当に経済的負担が大きいので、足踏み、二の足を踏んでいると思うんですね。それで、その相談も寄り添って、この費用の、解体費用についてはどうしたらいいかということも踏み込んでですね、相談に、是非、乗っていただき、早く解決していただきたいと思います。前向きによりしくお願いいたします。

○町長（鎌田愛人） この海岸通り付近の危険家屋についてはですね、町民からも指摘を受けていますし、また、議会からも指摘を受けております。また、さらにはですね、民間団体からも、その周

辺一帯の景観も含めた中で、その懸念する話と、また、何とかそれを解体した上でまちづくりに有効活用できないかというような前向きな意見等もいただいております。今後ですね、行政だけでなく、民間団体も含めた中で、何らかの方策が取れないかなども含めて検討していきたいというふうに考えております。

○7番（永井しずの議員） 是非、前向きに検討されてください。よろしく願いいたします。では、この質問は以上です。

次、3点目、海の駅にあったせとラジのブースについてですね。御回答いただきました。昨日の回答の件でも、その放送機材については、3とおおり、売却、保管、廃棄の3とおおりに分けて整理して処理を進めていくという回答がございました。先日ですね、当局より議員の方へ、こちらにもありますけれども、7月11日付でやむなく協定を解除し、事業を終了するという内容の文書がありました。残念ですけれども、このラジオ放送の、私も何回か言ってきましたけれども、継続についてはもう無理なのかなと思っております。それで、町民の方からはですね、ラジオからいろいろな情報を知る手段に活用していたという声を聞いています。あの文書によると、情報発信手段に防災行政無線、個別受信機ですよ、そこ活用するということにはありましたが、この受信機は普通のお知らせと情報も流すことができるんですか、伺います。

○総務課企画DX推進室長（中島淳弥） お答えいたします。こちらの個別受信機はですね、普通の情報とかではなく、災害時の緊急時とか、そういったところでの活用を見込んでおります。以上です。

○7番（永井しずの議員） それも聞かれましたので、そういうふうに、では、お答えしたいと思います。

先ほどの売却、保管、廃棄ということがありましたけれども、やはり町の財産ですので、なるべく有効に、売れるものは売って、少しでも財政に利用できればと考えております。先ほど、今度は商工交通課の担当というか、なるんですね。大変ですね、仕事が増えて。昨日ですかね、回答、いろいろな公募をかけた、広く声を、広く拾ってという話がありました。ラジオをやっているときから、そこはすごく一番いい場所だよ、横から観光バスが止まります。そこからも見えるんですよ。だから、私たちはそこを利用しているときも、観光バスから降りてきて手を振ってくれたりですね、すごく目立つ場所なんですよ。ですので、そこを利用したいという方は結構いらっしゃると思うんです。それで、公募をかけたということですが、それはいつから公募、かけられますか。

○商工交通課長（勇 忠一） ラジオブースの跡地については、公募を含めて検討していく予定ですが、今現在、まだ返還いた中に機材が入ったままですので、そこが片付いた後にですね、公募をかけるかどうかを、これからですね、公募、また、役場全課にですね、その利用のその計画があるかどうか、そこら辺を確認して行って進めたいというふうに考えております。

○7番（永井しずの議員） 是非ですね、町民の方からラジオの、ラジオ放送はなくなったけれど

も、あのブースにこれが建ってよかったね、この場所をこういうふうに使ってよかったねと言われるような使い方ですね、それをするような、公募したり、住民の声を聞いたり、是非、していただきたいと思います。この質問は以上です。

最後に、令和8年4月からですね、設置予定の子ども家庭センターについてですが、私も、ここにもありますように、文教厚生委員会の所管事務調査でもあります。それで、9日にですね、こちらの町民生活課と保健福祉課の担当の方に聞き取り調査も行っております。それで、もちろん所管事務調査でもあります、子育ての、子育て中の保護者の方とか、妊娠期から出産、子育てまで手続等を一つの窓口でできるようになるという画期的な事業内容は、すごく喜ばれ、期待されていると思うので、是非、町民の方に広く知っていただくために、敢えて質問をさせていただきました。こちらにもありますけれども、保健師や専門士など、人員体制については総務企画課と協議を進めているということですよ。保健母子係への、担当していた母子保健事業などが子ども家庭センター移管し、町民生活課、児童母子の職員とともに運用していく予定ということだったんですね。先日、文教厚生常任委員会で日置市を視察してまいりました。その日置市では、こどもまんなか宣言というのを掲げ、こどもたちのために何が最もよいかを常に考え、こどもたちが健やかで幸せに成長できるような社会を実現するという趣旨を、市民や事業の方々にも共感、賛同してもらっているそうです。本当に瀬戸内町の将来を担うこどもたちは本当に大事な存在で、皆さんで見守り、育てていく体制を構築する必要があるのではないかと思います、その点はいかがででしょうか。どういうふうにお考えになっていますか。

○町民生活課長（保岡忠洋） 議員の質問にお答えします。現在、こどもまんなか宣言とか特に議論されてはおりませんが、来年4月、子ども家庭センターを設置して、まず、ここを充実させて、その後、協議していきたいと考えております。以上です。

○7番（永井しずの議員） 将来的には、子ども未来課とか、単独に子どもだけのことを特化した課もつくっていただきたいという話も先日出ましたが、もちろんそれは一気にはできないので、段階的に、まずは子ども家庭センターを設置し、段階的にいろいろ子どもについてのことを協議し、この瀬戸内町ですね、瀬戸内町はすごく子育てにいい土地だ、子育てはすごく、子育てするにはいい場所なので、あちらに移住したい、そういう方がもっと増えていくようにやっていただきたいと思います。

これで私の質問は終わりです。

○議長（向野 忍議員） これで永井しずの議員の一般質問を終わります。

休憩します。再開は午後1時30分とします。

休憩 午前10時54分

再開 午後 1時30分

○議長（向野 忍議員） 再開します。

通告3番、里山正樹議員に発言を許可します。

〇2番（里山正樹議員） 一般質問の前に、一言、御挨拶申し上げます。まず、町長をはじめ執行部の皆様には、日頃より町政発展のために御尽力いただいておりますことに心より感謝いたします。また、本日の一般質問をy o u t u b eやケーブルテレビで御視聴いただいている皆様、心より御礼申し上げます。暦の上では秋を迎えておりますが、依然として厳しい暑さが続いております。町民の皆様におかれましても、どうか体調を崩されることのないよう、御自愛くださいますようお願い申し上げます。

14日から初日を迎える秋場所を前に、本町出身の明生関は、先場所こそ悔しい結果となりましたが、土俵に立ち続ける姿は町民に大きな勇気を与えてくれています。今場所の奮起を心より期待しております。また、母親が久慈集落出身の福崎真逢輝君は高卒出身では初の幕下付け出しで3月場所の土俵に上がり、3場所連続で勝ち越し、今場所は幕下上位に挑みます。若い力士の今後の飛躍に大いに期待を寄せるところであります。

私は、昨年12月10日に議会議員として活動をスタートしましたが、本日で4回目の一般質問を迎えることとなりました。これまで町民の皆様からいただいた声を基に課題を取り上げてきましたが、今回も町の将来にかかわる重要な点について質問させていただきます。

それでは、通告に従い、一般質問を行います。

嘉徳海岸問題について。令和7年5月23日、最高裁判所において、原告側の上告を受理しない決定をし、特に嘉徳集落住民、嘉徳集落出身者は安堵したと思われまふ。そこで、集落住民及び集落関係者との、関係者の財産を守る護岸建設を、町としても、発注者である鹿児島県大島支庁瀬戸内事務所を全面的に後押しし、早期の着工に取り掛かれるよう協力できないか、伺います。

次に、国道58号線山郷地区トイレ問題について。3月の一般質問でも質問いたしましたが、瀬戸内町の玄関口である山郷地区のトイレ問題の町長答弁では、総合的判断の下、公衆トイレ設置が必要と判断した場合、検討を行っていくとの答えをいただきましたが、協議、検討はその後どのようになっているか、伺います。

次に、特定地域、特定事業地域づくり事業協同組合について。こちらも、3月の定例会で特定地域づくり事業協同組合の導入を提案させていただきました、いただいた際、町長からは、前向きに取り組んでまいりたいと答弁をいただきました。そこで、伺います。その後、町としてどのような調査や検討が行われてきたのか。また、現時点で見えている課題や可能性について、町長の考えをお聞かせください。

次に、県からの国道、県道の委託事業について、1年に数回、国道や県道の伐採作業等を鹿児島県から委託され、事業者が発注していると思われまふが、伐採範囲等を伺います。また、道路や歩道上に覆いかぶさっている木の枝等も伐採作業に組み込むよう、鹿児島県と協議できないか、伺います。

最後に、集落作業、残土処理について。集落排水等に詰まった土砂の搬出作業等を町にお願いし

た場合に、土砂の処理場所は集落で確保するの事を囑託員や集落住民から伺いましたが、土砂の搬出、処理まで町でできないか伺います。以上です。

○議長（向野 忍議員） ちょっと町長の前に。皆さん、携帯には十分注意をしてください。

○町長（鎌田愛人） 里山正樹議員の一般質問にお答えします。

1点目の嘉徳海岸問題について、護岸建設を町としても、発注者である鹿児島県大島支庁瀬戸内事務所を全面的に後押しし、工事の早期着工に取りかかれるよう協力をできないかについてお答えします。本町としましては、事業主体が鹿児島県であるため、全面的に後押しは厳しいと考えております。しかしながら、大島支庁瀬戸内事務所と情報共有、工事についての協議等を行い、早期着工、完成に向けて協議しております。嘉徳海岸の護岸工事は、嘉徳集落住民の生命、財産を守るため、非常に重要なことと認識しており、本町は令和3年度より鹿児島県に対して、工事の早期着工、完成に関する要望書を毎年提出しており、今年度より工事の一部着手となっております。

2点目の、国道58号線山郷地区トイレ問題についてお答えします。現在、網野子集落とトイレの必要性を検証するために仮設トイレを設置し、その利用頻度等について調査を行うため協議しているところです。その結果により、トイレの設置の有無や規模及び財源確保並びに維持管理等の対応について、協議を行いたいと考えております。

3点目の特定地域づくり事業協同組合の導入についてお答えします。町としても、地域の担い手確保や人口減少対策の観点から、有効な手段の一つとして認識しております。現在までに、総務省が実施した先行事例調査や県内の導入事例を参考に、制度の概要や認定までのプロセス、運営体制、財政支援の内容等について情報収集を行ってまいりました。今後、町内の関係事業者との意見交換等を通じて、地域の実情に即した制度活用の可能性について調査を進め、制度の具体的な運用方法や組合設立に向けた課題整理を行い、町としての方向性を定めていきたいと考えております。現時点において、組合設立に向けた担い手の確保。異業種間の連携が求められるため、地域内の事業者間での協力体制の構築。そして、本町の地理的、産業的特性を踏まえた柔軟な制度設計と長期的な運営における自立性の確保等が課題であると認識しております。

4点目の鹿児島県からの国道、県道の伐採委託事業についてお答えします。現在、国道58号、県道蘇刈古仁屋線の2路線を、年2回、権限移譲交付金にて、道路の除草作業として伐採業務委託を発注しております。道路敷きからの覆いかぶさっている木の枝等を伐採作業に組み込むと、委託料もかなり高騰し、現在の交付金での対応は厳しいと考えております。今後、鹿児島県と、除草作業以外の支障となる枝等の伐採処理に対しても協議してまいりたいと思います。

5点目の集落排水路等残土処理についてお答えします。集落排水路等に溜まった土砂の処理については、土砂の処理場所を集落確保、集落確保等、条件をしているわけではなく、土砂の搬出には時間がかかるため、集落に搬入できる場所がないかお願いしているところです。その後、不要となった土砂については、最終的に町が処分場へ搬出することとしております。排水路等への土砂の流入は、上流からの自然流入もありますが、近年、個人所有の土地や畑からの土砂流出も多く、排水

路や河川に流れないようお願いしているところであります。以上です。

○2番（里山正樹議員） 2回目の質問をさせていただきます。

嘉徳集落住民は、長年、不安を抱えてきた。最高裁での争いが終わり、終わった今こそ、町が先頭に立って安心を示すべきではないかと私は思いますが、町長の考えを伺います。

○町長（鎌田愛人） これまでもですけれども、これからもですけれども、町が先頭に立つことよりも、やはり県の事業として、鹿児島県を後押ししながらですね、そして、集落住民などとも、集落住民や出身者、住民との連携を深めながら、この事業の推進をしていきたいと思っておりますし、先般は、集落住民、集落出身者、そして、議会代表の議長、そして、私、4人です、県知事に初めて要望書を提出することもできました。今後もですね、県と連携しながら、そして集落住民に寄り添いながら、この事業の推進が図られるよう取り組んでいきたいと考えております。

○2番（里山正樹議員） 嘉徳集落住民からは一日でも早く工事を始めてほしいという声が多く、着工時期を明確にすることこそ町民への安心につながると思います。また、嘉徳集落住民や集落出身者の生命と財産を守ることは、町の最優先課題の一つと考えます。県と連携し、着工を実現する決意を、ここで町長に明確に示していただきたいと思っております。

○町長（鎌田愛人） この問題はですね、平成26年10月の台風18号、19号により海岸侵食が発生したことから端を発しております。その当時も含め、私自身も嘉徳集落、知り合いが多くて行っていた中で、浸食される前の形と、浸食された今の現状ですね、十分承知していますし、また、今はもう亡くなりましたけれども、当時の集落住民から訴えられたことも、そういう思いをですね、聞かされたこともあります。議員が言われるように、住民の生命、財産を守ることは我々行政の最大の責務でございます。そのことを大事にしながらですね、一刻も早くこの工事が、少し進展はしておりますが、早期完成するようにですね、これからは県と一緒に取り組んでいきますし、早く、工事の完成もそうですね、集落住民がですね、心穏やかに生活できる、そういう集落になっていくように、我々も、私自身も、今後も、このことについては積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○2番（里山正樹議員） 今の町長答弁は、あの集落住民が見たら喜ぶと思います。そのように安心・安全に、心穏やかに生活できるように、役場、町長はじめ役場も、議会も協力できるところは協力して、鹿児島県と一緒に進めていきましょう。

次の質問に移ります。網野子集落のトイレ問題ですが、先ほど実証実験を始めるとの答えがありました。町長をはじめ当局の対応に深く感謝いたします。住民の負担が軽減され、集落住民がこの答弁を聞き、大変喜んでいると思われまます。この、すいません、この集落では、今年度、約7町歩の牧草を耕作していた畑が返還され、地元企業や農家の皆さんが少しずつ特産品を、特産品であるタンカン等の植栽を始めるなど、農業振興の動きが見られます。実際に、国道沿いで瀬戸内町のパッションフルーツを販売した際には、多くの方々が立ち寄り、大盛況となった実績もあります。また、勝浦トンネル周辺は、雨の日に自衛隊員や皆さんがランニングや運動を行う場所としても利用

されています。トイレや東屋を整備することで、こうした方々や観光客、さらには集落住民が自然に交流する、交流できる環境が生まれると私は考えています。このように、単なる通過点ではなく、農業と観光、さらに地域交流を結びつけた拠点への発展できる可能性を秘めています。公衆トイレの整備は、利便性の確保だけでなく、将来、将来的な地域活性化の、地域活性化を支える基盤として欠かせないものだと思います。町としても、地元の皆さんが、まず、できることから取り組んでいます。このような農家さんとか地元企業さんを支援できないか、伺います。

○町長（鎌田愛人） この国道58号線のトイレの問題というのはですね、これまで何度か議員が質問してきました、いろいろな観点からですね。そういう中で、我々がなかなか決断できない分の中に、人の土地で排泄するということはですね、モラル違反なんですね。そのモラルのない方のためにだけにですね、そのトイレを設置することに我々行政としては慎重にならざるを得ないという現実があります。トイレの形態によりますけれども、1,000万から2,000万、トイレだけでしたらかかると言われております。ましてや補助が見込めない。そういう中で、そのトイレの設置については慎重になってきました。先ほど議員が言われた、農業振興も含めたですね、そういう観点も含めて、今後、この仮設トイレを設置した中でですね、今後、集落とも話をしながら、そういう可能性、可能性も含め、財源も含め、そういうことを含め、今後、検討していきたいと思っていますし、また、これはもっと早く、この集落の方々に提案しておけばよかったと思うのがですね、その排泄とか、そういうことをしないような啓発の看板、そういうのも設置する方法もあったんじゃないかなというふうに思います。これは一つの事例としてですけれどもね、蘇刈集落において、蘇刈集落の浜に海藻が打ち上げられるということで、多くの集落外の方がそれを取りに来て、集落内に、の道路に車を止めたりしているということで、いろいろ協議した結果ですね、蘇刈集落としては、町がやっている集落等支援対策強化事業において、その事業、集落から提案した中で、集落にそういう啓発する看板を設置した事例もございます。そうやって、2年間やりましたけれども、そういう集落と町が連携する中でですね、そういうモラルに対しての啓発、また、場合によっては軽犯罪にもつながる可能性もありますので、そういう文言も含めた中で、集落内にその看板、注意の看板、設置するのも一つの方法であったのではないかなと、今、考えているところでございます。そういう中でですね、最初の答弁で申し上げましたとおり、仮設トイレを設置した中で、この頻度ですね、頻度など調査した中で、集落と協議しながら考えていきたいと思っていますし、先ほど議員が農業の振興のことを言っておりましたが、是非、農業の振興、網野子集落のですね、農業振興がこう活性化するように、そういうことを願いながら、まずは実証実験をやっていきたいというふうに考えております。

○2番（里山正樹議員） 今年度末、農林課に事業申請をして、1町歩余りのタンカン、スモモ等を植栽することを聞いています。毎年、それ以上を増やしていきたいということを考えて、瀬戸内町の玄関口であるんで、観光農園化を将来的に集落主体で考えているようです。そういう考えもあるんで、是非、町としても、地元の方々を見守りながら、一緒にそう、農業振興やっていけたらいい

など思っているんですが、どうでしょうか。

○農林課長兼農委局長（永井健一郎） このトイレ問題についてですね、一般質問が来ましたときに、私がですね、区長さん、それとですね、今、網野子集落でですね、農業法人を立ち上げようとする企業があります。その方とも話をしまして、実証実験をやるといことも話した上で、まずは維持管理、清掃問題ですね。毎日の清掃問題。それができないことにはトイレもできないと。またトイレを使う人もいないと、そういう話もしております。その実証実験の中で、利用頻度が高い場合にですね、農業振興のためにですね、農産物の直売所。どういった形になるか分からないですけど、規模も分からないんですけども。今後、そういった利用頻度が上がればですね、その農業振興のために併設するような形で、トイレ問題が解決したいと思っています。

○2番（里山正樹議員） トイレがあることで、その12月、ちょっと、今、これ昨日、一昨日なんですけれども、その新たにつくる農業法人の代表、集落の区長さんとかと話をしたんですが、トイレがあったら、ちょっとその植栽も一緒にしようかなというのがあるみたいなんです。ちょっとトイレ問題から離れたんですけど、そういう考えが集落にはあるみたいです。よろしくお願いします。

次に移ります。

○農林課長兼農委局長（永井健一郎） まずは、この実証実験をしてですね、利用頻度が高い場合にですね、具体的な話をしたいと思っています。また、行政としましても、利用頻度が上がるような形で、その時期等についても提案をさせてもらいたいと思っていますので、施設のその規模とか、そういった植栽について、それ以降に話し合いになると思います。

○2番（里山正樹議員） 了解しました。実証実験、よろしくお願いいたします。

次の質問に、2回目の質問に移ります。本町でも人材確保の困難さは既に顕在化しており、町としても早急に対策を講じる必要があります。現在、奄美群島12市町村のうち、奄美本島で3町村、徳之島では2町がこの特地づくり事業組合を未導入です。しかし、徳之島町と龍郷町は、今、もう検討に入っているというのを聞いております。喜界町も今年7月から稼働しております。沖永良部では、2町が合同の一つの特地づくり事業組合をつくり、稼働されています。群島内でこの特地づくり事業組合が、取組が加速する中、本町はどのような立ち位置をとる考えか、伺います。

○総務企画課長（長 順一） 御質問にお答えいたします。先ほど町長の方からも答弁があったとおり、やはり町としても、この特定地域づくり事業協同組合の設立に関しては、やはり瀬戸内町の各種事業所の、やはり人材不足等が言われておりますので、そこも踏まえながら、各事業所とも話し合っていかなければ、どういうところに問題があって、どういう人材が必要なのか。そしてまた、この設立に向けてのそれぞれの負担が出てくるかと思っておりますので、そこら辺も制度をしっかりと見ながら、やはり協議していかなければならないと思っておりますので、今後、この設立に向けた話し合いをしながら、どういう点が課題なのか、それをクリアできる体制ができるのか、そこを踏まえて、今後、協議していきたいと考えております。

○商工交通課長（勇 忠一） 町内の人手不足と言いますか、人材についてですけども、そういっ

たものの解消するためにですね、奄美大島5市町村で奄美大島雇用創造協議会というものを立ち上げまして、各種イベントやマッチング等をして、その事業所の求める人材をですね、マッチングさせるための、そういった奄美ジョブカフェマッチングとか、企業説明会とか、そういったのをしているんですけども、瀬戸内町内の事業所、数社、頻繁に来られている事業者もあるようなんですけども、意外と参加が少なくてですね、事業者側もですね、人手不足だ、人材が足りないと言っている割には、余りその確保に向けた動きが弱い、そういった感じを非常に受けているところです。今後もですね、まだこういった事業をやっておりますので、是非、そう人材を確保したい、事業所等ですね、こういったいろんなイベントと、そういったものへの参加をお願いしたいというふうに思います。

○2番（里山正樹議員） その参加するために、広報とかはどのようにしているんですか。

○商工交通課長（勇 忠一） つい最近も新聞に折り込みチラシで入っていたと思うんですけども、奄美ジョブカフェマッチングが昨日までの申し込み締め切りで、今月頭ぐらいにチラシが入っていたり、年数回やっておりますので、A4の両面刷りのカラーのチラシなんですけれども、そういったものを、あとまたネットですね、ネットの方でもこういったものをずっと宣伝しているところです。

○2番（里山正樹議員） 了解しました。知り合い、そういう尋ねられたら、そのように答えます。

また、どうしても人が足りなくてなかなか行けない方々もいると思うんで、名瀬までですね、行きたくても行けない。そういうときにはなんかないでしょうか。

○商工交通課長（勇 忠一） 是非、時間を作ってですね、そういう会に参加していただいて、自分のその望む人材の確保に尽力していただきたいというふうに思います。

○2番（里山正樹議員） 次の質問に移ります。現在の委託業務で伐採範囲はどのくらいでしょうか。道路の幅とかをお願いします。

○建設課長（浜田高仁） お答えいたします。伐採範囲に関しましては、1m、両脇、2mですね、の範囲で除草をしております。延長が長いものですから、その範囲で予算がぎりぎりというところがございます。それを年2回やっているということでございます。以上です。

○2番（里山正樹議員） 町から県へ伐採範囲の改善要望とかを出せば、契約内容を見直せる余地はありますか。

○建設課長（浜田高仁） これは、1回目の質問にも、答弁にもありましたように、協議していった上での判断となると思います。全体、鹿児島県下でのこの権限移譲の交付金は振り分けをしておりますので、全体を見ないことには、多分、鹿児島県も判断ができないと思いますので、まずは協議を行って、要望が可能であれば、議員のおっしゃったとおり、被った枝も伐採ができるかなとは考えております。以上です。

○2番（里山正樹議員） 今現在でも、国道、上がっていくときに枝で標識が隠れたり、見えにくかったり、また、空手道場まで行くまでの道も、せっかく外灯がついているんですけども、枝とか

でもう暗いんですね。また、今から暗くなるのも早くなって、お子さんも道場に通っている子とかいろいろいる、いますんで、そのまた安全・安心にもつながるのかなと思うんで、是非とも、その協議の方、よろしくお願いします。

○建設課長（浜田高仁） 分かりました。次年度以降にはなるとは思いますが、協議、進めて、どうか予算を確保できたらなと考えております。以上です。

○2番（里山正樹議員） また県道に対してもう一つ。みなと祭りや八月踊りのとき、の際に、郵便局周辺の側溝からかなりの臭気があって、一緒に踊っていた観光客が、ちょっともうそこから立ち去ったんですね。これは潮の干満の影響もあると思うんですが、やっぱりその辺の、向こうは県道だと思うんで、その辺の話も一緒に進めていただけないでしょうか。

○建設課長（浜田高仁） 了解しました。その辺も県と協議をして。ただ、やはり潮が上がった場合には、排水口がないので、排水先がないので、溜まるとは思います。そこはあと、いろんな問題があるでしょうけれども、排水を改良していくところまで届くか分かりませんが、県との協議は行いたいと思っております。以上です。

○2番（里山正樹議員） よろしくお願ひいたします。

最後の質問に移ります。土砂は、その集落の排水から上げた土砂、仮屋、仮置き場所だけあれば大丈夫ってことですか。仮置き場所を確保すると、あとは、町は、また、搬出してくれるとの認識でいいですか。

○建設課長（浜田高仁） お答えいたします。町長答弁にもありましたように、基本的に土砂を積み込み、搬出するという時間があるので、その時間を短縮したいために仮置き場所を集落に依頼、お願いをしているところです。最終的には、不要な土砂として、土砂は外へ持ち出す。これは町が持ち出して処分をすることになっております。以上です。

○2番（里山正樹議員） ちょっと私が聞いているのと違ったんで、その土砂を集落で処分しないと、どっか空いている土地でもって聞いていたんで、またその辺を集落住民、嘱託員や住民に、今の課長の答弁を伝えたいと思います。以上で終わります。

○議長（向野 忍議員） これで里山正議員の一般質問を終わります。

休憩します。再開は2時25分とします。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時25分

○議長（向野 忍議員） 再開します。

通告4番、中村洋康議員に発言を許可します。

○5番（中村洋康議員） 本会議場に御出席の皆さん。そして、ケーブルテレビやy o u t u b eで御視聴される町民の皆様、こんにちは。令和7年第3回瀬戸内町議会定例会におきまして、通告に従い、私、中村洋康の一般質問をいたします。

今回は、瀬戸内町の地域経済の活性化に関連することについて、一般質問を行わせていただきます。

第1に、物価高対策並びに商工業振興対策について。

第2に、監査報告書の指摘事項に対する町当局の対応について、取り上げたいと思います。

まず、国におきましては、物価高騰への対応策として、住民税非課税世帯への給付金、所得税減税、さらにはガソリン等の価格抑制措置など、様々な対策が講じられております。加えて、地方自治体が地域の実情に応じた独自の取組を進められるよう、重点支援地方交付金が交付されているところであります。本町においても、令和6年度補正予算の審議に際し、この重点支援地方交付金について質疑が行われました。その際、私はこの交付金の目的は、エネルギーや食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を支援するものであり、交付金による効果が直接的に当該生活者や事業者にも及ぶ事業でなければならないという基本的な考え方を確認したところであります。さらに、令和7年度におきましても、この重点支援地方交付金の交付が決定しているところであります。町民の皆様に対し、その意義と効果を改めて御理解いただくため、本日の一般質問において、町当局の取組状況を伺いたいと思います。

それでは、1点目の質問をいたします。瀬戸内町の令和6年度における物価高対策について。

(1) 令和6年度の国の補正予算で措置された物価高騰対応重点支援地方交付金を活用した瀬戸内町の物価高騰対策について。各事業の内容と事業費、さらに、交付金の額について伺います。

(2) 防犯灯、LED更新事業と住民税非課税世帯への支援給付金事業は、繰越事業となっておりますが、現在の進捗状況を伺います。

次に、瀬戸内町の令和7年度における物価高騰対応支援対策について。

(1) 令和7年度における物価高騰対応支援対策の施策内容を伺います。

(2) 重点支援地方交付金実施計画策定までのプロセスについて伺います。

(3) 町長の政策はどの段階で反映されるのか、伺います。

次に、3、商工業振興対策について。

(1) 令和5年度、令和6年度及び今年度の瀬戸内町、起こす起業ですね、起業家支援補助金の交付対象の件数及び業種を伺います。

(2) 町内商工業経営者の高齢化に伴い、後継者問題等の課題を抱えている事業者の実態をどのように捉えているのか、伺います。

(3) 後継者問題等の課題解決、また、技術、サービスや雇用の喪失を防ぐとともに、地域経済の活性化を促進する目的のため、事業承継支援補助金制度等の創設が必要と思いますが、町長の見解を伺います。

最後に、ドローン事業に関する監査報告書においては、法令順守と情報公開の推進並びに適切な手続き及び事務執行、加えて、第3セクターである奄美アイランドドローン株式会社の健全経営に努めるべきであるとの指摘がなされました。この指摘を踏まえ、議会としても、その姿勢を明確に

示す必要があるとの考えから、行政執行の適正化と説明責任の確保を求める決議の採択を求めましたが、結果として、本件は議題に追加されないこととなりました。この決定に対し、私は大変残念に感じるとともに、議会のあり方について、改めて考えさせられるものでありました。そこで、当局のその後の対応を伺いたいと思います。

4、ドローンを活用した持続可能なまちづくり事業に係る監査報告書における、次の4点の指摘事項に対し、その後、町当局としてどのような対応を取られたのか、伺います。

(1) 地方公務員法第38条に基づく、町役場組織内の必要な諸手続きについて。

(2) 瀬戸内町財務規則第95条第3項に基づく、備品登録関係事務について。

(3) 奄美アイランドドローン株式会社の会計処理と町予算会計処理の混同是正について。

(4) 町民の知る権利を尊重し、町政運営の一層の透明性の向上を図るための積極的な情報開示について。

以上、1点目の質問といたします。

○町長（鎌田愛人） 中村洋康議員の一般質問にお答えします。

1点目の瀬戸内町の令和6年度における物価高対策についての、本町の物価高騰対応重点支援地方交付金を活用した瀬戸内町の物価高騰対策について、各事業の内容と事業費、さらに、交付金の額についてお答えします。令和6年度における物価高騰対策についてですが、まず、令和5年度及び令和6年度の国の補正予算で措置された給付金、定額減税支援枠分について説明いたします。令和5年度における住民税均等割のみ課税世帯への給付金として254世帯へそれぞれ10万円。令和6年度における住民税非課税世帯への給付金として、172世帯へそれぞれ10万円。令和6年度における住民税均等割のみ課税世帯への給付金として、71世帯へそれぞれ10万円。子ども加算分として、前出したこれらの世帯に18歳以下の子どもがいる世帯に対して、子ども1人当たり5万円。定額減税調整給付金として、対象者2,317人に対して、5,053万円。以上、給付金、定額減税支援枠分総額1億1,618万円を給付し、国からの交付金も同額となっています。

次に、令和6年度の国の補正予算で措置された低所得者、低所得世帯支援枠分について説明いたします。令和6年度住民税非課税世帯への給付金として、1世帯当たり3万円。また、子ども加算分として、これらの世帯に18歳以下の子どもがいる世帯に対して、子ども1人当たり2万円を給付することとなっています。この事業については、令和7年度へ繰り越し、予算額8,570万9,000円に対し、国からの交付金は実績額を見込んでいます。

次に、令和6年度の国の補正予算で措置された推奨事業メニュー分について、説明いたします。介護福祉施設支援金事業として、入所事業所1人当たり1万5,000円。通所事業所1人当たり9,000円。訪問事業所一律3万円を16事業所に対し656万4,000円を支援しました。障害福祉施設支援金事業として、入所事業所1人当たり1万5,000円。通所事業所1人当たり9,000円を6事業所に対し132万円を支援しました。高齢者配食サービス支援事業として、配食件数1件につき40円を2事業所に対し、198万9,000円を支援しました。畜産飼料支援事業として、子牛出荷頭数1頭当たり3万円、肉豚

出荷頭数1頭当たり6,000円を肉用牛農家16戸，養豚農家2戸に対し，999万円を支援しました。漁船漁業燃油緊急対策事業として，漁業用の，漁業用の燃油1リットル当たりの購入費の10%，326万6,000円を瀬戸内漁業協同組合員へ支援しました。以上，6年度に実施した推奨事業メニュー分，2,312万9,000円を支援し，国からの交付金，2,311万8,000円となっています。また，防犯灯LED更新事業については，令和7年度へ繰り越し，予算額3,320万円に対し，国からの交付金2,599万5,000円を充当することとしています。

次に，防犯灯LED更新事業と住民税非課税世帯への支援給付金事業は繰り越しとなっていますが，進捗状況についてお答えします。防犯灯LED更新事業としまして，古仁屋地区232灯，東方地区80灯，西方地区118灯，鎮西地区148灯，実久，請・与路地区126灯で，LED全灯数は704灯となっています。進捗状況としては，現在，4事業者にて，各地区の工事を進めており，古仁屋地区，西方地区においては工事は終了しております。他の地区に関しては，9割方着工済みとなっており，実久，請・与路地区に関しては，天候不良の影響もあり，6割の着工済みとなっております。また，住民税非課税世帯への支援給付金については，非課税世帯へ一律3万円を支給し，そのうち，18歳以下の子どもがいる世帯へは1人当たり2万円を追加支給しました。対象世帯は1,966世帯。対象子ども数は197人。支給総額6,250万円で，令和7年7月末をもちまして事業完了いたしました。

2点目の瀬戸内町の令和7年度における物価高騰対策支援対策について。その施策内容について，お答えします。まず，施策内容についてですが，給付金事業として，令和6年度に定額減税を実施し，減税しきれない金額があると見込まれる方に，当初，調整給付金として給付を行いました。令和6年分の所得税及び定額減税の実績が確定し，本来，給付すべき金額と当初調整，給付金額との間で差額が生じた方等に不足額給付として実施することとしています。また，推奨事業メニュー分として，3か月分の水道基本料金免除事業を実施することとしています。

次に，重点支援地方交付金実施計画策定までのプロセスについて，お答えします。本交付金についての予算措置がなされ，国からの通知等を受理した後，各課への照会依頼を行い，支援事業をあげてもらいます。それらを取りまとめ，副町長，総務企画課長，関係課含め協議後，町長へ報告し，決定しております。

次に，町長の政策はどの段階で反映されるか，されるのかについてお答えします。支援事業の各課協議の報告を受け，物価高騰による町民生活や事業活動への影響等を考慮した上で，町長として政策判断を行っています。

3点目の商工業振興対策についての，瀬戸内町起業家支援補助金の交付対象，件数及び業種についてお答えします。令和5年度は3事業者に交付し，業種は全て飲食業となっております。令和6年度は2事業者に対し，業種は児童福祉事業，飲食業となっております。今年度につきましては，現在，交付申請がない状況となっております。

次に，町内商工業経営者の高齢化に伴い，高齢者問題等の課題を抱えている事業者の実態をどの

ように捉えているのかについて、お答えします。令和4年度に商工会の実施した古仁屋市街地事業承継に係るアンケート調査では、今後、4年から10年で廃業を考えている事業所が21事業所あり、事業承継してもよいが8事業所、事業承継はしないが13事業所でした。承継なしの13事業所のうち、店舗を賃貸してもよいが6事業所、しないが7事業所となっています。

次に、事業承継支援補助金制度の創設についてお答えします。事業承継については、近年、国や県が今後の後継者課題の問題解決のために、様々な支援を行っています。例えば、国が各都道府県に設置した「事業承継引継支援センター」では、事業承継に関する相談や手続きのサポートを無料で行っています。鹿児島県では、「事業承継対策資金融資制度」を設けており、令和4年度から「中小企業事業承継加速化事業費補助金」の実施。今年度より、事業承継マッチング支援サイトの開設を行っています。国や県が様々な手厚い支援を行っていますので、そちらを御利用いただければと考えております。また、瀬戸内町としては、商工会を介し、商工業者の設備投資や運転資金としての借り入れた制度資金を対象に、商工業制度資金利子補給事業にて、町内商工業者の育成及び振興を図っています。まずは商工会へ相談していただけたらと思います。

4点目のドローンを活用した持続可能なまちづくりに、まちづくり事業に係る監査報告書における地方公務員法第38条に基づく諸手続きについてお答えします。奄美アイランドドローン株式会社の取締役役に就く職員は町長に営利企業等の従事者許可申請を提出し、許可を得ることになります。今回の指摘を受け、令和7年度より対応を行っています。

次に、ドローンの備品登録についてお答えします。今回の指摘を受け、令和7年度より3台のドローンを備品登録をしました。

次に、奄美アイランドドローン株式会社の会計処理と町予算会計処理の混合、混同助成、是正についてお答えします。一般会計歳入の「ドローン運送サービス収入」が該当する予算ですので、このことについて説明します。本町は奄美アイランドドローン株式会社に「地域課題解決のためにドローンの運航のみ」を依頼しています。配送を依頼する業者は、町と配送の契約を結び、町に配送料を支払う流れになっています。

次に、ドローン事業に関する積極的な情報開示についてお答えします。町は奄美アイランドドローン株式会社の株主として、知り得た情報は開示することを前提に対応しています。また、奄美アイランドドローン株式会社に対し、町は「第3セクターに関する指針」に則り、「積極的かつ分かりやすい情報公開」を行うよう求めています。今回、8月6日に奄美アイランドドローン株式会社は「事業説明会」を池地、与路、古仁屋で開催し、積極的な情報公開を行っています。以上です。

〇5番（中村洋康議員） それでは、2回目の質問をいたします。

物価高騰対策については、令和6年度の施策、令和7年度、両方、併せてですね、まとめて質問させていただきたいというふうに思います。私が質問をしたいのはですね、国のその、国の制度のことではなくて、推奨メニューです。いわゆる町の、それぞれの自治体のですね、実情に応じた、町独自の取組についてですね、重点支援地方交付金が交付されるという、この推奨メニューについて

ですね、質問したいというふうに思います。まずですね、これは6年度の実施決定をして、交付決定という形になりますけれども、いわゆるこの推奨メニューも含めて、物価高騰対策の支援交付金の趣旨というのは、先ほども私、触れましたけれども、交付金の効果が直接的に当該生活者や事業者に及び事業というのが基本でありますよということで、国の方は指し示しているところでありませぬけれども、推奨メニューについて、こう、今、説明していただきました。大方、事業者へのですね、物価高騰対応、対策というふうな形になろうかと思えますけれども、この中で、集落の防犯灯LEDの更新の部分がですね、この交付金を活用して決定したその経緯についてですね、少しお聞きしたいなというふうに思いますけれども。

○総務企画課長（長 順一） 中村議員の御質問にお答えいたします。このLEDの更新事業につきましては、やはりエネルギー、電気について、集落負担が増えてきておりまして、やはり集落の負担、これまでも電気料金について、外灯の電気料金について、3か月分の補助をいたしておりましたが、このLED化をすることによって、集落の電気料の軽減につながる。そして、しいてはその集落に住む方々が負担する集落会費から、この電気料金が払われていることもあり、最終的には集落の方が、住民の方々が軽減に当たり、助かるということを前提にしております。また、やはりこのLED化をすることによって、集落の方々の安心・安全が保たれる。こういうことも鑑みて、今回、この集落のLED化を率先して行うことで、集落の負担軽減につながり、しいては集落の方々の電気料金への集落の、集落会費に対する集落の方々の軽減にもつながるということで、今回、LED化を進めた次第でございます。

○5番（中村洋康議員） 繰り返しになりますけれども、この、私は交付金のこの目的がですね、直接的に生活者、物価高騰に対応する生活者、事業者への直接的な支援というものがあつたものから、LEDの更新と言ってもですね、今、間接的なお話、聞きましたけれども、ほかの事業でもですね、対応できるんじゃないかなと個人的に思うものですから、質問させていただきましたけれども、その中でですね、推奨メニューの中にいろんなこうメニューあるんですけども、その中でも、いわゆる商品券、プレミアム商品券ですね。そのプレミアム商品券の増額とかいう形で、この交付金は活用している自治体、多くあります。奄美市などでも、この交付金を活用してですね、多く、ほーらしゃ券ですかね、やっていますけれども、そのような検討はなかったんでしょうか、お聞きしたいと思います。

○商工交通課長（勇 忠一） プレミアム商品券についてはですね、令和5年度でしたか、ちょっと年度がはっきり分かりませんが、かなりのプレミアム率で実施したんですけども、その当時からですね、町としてほかの事業がなかった場合にですね、プレミアム商品券を、この6年度事業においてもですね、実施する予定でしたけれども、ほかの事業が、全て予算が埋まったものですから、プレミアム事業に対しては実施していないところであります。

○5番（中村洋康議員） この重点支援地方交付金の推奨メニューという形でですね、令和6年度と令和7年度もあります。いわゆる、令和7年度については、6年度に実施したものは対象にしないと

というようなことも書いてあったような気がしますけれども、7年度についてですね、先ほどもありました、推奨メニューという形で行けば、水道料金ですかね、水道料金。今日、同僚議員の質問の方でも、回答の方、質問に対する回答でもありましたけれども、水道料金の12月請求分から2月請求分までの3か月についてですね、全、全額免除というようなこともありましたけれども、そのこと、また、質問しますけれども、その前にですね、この物価高騰対策支援臨時交付金についての、国からの公文発出は7年、今年の4月にあったと思います。私はインターネットでこう見させていただきましたけれども、その中に縷々説明が書いてありました。提出についてもですね、今年、3回、実施計画を提出するというようなこともありましたけれども。近隣の自治体ではですね、もう既に推奨メニューについて、新聞等でもありました。奄美市などでも、6か月の水道料金の減額だと。基本料金をですね、免除するというようなこともありました。今日の答弁で聞きますと、瀬戸内町は3か月ですね、12から、というような。この同じ交付金の対象という形で、国から文書が発出されて、それを受けて、各自治体はそれぞれのその自治体に合わせた形での対応策を計画を出して、それが推奨メニューということになるんでしょうけれども、そういうことをですね、やはりこう、これはホームページの方でも公表しなければならぬというふうになっていると思いますけれども、そういう形で公にこう出てくるんですね。そこを考えたときにですね、もう少し早めの対策ができたんじゃないかなというふうに思いますけれども、この、少し遅いような気がするんですけども、その辺のこの見解と言うか、お答えください。いわゆる、すいませんね、いわゆる今回、補正予算で一般会計の繰出という形で、水道会計もありましたけれども、水道会計では繰入で、繰り入れての実施は予算措置していないので、今後、12月、若しくは途中の臨時であるかもしれませんが、そういうことも含めた中でですね、少しこの物価高騰対策についての施策が、少し遅いような気がする、瀬戸内町はするんですけども、いかがでしょうか。

○総務企画課企画補佐（田原章貴） 中村議員の御質問にお答えいたします。この交付金に推奨事業メニューとしまして、国の方が1,000億円、予備費の方で捻出しております。その後、令和7年5月に国の方から通知が来ておまして、その後、企画課への事業の展開を行っております。今回、本町に配分された金額が837万円と、少額と言いますか、このような額ですので、なかなか各課も支援事業をあげてもらおうというのが大変だったかなと思っております。その中で、四つの事業、挙げた中で、協議をなされて、今回、水道料金の免除に至ったと考えております。

○5番（中村洋康議員） この交付金、国からの補正予算、通知文書来て、その政策決定までのですね、プロセスなどもお聞きしました。そこで、併せて、最終的に町長にお聞きしようとは思いますが、その文章の中にですね、やはりいろいろとこう推奨メニュー、こういうのが対象ですよ、こういうのが対象ですよとかいろいろあるんですね。そこにプレミアム商品券などもあります。そこに、そういうものについてですね、各課で取りまとめてこうです、の決裁じゃなくて、町長の政策としての判断がそこに、こういうことありますけれども、どうですかと。町長の判断を仰ぐという、そういう過程はあったんでしょうかね、お聞きしたいと思います。

○町長（鎌田愛人） 最初の答弁で申し上げましたが、その国の金額が決定した中でですね、各課、副町長、総務企画課長、関係課含めて協議した上で、そこで決定した中で、私に報告がありました。その中で、様々なメニューがある中で、この水道に関する、基本料金に関するところが、広く町民に行きわたるという私の判断、政策判断で、今回の事業決定をしたところでございます。

○5番（中村洋康議員） この水道の基本料金の免除についてですね、1点だけ、少し確認したいと思いますけれども、今、調整中ということですね、答弁をいただいているところでございますけれども、簡易水道、そして、上水道あります。あと、本町には集落水道がありますよね。集落水道の部分についてのこの支援というものは、どのようにお考えですか。今の段階で結構ですけれども。

○水道課長（栄 順二） 中村議員の御質問にお答えいたします。集落水道につきましては、水道料金の方は発生しておりませんが、町の方で制定しております集落水道施設改良事業等に対する補助金交付要綱、こちらに基づきまして、通年、支援を行っている。そういったところもございまして、今回は対象とはしないということであります。

○5番（中村洋康議員） これは物価高騰対策に対する対策の臨時支援交付金なんですよ。これまでの行政がいうところの水道事業であったり簡易水道であったり、そして、集落事業、集落水道という、そういう枠ではなくて、生活者の物価高騰に対する支援。それを、国が臨時的に交付金を支援しましょうということなんですね。ちなみに、奄美市は集落水道の部分についても一緒にやります。確認しているんですけれども、それも少しですね、まだ調整中ということですので、町長、その辺も研究されてですね、全ての物価高騰対策についての対、町民に対する支援だと。そういうことも含めた中でですね、是非、検討していただきたいなど、これは提言しておきたいなと思いますけれども。

それで、最後にこのことをお話、お聞きしたいというか、提言したいなと思ったんですけれども。町長にですね、これまでの質疑を通してですね、お伺いしたいなと思うんですけれども、本町の物価高騰対策について。国の臨時交付金に加えですね、町単独の財源を上乗せして支援するお考えはないのか。まだこれ7年度、調整中でもありますので、なかったのかじゃなくて、ないのかということをお聞きしたいと思いますけれども、これはですね、いわゆる瀬戸内町の厳しい財政状況を踏まえれば、財源はできるだけ温存したいとの判断は理解できます。しかし、これは町の財政体質に関わる構造的課題であり、短期的にも中期的にも抜本的な改革が求められるものと考えます。一方、今年度は退職手当組合負担金の清算に伴い、7億円余りの還付金という臨時的収入がありました。このような貴重な財源が確保できた今こそ、町長の政策として一歩前に進める絶好の機会であるというふうにはですね、私は考えます。いわゆる、推奨メニュー、交付金があるから、交付金と同額程度の政策、支援しかできないというんじゃなくて、町単独の財源をこの時期に、そういう臨時的な収入があったこのときにですね、すこし上向き、上乗せしてですね、物価高騰対策として町民に支援しましょうという、そういう町の政策として、町長、まだ7年度はですね、終わっていないので、調整中だと思いますので、そういうこともですね、是非、考えていただきたいなと

いうふうに思いますけれども、いかがですか。

○町長（鎌田愛人） 今後、検討します。

○5番（中村洋康議員） 次に行きたいと思います。商工業振興についてということで、先ほどの答弁で、今年度はないけれども、なかったけれども、これまでの幾つかありましたということですが、この起こす起業、支援補助金交付要綱の改善と言いますかですね、もっと柔軟な取り扱いをしてほしいというような要望。いわゆる補助金の拡充であったり、雇用条件の緩和とかですね、その辺のこと、要望などは届いていないでしょうか、お聞きします。

○総務企画課企画補佐（田原章貴） お答えいたします。この起業家支援事業につきましては、以前から要綱等の中で、こうしてほしいという要望がありました。この6月の定例会におきましても、柳谷議員の方からも御意見いただき、いただいております。この中で一番ハードルが高いというのが、補助対象者の要件の中で、雇用者を1名以上確保することという部分がありまして、こちらの方が非常にネックになっているという意見を商工会の方からもいただいております。現在、この件も踏まえて、検討を進めている段階であります。以上です。

○5番（中村洋康議員） 検討ということですので、検討されてください。

次に行きます、行きたいと思いますけれども、この事業承継補助金制度について、私は創設が必要だと思いますけれども、町長の見解を伺いますということなんですけれども、そちらを御活用いただければと思いますとかですね、商工会へ相談していただきたいと思いますとかね、少し私の質問にですね、直接的な答えがないのかなというふうに思いましたけれども。いわゆる、地元の老舗スーパーの閉店ということも聞いておりますし、今後、5年、10年後の古仁屋市街地の商店街がですね、様変わりするのではないかなというふうにして、心配というか、思うところありますけれども、やはりこの地域が望まない廃業を未然に防ぐという観点からも、まち・ひと・しごと創生総合戦略などにですね、今、空き店舗の利活用というようなこと、ありますけれども、それと併せた形でですね、制度設計、どうか、今、私自身もそういう提言するあれはありませんけれども、事業承継という形での、その柔軟なですね。いわゆる、各、自治体によっては事業承継の補助金交付制度などもありますけれども、それはいわゆるその子供であったり、従業員であったりとかいうような形が多いようですね、それを第3者にですね、承継できるような、そういう、なんかこう制度設計はですね、今の空き家活用という形と合わせた、併せ持った、町独自の、そういうことですね、研究されたらいいのかなというふうに思います。いずれにしても、本町の、古仁屋市街地、全体ではありますけれども、特にというかですね、古仁屋市街地の商店街が、この繰り返しになりますけれども、5年、10年後、もう高齢化でですね、なかなか、この今の形態のお店がどうなるのかなという心配もありますので、そういうことも行政として、先取りをした形での、そういう対策をですね、講じる必要があるんじゃないかなというふうに思うところありますけれども、町長、その辺、なんか考えなどありましたら、お聞かせください。

○商工交通課長（勇 忠一） 事業承継についてですけれども、先ほど、その一番の質問であった起

業家支援金補助。事業承継、瀬戸内町内での事業承継というのがですね、零細な小売店が多い中、その事業では成り立たないような店舗。こういったものが非常に多くありますので、もう事業承継というよりも、その店舗を使った新たな事業を起こす、そういったことが多いというふうに考えますので、この瀬戸内町起業家支援補助金、これで対応可能というふうにこれまではずっと考えていたところなんですけれども、大きなスーパーの閉店等もあったところですが、この事業承継もですね、こういった分野が瀬戸内町に必要で、残すべき事業なのか。そういったものを、また、選定というか、そういったのも必要になろうかと思えますけれども、今後、ちょっと勉強してですね、そういう制度が創設することができるのか、そこら辺を検討していきたいというふうに思います。

○5番（中村洋康議員） ですからね、私、言ったんですよ。空き店舗活用とミックスだ、ミックスした形での、そういう独自の制度が、制度設計ができないかということです。今の事業をそのまま継続、継承するとか、おっしゃるような、そういうことがあると思いますよ、商売ですのでね。ですけれども、事業承継ということ、言葉にこだわる、こだわる必要がなくてですね、その店舗、その商店がありますよ。そこが、その事業をやります。事業承継、次、業種を変ったとしても、承継できるような形で。いわゆる、ですから、空き店舗の活用という形を合わせた形で、独自のそういう制度設計ができないのかなという、そこを言ったつもりだったんですよ。ですから、言葉としてあまりこう事業承継だから、その事業を誰かが絶対引き継ぐんだというような、そういう意味合いではない、ないということ。ちょっと誤解されたような質問になりましたけれども。いずれにしても、今、ある店舗がそのままシャッター通り。先ほどの説明もありました。承継を希望するということで、そうしないという人もいますので。しかし、そういう承継に係る支援制度がありますよということであればですね、やはりそこは所有者として、固定資産税もかかるわけですので、何らかの形でそこを利活用できるように、方策、支援制度なりですね、そういうのがあれば、所有者にとっても、何て言うんですかね、なんか考える余地もあるのかなと。その辺を模索すべきじゃないのかなということを考えているところなんですけれども、町長の方に、やはりこの商店街のですね、そういう住民が望まない廃業というか、是非、そこは店、なんかの形で残ってほしいなというような思い、商店、たくさんありますので、お店がですね。その辺のことを考えた中で、町としても何らかの対応を検討していかなければならないのじゃないかなと思いますけれども、いかがですか。

○町長（鎌田愛人） 商工業、様々な分野がございます。永井議員の、古仁屋の市街、危険家屋の件でもちょっと触れましたけれども、商工業の振興、事業継承につきましてもですね、我々行政だけで考えるのではなくですね、やはり民間団体、複数の民間団体とですね、一緒に協議する場をつくらうという、今、そういう準備を進めているところでございますので、様々な民間団体の人が、方々の意見を聞きながら、また、我々町としては町としての情報のある中で、民間の知恵などを踏まえた中でですね、商工業の振興に資するため、今後、努力していきたいというふうに考えております。

○5番（中村洋康議員） それでは、次に行きます。最後になりますけれども、ドローンを活用した持続可能なまちづくり事業の監査報告を受けてのその後の対応ということで、ここに、1・2は分かりましたけれども、この3のですね、本町は奄美アイランドドローン株式会社に地域課題解決のためにドローンの運航のみを依頼しています。配送を依頼する業者は町と配送の契約を結び、町に配送料を支払う流れになっていますと、ちょっと意味が分からないんですよね。第3セクター、第3セクターといっても、A I D株式会社は企業として経営しているわけです、事業展開しているわけですよね。その企業に収入と支出が発生するものがあるわけですよね、そこ、そのことを監査でも指摘しているんじゃないですか。ドローン運送サービス収入やコンテナ返却運送料、A I Dの会計とすべきという、そういう指摘もあるわけですよ。全然、監査の指摘も当たらないということで、この、そういう配送料を支払う流れになっています。流れになっていますってどういうことですか。ちょっとこの辺が、ちょっと分からないんですけどもね。流れになっていますという、この回答が、なんかこう理解できないんですけども、もう少し説明してください。

○総務企画課財政補佐（茂野清彦） このA I Dの事業、確かに株式会社という形で事業を展開するという発想の下、考えていくと、やはりお客様がいて、そこから収益を得るという発想がしっくりくるかと思います。この事業の展開の最初の発想が、ちょっと言葉で言うとB t o Gという言い方をしているものなんですけれども、ビジネス・トゥ・ガバメント、お客様が行政。すごく、近場で分かりやすい形であると、道路を造るインフラ事業の土木事業所にとってみれば、お客様が行政という形の取り方です。行政はその道路を地域課題解決のために通す。地域課題解決のためにA I Dは、A I Dは行政はドローンを飛ばすことを依頼している、合意を、合意書を結んでいるという形で、この事業の事業形態が最初から組み、つくられていた状況のものになっております。以上です。

○5番（中村洋康議員） 余計に。これ、ドローンを使った運送、配送、物流ですよ。薬であったり、新聞であったり、個人の。そして、個人の処方された薬剤であったり、それを町が、その個人に代わって配送するという、そういう行政のありようなんです。仕事。そのことが前提にあるんですよ。今の話だとすると。行政、瀬戸内はすごいなと思いますよ、逆に言うんですよ。そういうことをやっているんですねということになるんですけども。個人の新聞を瀬戸内町が運送してあげると。個人が処方されたお薬を瀬戸内町が薬局の方から、に行って、それを仲介で配送して、するんだと。要はそういうことになるんですよ。そういうことであればですね。最初から、この事業自体のありようというものを検討しなければならない。それ、皆さん、ほかの人、みんな分かっているのか、町民もというような、そういうことを考えたりもしますけれども。この、そういうことを、今、私としては指摘したんですけども、いずれにしても、その監査で指摘されたことを真摯に受け止める。監査にそのことを説明しなくちゃいけないんじゃないですか。監査。監査を受けて、それを、そのとおりで、監査で指摘されたことを改善しますという、そういう姿勢であるにも関わらず、今、これじゃ全然聞いていないんじゃないですか。それを受け止めてないんじゃないですか。

時間もありませんので、次のですね、情報開示についてですね。このことについても、私は3月議会で一般質問、3月議会の一般質問で取り上げました。やはり、その、何て言うんですかね、情報開示について、なかなか対応がそれほど進んでいないというということもありますので、改めてお聞きしますけれども、瀬戸内町情報公開条例第9条第1項第3号ア、開示することによる当該法人等、または、当該個人の権利、競争上の地位、その他、正当な利益を害すると認められるという規定により、開示できないとする。これは、基本的に変わっていないんですよ、やっぱり。この議会が求めている資料のどの部分が、どういう理由で上記の条文に該当するのか、理解できないのですけれども、もう少し分かりやすく説明していただけませんか。

○総務企画課財政補佐（茂野清彦） とても複雑な状況なんですけれども、瀬戸内町役場とA I Dはイコールではなくて、瀬戸内町役場は株主であり、A I Dは確立した株式会社という形になっております。そういった中で、株主が知り得た情報というものに関しては、情報開示というのはできるかと思えます。それ以外のものに関しては、積極的に情報開示をするようにA I Dに対して促しているというのが、情報開示の今回の回答の趣旨になっております。

○5番（中村洋康議員） 瀬戸内町の出資金が1,500万円、65%です。第3セクターのアイランドドローン株式会社。会社設立に当たってですね。また、事業実施に係る経費のほとんどといってもいいでしょう、補助金が3,300万円という、瀬戸内町としての公金支出ですよ。その瀬戸内町に対してですね、先ほど言った上記理由等で情報開示できないとする回答。このことはですね、やはり多くの町民の方たちもですね、納得できるものではないというふうに私は思います。私は、行政の執行、特に公金の支出については透明性が求められるものだというふうに思います。本件に限らず、情報公開の関するこれまでの経緯を踏まえ、最後に申し上げます。町民の代表機関である議会に対してさえ、情報開示が行われたいとするならば、該当する契約や予算を一体何を根拠に議決したのかという、議会そのものの説明責任問題に直結するもんだというふうにも思います。このことを踏まえ、町政運営における町当局も議会の関係性ですね、並びに町長が、両者が、町民に対してどのように説明を、責任を果たすべきかということですね、時間もありませんので、町長にお聞きしたいと思いましたがけれども、時間もありませんので、これで私の一般質問を終わります。

○議長（向野 忍議員） これで中村洋康議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

9月16日火曜日は、午前9時30分から本会議を開きます。

日程は一般質問であります。

本日は、これで散会します。

散会 午後 3時23分

令和7年第3回瀬戸内町定例会

第 4 日

令和7年9月16日

令和7年第3回瀬戸内町議会定例会
令和7年9月16日(火曜日)午前9時30分開議

1. 議事日程 (第4号)

○開議の宣告

○日程第 1 一般質問(通告順)

5 栄克人議員

6 元井直志議員

7 伊東さおり議員

8 泰山祐一議員

※ 散 会

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

令和7年第3回瀬戸内町議会定例会 9月16日(火)

○出席議員は、次のとおりである。(10名)

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	栄 克人 議員	2番	里山 正樹 議員
3番	伊東 さおり 議員	5番	中村 洋康 議員
6番	泰山 祐一 議員	7番	永井 しずの 議員
8番	柳谷 昌臣 議員	9番	元井 直志 議員
10番	池田 啓一 議員	11番	向野 忍 議員

○欠席議員は、次のとおりである。(0名)

○職務のため会議に出席した事務局職員の職・氏名

事務局 長	義永 将晃	事務局 次長	喜屋武 純仁
庶務 議事係	宮原 美子		

○地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	鎌田 愛人	保健福祉課長	信島 浩司
副町長	福原 章仁	建設課長	浜田 高仁
教育 長	盛島 正行	水道課長	栄 順二
総務企画課長	長 順一	商工交通課長	勇 忠一
総務企画課企画補佐	田原 章貴	水産観光課長	保島 弘満
総務企画課財政補佐	茂野 清彦	水産観光課長補佐(兼) 世界自然遺産 せとうち町対策室長	川畑 公一
総務企画課人事補佐	勝田 忠広	農林課長兼農委局長	永井 健一郎
総務企画課 DX推進室長	中島 淳弥	教育委員会 総務課長	徳田 義孝
税務課長	林 敬郎	社会教育課長	昇 憲二
町民生活課長	保岡 忠洋		

△ 開 会 午前 9時30分

○議長（向野 忍議員） これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付の議事日程第4号のとおりであります。

△ 日程第1 一般質問

○議長（向野 忍議員） 日程第1, 一般質問を行います。

通告に従って、質問者は順次、一般質問席において発言を許可します。

通告5番、栄 克人議員に発言を許可します。

○1番（栄 克人議員） おはようございます。通告に従い、1回目の質問を行います。

まず、給食費未納問題について。令和7年度から本町では学校給食が無償化されました。これは、子育て世代の大きな負担軽減につながり、子供たちにとって安心して給食を受けられる非常に意義のある制度であります。しかしながら、これまで課題となっていた給食費未納問題については、無償化に伴い整理が必要だと思えます。

一つ目、本町における給食費の未納者数及び未払い金の現状はどのようになっているのか伺います。

二つ目、未払いとなっている方に対し、これまでどのような方法で納入を促しているのか、具体的な取組を伺います。

三つ目、給食費の徴収はどのような方法で行われているのか伺います。口座振替や現金徴収など、実態をお聞かせください。

四つ目、今後、長期にわたって未払いが続く方に対し、対して、法的措置を含めた対応を検討されているのか、伺います。

次に、防災、火災対応について。先日発生した火災において、瀬戸内消防職員の迅速かつ献身的な活動に大きな感銘を受けました。改めて、防災の重要性と消防体制の強化の必要性を痛感しました。つきましては、町民の生命、財産を守るため、以下の点について町の見解を伺います。

一つ目、各集落に配置されている防火水槽や可搬式ポンプの整備状況。また、住民への周知や操作訓練の現状について、町としてどのように把握、支援しているのかを伺います。

二つ目、火災発生時に住民一人一人が役割を果たすためには、定期的な訓練が不可欠です。現在の訓練状況とその課題、さらに、今後の改善策についてお答えください。

三つ目、先日の火災で見られたように、消防職員の奮闘は、町民の財産、命を守る最後の砦です。その人員体制、装備、勤務環境について、町としてどのように支援、強化を図っていくのか、伺います。

次に、小・中・高校生の大会出場に対する補助金について。本町の子供たちがスポーツや文化活動の大会に挑戦することは、健全育成と将来の人材育成にとって重要であります。しかし、遠征や宿泊に係る費用負担が大きく、経済的に、経済的な理由で出場を断念するケースも見受けられま

す。そこで、町の考えを伺います。

一つ目、現在、町として、小・中・高生の各種大会出場に対して、どのような補助制度があり、実績はどの程度あるのか伺います。

二つ目、補助金申請に当たり、提出、提出書類やスケジュールが煩雑であるとの声もあります。現状の運用方法と課題について伺います。

三つ目、経済的な理由により大会出場を断念する子供を減らすために、補助制度の拡充や手続きの簡素化を検討する考えはないのか、伺います。

最後に、シーカヤックマラソン大会について。加計呂麻シーカヤックマラソンは、町の自然を生かした重要なスポーツイベントであり、観光振興や地域活性化に大きく寄与しています。今後の発展には、スポンサー拡大、PR強化、企業連携が不可欠であると思います。今後の展望について伺います。

一つ目、本大会を町の観光振興や地域活性化にどのように位置付け、将来的にどのような発展を描いているのか、お考えを伺います。

二つ目、大会参加者や応援に訪れる方々がより一層楽しめるよう、地域の特産品販売、伝統芸能披露、交流イベントなどを同時開催することも有効であると考えます。今後、こうした関連イベントの充実をどのように検討していくのか、伺います。

三つ目、大会運営費用の安定的な確保のために、スポンサー企業の拡大が不可欠であると思います。町としてスポンサー拡充を図る取組を検討しているのか、伺います。

以上、1回目の質問を終わります。

○町長（鎌田愛人） おはようございます。栄 克人議員の一般質問にお答えします。

1点目の給食費未納問題については、教育長が答弁いたします。

2点目の防災、火災対応について。各集落に配置されている防火水槽の整備状況についてお答えします。町内には69基の防火水槽が整備されております。地区別の整備箇所の内訳としましては、集落によっては未設置の場所もありますが、古仁屋地区に25基、東方地区に5基、西方地区に10基、山郷地区に12基、加計呂麻地区に14基、与路地区、請阿室地区、池地地区にそれぞれ各1基が整備されており、可搬式消防ポンプの整備状況については、消防団員が在籍する集落に、消防車両に積載された分も含め24台配備しております。

次に、住民への周知や操作訓練の現状については、可搬式消防ポンプの取り扱いについては、操作方法の習熟が必須であることと安全管理の面を考慮して、原則、各地区の消防団員が操作訓練等を実施した上で運用している状況です。町としましては、年次的に経年劣化する消防施設の更新整備を行っており、今後も、消防分署、消防団と連携をとりながら、さらなる消防力の強化に努めていきたいと考えております。

次に、火災発生時に住民一人一人が役割を果たすための定期的な訓練実施状況と、その課題や改善策についてお答えします。これまで、町総合防災訓練や各地区の自主防災組織による初期消火訓

練などを実施しており、集落によっては、消防団員が中心となり、定期的に消火訓練等を実施しているところもあるのが現状です。火災発生時に限らず、災害時には、自助、共助の取組が最も重要と考えております。そのためには、議員の御指摘のとおり、定期的な訓練が不可欠と考えております。町としましては、今後、あらゆる機会を通して、自主防災組織の機能充実と組織強化に向け、ソフト、ハード面の両面から取り組んでいきたいと考えております。

次に、瀬戸内消防分署の人員体制、装備、勤務環境について、町としてどのように支援強化を図っていくのかについてお答えします。人員体制につきましては、平成元年に大島地区消防組合が発足した当時、15名から段階的に職員数を、職員数は増員しており、昭和30年度から現在の27名となっております。消防業務に係る装備品等については、あらゆる災害等に対し迅速的確に対応できるよう、年次的に最新の装備を更新、整備しております。今後も、消防分署、消防団の体制強化と充実した備品整備に努めていきたいと考えております。

3点目の小・中・高校生の大会出場に対する補助金については、教育長が答弁いたします。

4点目のシーカヤックマラソン大会についての、本大会を町の観光振興や地域活性化にどのように位置付け、将来的にどのような発展を描いているのかについてお答えします。本大会は、令和7年度で33回目を迎え、本町の自然特性を生かした全国最大級の大会としての評価を受けており、毎年、全国各地から多くの参加者があり、嬉しく、誇りに思っている大会です。今後も、海や世界をつなぐ、人をつなぐのキャッチフレーズの下、大会を通してシーカヤックと瀬戸内町の魅力を発信し、成長し続ける大会としていきたいと考えております。

次に、参加者等がより一層楽しめるよう、特産品販売、伝統芸能披露、交流イベントなどを掲載するという御提案についてお答えします。現在では、前夜祭、後夜祭、出店を併催しておりますが、今後においても、その内容を充実させるとともに、実施体制や協力体制を整えながら、特産品販売や伝統芸能の披露についても調査、研究をしていきたいと考えております。

次に、大会運営費の安定的な確保のためのスポンサー企業の拡充を図る取組についてお答えします。現在では、各郷友会や前年度に協賛いただいた企業、団体へ直接出向いたり、文書でのお願いをしています。来年度の大会に向けての新しい取組としましては、瀬戸内創生プロモーター、新極真会の緑代表への相談、協力をいただきながら、協賛企業の充実を図っていきたいと考えております。また、協賛企業向けのプロモーションビデオ作成にも取り組んでいきたいと考えております。私から以上です。

○教育長（盛島正行） おはようございます。栄 克人議員の一般質問にお答えします。

給食費未納問題についての1点目、給食費の未納者数及び未払金額の現状についてお答えします。令和7年5月末現在で、過年度分を含めたこれまでの累計未納者数が48名、未払金額は392万7,726円となっております。

次に、未払いの方の徴収方法についての具体的な取組についてお答えします。納付を促す通知文書や督促状を送付したり、電話による納付依頼を行っています。

次に、給食費の徴収はどのような方法で行っているのかについてお答えします。給食費の徴収は、原則、口座振替による自動引き落としをお願いしておりますが、希望されない方については、納付書によりコンビニや金融機関、町の会計課等で納付していただいています。

次に、今後、長期にわたって未払いが続く方について、法的措置を含めた対応を検討されているかについてお答えします。長期にわたって未払いが続く方に対する法的措置を含めた検討についてですが、今後は、訪問による督促や納付相談のほか、児童手当法第21条の規定に基づく児童手当からの充当による徴収にも取り組んでまいります。また、支払い能力があるにもかかわらず、支払いの意思が見られず、長期に未納が続く悪質な滞納者に対しましては、簡易裁判所を通じての支払い督促手続きなど、法的措置も辞さない覚悟で対応してまいります。

続きまして、小・中・高校生の大会出場に対する補助制度、補助についてお答えします。まず、補助制度の内容と実績についてですが、瀬戸内町各種大会等に対する補助金、補助基準要綱において、補助金に係る予算の執行及び補助金を、補助金の交付の適正を図るとともに、スポーツ及び文化活動の振興を図ることを目的として定められており、主に大島地区及び鹿児島県を代表して県内外の大会等に出場する団体、個人を対象としています。諸条件が細かく定められていますので一概には申し上げあげられませんが、主な例で、県大会に出場するために係る経費の3分の1、九州大会以上の大会に出場するために係る経費の2分の1を補助しています。令和6年度の実績として、小学生、28件、174万7,356円。中学生、12件、71万773円。高校生、1件、2万2,945円で、合計41件、248万1,074円となっています。

次に、現状の運用方法と課題についてお答えします。旅費に対する補助制度であり、瀬戸内町補助金等交付規則に則った事務手続になりますので、定められた申請書類の提出や事務決裁、領収書による支出の確認など、一定の時間を要することが課題となっていますが、役場のほかの助成制度と同様の対応ですので、御理解いただきたいと思います。

次に、補助制度の拡充や手続の簡素化を検討する考えはないかについてお答えします。青少年の健全育成や人材育成はもちろん重要な施策ではありますが、補助金交付にあたっては厳格なルールが求められ、他事業との公平性を保つ観点から、現時点で制度の拡充や手続きの考え、簡素化は考えていないところです。以上です。

○1番（栄 克人議員） ありがとうございます。

それでは、2回目の質問に移らさせていただきます。給食費未納問題について。これまで児童手当から徴収を行ってきたと答弁いただきました。児童手当がない方に対しては徴収はどのようにされていたのでしょうか、伺います。

○教育委員会総務課長（徳田義孝） 児童手当からの充当ということはですね、今後、やっていこうということで、これまでは実施しておりません。それから、督促という形で電話相談、電話とかの部署による催告は行っておりますけれども、児童手当がない方、ない方はそれだけ余裕があるということだと思いますので、今後も、督促、相談、それでも応じられない方、能力がある方に対しま

しては、この答弁にございましたように、弁護士からの納付通知書を送付したりですね、簡易裁判所からの支払い督促、そういった法的な措置も含めて検討していきたいと考えております。

○1番（栄 克人議員） その悪質な滞納者に対して、現在でもおられるのでしょうか、伺います。

○教育委員会総務課長（徳田義孝） 悪質という言葉があれですけども、その全体の中身で言いますと48名でございましたけれども、大部分は現年度分、あるいは1年前、2年前ですね、そこら辺の数か月分という方が大部分であります、10数名の方におきましては、多くの滞納額という方もいらっしゃると思いますので、その中でも所得があるというような方も見受けられるので、そういう方々に対しては、先ほどの手段も辞さないという覚悟で臨んでいきたいと思っております。

○1番（栄 克人議員） その法的措置ですね。こういった悪質な滞納者に対して、なぜ、こう踏み切ってされないのか、伺います。

○教育委員会総務課長（徳田義孝） これまでですね、給食センターの方に事務の者がおりますけれども、通常の運営等に専念したり、それから、そこに回す、回るだけの体制というものもなかったというもござい、あると思っておりますが、今後、先ほど議員からありましたように、無償化ということでありますので、通常の徴収義務はそれだけ負担が軽減されるということでもありますので、そのエネルギーをですね、累積滞納の方からの徴収というところに向けていきたいと思っております。

○1番（栄 克人議員） 給食費の無償化は終着点ではなく、子供たちの健やかな成長を支えるための新たなスタートであると考えます。過去の未納分をしっかりと整理し、公平性を確保するとともに、この制度をですね、よりよいものへと発展させていただきたいと思っております。

次に移ります。防災、火災対応について。各集落、防災訓練を実施していると話し、答弁がありました。どれぐらいの、全体のどれぐらいの割合で実施されているのか、伺います。

○総務企画課長（長 順一） ただいまの御質問にお答えいたします。町全体としての総合的な防災訓練は、年に1回開催しております。あと、集落ごとの防災訓練に関しては、数的な、現在、把握しておりませんが、各集落から依頼があれば、出前講座等により町の職員が出向いて、各集落に防災、また、防災の講話を行ったり、また、消防署においても、各集落の整備の備品についての訓練の形を、訓練の勉強会をしたり、実施しております。以上です。

○1番（栄 克人議員） 分かりました。話を聞くと、防災訓練を行う際にですね、こう町の方にサポート依頼等する仕組みがあるようですが、消防職員の方に尋ねると、あまりそういった、年間通してですね、そんなにたくさんの要望はないと伺っております。やはり、やはり各地区、地域ですね、防災訓練をしっかり実施して、町のサポート受けてほしいと思っております。

自主防災組織をほとんどの集落が立ち上げていると聞きました。町としての自主防災組織へのサポートをどのように行っているのか、伺います。

○総務企画課長（長 順一） 先ほど申した中でありました出前講座を特に活用させていただいて、各集落から要望により職員が出向いて防災の認識を深めるための講話等を行い、また、災害時の対

応についても、どういうものが、災害時のなんですかね、持って逃げるための道具とか、そういうのを実践の中で、こういうのが必要だというふうな中でも、レクチャーしながら、地域住民のために日頃から取り組んでおりますが、これは集落からの要望において対応しておりますので、今現在、ここ数年、数が増えてきております。各集落の要望に関しては、増えてきておりますので、これからもそういう要望があれば積極的に町としても対応してまいりたいと考えております。

○1番（栄 克人議員） 分かりました。先日の火災でもありました。やはりこの初期、僕もたまたま現場に居合わせたんですが、初期消火ですね。近隣の、あの時は近隣の消防団、また、地区の区長を中心にですね、初期消火を、消防隊員が来られるまでの間、一生懸命こう初期消火を行ってました。その効果があって、被害、被害、大きな被害を受けたんですが、被害があったんですが、初期消火のおかげですね、山林に火が移らず、大きな火災につながらない、かったそうです。ですので、各地区ですね、やはり防災の訓練を日頃より開催し、自助、共助ですね、共助の部分でしっかりと、自分たちの財産、自分たちの命は自分たちで守る、この意識をですね、町としても、是非、各集落の方々にサポートしていきたいと思います。やはりこの重要なのは、各地区における、先ほど話しました、自主防災組織のさらなる充実であると思います。町には、地域の取組をしっかりと支援していただきたく、いただき、そして、危険を顧みず町民のために尽力してくださる消防職員の皆様に改めて感謝を申し上げます。防災は、町民一人一人の意識と行動に支えられるものです。町全体の防災力を一層高めていただけるよう、今後ともよろしくお願いいたします。

○町長（鎌田愛人） この防災に関係してですけれども、火災に限らずですね、やはり防災体制を取るためには、やはり防災関係団体の連携が必要だというふうに考えております。そういう観点から、我々、町、瀬戸内町、自衛隊の陸上、海上、そして、保安署、警察署、消防署、この防災関係団体が、2年前ほどから交流会のレクレーションを開催して、親睦を深めながら、お互いの顔が見える、そういう関係をつくっております。また、懇親会も含めた中でですね、そういう連携を図った中で、今後の防災体制の関係を構築していきたいと思っておりますし、また、防災専門監も我々、町として配置しております。この流れがですね、今、大島、奄美群島の各地にその流れができつつあります。与論町や、また、ほかの町村においても、防災専門監を配置しようという流れができております。町の広報誌にもですね、毎月、出前講座の案内をしておりますので、是非、この防災専門監による出前講座や、消防署員、消防団員などを含めた中でですね、そういう防火訓練、また、防災に対する知識を高める、意識を高める、そのことが大事だというふうに思っておりますので、是非、町民の皆様方にはですね、そういうあれ、我々、組織を持っておりますので、それを活用していただきたい。それと併せて、役場庁舎内にですね、そういう防災センター的なものも設置すべく、今、準備しておりますので、今後も町民の生命、財産を守るためにあらゆる方策を取りながらですね、取り組んでいきたいというふうに考えております。

○1番（栄 克人議員） 町長の答弁にもありました。やっぱりこの関係各位の、その関係者の連携は非常に大事だと思います。それもまた各集落ですね、人口の少ない、高齢者が多い集落。そうい

う集落でも、やっぱりこう周りの集落と連携取るのも、連携を取りながらですね、この防災に対する意識を高めていくのが必要だなと感じました。

次の質問に移ります。小・中・高生の大会出場に対する補助金について。補助金申請の領収書についてですが、申請に、申請の簡素化についてですね。大会会場までの電車、バスの領収書は必要なのか伺います。

○社会教育課長（昇 憲二） バス、公共料金、バスなどで、その領収書が発行されないものであって、社会教育の方ですね、確認できるものについては、領収書は徴収してなかったと思います。

○1番（栄 克人議員） 分かりました。保護者の方からですね、大会会場への移動の際に、電車等の乗り継ぎで、移動時間の短縮のためにS u i k a等を利用して領収書の確保が困難ですという話を伺いました。領収書が必要でないということであれば、証明ができればですね、非常によいことだと、簡素化につながると思います。

○社会教育課長（昇 憲二） すいません。再度ですね、その細かい、領収書が必要かどうかというのを、また、担当の方に確認させていただきたいと思います。すいません、僕のちょっと勘違いかもしれませんので、再度、確認させてください。

○1番（栄 克人議員） この補助金、補助金制度ですね、子供たちが経済的な理由で夢や挑戦を諦めることのないよう、この補助制度のさらなる充実と申請手続の簡素化に取り組んでいただきたく、強く要望いたしました。未来を担う子供たちが安心して大会に挑戦し、夢に向かって羽ばたける環境づくりを進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、シーカヤックマラソン大会について伺います。今大会を通じて町民が経済効果を感じているかどうか、その点について、町としてどのように把握しているのか、伺います。

○水産観光課長（保島弘満） このシーカヤック大会における経済効果についてなんですけれども、経済効果としては2,573万円程度というふうに考えております。この算出方法につきましては、町内宿泊施設への宿泊者数と宿泊人数ですね、それと消費額、1日当たりの、1人当たり消費単価というのが出ているんですけども、それをかけて出しているというのと、プラス、町の委託費9万円、900万は、ほとんど町の団体であったり町の企業、店舗に支出されておりますので、それを足して2,573万円程度というふうに考えております。

○1番（栄 克人議員） 分かりました。この大会を通じて経済効果、感じているかどうか。町民の方にアンケート等、取ったことはあるのでしょうか、伺います。

○水産観光課長（保島弘満） 町民の方に経済効果を感じているかということに関しては、取っておりません。

○1番（栄 克人議員） そうですね、商店街等ですね、是非、こうアンケートを取っていただいて、実際経済効果があったかどうか、また、いろんないいアイデアが出るかもしれませんので、是非ですね、アンケート。商工会に、町民全部じゃないです、商工会、加盟されている方に対してはですね、商工会のそのLINEのグループがありますので、そこでアンケート、アンケート調査

も採ることが可能ですので、是非、商工会と連携してですね、アンケートの調査、取ってみてはどうかと提案します。

次に、大会参加者や応援に訪れる方々がより一層楽しめるよう、特産品販売や郷土芸能披露など、同時開催ですね。今回、前回からですかね、自衛隊、陸上自衛隊の方の風呂のこういった提供も、いろいろなイベントされて、伝統芸能に関しては、参加者の昼食時にですね、あの永井議員のお弟子さんたちが、前ですね、師匠に負けず劣らず面白いトークを交えながら、参加者をですね、お笑いを誘っておりました。こういった同時開催のイベントすることによってですね、参加者も町民も、いろんな方がこう楽しめるイベントになると思います。この同時開催についてどう思われているのか、伺います。

○水産観光課長（保島弘満） シーカヤック大会のときに、いろんな各種イベントの開催ということ、御提案ですけども、先ほど議員からもありましたけれども、少しずれるかもしれませんが、歓迎とかおもてなしっていう意味ではですね、各集落の応援は、これすごく好評で、チジンを叩いて応援しております。また、競技説明会のときには、きゅら島交流館に全員集まるんですけども、その始まる間ガジュマルバンドが演奏して和ませたり、また、競技説明会が終わった後は、うちの職員がですね、三味線を弾いて島唄を披露して、そういったこともしております。競技説明会を終わって出ていくときにですね、こんな場所で、この場所で島唄を聞けるとは思わなかったなと、すごく感動したというのは聞いております。それと、先ほど議員もありましたけれども、昼食時間は永井三味線教室の弟子なんですかね、三味線教室の方々が島唄を披露して歓迎、おもてなしをしているところです。少し前置きが長くなりましたけど、その同時併催、いろんなイベントの併催についてなんですけれども、まずですね、舞台発表については、後夜祭のときに各種団体、申し込みがあるんですけども、そこから残念ながら漏れた団体については、前夜祭、連合青年団がすごく頑張っていますけれども、そういった前夜祭の方で舞台発表等々をしております。また、特産品販売については、これはまだ私の構想段階なんですけれども、大会の前日、土曜日にきゅら島交流館、先ほども言いましたけれども、きゅら島交流館だったり、その入水場には選手が集まってきます。ですので、そこで各種団体、その個人でもいいですけども、団体がテントを張って、そこで特産品販売するのもいいというふうには感じました。また、実際ですね、土曜日に、協賛企業なんですけれども、その入水所で物販を販売しております。すごくこれも好評で、好評ですので、そういった大会前日にきゅら島交流館・入水所には選手がたくさん来ますので、そのときにそこで販売するのもいいというふうには感じたところです。また、これについては、しっかりとした制度設計をできておりませんので、今後、調査、研究していきたいと思えます。

○1番（栄 克人議員） 是非ですね、特産品販売等ですね、御検討よろしく申し上げます。

同時開催のイベントなんですけど、例えばですね、関係団体や事業者と連携して、子供向けの体験や地域食材を生かしたイベントなどですね、町民も観光客も一緒に楽しめる場を広げていくことが必要かなと思って、この質問をいたしました。さらにですね、出発して、そのゴールするまでの

間ですね、そこはなかなかイベント等ないので、その間にですね、これも例えば案なんですけれども、気軽に立ち寄れ、立ち寄れるビアガーデンのような場を設けて、参加者、また、その応援にいられている方たちとですね、交流の輪を、輪も広がる、また、大会全体がより盛り上がるのではないかと思います。町として同時開催のイベント、是非ですね、進めていただきたいと思います。

最後にですね。

○水産観光課長（保島弘満） すいません、議員の提案に対してはすごく新たな発想でいいとは思いますが、実際、今、現段階で、町の職員であったり、これは実行委員、組織なんですけれども、実行委員、現在の実行委員会組織の中でそういった取組をするというのは、かなり人数的に、体制的にかなり厳しいと思います。ですので、その自主的な取組とか、そういったのを協議していければというふうに、あくまでも実行委員会、その役場主体ではなくてですね、そういった、することに、ことを提案して、実行委員会と協議をしながら進めていければと思っているところです。

○1番（栄 克人議員） 分かりました。やっぱりスタッフの人数的にも厳しいのは重々承知しています。それで、各、いろんな団体に持ちかけてですね、持ちかければ実施できるのではないかと、いう希望もありますので、是非、御検討されてください。

最後に、大会運営費用の安定的な確保のためにスポンサー企業の拡大が不可欠の質問について。現在も県内外の企業から協賛をいただき、前大会よりも協賛金も金額も増えているとのことですが、さらに協賛を増やしていくために、先ほど町長の答弁にもありました、瀬戸内創生プロモーターの緑健二代表に相談し、協力をいただきながら協賛企業の拡充を図っていくとありました。地方からの委託料が900万あるということで、この委託料の負担の軽減にもつながり、より協賛金が増えることですね、より大きな大会になっていくと思います。緑健二代表も、空手の世界大会、全日本大会、大きい大会を運営し、協賛、集めるノウハウは非常に優れております。大いに緑代表のその大きな力をですね、活用して、是非、大きい目標金額を設定して、これまで以上に魅力的で記憶に残る、記憶に残るイベントにしていきたいと思います。

○町長（鎌田愛人） このシーカヤック大会に伴う協賛についてですね、今年度からですね、郷友会、瀬戸内町出身者の皆様方に協賛の依頼を始めました。大変、出身者の皆様方も喜んでいただいて、今回、昨年より、その出身者も含め、協賛企業が44社から84社、金額も昨年より倍増しております。このことに関しましては、これまで協賛していただいた大手企業の皆様方にも感謝するとともにですね、出身者の皆様方に感謝申し上げたいというふうに思っています。その上でですね、また、先ほど議員からもあったように、緑代表からも一つ、私、意見交換の中でそういう協力をしていきたいという提案もございましたので、今後、そのことも含めてどのように、協力体制、また、企業、緑代表の関連の企業も含めてですね、どのような協力体制ができていくかということについては、課内でですね、協議した中で、また協賛会の中でそれを協議して、是非、緑代表の幅広い人脈などを生かしながらですね、シーカヤック大会の協賛金の増額に努めていきながら、さらなるシ

一カヤック大会の充実に努めていきたいというふうに考えております。

- 1番（栄 克人議員） 分かりました。この協賛金ですね、拡充によって、各、いろいろ、全国各地の会社が、この瀬戸内町に、の魅力にですね、気付いてもらって、この瀬戸内町のつながりですね、できればこれからの町の発展にも必ず優位に進んでいくと思いますので、是非、拡充、あとですね、この協賛金の、今年度、倍増したということで、実行委員長の柳谷実行委員長の頑張りも見てきました。この場を借りてお礼申し上げます。お疲れ様でした。ありがとうございました。
- それでは、私の質問はこれで終わります。

- 社会教育課長（昇 憲二） 先ほどの遠征地でのバス、電車についてですが、すいません、やはり実費支給という規則になっていますので、極力領収書を出していただいて申請していただくことにはなっておりますが、但し、飛行機や船、宿泊費などのように事前に支払うものと違ってですね、やはり現地で、その場で支払いをする場合に、領収書発行の時間がなかなか取れなかったり、議員おっしゃるようにS u i k aでの支払いなど、どうしても領収書が出せない場合にはですね、実績報告のときに紙で、ここからここで幾ら使ったっていうふうに提出していただいて、それで、こちらの方で審査させていただきたいと思います。以上です。

- 議長（向野 忍議員） これで栄 克人議員の一般質問を終わります。

休憩します。再開は10時35分とします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時35分

- 議長（向野 忍議員） 再開します。

通告6番、元井直志議員に発言を許可します。

- 9番（元井直志議員） 町民の皆様、残暑お見舞い申し上げます。朝夕は幾分か涼しくなりましたが、日中はまだまだ暑さが続いています。暑さ対策を十分にいただき、熱中症にならないよう、気を付けてください。

それでは、通告に従い、1回目の質問を行います。

まず、農業用水の経年劣化対策について、町長に伺います。

行政は、この件をどう考えているか。

次に、地球温暖化による雨の減少対策について、町長に伺います。

およそ1か月ぐらい雨の降らない時期もあったが、水は本当に大丈夫か。

今後、水の需要は増えると思われるが、対策はあるのか。

改めて総合ダムが必要であると思うが、どうか。

次に、保護司に対する町の対応について、町長に伺います。

奄美全体の保護司に対する支援はどうか。各市町村別に伺います。

瀬戸内町の対応は十分かどうか、伺います。

最後に、各集落の集会所負担金について、町長に伺います。

負担金をゼロにする方法はあるのか。

条例を改正する考えはあるのか。

検討する余地はあるのか、伺います。

以上、第1回目の質問を終わります。

○町長（鎌田愛人） 元井直志議員の一般質問にお答えします。

1点目の農業用水の経年劣化対策についての、行政はこの件をどう考えているのかについてお答えします。現在、町全体の各集落における農業用水は、配管敷設から数10年が経過し、漏水等の修繕要望が多々あり、維持管理には苦慮しているところですが、令和4年度から令和6年度にかけ、農業水路等長寿命化防災減災事業により、農業水、農業水利施設等を図示化しており、漏水等が発生した場合には、現地調査を行い、緊急性に応じ、迅速な対応に努めています。また、経年劣化による大規模修繕が必要な場合は、県と協議を行い、補助事業を活用した改修工事を進めているところ

です。

2点目の地球温暖化による雨の減少対策について。およそ1か月ぐらい雨の降らない時期があったが、水は本当に大丈夫かの御質問にお答えします。取水施設につきましては、経営認可を取得する際に、渇水期の取水可能量調査を行い、渇水期でも安定した水量を確保できるか検討し、構築されており、また、各施設とも、全体的に供給量が減っており、必要取水量も減少している状況であるため、現在、特段問題はございませんが、気象状況や原水水量につきましては、今後も監視を強化してまいります。

次に、今後、水の需要は増えると思われるが、対策はあるのかの御質問にお答えします。先ほど答弁しましたとおり、人口減少により供給量も減少しているため、今後は施設の統廃合及びダウンサイジングを中心に改修を行い、維持管理の効率化を図りたいと考えております。

次に、改めて総合ダムが必要であると思うが、どうかの御質問にお答えいたします。令和17年度に大島地区南部議会連絡会より県議会議長あて、「多目的ダム建設促進について」の陳情を行いました。結果、不採択となっております。その理由につきましては、多目的ダムは洪水調節の目的もあり、保全対象となる宅地や耕地が少ないこと。水道については、水需要に対応できており、緊急な水源確保は必要ないとの回答でした。現況は当時と変化がないため、ダムの建設は非常に厳しいと考えております。

3点目の保護司に対する町の対応について。奄美全体の保護司に対する支援についてお答えします。保護司とは、犯罪や非行をした人たちが再び罪を犯すことがないように、その立ち直りを寄り添って支援する、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員ですが、給料や報酬は支給されておられません。但し、業務量に応じた費用弁償は国から実費として支給されております。保護司はボランティアの側面が強く、社会奉仕の精神に基づいて活動いただいております。無報酬、実費支給については、全市町村共通であります。

次に、本町の対応は十分かについてお答えします。本町では、毎年、瀬戸内町保護司会へ活動補助費として4万円を支出しております。これらの財源を基に、再犯防止のチラシやのぼり旗等を作成し、啓発活動を実施しており、町としての支援を行っております。

私からは以上です。

○教育長（盛島正行） 元井直志議員の一般質問にお答えします。各集落の集会所負担金についてお答えします。

まず、負担金をゼロにする方法はあるかにつきましては、これまで負担している集落の意見もありますので、現時点では難しいと考えています。

次に、条例を改正する考えがあるかにつきましては、物価高騰などによる建設費の増額による負担金、集落の負担額は増加傾向にあり、見直しの時期にきていると考えています。

最後に、検討する余地はあるかにつきましては、今現在、負担率や負担額について、これまで負担している集落のことも考慮しながら、町長部局も交えて協議中ですが、全集落に設置すべきかも含めて、今後の集会施設のあり方についても考える時期にきていると考えています。以上です。

○9番（元井直志議員） それでは、第2回目の質問に移ります。

まず、第4番目のですね、各集落の集会所の負担金についてなんですが、負担できない集落もですね、出てきています。それで、次に回したりとかいうのもありますけれども、この辺はですね、非常にやっぱりこう高齢化もあり、少子化もあり、今後の公民館、集会所のあり方がですね、非常に問われるところでありまして。この条例があると思うんですけども、11%、負担金という条例ですね。これは、条例はいつ制定されていたのか、分かりますか。

○社会教育課長（昇 憲二） 平成24年9月7日になっています。

○9番（元井直志議員） 平成24年というと、13年ぐらい前ですね。もうやはりその当時の条例がですね、未だに生きているということは、ちょっとやっぱり年々こう変えていかなきゃいけない時期だろうと思うんですけども。この条例ですね、奄美群島の他市町村にもこういう条例はあるんです。

○社会教育課長（昇 憲二） 奄美群島の全体はまだ調査中ではあるんですが、条例を制定されている市町村もありますし、されずに、その都度、検討されている市町村もあるようです。

○9番（元井直志議員） 聞くところによりますと、他の市町村では、もうそういう負担金とかいうのはないということも聞いています。でありますので、負担金をですね、今後はゼロにしていく方向でないと、なかなか後年、替える時期にですね、きている公民館等はですね、なかなか造り変えることはできないかと思います。それですね、やっぱりこの辺は早急にやっぱり検討する必要はあるかと思います。なかなか難しいところだとは思うんですけども、町もですね、一応、見直しを来ていると考えていますときて、書いてありますので、時期をですね、きているんですが、早急にやっぱりこう、この負担金の問題については、議題に乗せる必要があるかと思います。是非ですね、前向きに検討していただきたいと思います。なぜこういう問題が出てきたかという、やは

りですね、今度、今回、阿木名集落の公民館がやっぱり更改の時期にきていて、負担金がですね、2,200万だということを聞いております。このような金額をですね、以前の感覚だったら、本土に出ている集落の出身者とかですね、そういう方をお願いして寄附を仰ぐこともできたでしょうけれども、今、そういう時期じゃないですね。もう1世、2世の方々もいなくなって、今、もう3世、4世の時代ですので、郷友会もあるのかないのかよく分からない状態になると、やはり地元で何とか頑張るしかない、そういう状況ですので、是非ですね、この負担金の問題については、他市町村で負担金ゼロのところも結構あるということだったんで、是非、前向きに検討していただきたいと考えております。

次に、保護司に対する。

○議長（向野 忍議員） 元井議員。社会教育課長から。

○社会教育課長（昇 憲二） 今まで、直近のですね、建てられている集落の方の御意見を聞いて回ったところ、やはり物価高騰で建設費が高騰していて、今の同じ率のやり方では、やはり集落の負担になるという御意見は多かったですが、やはりそれぞれの集落、これまでも負担されているということで、現時点でいきなりゼロというのは、なかなか御理解をいただかないと難しいかなというのが認識です。ただ、それも含めてですね、今後、その集落の人口が減っていく。その中で、この集会所というのをどのような形で維持する、設置するというのは、町長部局も含めて、検討、協議させていただきたいと思います。

○9番（元井直志議員） 集会所はですね、やはり集落になくってはならないものだと考えております。是非。古仁屋市街地はですね、大きなところがあるんで必要ないかもしれませんが、各集落にやっぱりそういう集まる場所があって然るべきだと考えておりますので、是非、よろしくお願ひします。

次に、保護司に対する町の対応についてですけれども、保護司はですね、瀬戸内町は何人いるんですか。

○保健福祉課長（信島浩司） 元井議員の御質問にお答えいたします。ただいま、瀬戸内町では保護司は11名となっております。

○9番（元井直志議員） 11名の保護司に対してですね、町の補助金が4万円。これ、ちょっと少ないんじゃないかと思えます。別の市町村に、別の町に聞いた感じ、20万というところがありました。瀬戸内町よりも人口少ないところですよ。これをですね、やっぱり他市町村並みにしていかなければいけないなと思えます。11人で4万円というのは非常に少ないかと思えますけれども、町長、この辺どう考えますか。

○町長（鎌田愛人） その他の自治体のその20万円の実態を調査した上でですね、考えていきたいというふうに思えます。

○9番（元井直志議員） これはですね、先に北大島の保護司会というのがきゅら島でありまして、このとき、議長代理としてですね、出席させていただいたときの感想なんです。やっぱりちょっと

ほかのところと比べたら、瀬戸内町、少ないなという感じがしましたので、一応、尋ねてみました。

保護司の事務局というのはどこにあるんですかね。人権擁護委員の場合は奄美市の法務局にあるんですけども、瀬戸内町の事務局というのはどこが管轄。

○保健福祉課長（信島浩司） お答えいたします。保護司の、瀬戸内町の11名、いらっしゃいますが、その中で町の会長と事務を携わっている方がいらっしゃいますが、町全体のその窓口となるような、その文書の受け渡しに関しては、町の方でも、保健福祉課の方で、担当部署がありますので、そちらでも対応して、その町の保護司会と連携取りながら応援しているというところでございます。

○9番（元井直志議員） やっぱり物価高騰の折りですね、のぼり旗を作るにしても、活動するにしてもですね、4万では非常にこう肩身が狭いんじゃないかと思imasので、質問しました。

○町長（鎌田愛人） 元井議員も保護司でした。永井、永井さん。永井さんは。元井議員は人権擁護委員でしたかね。保護司の皆様方にはですね、永井さんも含め、ボランティア精神でこの活動していただいていることに感謝申し上げたいというふうに思います。瀬戸内町の実態、他の自治体のその実態も含めてですね、調査した上で、その必要な補助金についてはですね、今後、検討しながら、その保護司の皆様方が辛い、いろんなきつい場面もある中でですね、頑張っていることに対して、なんとなく、なんとか報われるようにですね、我々行政としてもバックアップしながら、考えていきたいなというふうに思っておりますので、補助金、補助費につきましてはですね、今後、また、検討させていただきたいというふうに思います。

○9番（元井直志議員） 保護司さんはですね、非常に大切な職務ですので、是非、前向きに検討してください。

次にですね、地球温暖化による雨の減少対策ですけども、最近はですね、夜、夜中に雨が降ったりして、結構雨、降っているように思いますけれども、渇水期というのはやっぱりあるんですね。そのようなときにですね、阿木名が大体、瀬戸内町の水の大部分、古仁屋地区の水の大部分を賄っているんですね。そのために、阿木名の川というのは、ほぼ、水流れいていません。雨が降るときしか、それも結構、50mmぐらい降ったときしか、川は流れ、活用されていません。やっぱりですね、川に水がないというのは、やっぱり異常な事態です。これはですね、やっぱりダム的重要性はあると思います。今、使っているダムはですね、もういつできたのか忘れるぐらい、昭和の初めぐらい、戦後すぐできたダムだと思う。あのとき、火力、水力発電所があったんです。そのときのダムをまだ使っているんですね。もう多分、あれも経年劣化して、いつ駄目になるか分からない状況だと思います。この辺のダムの管理というのはどうなっていますかね。

○水道課長（栄 順二） 元井議員の御質問にお答えいたします。今年の降水量につきましては、議員おっしゃるように、例年よりも少ないということで非常に心配されておられると思っております。阿木名川の水源につきましては、今現在、古仁屋地区、または、阿木名地区、清水地区、こち

らの方に給水区域としております水源でございます。今現在ですね、水源の方の水の水量といたしましては、逼迫した状況ではございませんが、今後、こういった自然現象というのはちょっと予測がつかみませんので、そういった意味では、水量、この辺につきまして監視をしていきたいというふうには考えております。今現在の取水ダムですが、議員がおっしゃるように非常に古い施設でございます。こちらの方もですね、2年ほど前に改良の計画をしておりました。当時、ちょうど改良を進めているときに集中豪雨がございまして、そのときにですね、管理している道路の方が一部崩壊しました。今現在、その崩壊した道路の修理を行う。それが済み次第、また、水源の改修も行うというふうな計画をしております。

○9番(元井直志議員) これからですね、海上自衛隊の補給基地としての役割もですね、担ってくる瀬戸内町でありますので、多分、水の供給もあるかと思えます。その辺をですね、考慮しながらですね、やはり水源はきちんとしなければいけないと思えます。もう余った水をですね、どんどん古仁屋に流して、古仁屋で垂れ流しするより、やっぱり阿木名の川になんとか流してほしいと思っています。阿木名の川はですね、以前は鰻もいっぱいいましたし、カニもいっぱいいました。エビもいっぱいいました。今、ほとんど見えない状態です。水がないからですね。やはり阿木名の川にもですね、水が流れるようなダムをですね、是非、造ってほしいと思うんですけれども、県が駄目だったらですね、町で何とかする。それぐらいの気持ちでないといけないかと考えています。管理もですね、水道課長が言ったように何とかやっていると思えますけれども、今後、問題なくですね、水があればこそその生活ですので、水は非常に大切なものです。水がないと生きていけません、ということですね。是非、水が一番大事なもののなので、その辺も考慮しながらですね、陳情も1回で終わるんじゃないじゃなくて、またやる。それぐらいの気持ちでないと、1回で終わったら、もういいんじゃないかと思われまますので、是非、継続してですね、ダムの陳情も行っていただきたいと考えております。以上です。

次に農業用水の経年劣化ですね。これ、やっぱりもう何10年も経つと、パイプも破損しているし、特に鉄のパイプですね、あれを使ったところは非常に劣化して、吹き出したり。これも費用をですね、これ、何か集落で負担しなさいとかいう話もあったりしてですね、非常に困ったりしているところもあるんです。是非、これはですね、役場で何とかしていただきたいと思っています。行政、一応、考えていらっしゃるんですけれども、このようなときの対応ですね、是非、しっかりしていただきたいと思っています。計画的にやっぱり対応していかねばならないと思っています。今後、また、やっぱりこのような事案はですね、増えると思います。そのようなときですね、やっぱり一番、水道課が、これは水道課の対応ですか。農林課の対応ですか。

○農林課長兼農委局長(永井健一郎) 農業用水については、農林課が対応しております。

○9番(元井直志議員) 農林課の対応ですね。農林課にそういうときは相談すればいいということによろしいですか。

○農林課長兼農委局長(永井健一郎) 農林課の方に相談してもらえれば対応しますんで。ちなみ

に、令和5年度がですね、8集落からその修繕が、依頼がありました。令和6年度については、3集落ですね、それが依頼がありました。

○9番（元井直志議員） 以上で終わります。

○議長（向野 忍議員） これで、元井直志議員の一般質問を終わります。

休憩します。再開は、午後1時30分とします。

休憩 午前11時01分

再開 午後 1時30分

○議長（向野 忍議員） 再開します。

○町長（鎌田愛人） 先ほどの午前中の一般質問の答弁の中で、年号について間違いがありましたので、私の発言に間違いがありましたので、訂正いたします。栄 克人議員の2点目の防災、減災についての3番目の消防職員の人員体制について、平成30年度から現在の27名となっておりますと答弁すべきところを、昭和30年度からと発言いたしました。平成30年度に訂正いたします。

もう1点、元井直志議員の2点目の総合ダムの必要性についての質問に対し、平成17年度に大島地区南部議会連絡会が県議会議長宛てに陳情を行ったと答弁すべきところを、令和17年度と答弁いたしました。平成17年度に訂正いたします。この2箇所の年号について訂正し、お詫びを申し上げます。以上です。

○議長（向野 忍議員） それでは通告7番、伊東さおり議員に発言を許可します。

○3番（伊東さおり議員） 皆様、うがみんしょうらん。一般質問に入る前に少しお話をさせてください。去る9月14日、町長や中村議員御家族がお越し下さり、御両人の圧倒的な存在感が花を添えてくださった西阿室集落豊年祭が盛大に開催されました。私は帰郷3年目となります。3年前に西阿室集落名物テンテンの踊り子を初めてさせていただきました。平岡先生の太鼓とノブヒサ兄さんの三味線に合わせたミヨシ姉さんの歌が始まるとともに、胸がいっぱいになり涙が溢れ、私の全、私の体を依り代として先人たちも参加しているかのような不思議な感覚に襲われました。昨年は喪中で参加できず、今回、2度目の参加となりましたが、さらに大きな感動が全細胞を走り抜けました。y o u t u b eを御覧になれている全国の瀬戸内町郷友会の皆様、是非、島の行事に参加なさってください。島っちゅDNAが目覚め、魂が揺さぶられ、己のアイデンティティを実感なさり、改めて島っちゅであることに喜びを感じられると思います。お待ちしております。瀬戸内町ではお盆が終わったと同時に各集落、各校区で豊年祭や運動会がスタートします。十分に水分補給をなさり、熱中症対策をよろしく願いいたします。

それでは通告に従い、令和7年第3回の定例会の一般質問に入らせていただきます。

まず一つ目。加計呂麻地域から奄美市への病院通院について。

1、往復6,260円。往復割引310円引き5,950円のフェリーかけろまでであるが、前回の一般質問にて運輸局、県交通政策課と協議を進めていくとの御返答であったが、進捗状況を伺いたい。

2, 2021年に町の職員が西阿室にて相談ごとを聞かれている会で、コロナと診断されたときには航送料の無料化を検討していますとの返答があったそうだが、その後、いかがなったかを伺いたい。

3, フェリー航送料の今すぐの価格引上げは、県から国へと時間がかかりそうであるが、通院している方は今すぐにでも現状から救われたい一心である。その手立てとして、一刻も早い奄美市の病院までのカーシェアリング導入をしていただきたいが、町はどのようにお考えなのか伺いたい。

次に、本島側で行われる各イベントやクーポン券配布などの加計呂麻地域島民の経済的、時間的、肉体的負担について。

1, 奄美シーカヤックマラソン in 加計呂麻大会では平成7年度の予算で900万組まれているが、財源をお伺いしたい。

1万円が2万円になる、お得になる、1万円が2,000円お得になるプレミアム商品券であるが、加計呂麻地域が当たった場合、与路から古仁屋往復運賃1,960円、実久から古仁屋までだとバスの運賃片道700円、フェリー片道270円、総額1,940円と全くお得ではない現状である。この現状を知り、何かしら方法を考えているのかお伺いしたい。

加計呂麻地区の方が子ども医療県外受診の場合、帰路途中、そのまま役所に寄り、手続きできたらスムーズであるが、翌月受付となり大変である。加計呂麻地域民の時間的、経済的、肉体的無駄を省く施策をお考えなのかお伺いしたい。

3, マツクイムシ、モクマオウ、ギンネム対策について伺いたい。数年前から枯れだし、最近、それが目立ってきている加計呂麻島である。あなたのそばで県議会でも取り上げられたモクマオウや、以前、同僚議員が質問したギンネムも拡大の一途をたどっている。現状に島はどのようにお考えなのかお伺いしたい。

最後に、海の駅のレンタルスペースについて。1時間2,400円とした根拠と時期をお伺いしたい。

これで1回目の質問を終わります。

○町長（鎌田愛人） 伊東さおり議員の一般質問にお答えいたします。

1点目の加計呂麻地域から奄美市への病院、通院についての、加計呂麻島、加計呂麻島民の車両航送料割引の進捗状況についてお答えします。車両航送料割引を実施している自治体、長島町から補助の内容等の確認を行い、対象経費の算出、充当する財源を模索しているところです。財源を確定し、県交通政策課、鹿児島運輸支局と協議を行う予定です。

次に、コロナと診断されたときの航送料の件についてお答えします。商工交通課では、コロナ感染の疑いのある患者が、フェリーかけろまへ乗船する場合は、感染防止のため、車両で乗り込み、車内で待機するよう対応していました。コロナと診断されたときの航送料について、相談は、相談を受けたことはありません。

次に、奄美市の病院、病院までのカーシェアリング導入についてお答えします。町としてのカーシェアリングの導入は考えていません。現在、自家用有償旅客運送、公共ライドシェアの実証運送

事業に向け、各種手続を行っており、11月より実証運行開始予定となっています。バス運行時間以外の移動手段については、自家用有償旅客運送、公共ライドシェアを御利用いただきたいと思います。

2点目の本島側で行われる各イベントやクーポン券配付時の加計呂麻地域島民の経済的、時間的、肉体的負担について。奄美シーカヤックマラソン in 加計呂麻大会の令和7年度の予算900万円の財源についてお答えします。委託費900万円からの、から参加費の385万5千円を差し引いた514万5,000円が町単独費となっております。

みなと祭り、八月お踊りについては、教育長が答弁いたします。

次に、プレミアム商品券についてお答えします。商品券の換券は、買い物や通院時等の古仁屋へ出かける際に交換しているものと認識していますが、商品券の換券、換金は代理の方でもできます。古仁屋へ出る予定のない方は代理の方へ依頼し、買えることができますので、加計呂麻島、請島、与路島住民の商品券の換券、換金への対応策、策等については、新たに講じる予定はありません。

次に、子ども医療費県外受診の場合の加計呂麻地域島民の時間的、経済的、肉体的無駄を省く施策はないかについてお答えします。子ども医療費の翌月受付にしている主な要因としては、当月内に健康保険証等に変更が生じる場合があります。また、医療機関においても、診療報酬の請求を診療月の翌月以降に行うため、正確な自己負担額と保険適用額の確定が翌月以降になります。そのため、子ども医療費の申請を翌月以降としております。

3点目のマツクイムシ、モクマオウ、ギンネム対策についての、数年前から枯れ出し、最近、それが目立ってきたマツクイムシ対策についてお答えします。マツクイムシの枯れ松対策については、里山林総合対策事業において、幹線道路沿線などの広域的機能を有する箇所伐採作業を継続しながら対策を図っています。

次に、あなたのそばで県議会でも取り上げられていたモクマオウ対策についてお答えします。モクマオウ対策については、危険、支障となり得るモクマオウの伐採要望を大島支庁林務水産課へ提出し、地域振興推進事業での事業採択に向け協議を進めているところであります。

次に、ギンネム対策についてお答えします。本外来種は、マメ科の植物で、本町全域にわたり、近年、道路脇等に多くみられ、令和6年1月に環境、環境省が定めた奄美大島の外来植物防除優先度リストでは、普及、啓発等を通じて新たな拡散を防止する種類、防止する種類として設定されています。本外来種の駆除事業に対する国等からの補助金は、現時点ではないこと。そして、分布の現状において、町内全域の駆除事業を実施することは、その規模や財源等を勘案し、かなり厳しい状況であると考えております。

4点目の海の駅のレンタルスペースについて、海の駅施設利用料の根拠と時期についてお答えします。海の駅施設利用料は、古仁屋漁港ターミナルビルせとうち海の駅の設置及び管理に関する条例にて、平成19年3月26日に定めています。質問の1時間2,400円の利用料は、ふれあい広場の土曜、

日曜、休日の利用料金で、平日は2,000円となっています。私からは以上です。

○議長（向野 忍議員） 伊東議員。通告で大きな2番の大島本島で行われる各イベントやクーポン券配付時のというところの（2）番目、8月10日に開催されたみなと祭りに、加計呂麻地域から単独で出た集落というここは抜かし。

○3番（伊東さおり議員） 抜かしてしまいました。本当は言わなければ。

○議長（向野 忍議員） そうだね。事前通告しますんで、その場で質問してください。今。

○3番（伊東さおり議員） 先ほどは申し訳ございません。2番の質問を飛ばしてしまいました。

本島側で行われる各イベントやクーポン券配付時の、加計呂麻地域民の経済的、時間的、肉体的負担についてですけれども、2番として、8月10日に開催されたみなと祭りに、加計呂麻地域から単独で出た集落は、諸鈍と西阿室集落のみのものでありました。加計呂麻地域からだど、開催時刻に間に合うように、参加者のために往復のバスや船チャーター、お船のチャーターしなくてはならず、町から多額の支援金が出るが、集落負担が大きく、毎年5万円越しの赤字となります。昨年に比べて、参加集落が激減したように見受けられたが、存続していくつもりであるのか、お伺いさせていただきます。

○教育長（盛島正行） 伊東さおり議員の一般質問にお答えします。

みなと祭りにおける八月踊りの大会の存続について、お答えします。本年度の参加団、参加は10団体で、昨年度の9団体より増えております。しかしながら、数年前と比べて参加団体が減っているのが現状です。また、助成金についてですが、参加団体数の、によって違いますが、本年度はバス代や船代の7割を助成しております。伝統文化である八月踊りの保存、継承のためにも、今後も同様の方法で続けていきたいと考えております。以上です。

○3番（伊東さおり議員） 承知しました。それでは2回目の質問に移らせていただきます。

フェリー航送料問題ですが、8月23日土曜日にきゅら島交流館で行われた、あなたのそばで県議会ですぎるフェリー航送料について、桜島航送料、桜島フェリー航送料金やそれぞれの地域の年収なども交えて意見を述べさせていただきました。それが翌日の南海日日新聞に掲載されておりました。その内容ですが、フェリーかけるま運航距離は約6kmです。 それに対して片道3,130円、往復6,260円、1kmあたり521円。桜島フェリー運航料、運航距離4km、片道1,700円、往復3,400円、1kmあたり425円でありますけれども、桜島フェリーは6枚綴り回数券が17%オフで1kmあたり354円、40枚綴り回数券約33%オフで1kmあたり286円、回数券は無期限となっております。平均年収、加計呂麻地域は約100万円越し、加計呂麻市内は400万円越し。加計呂麻地域の年収は鹿児島市の3分の1なのにもかかわらず、この2倍の航送料ということで、この価格では地元民はお気軽には利用できません。ちなみに6,260円、新幹線を利用すると、約199km74分、東京駅から越後湯沢駅まで行ける距離。ピーチ国内の、ピーチ航空の国内線全線バーゲンセールだと4,990円といかに高額であるかというのが分かります。今まで加計呂麻島民の方たちは、よくこの、これで我慢してきたものだと少し胸が痛くなります。それで、先ほどの町長の答弁の方で、いろいろなものを考えていくという

ことですが、本当に一刻も早くそのようにしていただきたいです。

コロナ時ですが、コロナ時の先ほどの、コロナ時の検査のときに、加計呂麻の方から古仁屋へ渡
る場合は、絶対に車の中がマストであるということで、それも大変な、あのときはもう本当にコロ
ナでいつ死ぬか分からないような、そんな気持ちが逼迫していた状況に弱り目にたたり目の状況だ
ったと、お子さんをお持ちの御家族のことを思うと、気の毒だったなということを思います。その
中で、こういう非常事態に他の有人離島はどう対応しているかを調べてみました。そうしますとネ
ットの方で、常駐医師のいない有人離島での看護職配置というものがありました。三島村の竹島58
人の人口に対して2人、硫黄島125人の人口に対して2人、黒島106人の人口に対して、こちらの方は
診療所が二つあり、大里の方で2人、片泊の方でお1人、十島村、口之島97人の人口に対して2人、
中之島135人の人口に対して2人、平島79人の人口に対して2人、諏訪之瀬島79人の人口に対して1
人、悪石島90人の人口に対して2人、小宝島46人の人口に対して2人、宝島147人の人口に対して2
人、加計呂麻島1,005人に対してなし、請島68人に対して1人、与路島44名に対して1人、この数字
を見て、今の数字を聞いてどのようにお考えなのかお聞かせください。

○保健福祉課長（信島浩司） 伊東議員の御質問にお答えいたします。 コロナの感染時は確かに初
めての経験でありましたので、医療体制、最初のうちは雲をも掴むような対応でありました。少し
ずつ対応が分かってきたところで、国の方もいろいろな法整備をして、医療機関に対しての様々な
補助が出てきたわけでありまして、先ほど議員がおっしゃった、各離島の人口に対しての医療従事者
ということでありまして、請・与路につきましては、今、おっしゃったように1人ずつ常駐がいま
す。加計呂麻につきましては、民間の医療機関等ではありますが、巡回診療という形で、月に2回、
市街地と東方を除く全ての集落に巡回診療をしております。コロナのときには、その巡回診療の
方が少し変則的にはなったところではありますが、町としては巡回診療ということで、医者の方が
直接、各集落を回った医療提供ということで、離島の医療体制を維持していくということござい
ます。

○3番（伊東さおり議員） 承知いたしました。人口に対して、あまりにも看護師さんがゼロという
状況が気の毒だったりするものです。ちょっとこちらの方は、徳洲会病院の方も、今、本当に
人手不足で大変だとは思いますが、何とかできないものかなと思います。ちなみに、先ほど
の三島村、十島村なんですけれども、どうしてこんなに2人体制ができるのですかと聞きましたと
ころ、応募してくるというふうにおっしゃっていました。働きたいんですけれども、空いています
かという声が多くて、窓口の方に応募してくる方が多いのでということをおっしゃっていたので、
瀬戸、我が瀬戸内町も、その加計呂麻、瀬戸内町の魅力をふんだんに取り入れたような、そのよ
うな対策を打っていかねばならないのかななども考えました。

次に、カーシェアリング導入の件についてなんですけれども、このカーシェアリング導入よりは
確かに、私の方も、ライドシェアの方が、例えば、加計呂麻から名瀬市、名瀬市じゃないですね、
今は、名瀬の方の病院に行かれる方たちは、とてもこれは切望されていると思います。それで、7

月22日に諸鈍にて、加計呂麻キッズパパママ会主催、町長と語ろうでーが開催されました。そのときに、町長とスタッフの方たち、いらしてくださり、皆様の話に真摯に聞かれて、対応なさってくれた姿がすごく嬉しく思いました。そのときに、加計呂麻島に赴任なさった御家族の赤ちゃんが心臓疾患で、月に2回県立病院に行かなければならないお話をされました。生間から県立病院に行くとなりますと、8時40分に生間を出たら、9時に海の駅に着きます。9時42分のバスを待って、70分後、40kmのガタゴト道を行って、県立病院に着きます。帰りも、また、そうですね、バスを待つということになります。奄美大島とか加計呂麻島、瀬戸内町はやはり天候がすごく急激に変わりますので、暑い夏ですとか、雨の日など、本当に難儀なことだと思うんですね。そのお話を聞かれて、町長はどのようなことをお思いになりましたか、お聞かせください。

○町長（鎌田愛人） その対象者からですね、直接の話を聞いて、その大変さを実感いたしました。そのことについて、早速、保健福祉課長にお話をしまして、何とか、実情などですね、どうなっているのかとの確認をしたところでございます。

○3番（伊東さおり議員） そのときは、パパママキッズの会ということで、若いパパ、ママがいらしたんですけれども、加計呂麻地域の方では、慢性疾患を持っている高齢者ですとか、壮年の方ですとか、中年の方ですとか、そういった方たちもいらっしゃいます。ライドシェアの方が導入されましたときには、そのような方たちからは、少しでも安い金額で病院の方までお運びできるような、そんな体制になればいいなと思っております。

次に、マツクイムシ、モクマオウ、ギンネム対策についてですが、今、加計呂麻の方では、ちょっとマツクイムシ被害がちょっとじょうじんではない感じで広がっております。こちらの方を調べましたら、1990年代に瀬戸内町加計呂麻島で松枯れが確認され、以降、同島と同町を中心に被害量が増え、徐々に近隣へ飛び火とございます。全国的にも、マツクイムシ被害は2023年度に前年比127%と、10年ぶりに増加傾向にあり、奄美大島でも被害が発生している可能性がありますということで、まさしくもって、加計呂麻島ではもう被害が発生しているんですけれども、こちらについて、早めの対策とか、そういったこと、いつ頃できるかと、そういった時期とか分かりましたら教えてください。

○農林課長兼農委局長（永井健一郎） マツクイムシに対してですね、奄美北部においてはですね、国の方でもう終息したとされております。ただ、現在ですね、加計呂麻島、島の実久にですね、結構、枯れ松があるということは承知しています。それでですね、県の単費事業を使いまして、年間500万円程度の費用でですね、伐採と、伐倒作業やっております。ただ、国の補助事業についてはですね、何度も県を通して要望はしているんですけれども、もう終息されたということで、今のところですね、奄美北部はですね、今のところ、国の補助としては実施がない状態です。

○3番（伊東さおり議員） 今のお話を伺って、ちょっと上の方が緊張感が足りないなという思いがいたしました。加計呂麻は1990年代の時間に、また、そこの方に移りそうな気がしてしょうがありません。1990年代も、瀬戸内町加計呂麻島からということになっておりますので、今回、2025年も

瀬戸内町加計呂麻島からという文言が飛ばないことを、ネットに載らないことを願っています。今ですと、ソテツを食べるクロマダラシジミも多くて、ソテツの被害も大きいです。

次は、ギンネム対策なんですけれども、3月議会において、池田議員も一般質問されておりましたが、議員の皆様も選挙にて加計呂麻地域を回った際に、マメ科の植物群が道路に覆い被さり、驚かれた記憶があると思います。その植物の名前はギンネムと言ひ、中南米を原産とするマメ科の樹木で、元々ある在来種の成長を阻害するという独特のアレロパシー作用を持ち、生態系、環境、道路の安全確保にも支障をきたし、沖縄でも懸念事項とされており、沖縄県では明治後期に緑肥作物としてスリランカより導入されました。緑肥や薪材、法面強化対策として、県内各地に普及されました。しかし、時代とともに使われなくなり、農、耕作地から広がったと考えられています。また、ギンネムはほぼ1年を通して花を咲かせ、種を生成し、地上に多くの種を落とし、成長スピードが早いのも特徴です。在来植物への育成阻害や景観への悪影響、道路際に生えているギンネムは道路交通の支障にもなり、世界の侵略的外来種ワースト100に該当し、2015年に環境省、農林水産省、国土交通省が策定した生態系被害防止外来種リストに対策種として掲載され、これ以降、沖縄県では県全体でギンネムの防除対策が進められ、約2,000万円の研究予算を組み込み、拡散防止、駆除技術を確立し、防御対策マニュアルを制作し、ギンネム防除対策マニュアルは沖縄県環境部環境再生課のホームページなどでも公開されておりますので、駆除対策法等、是非、お知りになりたかったら御覧になってください。沖縄の方ですと、徹底的に駆除をするような形の対策を取っております。もう一つ、面白い例がありました。小笠原諸島です。小笠原諸島では大陸と一度も陸続きになったことのない海洋島で、固有の植物が多く、生物進化を示す典型的な日本であることが評価され、2011年に世界自然登録にされた小笠原諸島でもギンネムは問題となっています。そこで、小笠原諸島の持続可能な資源環境循環、外来植物からの新たな創造価値のコンセプトを掲げたある企業が、環境保全の一環として、外来植物の駆除や伐採事業、在来固有種の植栽活動や公共施設の管理などを行っています。人と自然と観光地を結ぶワンストップサービスの三つの柱。その1、自然環境は、環境や生態系の保全。その2、観光、公共施設の維持管理。その3、森林や緑地の維持管理。その中には、ギンネムを利用して和紙を作る実験事業を行なったり、ギンネム、モクマオウ、アカギが強力な燃焼力を持つ木材であることから炭を作り、災害時の非常品としての活用。園芸や公共事業でのマルチングや土壌改良、水質改善に利用し、一般生活では消臭や除湿などにも活用し、小笠原諸島内での自然の循環を目指しているこの取組は、環境省から助成金を受けられることとなり、2020年から始動しています。制作された和紙や木工製品は島のイベントでノベルティグッズとして配布及び販売予定だそうです。この事業では、小笠原で働く島民が雇用され、和紙づくりや木工製品の制作に取り組み、島民雇用の役割も担っております。加計呂麻島では、少しでも高齢者や非力の方の力になりたいと活動しているお助けチームをちらほら見聞きします。今なら人材がいます。外来種を単に駆除するのではなく、有効活用することで、新たな資源となり、美化にもつながり、雇用も生むという、民間が協力した新しい取組を瀬戸内町も考えてみたらいかがでしょう

か。町長、いかが思われますか。

○町長（鎌田愛人） 今、話が長くてですね、全部把握できませんでしたがけれども、その、今、言われた資料をね、我々、ちょっと参考にしてもらって、また、我々もいろいろ調査した中で、対策ができるか。また、鹿児島県やですね、環境省と相談しながら考えていきたいというふうに思います。

○3番（伊東さおり議員） こちらの小笠原諸島なんですけれども、同じ世界自然遺産登録をされたということの共通点もあり、加計呂麻島なんかは、本当にいいケースというか、いい、最適なことが小笠原諸島に続きできるのではないかと思いますので、是非、御一考ください。

次に、海の駅のあちらのスペースなんですけれども、実は6月下旬に古仁屋の方から、貝がすごくあるお家があるんだけれども、珍しい貝がいっぱいあるんだけれども、もうその持っているしゃるオーナーさんが歳も歳だし、何とかしてくれないかという御相談がありまして、私が東京にいた頃、知り合わせていただきました奄美ファンの貝博士の方がいらっしゃるんですけども、その方がシーカヤックのその時期に加計呂麻ですとか、あとは本島の方の小学生たちに貝の授業をするということで、そのときに一緒に販売しましょうと、一緒にその店舗の方に出向きましてですね、販売しましょうということになったんですね。シーカヤックだったものですので、海の駅を借りたらどうだという声がたくさんあったので、その辺、手配してみてもとって、商工交通課の方にお電話をしましたところ、1時間2,400です、日曜日でしたから、と言われてまして、こちらの方はボランティアでも、なるべく1円でも多くオーナーさんの方にお持ちしたいのに、ちょっと2日間かけて、その1時間2,400円、とても大きすぎるということで、そちらは取りやめたんですね。そのときに、私は町の方の、町の方のボランティアなんですけれども、駄目なんですか。もう少し安くなりませんかというお話は、いえ、2,400円なんですということになりまして、泣く泣くシーカヤックのその海の駅では諦めたんですね。その店舗で販売することになりました。それから、後日ですね、県議会議員と語る会のときの、ときに、土曜日なので、私はもう土曜日は普通、加計呂麻の方について仕事をしているんですけども、その会があるということで、古仁屋の方につきまして、海の駅に着いたらもうすごく賑わっていてですね、若いママたちがいろんな物を販売していたんですね。伊須湾産のパッションジュースを入れたミキジュースですとか、いろんな物を売られていて、手作りの奄美、紬の方の手芸だとか売られていて、とっても活気があって、すごく昔を思い出したんです。あれができた頃は、いろんなショップが入っていて、本当に活気があって、観光客の方もいろんな観光物産を買っていたものなんですけれども、あの景色を思い出したんですけども、どうしてあの景色が消えてしまったのか、教えてください。

○商工交通課長（勇 忠一） 以前、特産品組合ですかね、なんかそういった形でいろいろ品物を売っておいりましたけれども、急、売上が落ちてきてですね、人件費分を賄えないといった形での撤退だったというふうに認識しております。

○3番（伊東さおり議員） そのときには、1時間2,400円とか2,000とか、そういった借り方をして

いたんでしょうか。

○商工交通課長（勇 忠一） その時点、その使用料をいただいていたかどうか、ちょっと確認して、再度、連絡いたします。

○3番（伊東さおり議員） そのときにですね、1人、1人だとその2,400円かける、大体10時から3時までなさっているとおっしゃっていました。とてもではないので、皆さん、声を掛け合って、1人500円ずつぐらい徴収するようにして、あとの赤字の方は、申し訳ないから私が全部出すんですというふうなことをおっしゃっていたんですね。それで、瀬戸内町の、こちらの方の令和6年度、主要施策の成果に関する説明書にもあるんですけども、人が輝く夢と希望に満ちた魅力ある島の実現に取り組んでまいりましたとございます。この、そのママさんたちがですね、本当に町のあのスペースでちょっと赤字を切ってもこう盛り上げているような姿を見ると、すごく辛くてですね、これ、何とか安くできないものだろうかと思いました。それで、きゅら島の方とかも調べてみたんですけども、きゅら島の方の大ホールの方が1時間が1,300円で、エントランスホールの方は600円なんですね。少しでもこの600円という価格の方に近づけることはできるのか。今の時点でどう思われますか。

○商工交通課長（勇 忠一） きゅら島交流館、公民館等はですね、そういう使用を、町民の使用を前提とした施設であります。海の駅に関しましては、19年、建設当時、指定管理として管理組合の方が管理していた、団体の方が管理していたんですけども、当然、その町として条例を制定するに当たってはですね、先行していた道の駅、そういったものの使用料、そういったものを参考にしているものと思います。その使用料の減額というか、減免についてですけども、町が後援とかですね、しているもの、例えば春市とか、朝市とか、そういったものについては使用料の減免というものをやっておりますので。先ほど言われた、そのお母さんたちの団体についてもですね、その朝市、春市と同時開催のようなこともできないかということも説明させていただいたんですけども、自分らで単独でやりたい。使用料も支払ってでもやりたいということで、何、2回ほどですね、開催しております。

○3番（伊東さおり議員） 私の方で、群島内のいろんな資料、使用料を見させていただいたんですけども、本当に安いんですね。奄美市の方でも安かったですし、徳之島の方でも安かったです。あちらの方の1時間2,400円というのが、とっても高すぎるので、やはりですね、町民の方たちが、人が輝く夢と希望に満ちた魅力ある島の瀬戸内町であるためにはですね、やはり若いママさんたちがキラキラ頑張っている姿というのも、それを見るだけでも嬉しいものがあるんですね。その彼女たちが、そこでこう働いている様子を見て、観光客の方たちは活気のある島。何もない、あの海の駅のあのエントランスですよ。ああいって皆さんがいて、お客さんが次々と呼びこまれてきて、いろんなものを手に取って、やっぱり活気のあれが、何だろう、光の輝き具合が違うんですね。人がいないと本当に空気が停滞してしまって、腐ったよう、こんな言い方は申し訳ないですけども、澱んでしまっているような感じで、海の駅というのは、瀬戸内の玄関口でもあると思っております。

ので、もうちょっと、逆に言うと皆さんの力を借りてですね、こんなに瀬戸内は活気豊かなんだよということを、アピール。本当、彼女たちはある意味広告塔になると思いますので、その辺のことをお考えいただきたいと思います。それで、テーブルの方も幾つかありましたけれども、ちょっと横がささくれてましてですね、これ、お客さんが怪我しては大変だということで、清水の方から借りてきたようなこともおっしゃってありました。なので、あちらの方の見直しも、一度、なされてはどうかと思います。このテーブルについてはいかがでしょうか。

○商工交通課長（勇 忠一） テーブルについてもですね、利用者の方が準備するという事になっておまして、そのささくれているテーブルということでしたけれども、それは朝市、春市、そちらの方が使っているテーブルを使われているため、そういう形になったものと思います。

○3番（伊東さおり議員） 承知いたしました。本当、こちらの瀬戸内町は、なんだろう、財源が少ないのも分かります。日本国もそうなんですけれども、東西南北にこう広がっていると、本当にインフラが大変だなということが思うんですね。この、特にこの有人離島を抱えていると、その分もインフラ対策をしなくてははいけません。今回、県の補助というか、補正が出たときに、和泊町ですとか、与論島ですか、あちらの方が鉄柱を、なんですか、鉄柱を埋め、埋め込むというような作業ができるというのも、本当に羨ましいことで、瀬戸内町、加計呂麻島とかは山があるので、そんなこともできるわけがないです。台風が来たら、すぐ土砂崩れがします。本当にもう、皆さんの、農林課ですとか、建設課ですとか、本当に大変だな、御苦勞をすごく思っております。何とか、是非、よろしく願いいたしたいと思います。以上で質問を終わります。

○議長（向野 忍議員） これで、伊東さおり議員の一般質問を終わります。

休憩します。再開は2時35分とします。

休憩 午後 2時17分

再開 午後 2時35分

○議長（向野 忍議員） 再開します。

○商工交通課長（勇 忠一） 伊藤さおり議員の海の駅施設利用料の特産品組合の使用料についてですけれども、かなり減免してですね、使用料はいただいていたんですけれども、かなり減額した料金でいただいていたようであります。

○議長（向野 忍議員） それでは通告8番、泰山祐一議員に発言を許可します。

○6番（泰山祐一議員） 町民の皆様、議場の皆様、ケーブルテレビやy o u t u b eを御視聴の皆様、こんにちは。一般質問の前に一言述べさせていただきます。先月、昨日、御逝去されました本前の前議員福田鶴代様に謹んで哀悼の意を表します。鶴代さんがこれまで注がれた郷土への情熱と志を胸に、今後、議会活動に生かしてまいります。

今回の一般質問では、瀬戸内町の地方公務員として、住民全体のために中立、公正に職務を行うという基本的な倫理観が、日々の判断や運用の中でどう実現されているのかを確認させていただき

たいと思っております。

それでは令和7年度第3回定例会において、通告に従い一般質問を行います。

まず、医師住宅について。

1、公募、公平性、非公開処理の適比について。瀬戸内町医師住宅瀬久井西について。町は令和6年4月に、新たに瀬戸内町医師住宅管理規則を制定し、医師の入居希望者がいない場合、一般住民も入居できる制度をつくりました。しかし実際には、令和6年度、7年度の2期連続で公募は一切行われず、特定の町職員が内部的にしか知り得ないと思われる時期に申込を行い、その直後に月4万円で入居が許可されています。さらに、議会の資料要求に対して、申請者の勤務先が黒塗りとされており、この運用は、情報アクセスの偏りにより、内部者に有利な取扱いが生じたと受け取られかねず、公平性を著しく欠くだけでなく、地方公務員法第30条、全体の奉仕者及び第33条、信用失墜行為の趣旨に照らして、重大な疑義がありますが、町としての見解をお尋ねします。

2、医師住宅瀬久井西の入居許可の妥当性について。瀬戸内町公有財産管理規則第18条は、行政財産の使用許可を短期間、必要最小限度、容易に現状回復できる状態に限定しています。しかし、医師住宅設瀬久井西の入居については、子育てのため、住宅が狭い、改修に時間がかかるといった理由で、緊急性や一時性に乏しいにもかかわらず、臨時的として許可されています。このような理由で、恒常的な理由を、なぜ、行政財産の使用許可で認めるのか、法的根拠を明確にお示してください。

次に町長交際費について。

1、令和7年5月2日に、町長交際費支出に関わる内規を策定しておりますが、策定前は何を基準にして支出をしていたのか。また、これまで支出基準がない中で、交際費支出をしてきたが、これまで交際費の裁判の判例等を踏まえ、適切に支出が図られているのか。今後、他自治体を参考に、支出基準の要項の制定を行う意向があるのか、お尋ねします。

2、議会からの資料要求に対して、他自治体では団体や参加者の肩書きは公開しているが、本町においては、情報公開条例第10条に基づき、一部黒塗りとなっております。町長交際費において、情報公開条例の運用は妥当なのか。また、今後、町のホームページで公開していく意向があるか、お尋ねします。

次にドローン事業についてです。令和7年度第3回、第2回6月定例会にて、ドローン事業において、法令違反の疑義等に対して不適切な対応と認められた上で、法令違反かどうかは、町では判断できないと答弁をされました。町民の大切な税金が使われた事業に法令違反の疑いがある以上、法令違反の有無を明らかにする第三者調査委員会設置については、上司と協議をして判断したいという答弁もありましたが、町民への説明責任を果たすための第三者調査委員会の進捗についてお尋ねします。

次に学校存続について。令和8年度町政施行70年を迎える本町ですが、1校1島の請島、与路島の学校存続危機を迎えています。今後のこの2島の学校運営並びに島の存続についての方針をお尋ね

します。

次に行財政についてです。

1, 平成14年に瀬戸内町行財政改革推進委員会を立ち上げ、後に瀬戸内町行財政大綱平成15年から19年や、瀬戸内町集中改革プランを策定しましたが、本町が迎える財政難に向けて早急に個別施設計画を公開し、令和の行財政大綱などの策定を行う意向があるかお尋ねします。

2, 国から努力義務とされている瀬戸内町まち・ひと・しごと創生総合戦略の第3期が未だ示されておきませんが、計画が先送りされることで、本町に与える影響と第3期策定に向けて、瀬戸内まち・ひと・しごと創生本部の会議等、活動状況をお尋ねします。

最後に道路整備について。町が管理する道路の白線が消えていたり、道路脇の側溝の土砂等が溜まっていたり、カーブミラーやガードレールの破損がされたままの箇所がありますが、道路法第42条に基づき、維持管理義務を果たすための財政計画を踏まえた対策をお尋ねします。

○町長（鎌田愛人） 泰山祐一議員の一般質問にお答えします。

1点目の医師住宅についての、公募、公平性、非公開処理の適否についてお答えします。指摘の医師住宅に関しましては、令和5年度末で空き室となり、築年、築年数や、年数や建物の傷みを考えると、普通財産への移行も視野に入れておりましたが、利用希望者より転居予定の住宅の改修が完了するまでの期間、当該医師住宅の臨時的使用許可の申請があり、期限を設け許可しました。行政財産の目的外使用でありますので、公募という性質は馴染まず、あくまでも応急的な対応と認識しております。また、資料要求の黒塗り箇所につきましては、個人情報保護目的とした対応であり、瀬戸内町情報公開条例第9条第1項第2号の規定に基づく非開示情報に該当すると判断したためであります。

次に、医師住宅の入居許可の妥当性についてお答えします。法的根拠としては、地方自治法第238条の4第4項並びに瀬戸内町公有財産管理規則第18条の適用により、行政財産をその用途、また、目的を妨げない限度において使用を許可することができると目的外使用の条文を引用し、使用許可を与えております。目的外使用にあたっては、必要最小限に留め、かつ、将来、容易に現状を回復できる状態において使用されることを条件に、期限を設けて許可しているところです。当局としては、恒常的利用を認めているわけではなく、毎年、期限を設けた利用許可と認識しています。

2点目の町長交際費について、交際費について。町長交際費支出に対し、これまで交際費の裁判の判例等を踏まえ、適切に支出が図られているのか。今後、他自治体を参考に支出基準の要項の制定を行う意向があるかについてお答えします。策定前については、来客等に伴う懇親会に対しては、町長及び副町長、来客者1人につき5,000円を支出するものとする。但し、予算に限りがあることから、1回の上限を5人分2万5,000円とし、支出をしておりました。また、支出については適切に行われているものと認識しております。今後については、他自治体を参考に、支出基準の要項制定を検討しているところであります。

次に、町長交際費において、情報公開条例の運用は妥当なのか。また今後、町のホームページで

公開していく意向があるかについてお答えします。町長交際費の公表については、特に基準等を設けておらず、開示請求により行っているところです。議会からの資料要求に対し、本町においては、議員の円滑な情報収集への寄与を目的として、議会に提出することに支障がないと判断すれば、情報公開条例に基づき回答する取扱いとしており、対応に問題はありません。なお、新たな支出基準の検討の中で、町のホームページで公開することも含め、公表のあり方についても協議を進めているところであります。

3点目のドローン事業について。ドローン事業に関する第3者調査委員会の進捗についてお答えします。監査報告書の指摘事項に関し、本町は改善を図っております。指摘事項が改善した状態において、調査事項がなくなり、第3者調査委員会の設置は必要ないと判断しています。

4点目の学校存続についての、島の存続についての方針についてお答えします。まず、本町にとりまして、与路島、請島は、歴史、文化、自然環境を守り継がれてきたかけがえのない地域であり、住民生活の基盤を守ることが最優先の課題であると認識しております。定期船の安定運航。情報通信の確保。交流人口の拡大など、具体的な施策を講じることにより、集落が安心して維持される環境づくりを進めてまいり、まいります。また、本町の将来図を示したせとうち未来展望2050におきましても、先端技術も活用し、人、物、情報がつながる力を高め、住民同士が支え合って集落を維持し、地域の課題解決に取り組んでいるという姿が掲げられております。この将来図を実現するためにも、住民と行政が知恵を出し合い、協働して課題解決に取り組んでまいりたいと考えております。

学校存続については、教育長が答弁いたします。

5点目の行財政について。財政難に向けて行財政大綱などの策定を行う意向があるかについてお答えします。現在、DXの推進や組織の再構築を進めています。その動向で、今年度、総務企画課が設置され、これまでの改革を連携、拡充し、さらには持続性をもたらす新たな動きの構築を始めています。その動きの中で、個別施設計画は重要な指標と考えています。今後、年度内には改革の全容をお示しできるよう、現在、協議を重ねているところであります。

次に、まち・ひと・しごと創生総合戦略の現状についてお答えします。現在、本戦略は正式な第3期計画としてはまだ策定しておりませんが、その準備として、総務企画課、企画課において、町の各種計画や事業の現状分析を進めております。その中で重複する内容の見える化、統合、廃止の可能性などを精査し、本町の最上位計画である長期振興計画やせとうち未来展望2050と整合させる形を模索しているところです。今後は、数値目標やKPIを含めた戦略の再構築を行い、現在、進行中の行財政改革とも連動させながら、持続可能で実効性の高い内容となるよう、引き続き協議を重ねてまいります。

6点目の道路整備について。維持管理義務を果たすための財政計画を踏まえた対策についてお答えします。町が管理する道路の区画線や河川沿いの防護柵等については、毎年、道路状況を建設課と確認し、警察署、交通課とも各地区の情報を共有した上で、交通安全施設工事を行っております。

す。今年度は大湊地区、宮前地区を中心に、区画線工としてL=1,582m、転落防止柵工として春日公園横の河川沿いをL=43mの施工を発注しております。また、本島、加計呂麻島などの主要町道については、1年を通して月2回の定期点検を実施しており、補修、修繕については、緊急性を、緊急性を考慮し、年度終了、若しくは次年度に対応しております。私からは以上です。

○教育長（盛島正行） 泰山祐一議員の一般質問にお答えいたします。1校1島の請島、与路島の学校運営並びに島の存続についての方針についてお答えします。教育委員会としましては、地域の核としての役割を担う学校であることを認識し、池地小学校及び、池地、すいません、池地小・中学校及び与路小・中学校の運営と存続については、地域住民やPTA、学校存続委員会と緊密に連携し、地域づくりにもつながる教育活動を行うことが重要であると考えています。今年度に両島の学校や地域住民、存続委員会の方々とそれぞれに存続に向けての話し合いの場を持ちましたが、池地地区については、現在、実施している日本の里かけろま留学制度を柱としながら、学校や地域、教育委員会がそれぞれの立場で、広報や住居の確保のほか、働きやすい環境整備に努めていくことを確認しました。与路地区においては、日本の里かけろま留学制度のほかに、与路小・中学校里親留学制度が実施されていますが、本制度の実施に当たっては、養育者としての里親の選定にのみならず、子供を中心として、里親と学校、地域、教育委員会が緊密な連携を図り、しっかりとしたサポート体制が整わなければ、継続は困難であると考えております。今後は、日本の里かけろま留学制度のさらなる活用も視野に、留学制度のあり方について、地域住民との意見交換をしながら対応してまいります。以上です。

○6番（泰山祐一議員） それでは2回目の質問に入ります。

まず、刑法第230条の2に踏まえてですね、この医師住宅に関していろいろ質疑をさせていただきたいと思います。まず、今回二つの質問を事前通告させていただきました。今回この一連の手続に関して、町として適切にこちら、手順を踏まえて、今回、対応できていたのかどうかという評価についてお伺いをしたいと思います。

○保健福祉課長（信島浩司） 泰山議員の質問にお答えいたします。この医師住宅であります、行政財産でございます。議員の指摘の、医師住宅でありますから、医師を住ますことを条件としておりますが、使用外目的で医師住宅がそこに住まないときに限って、一般の方を住むようにできる地方自治法の、先ほど言われましたとおり、238条の4の7項にて示してあります。それを根拠としまして、町としましては、空いている状態でありましたので、利用者からの申請について許可したというところですが、議員御指摘の、そこに合わせて規則を作ったということでありましたが、町としても上位法令の原則ということで、地方自治法で定められているところをまず根拠としました。そして、町の町有住宅産の管理規則でも同じようなことが認められておりますので、そのところで、まず、使用許可をしたところでございますが、使用料につきましての明記が、その二つの法令では探せ、記載されておられませんでしたので、そこにつきまして整理をして、規則の方で、その一応、許可のところを、医師住宅の規則の方で使用外目的のときにはその使用許可を利用者に出す

ときに使用料も明記してというくだり、条文を書いて決定したというところですが、確かに最初で設定しておくべきというところで、御指摘のとおり、誤解を生じるような、時系列に並べたらですね、というところは、こちらとしても、そういう疑義を持たれるようなことであったと思います。いずれにしても、申請があったときにはその地方自治法であったり、町の町有住宅産設置管理条例であったりを基に許可をしたということでございます。以上です。

○6番（泰山祐一議員） 話の整理をしますと、まず、この使用料を制定しているということで、今回、目的外利用ということで入居の方を臨時的な許可申請により許可をしたということで、月4万円ということで使用を許可したということでしたが、実際にこちら、例えば看護師の住宅、こちら、条例の方を月額家賃として定めていらっしゃいます。そして、規則の方も定めておりますが、こちらの医師住宅においては、この使用料を踏まえて、条例の方が制定されていなかった、いわゆる地方自治法の方でも第96条など議決事項になっている事項ですよ。その点に関して、今回、条例制定がされていなかったというようなことは、これは対応としてはやはり改善しなければいけないという点で再度確認したいと思いますが、課長の方いかがでしょうか。

○保健福祉課長（信島浩司） お答えいたします。確かに地方自治法の、先ほどおっしゃった条項と、そして、225条と228条にも、自治体の施設等に関することは条例で定めなければいけないと明記しております。御指摘のように、請島、与路島の看護師住宅につきましては、きちんと条例制定して、規則も制定、当初から制定しておりました。医師住宅の件に関しましては、その町の行政財産の目的外使用に関する条例ということで、設置、条例制定する流れにもなろうかと思えますけれども、そこについては協議して、制定する運びとなるかどうかも含めて、協議していきたいと思えます。

○6番（泰山祐一議員） こちら、地方自治法に定められておりますので、今後もこのような入居、続くのであれば条例制定が必要かと思えます。若しくは、普通財産の方もですね、移管するのか検討していただきたいと思えます。

続きまして、医師住宅の入居に関してですけれども、公有財産の管理規則というものがございしますが、そちらの第18条の第1号にですね、いろいろ目的外使用に関して四つの項目がございします。その中で今回の目的、臨時的な理由、いろいろ見ましたが、子育て。住宅が狭い。改修に時間がかかる。これらの理由って目的外使用のどの項目に当たるんでしょうか。この4番の町長が特に必要と認める場合というところになるんでしょうか。見解をお尋ねします。

○保健福祉課長（信島浩司） お答えします。現在、医師住宅を利用している方に関しましては、初年度に関しましては、転居する物件が、の話がありましたので、そこを改修するまでの間ということで、初年度に関しては改修するまでの間の使用許可ということでございました。2年目につきましては、改修する予定だったところの話が頓挫したということでございました。そうではあるんですけれども、引き続き住宅を探す、探している、物件、いい物件がないかということで、当局としましてもいたしかたないと申しますか、家族構成もありますから、そこら辺も考えて、理由につい

てはですね、苦渋の許可と言いますか、やったんですけれども、そういう理由であればもう1年も、期間で許可をして、どこかいい物件を探してくださいというような流れになりました。

○6番（泰山祐一議員） 私が確認したいのはですね、今回のこの公有財産管理規則第18条の方の、この四つの項目ですね。町長が特に必要と認める場合ということで、認定をしているのかどうかという点、確認したいんですけれども、簡潔にイエスカノーをお願いします。

○保健福祉課長（信島浩司） 私どもの見解としましては、使用許可につきまして、町長部局、全て、回りますので、そういった意味では、どここのところに該当するか分からないんですけれども、決裁はしてあるという認識でございます。

○6番（泰山祐一議員） 今、保健福祉課長が分からないということでしたので、総務企画課の方にもちょっと確認したいと思いますが、私が先ほどから申し上げてますが、こちらの理由ですね。町長が、先ほど申し上げた、この改修工事や子育て、そして、住宅が狭かったからというふうな理由で、町長が特に必要と認めたということによろしいのかどうかという点、確認してよろしいでしょうか。

○総務企画課長（長 順一） 御質問にお答えいたします。この許可に当たっては、やはり内容を確認した中では、子育ての上でたくさんの家族がいるということで、以前、住んでいたものが狭いということと、やはり、周りの方々にも迷惑をかけている。そこを回避したいとか。また、今回、次の住宅が探されているが、そこには改修時間がかかってしまうために、一時的に医師住宅を借りたいという希望がございました。その上で、医師住宅もやはり老朽化が進んでおりましたので、許可に当たっては、やはりある程度改修が必要だということもありましたので、諸々条件を確認した上で、やはり貸すという判断に至りましたので、この四件の件に関しましては、やはり町長の判断によるものとして、やはり貸すべきものとして、やはり一般の住民の方々と同じような申請に当たっても、やはりそこは確認しながら、最終的には町長の判断により許可を出すということになること、思います。

○6番（泰山祐一議員） 今後ですね、こういった行政財産に関して、転居するに当たって改修工事があつたりとか、そういった理由で、瀬戸内町としてはこれからは臨時的な許可として申請を受け付けるというような、これ、1事例になりますけれども、今後、これはそのままその事例は生かしていくということで、本当によろしいんですか。これ、僕はちょっとあり得ないんじゃないかなと思ってるんですけれども、再度、確認したいと思います。

○総務企画課長（長 順一） お答えいたします。これまでも教員住宅においても、やはり住民の方々が住む住居において、困っているのであれば、やはりその方々の困り事を解消するためにも、今、空き住宅として、教員住宅なり医師住宅が空いているのであれば、有効活用として、また、少ない中での財産として、町でも有効活用を進めていかなければならないと考えております。その上で、その条件をしっかりと把握した上で、住民の困り事には対応していかなければならないと考えておりますので、そこは柔軟な体制で臨んでいきたいと考えております。

○6番（泰山祐一議員） あくまでも行政財産ですので、やはりその部分に関しての運用というものは、各自治体のですね、事例というものをいろいろ確認された方がいいのではないのかなと思いました。是非、この部分ですね、やはり子育て、住宅が狭い、改修に時間がかかると言った理由です、緊急的なこの対応、臨時的な対応というようなことを、やはり慣例化するのは、やはり考えようかなと思ったところです。

次ですね。さらに確認ですが、今回、資料要求させていただきましたが、その中でですね、例えばですけれども、このような形で、この情報の方ですね、ひととおり非公開となっている中で、その中でもやはりこの気になるのはこの職業というところなんですけれども、この部分ですけれども、なぜ、この職業の部分に関しても非公開という形にされているのかどうかというところですね。瀬戸内町の情報公開条例の第9条の第2号のウでは、公務員の職や指名、職務遂行の内容に関する情報は非開示としてはならないと明記されていますが、その点について、確認させていただきたいと思います。

○企画総務課人事補佐（勝田忠広） ただいまの御質問にお答えいたします。情報公開条例9条にありますように、特定の個人を識別することができるものは除くと記載されております。では、この特定の個人を識別することの解釈でございますけれども、他の情報と照合することによって、特定の個人を識別することができることとなるものを含むというふうに解釈ができます。議員への資料要求にさせていただきましたけれども、その情報、それ自体で特定の個人を識別することはできませんけれども、他の情報と照合することによって、特定の個人を識別することができるものと、についても、個人情報として不開示するという趣旨でございます。今回の場合は、特に瀬戸内町という、瀬戸内町という、地域的に狭いことから、誰しもが特定しうる、または、しやすい環境にあるということも不開示の理由の一つとしております。以上です。

○6番（泰山祐一議員） やはりですね、今回、情報公開していただいた資料の中身の中で、そこ住み分けをしたりとかですね、する中で、個人が特定されてしまうというようなことが考え得るのであれば、やはり情報公開の、やはり出し方というもの、考えられた方がいいのではないかなと思いました。私はやはりこの職業という部分に関しては、しっかり出すべきだと思いますし、行政財産を貸すというような中で、個人が分かってしまうから出さないというようなことに関しては、これは通例にしていいんでしょうかねというふうに思います。

その上でですね、やはりこの部分、いろいろとお話聞いていく中で、今回の瀬戸内町のこの行政財産、医師住宅を貸すに当たって、まず、4月25日、令和6年4月25日に、こちらの規則の方、つくりました。そして、翌週頃ですね、その頃にこの入居の許可申請の伺いが提出されます。この時点でですね、臨時的な許可申請というものが、もう早急に出されているというようなことは、これ、もう規則ができる前から事前相談があったというふうなことでよろしいんでしょうか。

○保健福祉課長（信島浩司） お答えします。そこについては、私、課長という立場でありますけれども、決裁が回ってきた段階で知り得たことでございます。

○6番（泰山祐一議員） そうなればですね、やはりこの行政財産として、今回、管理規則をつくったのであれば、やはり一般の町民の方々も、この住宅が空いているというようなことは周知すべき話ではないのかなと思ったところです。やはり特定のですね、この情報を仕入れる方々がですね、内部的な部分でそのような疑義を持たれてしまうというようなことに関しては、考えた方がよいのかなと思ったところでしたので、是非、ここの部分も、今後、瀬戸内町としてしっかりと対処していくに当たって、やはり職員の倫理条例ですね、というものも、今後、制定されていった方がいいのではないのかなと思ったところです。やはり職員はどういうふうに見られているんだろうかというような部分をですね、しっかりと明文化していくというようなことで、各自治体でもこの倫理条例、制定しておりますけれども、瀬戸内町は、今後、この倫理条例について、制定を検討していく御意向があるかどうかという点、確認したいと思います。

○総務企画課長（長 順一） 今、議員の方から御質問がありました倫理条例については、今、言ったような職員の、職員はそもそも公平な立場で対応しなければならないし、日頃、常から、職員の行動については、しっかりとした対応、要は時間外であっても、やはり公務員、公務員として対応していかなければならない場面がございます。そういう上からも、倫理条例に関しては、今後、検討させていただきたいと思います。

○6番（泰山祐一議員） 是非、研究していただきたいと思います。

次、町長の交際費についての質問に移ります。こちら、御答弁いただきましたが、適切にですね、やり取りの方をしているというようなふうに取り扱ったところでございますけれども、実際に、ちょっと適切と評価するに当たって、客観的に基準がない中で、どうやって適切と認識できるのかなということが、ちょっと分かりにくかったんですけれども、実際にいろいろとこの明文化して、答弁の方もいただきましたが、この部分で、例えばですけれども、資料要求でいただいた食糧費、交際費の支出基準の一般的事項というものがあまして、その一つの中に、町民に不信や不公平感を招くような支出はしないと。町民目線による判断。情報公開できる支出をするというような記載がございますけれども、実際にですけれども、こちら、このようにですね、結構な割合で非公開の黒塗りになっているんですね。さらに、公務と照らし合わせると、これ、もう公務で分かるよなというような照らし合わせもできる中で黒くしているというような部分が、ちょっとやはりこの部分に関しても、ちょっと乖離してないのかなと思ったところですが、今後、このやはり情報公開のあり方というものに関して、今一度、考え直していただいた上で、今後、前向きにですね、要綱の制定だったり、町のホームページの公開というものもされる御意向の協議も進めるということでしたので、この情報公開のあり方も含めて、しっかりと検討していただくことはできますでしょうか。

○総務企画課長（長 順一） 質問にお答えいたします。今現在、要綱等が整備されていない中で、やはり私も、やはり町長の交際費については、毎回、あがってくるたび、中身を確認しながら執行しております。そういう上からも間違いはないかと思っております。今、言われている、ホ

ームページでの公開、情報の公開であったり、やはり交際費の条例制定であったり、ここについては、今現在、他市町村からも確認しながら、制定に向けて、今、準備を進めているところがございますので、これから内容については、詳細について、検討してまいりたいと思っております。

○6番（泰山祐一議員） 是非、御検討いただきたいと思えます。

あと、この部分で、当局のですね、職員が知っているかどうか分からないので、町長にも確認したいんですが、この交際費の中で、実際に例えばスナックだったりクラブだったり、2次会の利用というものは、どうですか、あるのかどうかというような御記憶、ございますか。

○町長（鎌田愛人） 一切使っておりません。みんな自分の金で、スナック、クラブは行ったことありません。自分で払っています。

○6番（泰山祐一議員） しっかりとお示しいただいたので、是非ですね、そういった部分を踏まえながら、先ほど、総務企画課長の方の御答弁ありましたとおりでですね、皆様にしっかりと見える化して、町長の方がしっかりとした公務をなされているんだというようなことをですね、お示しいただきたいと思えます。

次、ドローン事業について、お話を移ります。今回のドローン事業に関してですけれども第3者調査委員会の進捗に関しては、もう既に指摘事項に関しての改善をしたという状況で調査事項はなくなり、今回、第3者調査委員会の設置は必要ないということでの御答弁でした。私がちょっと伝えたいところなんですけれども、対策をとっていただくというようなことは、これは必須であります。これは町民の方からもですね、実際に今回、監査の方から報告が3月あった際にですね、その、それぞれに会しての法令違反などに関して、しっかりと白黒をつけていただきたいというようなお話がございました。そういった上で、別に第3者調査委員会に拘りはございませんけれども、その部分の白黒をつけるに当たって、例えば、顧問弁護士もいらっしゃいますよね。あとは外部の専門家などもいらっしゃると思えますし、県や総務省などですね、そういった部分の方々にも照会をですね、判断を仰ぐというような手順もできるかと思えますけれども、その点に関して、今回の1件がしっかりと、対策はとられた。だけれども、実際に法令としてはどうだったのかというようなところまで、やはり監査の意見として、ちゃんと対応するというようなことが、誠実な対応として求められると思うんですけれども、その点に関して、今後、第3者調査委員会の件に関しては対応しないということは分かりましたが、ほかの対応は考えていく余地はあるんでしょうか。

○総務企画課財政補佐（茂野清彦） 今回、ドローンに関しまして、監査からの御指摘事項に関しましては、対策をとってきております。そういった意味で、今後、監査からの指摘に関して、第3者という形になるかと思えますが、弁護士の方には一度確認して、見解を出していただけるかどうか、顧問弁護士の方には確認をしていきたいと思えます。

○6番（泰山祐一議員） 是非、お願いしたいと思えます。また、決算特別委員会の方もですね、後日、ございますので、是非、その部分に間に合えばですね、その回答の方をお示しいただきたいと思えます。

次に、学校存続についてのお話、移りたいと思います。昨日の決算の総括質疑におきまして、町長から心強いお言葉もございました。地域にとってはなくは、なくてはならないと。そして、何としても存続しなければならない。存続に向けて、あらゆる手段を検討しながら取り組んでいきたい。さらには教育委員会の問題ではない。教育委員会、町、そして、地域と連携しながら存続に向けて取り組んでいきたいというようなお話などございました。また、請島、与路島、加計呂麻島。宝の、宝の島でもあるというようなお話もございました。そういった意味で、今後、この令和8年度に向けて、実際に現実問題、もう9月の中旬となりました。本当にこのままですね、この両校が存続できるのかどうかということ、気になる部分なんですけれども、現実的にどうなのかということ、教育委員会に諮りたいと思います。いかがでしょうか。

○教育委員会総務課長（徳田義孝） 請島、与路島につきましては、1島1校ということで、一つの島に一つしか学校がないということで、学校の存続のみならず、地域の存続にも関わる問題ということで力を入れているところであります。池地、与路、それぞれの集落の方々と6月、7月に話し合う場を持ちました。今、ある制度、今、ある中で何ができるかということと、また、これまで以上に力を入れていく部分を確認したところですが、与路島につきましては、里親制度についての要望書等もあがっておりますけれども、里親制度ということになりますと、その里親の選定はもちろんですけれども、里親が養育者として、子供と健全な関係を築いていける、それだけの経験なり、思い、体力、そういったものが本当に充実した方を選定するとともに、その里親が地域の中で孤立化することがないようにですね、その里親になんかあった場合、どうしても島を離れないといけないような場合に、その里親をしっかりサポートできる体制が、思いが、その集落の中に本当にあるのか。要望書はあがりましてけれども、そこら辺もしっかり確認させていただいた上で、この議会、休会中、来週ですかね、頭にも、それぞれに、また、もう一度出掛けて、話し合いの場を持ちたいと思っております。また、かけろま留学制度というのがそれぞれの島に、加計呂麻本島側だけでなく、池地、与路島、それぞれの小・中学校にも適応されておりますので、そこを、そこを例えばですね、拡充していくような方向で検討することも、一つの選択肢としてありかなというふうに思っているところですが、そこら辺も含めて、協議しながら、地域の方とともに取り組んでいきたいと思っております。

○6番（泰山祐一議員） 島民の方々ともですね、いろいろ対話もさせていただきました。また、与路島の方からは陳情書の方もですね、8月に出されているということで、見させていただきました。本当にですね、もう両島の島民の皆様も、存続してほしい。だけれども、なかなか里親の部分の課題というものを、教育委員会もともにですね、感じているところかと思えます。この部分に関して、もう9月のこの段階ですので、どのような対応になるのか分かりませんが、非常に困難であるというようなこと、現実的にあろうかと思えます。その部分も踏まえてですけれども、やはり今後、令和8年度、もしかすると休校になるかもしれない。その上も踏まえて、町長の方に、まずはですね、総合教育会議の方を招集していただいたらどうかと。その中で、一旦、今後のこの両島

に対して、どういった指針を示して、それに対して政策としてですね、教育委員会と図っていくのかというようなところ、町長のメッセージをこの議会のこのようなやり取りだけではなく、是非ですね、公の場で図っていただいた方がよいのかなと思ったんですけれども、その点に関して、今後、図る予定、図っていく意向ですね、あるのかどうかという点、お伺いしてみたいと思います。昨年、給食の無償化する際にですね、総合教育会議、やってらっしゃいますよね。はい、それです。

○教育委員会総務課長（徳田義孝） 総合教育会議というのは、町長が招集するのが第一義的にありますが、教育委員会の方からもですね、提議というのはできることになっております。町の存続、集落の活性化、存続を含めた課題でもありますので、我々の方からも、そういう議題をテーマとしてですね、そういう会議は開く機会が持てるように働きかけたいとは思いますが、町長の方から、また、開催したいということであれば、是非、お願いしたいと思っております。

○町長（鎌田愛人） この問題は大きな問題でありますので、先般、言われているように、教育問題ではありません。町の全体の問題でもありますし、その集落、島の存続の問題でもありますので、総合教育会議の中でですね、他の教育委員の意見なども踏まえた中で、さらには請島、与路島の存続検討委員会、そういう方々の意見もあるかと思っておりますので、そういうことを踏まえた中で、十分な協議をですね、その総合教育会議の中でしていきたいなというふうに考えております。

○6番（泰山祐一議員） 是非、お願いしたいと思います。

あとですね、やはりその島の存続にも関わる話ですので、もう既に、もう周知しているかもしれませんが、一つ、御紹介したいと思います。こちら、鹿児島県の事業で、令和4年度、離島における再エネ主力電源化に向けた可能性調査事業というものが行われております。その中で、今回、請島の方がですね、モデル地区になっているんですけれども、御存知ですかね。是非、まだ分かんなければ調べていただきたいと思いますが、その中に書いてあるんですけれども、短期的、2024年、2025年から30年に向けてですが、特に面白いな、興味深いなと思ったのは、島全体の再エネ省力マイクログリッド構築という部分をですね、この5年間をかけて県の方が考えていらっしゃるということが、この資料に書いておりました。そういった中で、里親制度には、私はあまり拘り続けること自体がですね、もう難しい時期にきているのではないのかなというところも感じていますので、是非、そういった島のあり方自体が、もう最先端のこの離島と、小規模の離島としてのこの自足、自給自足でできるこの電力のあり方だったりを含めて、そういった島に暮らしてみたい、そういった島で子育てをしてみたいとかですね、というような部分を、学校教育と融合していくというようなことなども、是非、この県の事業を踏まえて、そして、現在、総務企画の企画係の方でもですね、この脱炭素関係の事業等も、いろいろ、これから取り組んでいくかと思っておりますので、是非、そういった部分で、今後、やはり、今、これまでになかった時代が到来している。そういった危機がある。しかしながら、それをどうクリアしていくのかという、これ、大人が前向きに挑戦して、そして、島民の方々が、もし諦めかけているのであれば、そうではなく、こういった取組もで

きるのではないのかというようなことをですね、是非、政策的に考えていっていただきたいなと思いますので、こちらの方は御紹介までにとということで、次の方、行かせていただきます。

○教育長（盛島正行） 私の方から、教職員の学校存続に向けてのスケジュールというか、的な部分を若干。次の年度の人員を配置するという段階になると、遅くても12月には、ある程度、目途がないと、次の年度、県教諭以外の人員配置になるかと思います。そのためにも早くから動いているわけですが、実は池地小・中学校の方は、去年の段階から2人いたんですが、途中で1人になった。その段階で、何度か足を運んで、話し合いも、校長とかやったところではあります。本年度も両方やっているところですが、やはり地域、保護者のバックアップ、熱意が必要なのかなというのがあります。実は私、校長していたときに、小さな学校で、小規模校で校長をさせてもらったことがあります。隣の学校が特認校という制度を使って、町の方から子供たちを呼んで、学校を存続させておりました。その学校が地元の子がいなくなった。特認の子供たちはまだ5・6人いたんですが、地元の子供たちがなくなった段階で閉校にすると、地域から声を上げて閉校にした学校が隣の学校でした。そういうやはり地域の子供たちに対する思い、学校存続に対する思いを、私たちも受け止めながら、協議をしっかりと進めていかなければいけないのかなど。早急に進めていかなければいけないと思っているところです。以上です。

○6番（泰山祐一議員） もう、これまでにない大変深刻な課題だということで、是非ですね、そういった中でも、町ですね、前向きな姿勢を持ちながら、島民の方に光を当てていただきたいなと思います。

次、行財政についてですけれども、こちら、令和の行財政大綱などの策定に関しての意向を伺いました。現在、様々なことを考えていらっしゃる、現在、協議を重ねているというようなことで、改革の全容をお示しできるよう、協議しているということでしたので、是非、頑張ってください。

次、まち・ひと・しごと創生総合戦略の現状について、お尋ねをしますが、こちら、第3期計画はまだ策定されていないというようなことで、その中でちょっと気になったんですが、本町の最上位計画である長期振興計画やせとうち未来展望2050と整合させるというようなことを、お話がありまして、この辺りの話も踏まえてなんですけれども、瀬戸内創生、まち・ひと・しごと創生本部、こちらの活動は令和6年、7年、活動されているんでしょうか。状況の方、確認します。

○総務企画課長（長 順一） そちらの方の委員会等については、現在のところ、活動はしていないのが現状であります。

○6番（泰山祐一議員） こちらの創生本部の部長は町長と要綱で記されておりましたが、町長、これ、召集される予定はないんですか。

○町長（鎌田愛人） 今現在、総務企画課の方で、最初の答弁で申し上げました、長期振興計画やせとうち未来展望2050などと整合させる形でという、模索しておりますので、そういうことも含めて、まずは総務企画課で検討する中でですね、その必要性が出てきたときに、その本部を立ち上げたいというふうに考えております。

○6番（泰山祐一議員） 是非ですね、この総務企画課のみならず、やはり今回ですね、第2期が終わって、そして、成果指標の方もですね、もうつくられていらっしゃる。やはりそういったものを共有して、そして、その第2期を踏まえた中で、今度、第3期をどうしていくのかというようなのは、総務企画課だけではなく、やはり当局全体でですね、この創生本部で語るべき話ではないのかなと思いましたので、その辺りも今後の検討材料にさせていただきたいなと思います。また。

○町長（鎌田愛人） まずは、まずはね、総務企画課の中でそれを準備した中で、きちんと資料など整理した中でですね、そういう本部の会議を行うことが必要だというふうに考えておりますので、まずは総務企画課で準備を行います。

○6番（泰山祐一議員） その準備がですね、やはり遅いですよね。もう7年度始まっています。6年度で第2期が終わって、もう半年が経っています。それで、まだ策定できる目途が立っていないように感じますけれども、実際にですね、このまち・ひと・しごとの創生総合戦略のこの、統合なども踏まえて、ものができない限り、この地方創生の推進交付金やデジ田事業などにも影響するんじゃないのかなと思うんですが、その点、いかがでしょうか。

○総務企画課財政補佐（茂野清彦） 確かに、まち・ひと・しごと創生総合戦略があることで、地方創生事業等に関係がしております。そういった意味で、早急に事業の、この戦略の継続、また、次の展開を見せていくべきだと考えております。その中で、今、やはりいろいろな課題が、財政を含めて出てきている中で、再度、再構築をしていきたいという思いで、今、よりよいものをつくるために努力をしている状況です。

○6番（泰山祐一議員） このまち・ひと・しごと創生総合戦略の第3期が、現段階でないというの、私はこれ大問題だと思うんですね。長期振興計画をどのように目標決定を細かくしていくのかということにおいてですね、やはりこれがないと、何を指針に、今度、予算策定、向かっていけばいいのか。そして、振り返りをすればいいのかというようなことでは非常に大事ですので、是非、早急にですね、もう7年度、半年経ちました。是非、こちらの方、早急にですね、対応していただきたいと思います。

次、道路整備について少し触れます。こちらの方、いろいろ、毎年ですね、対応の方、していただいているんですけども、やはり町道、見渡してみると感じますよね。そういった中で、現在、進捗率、どうなんでしょうかね。報告があがってきているものに対して、どれだけ対応しているんだろうかというところ、もし、肌感あればですね、感覚をお聞きしたいなと思います。いかがでしょうか。

○建設課長（浜田高仁） お答えいたします。要望に関してはですね、基本、要望いただいて、現地を確認した上で補修やら修繕をやっていくという形を取っております。答弁にもありましたように、年間通して点検しているところをございまして、そこを基準に整備計画を立てているというところをございます。それと別に、また、公共施設に関しては、別予算で整備をしていくという形をとっております。維持管理の件に関しては、予算的なものを、年間、どんだけ必要かというのも出

しておりますが、そこで追いついていけないのが現状でございます。

○議長（向野 忍議員） これで、泰山祐一議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明日、9月17日水曜日は午前9時30分から、令和6年度各会計決算審査特別委員会を開きます。

次の本会議は9月26日、金曜日を予定しています。

本日は、これで散会します。

散会 午後 3時36分

令和7年第3回瀬戸内町定例会

第 5 日

令和7年9月26日

令和7年第3回瀬戸内町議会定例会

令和7年9月26日(金曜日)午前9時30分開議

1. 議事日程(第5号)

○開議の宣告

【令和6年度各会計決算審査特別委員長報告】

- 日程第 1 認定第 1号 令和6年度瀬戸内町一般会計決算の認定について(表決)
- 日程第 2 認定第 2号 令和6年度瀬戸内町巡回診療施設特別会計決算の認定について(表決)
- 日程第 3 認定第 3号 令和6年度瀬戸内町国民健康保険特別会計決算の認定について(表決)
- 日程第 4 認定第 4号 令和6年度瀬戸内町介護保険特別会計決算の認定について(表決)
- 日程第 5 認定第 5号 令和6年度瀬戸内町後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について(表決)
- 日程第 6 認定第 6号 令和6年度瀬戸内町屠畜場事業特別会計決算の認定について(表決)
- 日程第 7 認定第 7号 令和6年度瀬戸内町船舶交通事業特別会計決算の認定について(表決)
- 日程第 8 認定第 8号 令和6年度瀬戸内町古仁屋港上屋事業特別会計決算の認定について(表決)
- 日程第 9 認定第 9号 令和6年度瀬戸内町農業集落排水事業会計決算の認定について(表決)
- 日程第10 認定第10号 令和6年度瀬戸内町簡易水道事業会計決算の認定について(表決)
- 日程第11 認定第11号 令和6年度瀬戸内町水道事業会計決算の認定について(表決)

【委員長報告】

- 日程第12 所管事務調査「こども育成環境整備に関する調査」委員長報告(文教厚生常任委員会)
- 日程第13 所管事務調査「第三セクターの運営についての調査」の中間報告(総務経済常任委員会)

【議案上程】

- 日程第14 議案第73号 令和7年度瀬戸内町一般会計補正予算(第4号)について
- 日程第15 議案第74号 令和7年度瀬戸内町巡回診療施設特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第16 議案第75号 令和7年度瀬戸内町簡易水道事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第17 議案第76号 令和7年度瀬戸内町水道事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第18 議案第77号 道路改修(補助金)工事(R7節子1工区)請負契約の締結について
- 日程第19 議案第78号 道路改良(補助金)工事(R7節子2工区)請負契約の締結について

【議員派遣の件】

- 日程第20 議員派遣の件

【閉会中の継続審査・調査申し出】

- 日程第21 防衛事業と地域共生調査特別委員会 (特別委員会)
- 日程第22 所管事務調査第三セクターの運営についての調査 (総務経済常任委員会)
- 日程第23 所管事務調査瀬戸内町の持続可能な介護に関する調査 (文教厚生常任委員会)
- 日程第24 本会議の会期日程等議会の運営に関する事項 (議会運営委員会)

※ 散 会

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

令和7年第3回瀬戸内町議会定例会 9月26日(金)

○出席議員は、次のとおりである。(10名)

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	栄 克人 議員	2番	里山 正樹 議員
3番	伊東 さおり 議員	5番	中村 洋康 議員
6番	泰山 祐一 議員	7番	永井 しずの 議員
8番	柳谷 昌臣 議員	9番	元井 直志 議員
10番	池田 啓一 議員	11番	向野 忍 議員

○欠席議員は、次のとおりである。(0名)

○職務のため会議に出席した事務局職員の職・氏名

事務局 長	義永 将晃	事務局 次長	喜屋武 純仁
庶務 議事係	宮原 美子		

○地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	鎌田 愛人	保健福祉課長	信島 浩司
副町長	福原 章仁	建設課長	浜田 高仁
教育 長	盛島 正行	水道課長	栄 順二
総務企画課長	長 順一	商工交通課長	勇 忠一
総務企画課企画補佐	田原 章貴	水産観光課長	保島 弘満
総務企画課財産 契約管理係長	佐々木 修作	農林課長兼農委局長	永井 健一郎
総務企画課人事補佐	勝田 忠広	会計管理者兼 会計課長	保岡 直人
総務企画課 DX推進室長	中島 淳弥	教育委員会 総務課長	徳田 義孝
税務課長	林 敬郎	社会教育課長	昇 憲二
町民生活課長	保岡 忠洋		

△ 開 会 午前 9時30分

○議長（向野 忍議員） これより、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付の議事日程第5号のとおりであります。

- △ 日程第1 認定第1号 令和6年度瀬戸内町一般会計決算の認定について
- △ 日程第2 認定第2号 令和6年度瀬戸内町巡回診療施設特別会計決算の認定について
- △ 日程第3 認定第3号 令和6年度瀬戸内町国民健康保険特別会計決算の認定について
- △ 日程第4 認定第4号 令和6年度瀬戸内町介護保険特別会計決算の認定について
- △ 日程第5 認定第5号 令和6年度瀬戸内町後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について
- △ 日程第6 認定第6号 令和6年度瀬戸内町屠畜場事業特別会計決算の認定について
- △ 日程第7 認定第7号 令和6年度瀬戸内町船舶交通事業特別会計決算の認定について
- △ 日程第8 認定第8号 令和6年度瀬戸内町古仁屋港上屋事業特別会計決算の認定について
- △ 日程第9 認定第9号 令和6年度瀬戸内町農業集落排水事業会計決算の認定について
- △ 日程第10 認定第10号 令和6年度瀬戸内町簡易水道事業会計決算の認定について
- △ 日程第11 認定第11号、令和6年度瀬戸内町水道事業会計決算の認定について

○議長（向野 忍議員） 日程第1，認定第1号，令和6年度瀬戸内町一般会計決算の認定についてから，日程第11，認定第11号，令和6年度瀬戸内町水道事業会計決算の認定についてまでの認定11件を一括議題として，決算審査特別委員長の報告を求めます。

○決算審査特別委員長（元井直志議員）

おはようございます。令和6年度瀬戸内町各会計決算審査特別委員会報告を行います。

令和6年度瀬戸内町各会計決算審査特別委員会報告

決算審査特別委員会での審査結果等について報告いたします。

当委員会に付託されました認定第1号「令和6年度瀬戸内町一般会計決算の認定について」から認定第11号「令和6年度瀬戸内町水道事業会計決算の認定について」までの認定11件につきましては、9月17日、18日、19日の3日間に亘り審査しました。

審査の過程での主な内容のみを述べますと、一般会計決算歳出の1款から2款については、「集落支援対策強化事業（空き家利活用）を活用した物件計25件のうち何件が利活用されているのか」との質疑に対し、「22件が利活用済み」との答弁でした。

次に、「集落等支援対策費ですが、集落からの要望が少なかったということで不用額が出ておりますが、申込件数は何件で採択件数は何件あったのか（集落と団体ごとに何件ずつなのか）」との質疑に対し、「申請件数は、住民参加型28件（集落:19、団体:9）、空き家利活用4件（集落:4）、採択件数は、住民参加型25件（集落:18、団体:7）、空き家利活用4件（集落:4）」との答弁でし

た。

次に、3款から4款については、「敬老祝金支給事業を支給した実績数（世代別実績）について」との質疑に対し、「令和6年度支給実績 事業費総額：7,360千円・満85歳（5,000円支給）63名・満90～99歳（15,000円支給）403名・満100歳以上（50,000円）20名」との答弁でした。

次に、「以前の回答において密集した市街地の合併浄化槽を公園の地下に作る、と言う事も言われたが、その計画は未だ、あるのか」との質疑に対し、「計画はあります。現在、春日公園の地下に合併浄化槽を設置する方向と今後確認作業を慎重に進めていきます。」との答弁でした。

次に、「火葬場の利用数」との質疑に対し、「243件(内改葬46件)」との答弁でした。

次に、5款から7款については、「伐採業務で年に何回伐採をしているのか」との質疑に対し、「令和6年度は11路線を各1回実施しております。」との答弁でした。

次に、「加計呂麻島展示・体験交流館への来訪者数について」との質疑に対し、「加計呂麻島展示・体験交流館来訪者については、8,600人となっています。」との答弁でした。

次に、8款から9款については、「加計呂麻島ターミナル整備事業の既存待合所の解体スケジュールについて」との質疑に対し、「現在、既存待合所の解体及び駐車場整備の工事執行の準備を進めているところであり、来月の10月頃から工事を着手し年度内の工事完成を予定しております。」との答弁でした。

次に、10款から14款については、「図書館の利用者・貸出本数と前年度比について」との質疑に対し、「図書館本館利用者は前年度比104%で4%増、貸出冊数は前年度比106%で6%増。」との答弁でした。

次に、「移動図書館の利用者・貸し出し本数と前年度比について」との質疑に対し、「移動図書館利用者は前年度比77%で23%減、貸出冊数は92%で8%減。」との答弁でした。

次に、一般会計歳入の全款については、「シーカヤックマラソン大会の町への経済効果がどの程度あるのか」との質疑に対し、「前年同様算出したところ、参加者及び同行者が、本町で消費した額については21,045,871円。宿泊施設利用者のみについては16,724,286円となっています。」との答弁でした。

次に、「せとうち海の駅コインパーキングの令和6年度利用実績（利用台数、売上）について」との質疑に対し、「利用実績は、22,218台であり、それを基にした売上げは、駐車時間にもよりますが4,000,000円～5,000,000円の間だと予想されます。」との答弁でした。

次に、各特別会計決算の歳入歳出全款については、巡回診療施設特別会計では「医療の地域格差の是正にて遠隔医療の6件の実績が上がっておりますが、どのような診療を行ったのか」との質疑に対し、「池地診療所の看護師が患者の画像をへき地診療所の医師に送信し、それを診察して電話で指導したものです。」との答弁でした。

次に、国民健康保険特別会計では「令和元年度の居所不明の詳細の理由説明について」との質疑に対し、「年度途中で転出した方で、当初調査時には転出先が判明していましたが、のちに不明となったものです。」との答弁でした。

次に、「納税意識の欠如で不納欠損となっているがこれまで講じた対策と不納欠損にする理由について」との質疑に対し、「給与や預貯金の調査及び差押、催告書の送付、電話催告等を実施しま

した。税については5年経過後に時効となりますので、不納欠損としています。」との答弁でした。

次に、介護保険特別会計では「介護保険被保険者数の第一号被保険者数及び前年度比について」との質疑に対し、「第一号被保険者数は3,259人。前年度比98.37%」との答弁でした。

次に、後期高齢者医療事業特別会計では「後期高齢者保険の被保険者数について」との質疑に対し、「(R7.9.16時点)1,547人」との答弁でした。

次に、船舶交通事業特別会計では「せとなみの1年間の欠航数について」との質疑に対し、「令和6年度の欠航数は補助対象年度集計で94.5回となっています。」との答弁でした。次に、「西回りの割合について」との質疑に対し、「令和6年度の西回りが補助対象年度集計46.5回、約13.7%となっています。」との答弁でした。

次に、上水道事業会計では「令和6年度時点の管路資産の健全資産と経年化資産と老朽化資産の割合について」との質疑に対し、「令和6年度時点は、健全資産:74.5%、経年化資産:25.5%、老朽化資産:0%」との答弁でした。

以上で、本委員会に付託された認定11件の審査を終了し、引き続き採決を行い、全会計とも賛成多数で、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

なお、令和6年度巡回診療施設特別会計の決算議案の認定を受け、泰山祐一委員外1名から「令和6年度瀬戸内町巡回診療施設特別会計決算の認定に対する附帯決議案」が提出され、可決されました。その中で政策提言された内容は、次のとおりであります。

1. 医師住宅を行政財産として位置づけたまま使用する場合は、看護師住宅同様に使用料等について条例化を含む制度整備を行うか、医師住宅としての必要性が薄れている場合は、行政財産から普通財産へ所管を変更したうえで、適切な手続により貸付等の活用を行うこと。
2. 目的外使用における「臨時的」許可の判断基準を明確化し、同様の事案が恒常利用とならないよう適正な運用を図ること。

なお、本委員会に付託された認定11件の審査を通じ当委員会としての、次の意見を集約決定しました。

令和6年度瀬戸内町各会計決算審査特別委員会審査意見

1. ドローンを活用した持続可能なまちづくり事業については、第3セクター会計と町の一般会計が混在しないよう、明確に区分して整理されたい。
2. 第3セクターについては格別の計画と運用に留意をされたい。
3. DX推進やBPRの進展に伴う課題に対応するため、職員研修を通じて共通意識を醸成し、関係課局が連携して住民サービスの向上に努められたい。
4. 加計呂麻ターミナル新設などを契機に、公共施設の有効活用を再考し、更なる観光振興の発展に資する取組を積極的に努められたい。
5. 新たにスターリンクを設置した一島一校の請島・与路島の学校存続問題については、全庁を挙

げて、産業振興・移住定住・魅力ある学校づくりなど、総合的かつ多角的な方策を講じられたい。

6. 滞納は町民生活や行政運営に重大な影響を及ぼすことから、関係部署において実効性ある徴収対策を早急に講じ、解消に向けた取組を一層強化されたい。

7. 議会からの資料要求に対しては、積極的に協力し情報開示に努められたい。

これを当議会の意見として、執行当局に申し入れすることが適当であると決定した次第です。議長において、よろしくお取り計らい下さるようお願いいたします。

以上で、報告を終わります。

○議長（向野 忍議員） 委員長報告は終わりました。

これから、討論を一括して行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍議員） 討論なしと認めます。

これより、採決に入ります。

認定第1号、令和6年度瀬戸内町一般会計決算の認定についてから、認定第11号、令和6年度瀬戸内町水道事業会計決算の認定についてまでの認定11件についての採決は、起立によって行います。

まず、認定第1号を採決します。

本案に対する委員長の認定は認定です。

認定第1号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍議員） 起立多数であります。

よって、認定第1号、令和6年度瀬戸内町一般会計決算の認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第2号を採決します。

本案に対する委員長の認定は認定です。

認定第2号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍議員） 起立多数であります。

よって、認定第2号、令和6年度瀬戸内町巡回診療施設特別会計決算の認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第3号を採決します。

本案に対する委員長の認定は認定です。

認定第3号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍議員） 起立多数であります。

よって、認定第3号、令和6年度瀬戸内町国民健康保険特別会計決算の認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第4号を採決します。

本案に対する委員長の認定は認定です。

認定第4号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍議員） 起立多数であります。

よって、認定第4号、令和6年度瀬戸内町介護保険特別会計決算の認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第5号を採決します。

本案に対する委員長の認定は認定です。

認定第5号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍議員） 起立多数であります。

よって、認定第5号、令和6年度瀬戸内町後期高齢者医療事業特別会計決算の認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第6号を採決します。

本案に対する委員長の認定は認定です。

認定第6号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍議員） 起立多数であります。

よって、認定第6号、令和6年度瀬戸内町屠畜場事業特別会計決算の認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第7号を採決します。

本案に対する委員長の認定は認定です。

認定第7号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍議員） 起立多数であります。

よって、認定第7号、令和6年度瀬戸内町船舶交通事業特別会計決算の認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第8号を採決します。

本案に対する委員長の認定は認定です。

認定第8号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍議員） 起立多数であります。

よって、認定第8号、令和6年度瀬戸内町古仁屋港上屋事業特別会計決算の認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第9号を採決します。

本案に対する委員長の認定は認定です。

認定第9号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍議員） 起立多数であります。

よって、認定第9号、令和6年度瀬戸内町農業集落排水事業会計決算の認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第10号を採決します。

本案に対する委員長の認定は認定です。

認定第10号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍議員） 起立多数であります。

よって、認定第10号、令和6年度瀬戸内町簡易水道事業会計決算の認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第11号を採決します。

本案に対する委員長の認定は認定です。

認定第11号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍議員） 起立多数であります。

よって、認定第11号、令和6年度瀬戸内町水道事業会計決算の認定については、認定することに決定しました。

お諮りします。

先ほどの委員長報告において審査意見が付されております。

この意見については、議会の意見として町当局へ送付したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍議員） 異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会審査意見については、議会の意見として町当局へ送付することに決定しました。

休憩します。

休憩 午前 9時55分

再開 午前 9時56分

○議長（向野 忍議員） 再開します。

△ 日程第12 所管事務調査 こども育成環境整備に関する調査の報告

○議長（向野 忍議員） 日程第12，所管事務調査，こども育成環境整備に関する調査の報告を，文教厚生常任委員長に求めます。

○文教厚生常任委員長（永井しずの議員） 所管事務調査，こどもの育成環境整備に関する調査の報告。

所管事務調査「こどもの育成環境整備に関する調査」の報告

令和8年4月に予定されている「瀬戸内町こども家庭センター」設置に伴い、文教厚生常任委員会では、令和7年3月から開始した所管事務調査「こどもの育成環境整備に関する調査」が終了しましたので報告いたします。

少子化が進行し、子どもや子育て世代を取り巻く課題が複合化・多様化する中、2024年に施行された改正児童福祉法等により、市区町村などの基礎自治体には「こども家庭センター」の設置が努力義務とされました。妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を提供する同センターの設置は、本町にとっても喫緊の課題であり、本視察は各自自治体における「こども家庭センター」の設置・運営状況、少子化対策、子育て支援施策、組織体制、地域連携、及び子どもの権利に関する取り組みを調査し、今後の子育て支援施策の策定、特にセンターの円滑な設置・運用に資することを目的として実施いたしました。

令和7年4月17日に龍郷町を訪問し、こども家庭センターについて関係者から聞き取り調査を行いました。龍郷町こども家庭センターは、既に子ども子育て応援課内に「子育て世代包括支援センター」と「子育て家庭総合支援拠点」が設置されていたためスムーズに「こども家庭センター」に移行することが出来たとのことでした。また、「こども家庭センター」設置の背景としては、対応困難なケース（特定妊婦、若年の精神疾患など）に対し、組織として一体的で切れ目のない支援を実施する必要があったとのことでした。課題としては、保健師の人材不足とのことでした。

令和7年4月23日に委員会を開き、瀬戸内町町民生活課・保健福祉課に聞き取り調査を行いました。その結果「令和8年4月に町民生活課内にこども家庭センターを設置。町民生活課の児童母子係と保健福祉課の保健予防係が1つになるようなイメージをしている。開設には、統括支援員1名、こども家庭支援員22名が常駐していなければならない、その人員確保と予算を令和7年10月までに検討し、令和8年4月からの運用を目指す。」とのことでした。

令和7年5月14日に福岡県田川市を訪問し、関係者から聞き取り調査を行いました。

田川市こども家庭センターは、0歳から18歳までの切れ目のない支援と強化と充実のため、令和6年4月に「こども家庭センター」を設置したとのことでした。母子保健機能と児童福祉機能に合わせて、スクールソーシャルワーカーもセンターに配置しているとのことでした。「こども家庭センター」設置後は、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対して、1か所で一体的に相談支援を行

うことができるようになったため、市民の利便性が向上した。母子保健、児童福祉、学校に関する情報共有が今まで以上に迅速に行えることで、子どもに関する包括的な支援の向上を図ることができているとのことでした。課題としては、保健師が分散配置されたことにより、保健師が不足する事態が生じているとのことでした。

また、田川市では、全国的に子どもが犠牲になる事案が後を絶たない状況や、過去に子ども虐待事案が発生した背景から、子どもに関する人権課題への早急な対応の必要性が認識され、「田川市子どもの権利条例」を令和4年4月1日に施行したとのことでした。条例では、「子どもは無限の可能性を秘めた将来を担うこのまちの宝」と位置づけ、社会全体で愛情を持って子どもを見守り育て、健やかな成長が保障されるまちづくりを目指していくことを基本理念としていました。

令和7年8月6日に鹿児島県日置市を訪問し、関係者から聞き取り調査を行いました。

日置市は、令和元年度に子育て世代包括支援センター「チャイまる」を設置、令和4年度に家庭総合支援拠点をこども未来課に設置し、令和6年度4月1日にこれら二つの機能を統合する形で「日置市こども家庭センター『チャイまる』」を新たに設置したとのことでした。

また、「日置市こどもまんなか宣言」を掲げ、子どもを中心とした政策の充実を図っており、その成果として転入者の増加も見られるとのことでした。特に、福祉・教育・医療など関係機関が横断的に連携して一体的に取り組む姿勢が印象的であり、相談しやすい窓口づくりや支援員の専門性向上の工夫がなされていました。

令和7年9月9日に委員会を開き、瀬戸内町町民生活課・保健福祉課に聞き取り調査を行いました。その結果「町民生活課と保健福祉課が連携し、人員体制の協議を総務企画課と進めており、設置場所は、町民生活課内に予定している。今後は県が主導する、未設置の市町村を対象としたワークショップに参加し、補助金や課題解決策についても検討していくとのことでした。

人員体制については、保健福祉課から保健師や専門士の配置が予定されており、保健福祉課予防係が担当していた母子保健事業などがこども家庭センターへ移管し、町民生活課・児童母子の職員と共に運用していきたいとのことでした。

以上の調査を踏まえ、令和7年9月0日に当委員会を開催し、調査結果の取りまとめを行い、別紙のとおり意見を集約いたしました。

意 見 書

・体制整備の加速

子育て支援に特化した専管課を設置し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を提供するため、窓口を一元化すること。統括支援員・家庭支援員・保健師等の必置職を計画的に確保し、さらに研修等を通じて職員の実務能力向上に努められたい。

・横断連携によるワンストップ支援の実装

保健福祉・教育・保育・医療・地域団体等との定例協議体制を整備し、迅速な情報共有と縦割り解消を進めること。併せて窓口対応の丁寧さを徹底し、1か所で相談・デジタルでの申請手続等が完結する仕組みを確立されたい。

・子ども最優先の理念明文化と全域展開

「子どもの最善の利益を最優先とする」理念を宣言や条例等の形で明文化し、町全体で共有するこ

と。さらに、町内全域で子育て支援サービスを提供し、地域の声を広く反映できる仕組みを整えられたい。

以上の意見を町当局に申し入れることが適当であると決定しましたので、議長がそのように取り計って下さるようお願い申し上げます。

以上で「こどもの育成環境整備に関する調査」の報告を終わります。

○議長（向野 忍議員） 所管事務調査、こども育成環境整備に関する調査の報告は、これで終了します。お諮りします。

日程第12の文教厚生常任委員長報告の所管事務調査、こども育成環境整備に関する調査の報告について、調査意見が付されています。

この意見については、議会の意見として町当局へ送付したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍議員） 御異議なしと認めます。

よって、文教厚生常任委員長の報告においての調査意見については、議会の意見として町当局へ送付することに決定しました。

△ 日程第13 所管事務調査、第三セクターの運営についての調査の中間報告

○議長（向野 忍議員） 日程第13、所管事務調査、第三セクターの運営についての調査の中間報告を、総務経済常任委員長に求めます。

○総務経済常任委員長（元井直志議員） 総務経済常任委員会からの報告を行います。

「第三セクターの運営についての調査」中間報告

この件については、「合同会社奄美せとうち地域公社」、「奄美アイランドドローン株式会社」、「株式会社せとうちフェリー」の第三セクターの運営や開示等に不明な点が多く、令和6年12月11日に総務経済常任委員会での調査事項としました。

令和7年1月8日には、「株式会社せとうちフェリー」の聞き取り調査を行いました。

令和7年2月3日には、「奄美アイランドドローン株式会社」の聞き取り調査を行いました。

令和7年2月13日には、第三セクターについて当局から聞き取り調査を行いました。

令和7年2月25日と令和7年3月28日には、先進地調査日程等について委員会を開催しました。

令和7年5月12日には、長島町へ第三セクター「天長フェリー株式会社」の経営状況について調査しました。

令和7年6月17日には、今後の調査について委員会を開催しました。

令和7年8月6日には、第三セクター「曾於市農業公社」の運営状況について調査を行いました。

今後の進捗を見守りながら当委員会として、「株式会社せとうちフェリー」と「合同会社奄美せとうち地域公社」及び「奄美アイランドドローン株式会社」を継続調査しながら、最終報告をして

いきたいと考えます。

以上で、中間報告を終わります。

○議長（向野 忍議員） 所管事務調査、第三セクターの運営についての調査の中間報告は、これで終了します。

△ 日程第14 議案第73号 令和7年度瀬戸内町一般会計補正予算（第4号）について

○議長（向野 忍議員） 日程第14、議案第73号、令和7年度瀬戸内町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人） 議案第73号、令和7年度瀬戸内町一般会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本予算は、3号補正予算成立後、新たに生じた事態に対処するため、所要の措置を行おうとするものですが、その主な内容は次のとおりであります。

まず、歳出について申し上げます。

土木費に3,814万円、消防費に230万円をそれぞれ追加したこと。

次に、歳入について申し上げます。

国庫支出金に3,660万円、地方交付税に384万円をそれぞれ追加したこと。

御審議のうえ議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍議員） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○6番（泰山祐一議員） 質疑させていただきます。まず、8款2項6目ですね、こちらのほうの公営事業に関する道路整備事業の委託測量設計3,500万円などございますが、こちらに関して場所などですね、今後の計画も含めて御説明いただきたいと思います。

○建設課長（浜田高仁） お答えいたします。今回補正で組まれている分に関してはですね、令和8年度の前倒し予算でございます。測量設計の場所がですね、今、1期工事として嘉徳支線、町道嘉徳支線を改良中でございますが、嘉徳線ですね、旧国道から嘉徳集落に向かう約650mの間の実施設計となっております。以上でございます。

○6番（泰山祐一議員） はい、承知いたしました。次、9款1項の3目非常備消防費のほう修繕料230万円ですね、こちらのほうに関して御説明いただきたいと思います。

○総務企画課長（長 順一） 御質問にお答えいたします。この修繕については、消防団のポンプ車の不具合が見つかりまして、先月も阿室釜地区での火災が発生したこともありまして、早急な対応をしないといけないということで、ポンプ車の修理に関する230万円でございます。

○6番（泰山祐一議員） はい、分かりました。ちなみにその不具合があった消防は、どこの消防だったのでしょうか。

○総務企画課長（長 順一） 不具合があったのは古仁屋の消防団のポンプ車での不具合が見つかり

ましたので、今回、計上しております。

○6番（泰山祐一議員） はい、分かりました。こちらの消防車などの定期的なチェックというものは、年に何回程度行われているのかという点も確認してよろしいでしょうか。

○総務企画課長（長 順一） お答えいたします。各消防団において定期的に月1回ないし2回の割合で点検を行っております。

○6番（泰山祐一議員） はい、分かりました。適宜ですね、火災のほうも最近瀬戸内に限らずですね、多く感じますので、是非その部分で定期的なチェック等々もですね、今後引き続きよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議長（向野 忍議員） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第73号を採決します。

採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍議員） 起立多数であります。

よって、議案第73号、令和7年度瀬戸内町一般会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第15 議案第74号 令和7年度瀬戸内町巡回診療施設特別会計補正予算（第3号） について

○議長（向野 忍議員） 日程第15、議案第74号、令和7年度瀬戸内町巡回診療施設特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人） 議案第74号、令和7年度瀬戸内町巡回診療施設特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本予算は、第2号補正予算成立後、新たに生じた事態に対処するため、所要の措置を行おうとするものですが、その主な内容は次のとおりであります。

歳出について申し上げます。

へき地診療所事業費の施設管理費用71万5,000円調整したこと。

御審議のうえ議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍議員） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○5番（中村洋康議員） 質問いたします。その歳出のですね、1款1項1目のですね、これはエアコン購入費を落としてシステム使用料への予算の振替というふうになっていますけども、両方については関連性がないと思いますので、どういうことなのか、内容を説明ください。

○保健福祉課長（信島浩司） お答えいたします。まず、特定健診のシステムについてですが、健康診断のシステムについてですが、これまでへき地のほうでは健康診断について各種団体から申込みがあったときには受けておりましたけれども、それが今までは個人の情報とかですね、結果とかを全て職員による手入力で行っておりました。これに関しては、かなりの時間外とかが発生しております、更に今年度からですね、またほかの自衛隊さんであったりとかですね、ほかの団体の申込みもありますので、この機会にですね、システムを導入して、これによりまして申込みの際に個人のほうでQRコードにおきまして個人情報を入力しますと、そのままシステムのほうにそれが反映されて、判定結果とかも自動的にできるようになりますので、劇的に改善されるということでございます。これに関しての費用でございますが、備品のほう、当初予算におきましてエアコン、病院で飼養しているエアコンのほうの新規購入2台予定しておりましたけれども、1台については取替えのときにですね、よく調べましたら軽微な修繕で済むということで、結果2台購入予定していたのを、1台の新規購入ということで、1台分の経費が余りました。今回、このシステムの導入ということでございましたので、備品のほうの経費を落としてシステム使用料に計上したということでございます。以上です。

○5番（中村洋康議員） ということは、この金額はたまたま一緒だったということの理解でよろしいでしょうか。

○保健福祉課長（信島浩司） そのとおりでございます。本来ならもっと早くで落とすところでしたけれども、その医療機器等扱ってございまして、1台分浮いてはいたんですけれども、年度末まではほかの整備する医療機器とか、発生するのを想定しておりましたけれども、このタイミングで新たなそのシステム購入の費用が出てきたということで、その持ち出し分と申しますか、一般財源の負担がないように、このタイミングで備品の剰余分を落として調整したということでございます。

○議長（向野 忍議員） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第74号を採決します。

採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍議員） 起立多数であります。

よって、議案第74号、令和7年度瀬戸内町巡回診療施設特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第16 議案第75号 令和7年度瀬戸内町簡易水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（向野 忍議員） 日程第16、議案第75号、令和7年度瀬戸内町簡易水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人） 議案第75号、令和7年度瀬戸内町簡易水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本予算は、当初予算成立後、新たに生じた事態に対処するため、所要の措置を行おうとするものですが、その主な内容は次のとおりであります。

まず、支出について申し上げます。

簡易水道事業費用の営業費用に181万9,000円を追加したこと。簡易水道事業費用の特別損失に5万円を追加したこと。資本的支出の建設改良費に2,027万5,000円を追加したこと。

次に、収入について申し上げます。

簡易水道事業収益の営業外収益に172万3,000円を追加したこと。資本的収入の事業債に1,030万円を追加したこと。資本的収入の国庫補助金に1,038万5,000円を追加したこと。

御審議のうえ議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍議員） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○6番（泰山祐一議員） 質問させていただきます。昨日も指摘があったところで、改めて確認ですが、まず、歳入のところの簡易水道事業特別172万3,000円ですね、こちらに関しての説明と、その積算根拠ですね、その点に関してお尋ねしたいと思います。

○水道課長（栄 順二） お答えいたします。172万3,000円の収入についてであります。こちらは今年度予定しております水道料金の基本料金の減免、こちらに関しまして一般会計からの繰入れ分ということでございます。この根拠といたしましては、簡易水道につきましては、1世帯当たりの基本料をですね、水道基本料が600円となっております。600円×世帯数という形になっております。世帯数につきましては、今ちょっと手元に資料がありませんが、約、すみません、ちょっと正確な件数はまた後ほど答えさせていただきます。以上となっております。

○6番（泰山祐一議員） はい、分かりました。あとですね、ちょっと後ほどの上水道にもちょっと

関わるんですけども、簡易水道、基本料金600円であると。上水道に関しても基本料金、もしかすると簡易水道よりも上下するのではないのかなと思ったんですけども、このあたりの公平感に関してはどのように考えているのかなというところを確認したいなと思います。いかがでしょうか。

○水道課長（栄 順二） お答えいたします。上水道につきましては、おっしゃるとおりですね、基本料金のほうは850円、850円となっております。こちらは上水道のほうがいぞうせいの料金体制を取っております、簡易水道とは若干差があるということでございます。簡易水道につきましては、その立地条件であったり、経営状況であったり、いくらか国庫補助の導入等もございまして、優遇措置等もありますが、簡易水道のほうとしましては、独立採算制を原則としておりますので、若干その分基本料金がですね、簡易水道と比べまして差が設けてあるということでございます。

○6番（泰山祐一議員） はい、分かりました。その部分ですね、簡易水道を供給していただいている世帯に関しては、上水道を受けているエリアの方からすると、その恩恵というものが若干ですね、少なくなってしまうというところもありましたので、今後こういった水道料金の無償化をしていくにあたって、もう少し二つのエリアを持っている本町のひとつの特徴だとは思いますが、そのあたりはひとつ検討していただいたほうがいいのかと思いました。是非今後研究していただきたいと思います。

あと12ページのほうですね、工事請負費のところですが、こちらのほうに関しては、本島側の勝浦、網野子のほうも、簡易水道事業になるんですかね、あとちょっとその点確認してよろしいでしょうか。

○水道課長（栄 順二） 網野子勝浦地区につきましてはですが、こちらは本島側は全て上水道というくくりではございますが、旧簡易水道施設ということで、国庫補助事業の対象となっております。昨年度、国のほうから急きよですね、追加予算の割り当てがございました。これによりまして今年度完了事業予定でございました与路地区のほうの前倒しとなりましたので、急きよですね、新規令和8年度事業を前倒しということで要望を行いまして、その要望のほうが認められ、内定を得たことによって今回計上しているということでございます。

○6番（泰山祐一議員） はい、分かりました。ここについても、この施設においては簡易水道の会計から行っていく対応になるのか、今後移行とかができるようになるのか、ちょっとそのあたりについてもお示しいただきたいなと思います。いかがでしょうか。

○水道課長（栄 順二） お答えいたします。現在は旧簡易水道施設という形で国庫補助事業の対象となっておりますが、こちらのほうも先行きのほうがまだ不透明といいますか、未定という形でございます。要するに、いつ財源として国庫補助金、上水道の旧簡易水道施設に対しての補助金がなくなるといった、そういったことも想定されますので、そういったとき、実際にそういったことがございましたら、この部分の変更というか、検討というのが必要になってくるかと思えます。

○議長（向野 忍議員） ほかに質疑はありませんか。

○5番（中村洋康議員） 私もその11ページのですね、件で少し質問したいと思いますけれども、まず最初にですね、この歳入の他会計、補助金というような形で計上していますけれども、これは一般会計の3号補正でですね、簡易水道会計に対する繰入金という形でですね、補正した物価高騰対応の地方創生の臨時交付金分だというふうに思っていますけれども、これは補助金、繰入金という形では、他会計繰入金じゃなくて、他会計補助金としたのは、どういうことなんですかね。まずそのことをお聞きしたいなと思います。

○水道課長（栄 順二） お答えいたします。令和6年度より簡易水道事業が特別会計から公営企業会計へと移行されております。そういった形で勘定科目、会計上の勘定科目に使う言葉として補助金という形に変更となっております。

○5番（中村洋康議員） そういうことであれば理解したいと思いますけれども、あとこの物価高騰対応の地方創生臨時交付金ということで、その内容については先ほどもありましたけれども、基本料金の3カ月でしたかね、・・免除ということでありますけれども、この受入れの172万3,000円という金額がありますけれども、それを実際に物価対応としてですね、事業実施するにあたっての予算措置というものは、ちょっと気がつかなかったんですけれども、それは特に今回では上げてないということなんでしょうか。その辺お伺いしたいと思います。

○水道課長（栄 順二） お答えいたします。そうですね、今回は上げてないということでよろしいと思います。

○5番（中村洋康議員） いわゆる基本料金の免除でありますので、決算というかですね、トータルの考え方になるんだろうと思いますけれども、やはりこれはですね、施策として、瀬戸内町の施策として物価高騰対応の臨時交付金だということであるわけですよ。やはりこれは対外的に町民に対する広報という意味でもですね、こういうことをやりますと、予算措置をしましたというような形でですね、私は出したほうがですね、よろしいんじゃないかというふうに思ったものですから、そうしないと、なかなか町民の皆様にお知らせするというか、理解するのに少し予算的に、計上のですね、乏しいのかなというふうなことも考えました。したがって、これはこれで会計上は問題ないと思いますので、広報をですね、やはりこういう対応をしていますということをですね、是非やっていただきたいなというふうに思います。以上です。

○議長（向野 忍議員） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第75号を採決します。

採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍議員） 起立多数であります。

よって、議案大75号、令和7年度瀬戸内町簡易水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

休憩します。再開は10時50分とします。

休憩 午前 10時35分

再開 午前 10時50分

○議長（向野 忍議員） 再開します。

○水道課長（栄 順二） 先ほど泰山議員のほうから御質問のございました水道料金の基本料金免除世帯数について、お答えいたします。簡易水道のほうが870世帯、上水道のほうが4,460世帯を予定しております。

△ 日程第17 議案第76号 令和7年度瀬戸内町水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（向野 忍議員） 日程第17、議案第76号、令和7年度瀬戸内町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人） 議案第76号、令和7年度瀬戸内町水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本予算は、当初予算成立後、新たな事態に対処するため所要の措置を行おうとするものですが、その主な内容は次のとおりであります。

まず、支出について申し上げます。

水道事業費用の営業費用に186万3,000円を追加したこと。資本的支出の固定資産購入費の155万9,000円を追加したこと。

次に、収入について申し上げます。

水道事業収益の営業外収益に1,365万1,000円を追加したこと。

御審議のうえ議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍議員） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○6番（泰山祐一議員） 15ページのほうになります。こちらの土地購入費用取得155万9,000円ですね、こちらに関しての説明、場所をです、お尋ねしたいと思います。

○水道課長（栄 順二） お答えいたします。土地購入費でございますが、こちらは阿木名水源の管理道路用地となっております。管理道路用地につきましては、今回、管理道路の補修工事を行い

ますので、用地の測量を行い、用地を確定した後に売買をし、それから登記を行うという計画でございます。

○6番（泰山祐一議員） 昨日の公営企業の会計監査意見書のほうにも書かれていた、この未登記一覧のほうの部分、4カ所ありますけれども、その部分のどこの箇所になるのか、全ての箇所になるのかというところをお尋ねしたいと思います。いかがでしょうか。

○水道課長（栄 順二） お答えいたします。不動産の未登記となっております4カ所ございますが、この中の3カ所ですね、阿木名水源施設管理道路、こちらの3カ所分となっております。

○議長（向野 忍議員） ほかに質疑はありませんか。

○5番（中村洋康議員） 13ページです。簡水と同じような質問になりますけれども、水道事業会計の一般会計補助金、特別分として1,357万1,000円、これも物価高騰対応の臨時交付金分であるということでもありますけれども、これも同じようにその支出の分というか、免除した分の歳入も含めてですね、予算措置は今回のこの補正ではないということでしょうか。

○水道課長（栄 順二） お答えいたします。そのような御認識でよろしいかと思えます。

○5番（中村洋康議員） それでですね、1点お聞きしたいんですが、私一般質問で簡水と上水道についての物価対応の助成はありますと。しかしながら、集落水道については、現時点では検討されてないということでしたけれども、今後検討されるということでもありましたので、そのことについてですね、集落水道に対する物価対応の町の資源というものについて、今現時点の所見というか、どういうふうなことを考えていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

○水道課長（栄 順二） お答えいたします。集落水道に対しての支援ということで、今回水道料金の基本料金免除ということで、当初計画しておりましたが、集落水道につきましても同じく支援措置といたしまして、減免とはまた意味合いが違いますけれども、同じ、同程度の世帯数、同程度の支援をその世帯に対して行うというような考えを持っております。またこちらのほうも財源が必要となってきますので、こちらはまた早急にですね、しっかり協議しながら対応していきたいと考えております。

○5番（中村洋康議員） よろしくお願ひしますということを上申して、終わります。

○議長（向野 忍議員） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第76号を採決します。

採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍議員） 起立多数であります。

よって、議案第76号、令和7年度瀬戸内町水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第18 議案第77号 道路改修（補助金）工事（R7節子1工区）請負契約の締結について

○議長（向野 忍議員） 日程第18、議案第77号、道路改修（補助金）工事（R7節子1工区）請負契約の締結についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人） 議案第77号、道路改修（補助金）工事（R7節子1工区）請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、令和7年9月10日、丸福建設株式会社、株式会社伊東組、株式会社勇建設、株式会社泰江組、奄美興発株式会社、株式会社里山興業、株式会社藤田建設の7社による指名競争入札の結果、奄美興発株式会社が一金、6,052万1,550万円で落札決定し、令和7年9月11日付で仮契約を締結しております。

工事内容は、盛土工366㎡、現場吹付法砕工248㎡、鉄筋挿入工42本、排水工255m、舗装工1,480㎡、防護柵工73mを実施するものであります。

参考資料として図面を添付しております。

御審議のうえ議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍議員） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○6番（泰山祐一議員） こちらのほうの契約ですけれども、予定している工期に関してお尋ねしたいと思います。

○建設課長（浜田高仁） お答えいたします。日数としましては、275日です。完了予定が令和8年6月30日の予定でございます。以上です。

○議長（向野 忍議員） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第77号を採決します。

採決は起立によって行います。

本案は、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍議員） 起立多数であります。

よって、議案第77号、道路改修（補助金）工事（R7節子1工区）請負契約の締結については、可決されました。

△ 日程第19 議案第78号 道路改良（補助金）工事（R7節子2工区）請負契約の締結について

○議長（向野 忍議員） 日程第19、議案第78号、道路改良（補助金）工事（R7節子2工区）請負契約の締結についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人） 議案第78号、道路改良（補助金）工事（R7節子2工区）請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、令和7年9月10日、丸福建設株式会社、株式会社伊東組、株式会社勇建設、株式会社泰江組、奄美興発株式会社、株式会社里山興業、株式会社藤田建設の7社による指名競争入札の結果、株式会社泰江組が、一金、7,261万8,844円で落札決定し、令和7年9月11日付で仮契約を締結しております。

工事内容は、盛土工180m³、現場吹付法枠工324m²、鉄筋挿入工126本、排水工250m、舗装工2,410m²を実施するものであります。

参考資料として図面を添付しております。

御審議のうえ議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍議員） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○6番（泰山祐一議員） 先ほど同様に、こちらのほうの工期も同じなのかどうか、確認したいと思います。

○建設課長（浜田高仁） お答えいたします。日数がですね、期間がですね、285日間です。1工区と比べて15日間、10日ぐらいですかね、増えています。完了予定が令和8年の7月10日の予定でございます。以上です。

○6番（泰山祐一議員） はい、分かりました。もし、御対応が可能であればですけども、今後この添付資料の中にですね、工期の日程も予定で書いていただければ助かります。よろしく願います。以上です。

○議長（向野 忍議員） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第78号を採決します。

採決は起立によって行います。

本案は、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍議員） 起立多数であります。

よって、議案第78号、道路改良（補助金）工事（R7節子2工区）請負契約の締結については、可決されました。

△ 日程第20 議員派遣の件

○議長（向野 忍議員） 日程第20、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

会議規則第129条の規定により、お手元に配布のとおり議員を派遣したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍議員） 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

△ 閉会中の継続審査・調査申し出の件

○議長（向野 忍議員） これから、閉会中の継続審査・調査申し出の件を議題とします。

お諮りします。

日程第21は、防衛事業と地域共生調査特別委員長から、日程第22は、総務経済常任委員長から、日程第23は、文教厚生常任委員長から、日程第24は、議会運営委員長から、目下各委員会において審査・調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、閉会中の継続審査・調査の申し出がありましたので、そのように決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍議員） 異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

休憩します。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時08分

○議長（向野 忍議員） 再開します。

これで、今期定例会に提出されました議案等は全て終了いたしました。
会議を閉じます。

以上をもちまして、令和7年第3回瀬戸内町議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時09分

令和7年第3回瀬戸内町臨時会

会 期 日 程

令和7年第3回瀬戸内町議会臨時会会期日程

令和7年10月27日開会～27日閉会、会期1日間

月	日	曜日	会議別	会議の内容	備考
10	27	月	本会議	○開会 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○議案上程 ○閉会	

令和7年第3回瀬戸内町議会臨時会
令和7年10月27日(月)午前9時30分開議

1. 議事日程 (第1号)

- 開会の宣告
- 開議の宣告
- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第79号 令和7年度瀬戸内町一般会計補正予算(第5号)について
- 日程第 4 議案第80号 公立学校情報機器(端末)整備事業費補助金に係る物品売買契約の締結について
- 日程第 5 議案第81号 古仁屋小学校校舎解体工事請負契約の締結について
- 日程第 6 議案第82号 瀬戸内町災害被害者に対する町税減免条例の一部改正について

※ 閉 会

令和7年第3回瀬戸内町議会臨時会 10月27日(月)

○出席議員は、次のとおりである。(10名)

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	栄 克人 議員	2番	里山正樹 議員
3番	伊東さおり 議員	5番	中村洋康 議員
6番	泰山祐一 議員	7番	永井しずの 議員
8番	柳谷昌臣 議員	9番	元井直志 議員
10番	池田啓一 議員	11番	向野忍 議員

○欠席議員は、次のとおりである。(0名)

○職務のため会議に出席した事務局職員の職・氏名

事務局 長	義永将晃	事務局 次長	喜屋武純仁
庶務 議事係	宮原美子		

○地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	鎌田愛人	総務企画課人事補佐	勝田忠広
副町長	福原章仁	税務課長	林敬郎
教育長	盛島正行	農林課長補佐	太原佳文
総務企画課長	長 順一	教育委員会 総務課長	徳田義孝
総務企画課財政補佐	茂野清彦		

△ 開 会 午前 9時30分

- 議長（向野 忍議員） ただいまから、令和7年第3回瀬戸内町議会臨時会を開会いたします。
これより、本日の会議を開きます。
本日の日程は、お手元に配布の議事日程第1号のとおりであります。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（向野 忍議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
議席6番、泰山祐一議員並びに議席7番、永井しずの議員を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

- 議長（向野 忍議員） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。
本臨時会の会期は、本日の1日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（向野 忍議員） 異議なしと認めます。
よって、会期は本日の1日間に決定しました。

△ 日程第3 議案第79号 令和7年度瀬戸内町一般会計補正予算（第5号）について

- 議長（向野 忍議員） 日程第3、議案第79号、令和7年度瀬戸内町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。
- 町長（鎌田愛人） おはようございます。議案第79号、令和7年度瀬戸内町一般会計補正予算（第5号）について、提案理由の説明を申し上げます。
本予算は、4号補正予算成立後、新たに生じた事態に対処するため所要の措置を行おうとするものですが、その主な内容は次のとおりであります。
まず、歳出について申し上げます。
消防費に1,177万5,000円、農林水産業費に87万5,000円をそれぞれ追加したこと。
次に、歳入について申し上げます。
国庫支出金に1,214万円、地方交付税に51万円をそれぞれ追加したこと。
御審議のうえ議決くださいますようお願いいたします。
- 議長（向野 忍議員） これから、質疑を行います。
質疑はありませんか。
- 6番（泰山祐一議員） おはようございます。質疑をさせていただきます。まず、こちらのほうにございます7ページのほうの歳入のところですね、訓練交付金1,166万円入っております。こちらに

ついでの説明をお願いいたします。

○総務企画課長（長 順一） 御質問にお答えいたします。今回、この10月の頭のほうに訓練交付金、例えば自衛隊等の飛行機等が訓練で使われた場合のそこから交付金として瀬戸内町に約今回、1,160万ほどが入ってきております。それが主な歳入でございます。

○6番（泰山祐一議員） はい、承知いたしました。是非このあたりの財源もですね、町民の皆様にも有効活用していただきたいと思っております。

また、その下のほうの消防団能力向上資機材緊急整備事業48万円ということで、歳出のほうでもそちらのほうを減額して当てているところかと思っておりますけれども、こちらに関してこの48万円、どのような活用をしているのかということ、この事業の説明も踏まえてお願いいたします。

○総務企画課長（長 順一） この消防団救助能力向上資機材緊急整備事業で48万なんですけれども、これはもともと歳出は組んでおりました、消防ポンプの購入です。秋徳地区における購入の144万1,000円という決算が出たうえで、3分の1の補助というのを今回追加させていただきました。今回、補助申請するに当たって予算の裏付けが必要ということで、急ぎ今回載せたということになっております。

○6番（泰山祐一議員） はい、承知いたしました。続きましては、8ページの小型動力ポンプ600万円、こちらについての説明を求めます。

○総務企画課長（長 順一） お答えいたします。今回、この訓練交付金の歳入に伴いまして、消防団の加圧式小型動力ポンプ一式を4カ所に整備するため、地区としては生間地区、薩川地区、阿鉄地区、久慈地区、4カ所に整備を予定しております。以上です。

○6番（泰山祐一議員） はい、分かりました。昨今ですね、奄美のほうでも火事のほうがいくつかございましたので、そのあたりのほうのメンテナンス等々の更新作業もですね、適時引き続きお願いいたします。

また、その上のほういきます。6款1項4目のこちら農業振興費のほうの特殊病害虫対策事業で機器リース料87万5,000円、こちらのほうありますけれども、そちらの事業の説明を求めます。

○農林課長補佐（太原佳文） おはようございます。農林課長補佐の太原です。御質問にお答えします。こちらは、本町でもセグロウリミバエが発生しております、8月末からですね、それに対する加計呂麻と本島地区の体制構築のために2tダンプと4tダンプの車両のリースを計上しております。以上です。

○6番（泰山祐一議員） はい、承知いたしました。この予算も踏まえてですけれども、この対策に関してですね、本町としてどのような進捗具合なのか、影響があるのかということもですね、御説明いただきたいと思っております。

○農林課長補佐（太原佳文） 御質問に御説明いたします。まず、本町では8月25日に佐知克、9月16日に阿多地、9月22日に西古見にて発生を確認しております。その後、門司植物防疫所名瀬支所のほうの指示を受けて、まず行う作業としてはトラップの増設作業、そして発見された箇所から半径

1km以内の果実の除去、半径2km以内に果実の調査、そして新たに誘殺場の設置、そしてその半径1km以内に除去した果実の埋設作業というふうに行っております。以上です。

○6番（泰山祐一議員） はい、承知いたしました。引き続きこちらの対策のほうですね、適宜講じていただけたらと思います。以上です。

○議長（向野 忍議員） ほかに質疑ありませんか。

○5番（中村洋康議員） 私は歳入についてですね、もう少しお聞きしたいなと思いますけれども、この訓練交付金、国庫補助の総務費補助金ということで受け入れているわけでありましてけれども、これは一般財源扱いになるんでしょうかね。例えば、充当先がですね、消防費に充当してはいますけれども、ひもづけなのかどうかということの確認をちょっとしたいもんですから、お聞きいたします。

○総務企画課長（長 順一） この交付金については、ひもづけと申しますか、当てられる業種が決まっております。その中で、今回特に消防関係で、防災関係で充当しておりますけど、メニューの中には、ちょうどいくつかございまして、財源的には備品とか、そういうのが主に当てられているようになっておりますが、一般財源として何にでも使っていいというものではございません。

○5番（中村洋康議員） 自衛隊の訓練に係る交付金ということですよ、であれば、この消防費の備品購入であるとか、後で消耗品、消耗費についてお聞きしますけれども、そういう何か、どういうんですか、行政上の中で、どういうものにこの訓練交付金が充当できるのかということをお聞きしたいと思っております。

○総務企画課人事補佐（勝田忠広） ただいまの質問にお答えいたします。十数カ所事業がありますがけれども、全てお答えしてもよろしいでしょうか。

○5番（中村洋康議員） 全て細かくでもなくてもいいんですけれども、どういうものに充当できるんだということをですね、お願いいたします。

○総務企画課人事補佐（勝田忠広） ただいまの御質問にお答えいたします。公共施設及び通信施設、環境衛生、教育文化、医療、社会福祉、消防に関する施設、産業の振興に寄与する施設等がございます。

○5番（中村洋康議員） ほとんど、私の感覚からすると一般財源扱い相当分かなというふうな気もいたしますけれども、今回、その交付金があったので、この消防費にそのまま充当したということなんだろうと思いますけれども、これは予算編成上ですね、ものでありますので、細かくは申し上げませんが、いわゆるこの歳出の消防費にありますけれども、それ以外にも充当は可能ではあるということによろしいわけですよ。それで理解いたしました。

そしてですね、次は7ページですね、すみません、歳出ですね、8ページですか、総務費の消防品費577万5,000円ですけれども、これの説明を求めます。

○総務企画課長（長 順一） お答えいたします。この消耗費については、簡易消火栓のホース、町内にホース230カ所ほどございます。そのうちの今回40カ所程度を、やはり現在この初期消火をす

るうえで必要な消火栓について、まだホースのひび割れ等、ホースの結合部分の金属の劣化とかいうのがございますので、随時改修をしていかないといけないものですが、今現在把握しているなかで40カ所ということで整備を、改修を行う予定としております。

○議長（向野 忍議員） ほかに質疑はありませんか。

○10番（池田啓一議員） 農林課の方へ、課長補佐へお尋ねしますが、ちょっと教えてほしいんですけど、先ほど出たセグロウリミバエと、ちょっと名前が違うんですけど、どういう形が違うのか、また、今まで使っていた防除の薬が効くのか、生態的にはどうなのか、ちょっと町民にも私たちにも教えてほしいと思います。

○農林課長補佐（太原佳文） 御質問にお答えします。このセグロウリミバエとミカンコミバエの違いはですね、ミカンコミバエはミカン系、柑橘類に寄生し卵を産み付けます。このセグロウリミバエはウリ科の果実に卵を産み付けるんですが、ミカンコミバエの場合はミカンは基本冬場なんですけど、これは1年中通して寄生する対象の果実があります。例えば、本町でいいますとカボチャであったり、ニガウリ、キュウリ、バンジロウであったり、パパイヤ、パッションフルーツ、結構多いです。なので、今回のこの発生したときに、すぐに初動防除に応じなければいけませんので、このリース料を計上しておりますが、かなりミカンコミバエよりもちょっと対応が大変かなとは思っております。そのため今、鹿児島県のほうでも今年の9月補正で1億8,300万円を計上しておりますし、本町でも8月25日に佐知克で見つかった後に、すぐ町のホームページのほうにも掲載しております。あと広報紙の10月号にも、不要な果実の除去とか、廃棄のほうをお願いするような記事を掲載しております。以上です。

○議長（向野 忍議員） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第79号を採決します。

採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍議員） 起立多数であります。

よって、議案第79号、令和7年度瀬戸内町一般会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第4 議案第80号 公立学校情報機器（端末）整備事業費補助金に係る物品売買契約の締結について

○議長（向野 忍議員） 日程第4，議案第80号，公立学校情報機器（端末）整備事業費補助金に係る物品売買契約の締結についてを議題とし，町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人） 議案第80号，公立学校情報機器（端末）整備事業費補助金に係る物品売買契約の締結について，提案理由の説明を申し上げます。

本議案は，教育の情報化，G I G Aスクール構想第1期において整備した児童生徒1人1台端末について，G I G Aスクール構想第2期に向けて，子供たちの学びを止めない観点から，情報機器を更新するものであります。

業者の選定については，県が共同調達を行い，令和7年2月に企画提案協議を実施し，選考委員会による審査の結果，南国殖産株式会社に決定し，本町と随意契約を締結するものであります。

契約金額は一金6,431万3,194円で，令和7年10月20日に仮契約を締結いたしました。

主な整備内容は，タブレット，クロームブック751台を整備するものであります。

御審議のうえ議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍議員） これから，質疑を行います。

質疑はありませんか。

○7番（永井しずの議員） お尋ねします。現在使用中のタブレットと新規で購入するタブレットのそれぞれの単価を伺います。

○教育委員会総務課長（徳田義孝） 令和2年度と令和7年度，1期，2期購入する予定でございますが，1期目の単価が本体とオプションと合わせて約6万5,000円程度，今回は8万5,000円程度となっております。

○7番（永井しずの議員） 年数が経つと材料費も上がると思うんですが，その上がった理由として，例えばその中身，今まで使っているものとの性能ですね，は少しグレードアップするのか，同じようなものなのか，伺います。

○教育委員会総務課長（徳田義孝） 2万円ぐらい上がっておりますけれども，その本体そのものは約5,000円ぐらい上がっておりますが，それ以外にオプションという形で上がっている部分がございます。維持補修，端末の保守系，また学習支援ソフトで値上がりした分に加えですね，今回L T Eという通信環境のもとで，Wi-Fi以外の環境のもとでもできるというものですので，それに伴うセキュリティであるとか，またG o o g l eのソフトですね，これを全面的に使えるような権利，そういったものも合わせてですね，約2万円近く上昇しているということでございます。

○7番（永井しずの議員） 子供たちが更なる学力アップですね，につながるように願っております。以上です。

○議長（向野 忍議員） ほかに質疑はありませんか。

○6番（泰山祐一議員） 質疑させていただきます。まずこちらの物品のほうのタブレットクローム

C Z11フリップス一式購入ということですが、こちらの一式というところについて、どのようなものを買うのか、揃えるのかというところについてお伺いをしたいと思います。

○教育委員会総務課長（徳田義孝） 一式ということで、本体そのものに加えて端末管理のツールであるとか、学習支援ソフト、それからハードケース等を合わせた単価が先ほどの金額となっております。

○6番（泰山祐一議員） はい、分かりました。あと先ほどの質疑答弁の中でもございましたが、LTE通信環境にも対応するというごさいます、こちらについてももう少し具体的にですね、例えばWi-Fiがなくても御自宅で自由に使えるようになるとか、場所を選ばずにですね、通信が入るところに関しては利用ができるようになるとか、ちょっとそのあたりについても御説明いただきたいと思ひます。

○教育委員会総務課長（徳田義孝） そうですね、Wi-Fi環境下での使用がこれまででございましたけれども、LTEの通信環境下ということで、例えば屋外に持ち出して使うとかですね、また家庭にその環境、Wi-Fi環境がない御家庭においても、携帯電話が通じるエリアであればどこであっても使えるということでごさいますので、学びの機会が増える、タブレットを使う機会がより自由になると考えております。

○6番（泰山祐一議員） はい、承知いたしました。その部分を踏まえて、今既にもう行われているところだと思ひますけれども、セキュリティの部分ですね、いわゆる、多分今回導入するタブレットにセキュリティ関係もまた入れ込むと思ひますけれども、例えば授業中だったり、授業外のところ、学ぶ学習ツール以外のものが触れないように、セキュリティ上であるのかどうかですね、ちょっとそのあたりについても、分かる範囲でお伺ひしたいと思います。

○教育委員会総務課長（徳田義孝） 学習支援ソフト、例えばロイロとかですね、そこ事態にもうセキュリティというのはかかっておりますけれども、それを越えた、また更に大きい段階でですね、今回、フリタリングサービスを導入することとしております。そこでどのような状況に使われているかとかをチェックしたりですね、こういう部分は使えないようにするとか、そういう設定も常時できるようになっておりますし、これまで以上に高度なセキュリティ対策が取られると考えております。

○6番（泰山祐一議員） はい、分かりました。ほかの市町村で、瀬戸内町とまた環境も違うかもしれないんですけれども、やはり学生・生徒の方々もですね、知恵が働くのか、やはりそういった学習ツール以外のところのものもですね、うまくたどり着いてやっているケースもあるというふう、事実聞いたりもしましたので、そのような形で先生方もおっしゃっている人もいましたので、是非瀬戸内町においてもそういった形で場所を問わずですね、使えるようになるというメリットはありつつ、逆にそれがあることによってセキュリティの部分もですね、やはりしっかりしなければいけないのかなと思ひたところですので、そのあたりですね、引き続きお願ひしたいと思います。

あと、ちょっと今後の参考までにお尋ねしたいんですけれども、今回、鹿児島県のほうの共同で

の購入に対して瀬戸内町が参画をしているということでございますが、今回、6,400万ほどのですね、物品調達になりますけれども、やはり本来であれば各全国の市町村もですね、自分たちの自治体で自分たちの自治体にいらっしゃる事業者の方にですね、発注をしたいなというところではあると思うんですけれども、それも踏まえて、今回県のほうの共同調達に参画をしたということで、やはりスケールのメリット等々が多分あるのかなと思うんですけれども、そのあたりに関してのメリットの点をですね、お尋ねしたいなと思います。

○教育委員会総務課長（徳田義孝） 今回第2期目ということで、多くの自治体が導入をしていると思いますけれども、鹿児島県下はですね、全市町村この県の共同調達に参画をしているということでございます。議員のおっしゃるようにスケールメリットというのが一番大きいですが、この離島であってもですね、鹿児島本土の単価と同じ単価で購入できるということで、この部分はかなり大きいメリットかなと思っております。それから、もう一つは共同の仕様ということ、仕様が共通でありますので、先生方が例えば異動したりとかですね、研究授業を行ったりするときに、そのソフトが同じものを使っている部分を見れるとか、その応用が効きやすいとか、そういう仕様が共通であるということのメリットも大きいと考えております。

○6番（泰山祐一議員） はい、分かりました。その中でまた今後の次の更新のタイミングも見据えてですね、ほかの全国の市町村の中には、自分たちの市だったり、単独で調達しているところもあります。そのあたりの塩梅の加減で、これぐらいの数がないとなかなか難しいとかも、きっとあるのかなと思うんですね。瀬戸内町単体でやるのが難しければ、じゃあ奄美大島5市町村、若しくは奄美群島ですね、そういった調達も一つ調査事項としてですね、各教育委員会とも鹿児島県の教育委員会ともですね、話し合いなども含めながら、そのあたりもちょっと地域でできるものなのかどうかということもですね、勉強していただくこともですね、大事なかなと思いましたが、是非そのあたりも今後の宿題として検討していただけたらと思いました。

あともう1点お尋ねしたいんですけれども、瀬戸内町のほうのこちら公表しております、各自治体で公表していますが、公立学校情報機器整備事業に関わる各種計画についての公表というものがございます。今回のタブレットの更新のタイミングも踏まえて行われるのか、予算に入っているかをちょっと確認したいんですが、現在、PPPOE方式による接続方式であるということで、こちらをIPOE方式に変更する対策を令和7年度中に進めていきたいということが示されておりますけれども、その部分に関しては、このタブレットの導入を踏まえてですね、どういうふうになっていくのか、もう既に対応されているものなのかも踏まえてですね、お尋ねしたいなと思います。

○教育委員会総務課長（徳田義孝） ここらへんの方式についてはですね、今後導入したあとも含めて、その状況も踏まえながら検討を進めていきたいと考えております。

○6番（泰山祐一議員） 是非お願いしたいと思います。学生、生徒のこのタブレット等々のですね、通信環境に関しては一步一步進化して、そして使いやすくなっているというふうに認識しております。その一方でですね、学校の先生方のパソコンだったり、通信環境も結構昔、10年ぐらい前

のパソコンをいまだに使っているというような学校もあると聞いておりますので、是非そのあたりも先生方の働き方というところでも、やはり通信環境のやはり整備、パソコンの新しく、またリースだったり、購入だったりも踏まえですね、検討も必要なのかなと思われましたので、是非そのあたり次年度以降のところの検討材料にですね、していただきたいなと思います。以上です。

○議長（向野 忍議員） ほかに質疑はありませんか。

○5番（中村洋康議員） この新規のタブレット、単価8万5,000円ですかね、ということでしたけれども、これの補助金は1台当たり、今どのようになっていますか。

○教育委員会総務課長（徳田義孝） 補助金ということで、1台当たりの補助基本額というのが5万5,000円でございますが、これに奄美群島地区は2%の上乗せ分がございますので、5万6,100円ですかね、が単価になります。補助基本額その3分の2の751台ですかね、分相当の補助金ということで、2,400万程度が補助金になると考えております。

○5番（中村洋康議員） あと1点です。LTE機能付きということでありましてけれども、このWi-Fi環境以外のときですね、通信費はどのように考えていらっしゃるのかお伺いします。

○教育委員会総務課長（徳田義孝） 通信費でございますが、1台当たり7ギガ、これを全生徒で児童生徒で町で共有するというところでございます。月当たりが350円程度の利用料となっておりますので、これは通信料、電話料という形での計上になろうかと思いますが、今後5年間ですね、そのような対応をさせていただければと思っております。

○5番（中村洋康議員） ということは、町のほうで全て通信費も補助するということですね。はい、分かりました。

○議長（向野 忍議員） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第80号を採決します。

採決は起立によって行います。

本案は、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍議員） 起立多数であります。

よって、議案第80号、公立学校情報機器（端末）整備事業費補助金に係る物品売買契約の締結については、可決されました。

△ 日程第5 議案第81号 古仁屋小学校校舎解体工事請負契約の締結について

○議長（向野 忍議員） 日程第5，議案第81号，古仁屋小学校校舎解体工事請負契約の締結についてを議題とし，町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人） 議案第81号，古仁屋小学校校舎解体工事請負契約の締結について，提案理由の説明を申し上げます。

本議案は，令和7年10月22日，丸福建設株式会社，株式会社勇建設，株式会社伊東組，株式会社泰江組，奄美興発株式会社，株式会社里山興業の6社による指名競争入札の結果，株式会社里山興業が一金，8,805万3,108円で落札決定し，令和7年10月23日付で仮契約を締結しております。

御審議のうえ議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍議員） これから，質疑を行います。

質疑はありませんか。

○6番（泰山祐一議員） 質疑させていただきます。こちらの解体工事のほうの工期の部分についてお尋ねをしたいと思います。スタートがいつで，そして終了，終りのめどですね，いつ頃を目指しているのかということをお伺いしたいと思います。

○教育委員会総務課長（徳田義孝） 議案の中での150日間という工期を掲載させていただいているかと思いますが，明日から10月28日から来年の3月26日までの工期を予定しております。

○6番（泰山祐一議員） はい，承知いたしました。このあたりに関しては，学校の授業等々がある時間も作業をされることになるのでしょうか。またそのようであればですね，防音対策等についてもお尋ねしたいと思います。

○教育委員会総務課長（徳田義孝） 3月までということですので，授業中にも関わってくると思いますが，当然，防音対策，また安全対策をしっかりして施工するようにですね，見ていきたいと思っております。

○6番（泰山祐一議員） はい，分かりました。あと，この古仁屋小学校の学校長等もですね，このあたりの計画に関しては適宜話し合いをして，今言われているスケジュールなどもですね，踏まえて，事業者の方々とも話し合いなどもちゃんと進めていただきたいと思いますけれども，既にそのあたりの事前の打合せ等々に関しては，もう問題ないという認識でよろしかったでしょうか。

○教育委員会総務課長（徳田義孝） 設計業者さんとはオンラインでこちらも協議したりですね，また随時設計業者さんも東京から来られて，学校長と一緒に現場を確認したりですね，スケジュール等も踏まえて説明をしながら行っています。今後もそのような形で進めていきたいと思っております。

○6番（泰山祐一議員） はい，分かりました。大規模な工事等々になっていきますので，適宜学校の方ですね，関係者，責任者の方とは打合せなども進めていただいていたと思います。

あとですね，今回，この8,800万ほどの契約の議案となります。今回2階建て，複数階の2階建てですかね，の建物を2校舎ですね，2棟建て壊すというような形になりますけれども，それらも踏ま

えて、昨今のちょっとこの撤去費に関して、どのような相場推移になっているのかなというところも踏まえですね、過去参考にできるような物件の解体工事と比較して、今回の金額の単価の延べ床面積とかがどの程度推移しているのかというところをお尋ねしたいなと思います。

○教育委員会総務課長（徳田義孝） 今回の古仁屋小学校の解体ということで、事業費8,800万円に対して、約、延べ床面積で1,800㎡ぐらいですので、単価にすると4万8,000円近くに、平米当たりですね、なるかと思います。スケールメリット、規模が大きいと、その分単価は落ちてくるという傾向はあるかと思いますが、阿木名等の教員住宅とかも解体したときと比べますと、阿木名の場合は面積が少なく、教員住宅平屋の2世帯分と、また校長住宅1世帯分というので、その二つ工区分けをして行っております。教員住宅、校長住宅のほうはですね、ちょっと若干7万円を超えるぐらいの単価になっておるとは思いますが、トータルでその時点、その阿木名の教員住宅2工区分では約6万ぐらい、合わせてですけれども、単価となっております。相場があるというよりも、その規模であるとか、何階建てであるとか、その中の構造がどうなっているとか、そういうのもあるので、一概にいくらぐらいということは申し上げられないと思いますが、今回、大きな面積が大きいということもございまして、阿木名と比べた場合よりは単価、平米当たりの単価というのは若干少なくなっているところでございます。

○6番（泰山祐一議員） はい、分かりました。今後、本町において、やはり老朽化している施設関係が年々増えていくという見込みかと思えます。その中で、この撤去費の部分、やはり補助事業がなかなか入らないというような、今現状だと思いますので、その部分を踏まえてですね、今後この個別施設計画のところにおいては、しっかり予算計画も練っていただいたうえでですね、今後の施設の在り方をどうしていくのかというようなところを考えていただきたいなと思います。またこれ、本町に限らずですね、大島支庁瀬戸内事務所のほうも、今後大島支庁としてどういうふうにしていくのかというようなところもいろいろできてきているようですので、そのあたりもですね、町としてどのように、今度この町づくり考えていくのかというところにも意識を向けていただきたいなと思います。以上です。

○教育委員会総務課長（徳田義孝） 解体工事の場合もですね、翌年度に新築するとか、そういう条件のもとであれば、補助対象に、交付金の対象になります、10分の5.5とかですね。ただ単価、平米当たりの単価というのがございますので、そこらへんもコスト意識を持ちながらですね、取り組んでいきたいと思っております。

○議長（向野 忍議員） ほかに質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍議員） 討論なしと認めます。

休憩します。

休憩 午前10時09分

再開 午前10時09分

○議長（向野 忍議員） 再開します。

これから、議案第81号を採決します。

採決は起立によって行います。

本案は、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍議員） 起立多数であります。

よって、議案第81号、古仁屋小学校校舎解体工事請負契約の締結については、可決されました。

休憩します。

休憩 午前10時09分

再開 午前10時10分

○議長（向野 忍議員） 再開します。

△ 日程第6 議案第82号 瀬戸内町災害被害者に対する町税減免条例の一部改正について

○議長（向野 忍議員） 日程第6、議案第82号、瀬戸内町災害被害者に対する町税減免条例の一部改正についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人） 議案第82号、瀬戸内町災害被害者に対する町税減免条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、瀬戸内町災害被害者に対する町税減免条例の一部を改正するものであります。主な改正点は、各様式の年号を削るものであります。

御審議のうえ議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍議員） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○6番（泰山祐一議員） 1点だけお尋ねしたいと思います。

こちらは昭和の元号のほうを削除するというふうになっておりましたが、これは現在、平成そして令和になりましたけれども、これは平成のときはどのようにされていたんですかね。

○税務課長（林 敬郎） お答えいたします。確かにこれ、現在今、昭和になっております。以前はですね、最近、こういう申請のほうがなかったという点もあるんですが、以前はですね、こちらのほうを二重線で消して書き変えて、手書きでですね、変えて申請をしていたというところがあると

思います。その時点で修正とかしていたらよかったと思うんですが、その点をですね、していなかったもので、今回ですね、上げさせていただきました。

○6番(泰山祐一議員) はい、分かりました。また今後ですね、ほかのこういったものの提出資料もですね、このように昭和のものが残っていたりとか、平成のものが残っていたりですね、していないかどうか、適宜チェックしていただけたらと思います。以上です。

○税務課長(林 敬郎) 今現在ですね、瀬戸内町では課の統合とか、係の統合していると思います。その中で総務企画課のほうでですね、条例のほうも全てチェックしております。また、税務課に関しては、私どものほうでもですね、中身のほうをもう一度確認をして、年号も含めてですね、今修正させていただきたいと思っております。

○議長(向野 忍議員) ほかに質疑はありませんか。

○3番(伊東さおり議員) すみません、こちらのほう、今昭和のほうを削られるということなんですけども、和暦でも西暦でも構わないのでしょうか、こちらのほうは。

○税務課長(林 敬郎) はい、そのとおりであります。

○議長(向野 忍議員) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(向野 忍議員) 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(向野 忍議員) 討論なしと認めます。

これから、議案第82号を採決します。

採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(向野 忍議員) 起立多数であります。

よって、議案第82号、瀬戸内町災害被害者に対する町税減免条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

これで、本日の日程は終了しました。

会議を閉じます。

以上をもちまして、令和7年第3回瀬戸内町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前10時15分

